

# 篠山市歴史文化基本構想

平成23年3月  
篠山市教育委員会





## はじめに

文化財は、地域の歴史や文化を理解するうえで不可欠なものであり、また、過去から未来に向けて受け継がれるべき文化の向上発展の基礎をなす「貴重な国民的財産」です。これまでも文化財は、多くの方々の努力によりその保護（保存と活用）が図られてきました。

文化財には、人々の営みと色濃く関連し、暮らしとかかわりながら伝統的な意義や価値を形成してきている点や相互に有機的につながっている側面があります。文化財は、決して一つ一つが独立して存在しているわけではないのです。

こうしたことを踏まえ、平成19年10月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では文化財を総合的に把握することが提言されました。このことを契機として、文化財施策を巡る状況が大きく伸展し、文化財の保護の在り方が『新たなステージへの歴史的転換期』を迎えることとなりました。

平成20年5月には文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管で、歴史的風致の維持および向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が公布されました。

平成20年度、文化庁では、新しいまちづくりの指針の策定には、地域の貴重な財産である文化財を活かした地域活性化に戦略的に取り組み、将来世代にまちづくり・地域づくりを紡いでいくことこそが大切であるとし、従来の文化財概念にとらわれず市民と共有しうる独自の視点に基づいて地域に顕在・潜在する文化財を総合的に把握し、その保存と活用を円滑に推進する基本方針である「歴史文化基本構想」の策定という発想を基軸に、「文化財総合的把握モデル事業」が創設されました。

篠山市では、歴史文化を基本に据えたまちづくりを推進しようとしていただけに、今回の事業を絶好の機会ととらえ、全国20箇所（25市町村）の事業受託自治体の一市として名を連ねることが出来ましたこと、誇りに思っているところです。

文化財は地域の独自性とも言うべき地域アイデンティティの核となるものであり、また、地域のシンボルである文化財や歴史、伝統を生かしたまちづくりは、地域の魅力の増大と活力向上の生命線となることと確信をいたし取り組んでまいりました。

基本構想策定に際しましては、篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員長益田兼房先生、同じく副委員長大路靖先生をはじめ各委員の皆様、熱い論議と大学等の研究機関によりまず先進的な調査研究並びに文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室様及び兵庫県教育委員会事務局文化財室様等の適切なご指導ご助言を賜りましたこと、心から感謝と御礼を申し上げます。また、「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」等の作成をはじめ、地域の歴史や文化を背景とし、地域の文化財を周辺の環境も含め総合的にとらえ、新たな価値を見いだす活動に積極的な取組をいただき、ご協力とご支援を賜りました篠山市内の各自治会の皆様に対し、深く感謝を申し上げます。

今般取りまとめました「篠山市歴史文化基本構想」は、篠山の各地域の個性ある歴史的な資産や文化財を市民と共に歴史文化のストーリーに沿って光り輝かせることにより、新しいまちづくりへの一つの潮流をつくることへの挑戦を始めたその第一歩であります。ご高覧をいただくとともに、ご指導とご助言、ご批評を賜り、基本構想をより確かなものとし、文化財を活かしたまちづくりを連綿と未来へ紡いでいくことに努めてまいります。

結びに、今後、全国の各市町村において「歴史文化基本構想」が策定され、この構想をまちづくりのツールとして地域住民と共に文化財のよりよい保存・活用がなされ、市民、地域住民にとって魅力的で住みやすいまちづくり、地域づくりの伸展に繋がることを願っています。

平成23年3月

篠山市教育委員会



# 目次

はじめに

第1章 策定の背景及び目的.....	1
1 策定の背景及び目的.....	1
2 構想策定の体制.....	2
3 構想策定の経過.....	3
4 篠山市歴史文化基本構想の位置付け.....	4
(1) 「篠山市総合計画」、「篠山市教育振興基本計画」等及び既存事業等との関係.....	4
(2) 期待される効果.....	5
第2章 市域の概要.....	7
1 自然環境.....	7
(1) 地形.....	7
(2) 地質.....	9
(3) 水系.....	9
(4) 植生.....	10
2 社会環境.....	12
(1) 人口.....	12
(2) 産業.....	13
(3) 歴史的背景.....	15
3 「篠山市総合計画」、「篠山市教育振興基本計画」等及び既存事業等との 連携強化と保存・活用施策の充実.....	19
第3章 篠山市の歴史文化.....	21
1 調査の目的と全体構成.....	21
2 文化財把握調査.....	23
(1) 調査の方法.....	23
(2) 文化財把握調査の結果.....	24
3 詳細調査.....	36
(1) 調査の方法.....	36
(2) 景観・まちづくり調査結果.....	37
(3) 建造物・町並み調査結果.....	48
(4) 農村・自然環境調査結果.....	74
(5) 民俗文化調査結果.....	102
(6) 文化財防災調査結果.....	129
4 篠山市の歴史文化の特性と課題.....	141
(1) 篠山市の歴史文化の特性.....	141
(2) 歴史文化の特性から学ぶこと.....	142
(3) 歴史文化基本構想に向けての課題.....	144

第4章 歴史文化基本構想の考え方.....	145
1 基本理念.....	145
2 基本方針.....	146
第5章 歴史文化を活かしたまちづくりの進め方.....	147
1 「歴史文化まちづくり資産」の適切な保存・活用の推進.....	147
(1) 「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用のための区域の設定.....	147
(2) 暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用.....	147
(3) 「歴史文化まちづくり資産」を基礎とした防災まちづくり.....	149
2 歴史文化を活かしたまちづくりの仕組みの構築.....	150
(1) 各主体の役割と主体間の連携.....	150
(2) 歴史文化を活かしたまちづくりの担い手づくり.....	152
(3) 「歴史文化まちづくり資産」の情報化.....	153
3 制度・事業の連携による総合的な歴史文化を活かしたまちづくりの推進.....	155
(1) 文化財の指定等.....	155
(2) 関連計画・制度との連携.....	156
(3) 歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくための新たな制度の創設.....	156
第6章 歴史文化保存活用計画.....	157
1 歴史文化保存活用計画の考え方.....	157
2 「市全域」の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画.....	157
3 「地区」の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画.....	158
(1) 「城下町地区」の保存活用計画.....	159
(2) 「街道集落地区」の保存活用計画.....	160
(3) 「農村集落地区」の保存活用計画.....	161
4 「集落」の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画.....	162
【コラム】 地域の建築に携わる者の役割.....	164
おわりに.....	167
「篠山らしさ」と「歴史文化まちづくり資産」.....	167
篠山市歴史文化基本構想の実現に向けて.....	168

# 第 1 章 策定の背景及び目的

## 1 策定の背景及び目的

篠山市は、天下普請で築城された篠山城と城下町を中心に、宿場町、農村集落、窯業集落などの町や集落の景観、全国的にも著名な黒大豆や山の芋などを生産する田畑、市域の7割を占める緑豊かな山林や山並み、オオサンショウウオの棲む清流、京文化や播磨地方の影響を受けた様々な形態を持つ祭礼などの伝統文化を含む重層的な歴史や文化を守り伝えてきた。現在の篠山市は、主として中世を起源として近世に大きく発展した農村都市の姿が多種多様な文化財群とともに一体的に保存継承されており、全国各地で再認識されている「日本の原風景」<sup>(※1)</sup>が、篠山市では今なお色濃く残されていることを示している。

篠山市教育委員会では、「篠山市総合計画」に基づき、文化財が多く残されていることを最大限に活かした「日本の原風景 篠山」を後世に伝えるまちづくり施策を進めている。

また、篠山市のシンボルともいえる篠山城が慶長14年(1609)に築城されてから平成21年(2009)には築城400年という記念すべき年を迎え、丹波篠山築城400年祭を開催した。篠山市では築城400年祭を契機として「暮らしと住まい」、「歴史と文化」さらに「観光」をキーワードに、ここに暮らす人々や丹波篠山に魅力を感じる人々とともに新たな価値を創造し、未来を創り上げるまちづくりを進めるため様々な取り組みを始めている。

「日本の原風景 篠山」を後世に伝える各種施策や丹波篠山築城400年祭を機に進めようとしているまちづくりには、文化財は欠くことのできない貴重な「資産」であると共に、現在及び将来のまちづくりの核となるべきものであり、市域に広がる多様な文化財を正確に調査・把握し、積極的に保存・活用を図る必要がある。しかし、現在のところ一部の調査にとどまっているのが実情である。

また、少子高齢化などによって文化財を保存・活用していく担い手の減少や「日本の原風景」の核となる田畑・山林の荒廃、建造物の老朽化や無住化などとい

った大きな問題が生じており、これらの問題を解決する施策立案や施策の確実な進捗も早急に求められている状況である。

こうした中で、文化庁では、長い歴史のなかで多くの人々の努力により守られてきた文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為と関わりながら伝統的な価値を形成しており、文化財はその立地環境と相互に有機的につながっていること、また文化財を社会全体で継承していくためには、魅力的なかたちでわかりやすく伝えていくことが必要であるとの認識をとりまとめた<sup>(※2)</sup>。そこで、一定のテーマの下に周辺環境まで文化財を総合的にとらえる「文化財の総合的把握」と地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための「歴史文化基本構想」を自治体単位で策定することを推進するため、平成20年度(2008)に地方自治体を対象として調査・構想策定を委託する「文化財総合的把握モデル事業」を創設した。

こうした背景を受けて、「日本の原風景 篠山」の構成要素となる文化財を総合的にとらえ、積極的な保存・活用を図り、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、「文化財総合的把握モデル事業」を活用し、市内に残る城下町や宿場町、農村集落、旧街道沿いに残る街道集落、またそれら街道や集落周辺に広がる丹波篠山産の豊かな農作物を生み出す田畑や山林などの自然景観等を、「日本の原風景 篠山—中世を起源とし近世に発展した農村都市の姿、篠山城下と関連文化財群—」と位置づけ、市全域を「歴史文化保存活用区域」と捉えた一体的な保存・活用の在り方を示すことを目的として、「篠山市歴史文化基本構想」を策定することとした。

### 【第1章1(1) 補注】

(※1) 日本各地で高度経済成長期における都市化や市街化が進展し、風景が変容していった中で、固有の歴史的な町並みや田園風景が現在まで継承されている篠山市の風景は、まさに「日本の原風景」の一つの典型を為すものとして位置付けている。

(※2) 『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』(平成19年10月30日)による。

## 2 構想策定の体制

「日本の原風景 篠山」の構成要素となる文化財を多様な視点から総合的に把握し、学術的価値の明確化や、まちづくりへの位置づけを的確かつ効果的に行っていくため、また、市民を中心とした積極的な保存及び活用を推進していくため、市民、学識経験者ならびに行政関係者 17 名で構成する「篠山市歴史文化基本構想等策定委員会」を設置して検討した。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会は、「①歴史文化基本構想の策定に関すること」、「②保存活用計画の策定に関すること」、「③市内に所在する文化財の調査に関すること」、「④その他委員会の目的達成に必要なこと」に関する調査検討を行い、その結果を教育委員会へ報告した。また、委員会に文化財調査専門部会を置くとともに、必要に応じて文化財調査専門員を置き、文化財を専門的に調査し、その活用方法等を検討したうえで、委員会へ報告する過程を踏まえて構想を策定した。

なお、策定にあたっては、文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室の支援及び指導を受けながら進めた。

### ■ 篠山市歴史文化基本構想等策定委員会の構成

#### 【学識経験者】

委員長

益田兼房（立命館大学教授）

景観・まちづくり調査部会（文化財調査専門部会主任調査員）

三輪康一（神戸大学大学院工学研究科准教授）

建造物・町並み調査部会

黒田龍二（神戸大学大学院工学研究科准教授）

農村・自然環境調査部会

山崎寿一（神戸大学大学院工学研究科教授）

民俗文化調査部会

大江篤（園田学園女子大学教授）

文化財防災調査部会

大窪健之（立命館大学理工学部教授）

#### 【市民代表】

副委員長

大路靖（篠山市文化財保護審議会会長）

小林一三（篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長）

栗野章治（福住地区まちなみ選定準備委員会委員長）

才本謙二（H20 たんば世話人、兵庫県ヘリテージマネージャー）

鷲尾隆円（文保寺観明院住職）

#### 【行政関係】

\*平成 20～22 年度

村上裕道（兵庫県教育委員会文化財室長）

\*平成 20 年度

川端宏幸（兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課長）

\*平成 21、22 年度

大町勝（兵庫県県土整備部まちづくり局長兼都市政策課長）

\*平成 20 年度

阪出裕昭（兵庫県丹波県民局県土整備部森のまちづくり担当参事）

\*平成 21 年度

松本正利（兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事）

\*平成 22 年度

北中五雄（兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事）

\*平成 20 年度

栗野義範（篠山市まちづくり部次長）

\*平成 22 年度

若泰幸雄（篠山市まちづくり部長）

\*平成 20～22 年度

長澤義幸（篠山市農都創造部長）

\*平成 20 年度

小山辰彦（篠山市教育委員会次長）

\*平成 21 年度

上田英樹（篠山市教育委員会次長）

\*平成 22 年度

長谷川正（篠山市教育委員会次長）

#### 【文化財調査専門委員】

景観・まちづくり調査部会

栗山尚子（神戸大学大学院工学研究科助教）

建造物・町並み調査部会

合田喜賢（神戸大学大学院自然科学研究科博士後期課程）

民俗文化調査部会

久下正史（神戸大学大学院国際化学研究科学術推進研究員）

藤原喜美子（流通科学大学情報学部経営情報学科准教授）



### 3 構想策定の経過

本構想は下記に示すとおり、平成 20 年(2008) 6 月 12 日に文化財総合的把握モデル事業計画書を文化庁に提出し、同年 10 月 1 日付けで文化庁と篠山市で「文化財総合的把握モデル事業」に関する委託契約を締結した後、同年 12 月 9 日の第 1 回歴史文化基本構想等策定委員会を開催し、平成 23 年(2011) 1 月までに 9 回の委員会、5 回の文化財調査専門部会調整会議を開催して検討した。

また、平成 21 年(2009) 3 月、平成 23 年(2011) 2 月に主として市民を対象としたシンポジウムの開催、平成 22 年(2010) 10 月には市内 6 カ所で本構想の市民説明会を開催するなど、専門的な見地からの調査、幅広い分野で構成される委員会における審議、市民を対象とした歴史文化まちづくりに関する情報発信を展開することを通じて、まとめに至った。

#### 【平成 20 年度】

- 6 月 12 日 文化財総合的把握モデル事業計画書の提出
- 8 月 29 日 文化財総合的把握モデル事業採択通知
- 10 月 1 日 文化庁と文化財総合的把握モデル事業委託契約締結
- 10 月 10 日 篠山市歴史文化基本構想等策定委員会設置要綱施行
- 10 月 15 日 定例教育委員会で報告
- 12 月 9 日 第 1 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 12 月～ 文化財把握調査の実施
- 1 月 27 日 第 2 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 3 月 23 日 第 3 回歴史文化基本構想等策定委員会

#### 【平成 21 年度】

- 4 月～ 文化財調査専門部会による詳細調査の実施
- 6 月 10 日 第 1 回文化財調査専門部会調整会議
- 8 月 5 日 第 4 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 8 月～ 自治会長等へのアンケート調査の実施
- 12 月 2 日 第 2 回文化財調査専門部会調整会議
- 12 月 14 日 定例教育委員会で報告
- 12 月 22 日 第 3 回文化財調査専門部会調整会議
- 2 月 21 日 シンポジウム「ひと・もの・まつりー歴史遺産を活かしたまちづくり」開催

- 3 月 10 日 第 5 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 3 月 14 日 シンポジウム「これから 100 年のまちづくりを考える」開催

#### 【平成 22 年度】

- 6 月 16 日 第 4 回文化財調査専門部会調整会議
- 6 月 30 日 第 6 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 10 月 20 日 第 7 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 10 月 21 日 市内 6 カ所で市民説明会の開催  
～ (篠山市景観計画及び篠山市歴史文化基本構想策定説明会)
- 10 月 31 日 基本構想策定説明会)
- 11 月 4 日 定例教育委員会で協議
- 11 月 15 日 第 5 回文化財調査専門部会調整会議
- 12 月 8 日 第 8 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 12 月 13 日 定例教育委員会で協議
- 1 月 13 日 第 9 回歴史文化基本構想等策定委員会  
策定委員会から構想原案を教育委員会に報告  
定例教育委員会で協議
- 1 月 21 日 臨時教育委員会で構想(案)を議決
- 1 月 31 日 基本構想(案)の公表  
～ 及び
- 3 月 1 日 パブリックコメントの実施
- 2 月 21 日 篠山市広報「丹波篠山」2011 年 3 月で構想(案)の特集記事掲載
- 3 月 9 日 定例教育委員会で構想について議決  
篠山市歴史文化基本構想の告示



歴史文化基本構想等策定委員会の様子



市民説明会



シンポジウム

市民説明会・シンポジウムの様子

## 4 篠山市歴史文化基本構想の位置付け

### (1) 「篠山市総合計画」、「篠山市教育振興基本計画」等及び既存事業等との関係

篠山市歴史文化基本構想は、篠山市域に数多く存在している文化財を「日本の原風景 篠山」の構成要素と位置付け、「篠山市総合計画」及び「篠山市教育振興基本計画」（篠山きらめき教育プラン）に即して、篠山市における歴史・文化関連施策の展開にあたっての基本的方針を提示するものと位置付ける。

また、「篠山市国土利用計画」、「篠山市農村振興基本計画」、「篠山再生計画」、「篠山市景観計画」などの関連計画と連携、整合のとれた構想とするとともに、兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」や篠山市の「篠山市緑豊かな里づくり条例」「篠山市景観条例」等による環境保全・形成手法を本構想の支援手法の一つとして位置づける。

さらに、本構想に基づき、文化財保存事業などの事業と「文化財保護法」や「都市計画法」などに基づく

制度の両輪での施策展開を進めるとともに、兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく地区整備計画や篠山市の「篠山市緑豊かな里づくり条例」に基づく里づくり計画、まちづくり協議会による市民のまちづくり活動を推進し、市民、事業者、行政等が協働で歴史文化の保存・活用に取り組む構想とする。

また、本構想における文化財の総合的把握及び関連文化財群の整理に基づき、多様な文化財とその周辺環境を一体的に保存・活用していくための基本理念・基本方針を提示した上で、市全域を対象として文化財を活かしたまちづくりを進めるための手法、各主体の連携協力の枠組み、人材育成等の方策を提示するものとした。加えて、市民や活動団体、企業等（以下「市民等」と記載）による地区別ならびに集落別の関連文化財群保存活用計画の考え方についても提示するものとする。

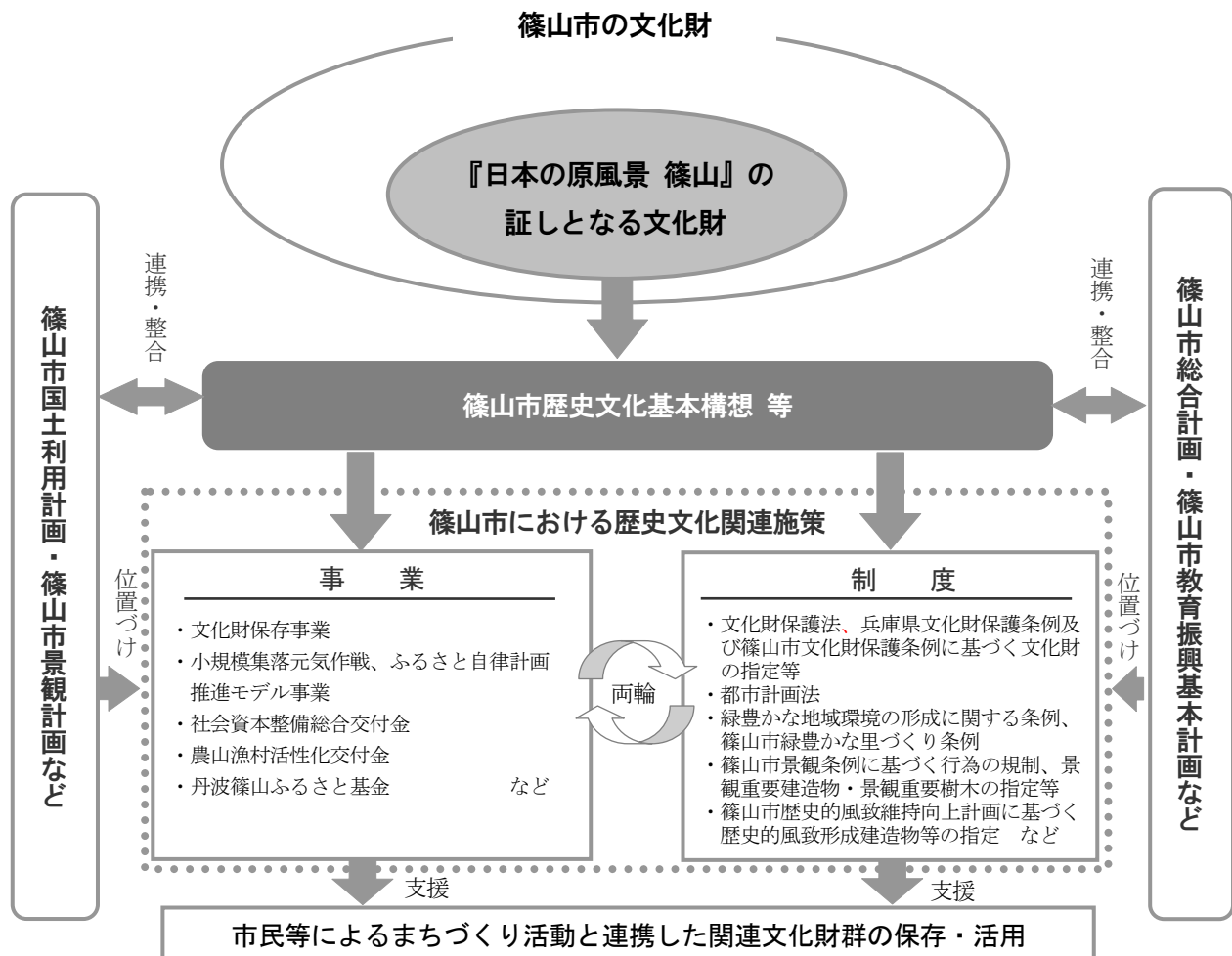


図 1-1 篠山市歴史文化基本構想の位置付け

## (2) 期待される効果

歴史文化基本構想に期待される効果として、文化審議会文化財分科会企画調査会報告書では、以下の4点があげられている。

### ○ 多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用

基本構想の策定に当たり、地域に潜在している文化財を見つけ出すことにより、それらの文化財についても価値が顕在化しないまま開発や老朽化により失われていくことを未然に防ぐことが期待できる。また、従来の個別の文化財保護の枠組みの中では見落とされがちであった文化財の多様な意義や価値、保護の必要性が明らかになることで、それらを一体として保存することが可能となる。

### ○ 文化財を核とした地域の魅力の増進

地域において基本構想に基づいた文化財の保存と活用のための施策が講じられることで、一定の方針に基づいた文化の薫り高い空間が形成される。このことにより、地域の魅力の増進と活力の向上にも寄与すると思われる。

特に、過疎化や少子高齢化が進む地域において、まつりや民俗芸能などを核とした地域づくりを行うことで、伝統文化の継承に加え、地域の証し（アイデンティティ）の確保が期待できる。その際、当該地域だけ

では行事が執り行えない場合には、行政や他の地域の人々との連携協力も考えられ、その結果、人々の交流が生まれ、地域が活性化することも期待できる。

### ○ 地域との連携協力の推進

基本構想を策定することにより、自らが住む地域の歴史やその中で生まれ育まれてきた文化的所産が、一定の関連性を伴って分かりやすく住民に示され、地域への理解を深め、誇りを高めることにつながる。さらに、地域の文化財の保存・活用のための構想が一般住民に示されることにより、住民が文化財保護の活動に参加しやすくなることや、地域の企業から協力が得やすくなることが考えられる。

### ○ 他の行政分野との連携の促進

歴史文化基本構想と、地方公共団体の行政計画との緊密な連携を行うことで、他の行政分野との連携や整合性が図りやすくなる。そのためにも、文化財保護を取り扱う教育委員会などと、まちづくりの担当部局との連携協力のもと基本構想が策定されることが必要である。

さらに、基本構想に防災の観点を入れることにより、地域全体として、かけがえのない貴重な文化財の災害からの保護が図られることを期待する。

#### 【第1章4(2) 参考・引用文献】

1) 『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』（文化審議会文化財分科会企画調査会、2007. 10. 30）

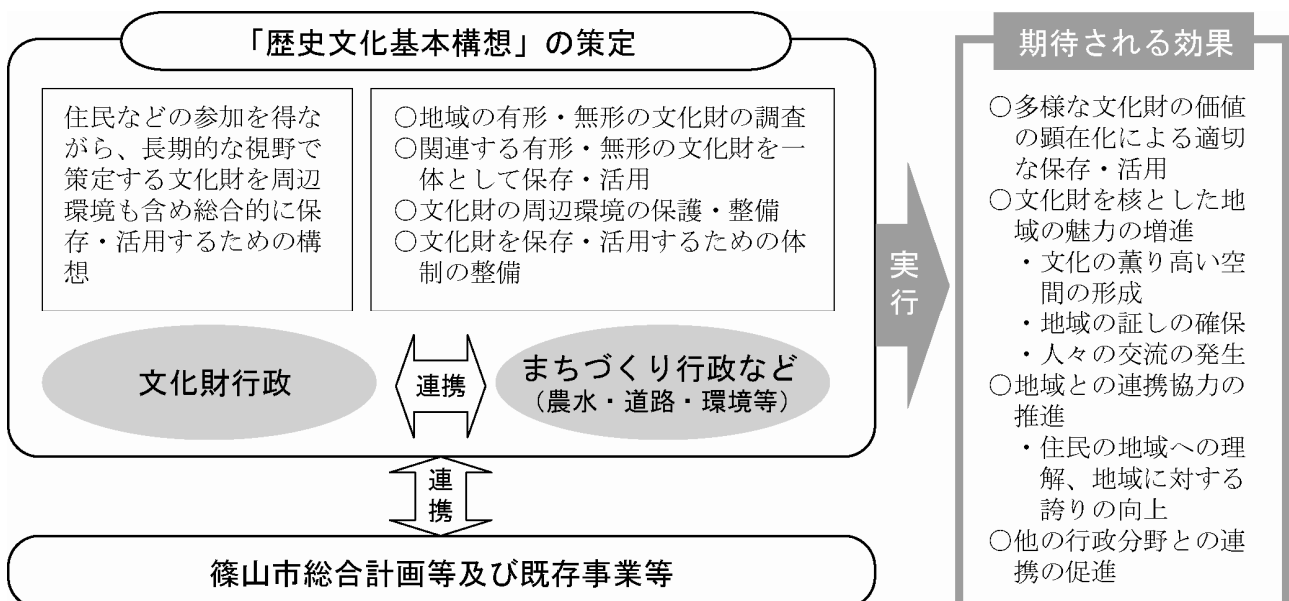


図1-2 「歴史文化基本構想」によるまちづくり

(文化庁文化財部パンフレット「文化財の保護とまちづくり」より作成)



## 第 2 章 市域の概要

### 1 自然環境

#### (1) 地形

本市は中国山地東端に位置し、山地が市域の約 75% を占める。篠山盆地から京都府福知山市方面を含めた全体は「丹波高地」とも称される。市域北部には多紀連山、市域南部には深山山地が連なり、これらの標高 500～800m（平均標高は 600m 程度）の山地及び丘陵地に囲まれ、市域中央部には盆地床の標高が約 200m の篠山盆地が位置している。

多紀連山は、丹波山地の黒頭峰から東走し、西ヶ嶽、三ヶ嶽、小金ヶ嶽、八ヶ尾山を経て櫃ヶ嶽に連なる西ヶ嶽山脈の別称であり、隆起と沖積作用によって土砂が

堆積して谷筋が埋まり、山裾、山頂とも急峻な稜線となっている。また、平地部から突出する形の山際と、狭く切り立つ山頂稜線を特徴としており、「岳」、「嶽」、「多紀アルプス」などとも呼ばれる。また、起伏のある岩場が多く、古代には修験道が形成され、「三ヶ嶽」、「西ヶ嶽」、「小金ヶ嶽」の三峰をめぐる行場があり、一時は奈良県の大峰山と競うほど盛んであったといわれる。

深山山地は、播但山地の一部である東部中央山地の白髪岳及び松尾山（高仙寺山）から丹波山地の一部である丹南・城東山地を構成する愛宕山、三国ヶ岳、大

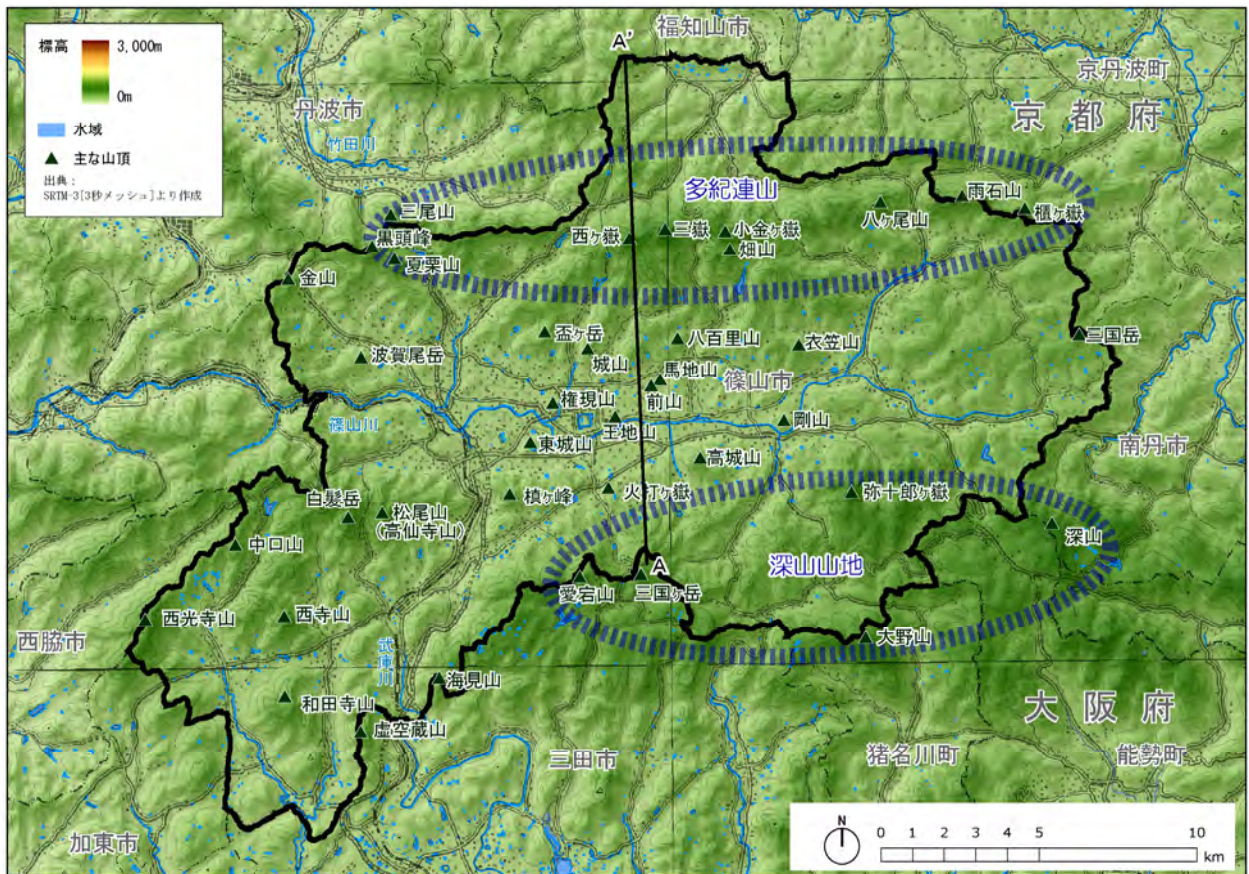


図 2-1 標高・地勢図



図 2-2 A-A' 断面図

(高さ方向を 3 倍表示)

野山、弥十郎ヶ嶽、深山に連なる山系である。その他市城南西部には、東部中央山地を構成する西光寺山、西寺山、和田寺山等が白髪岳の西片にそびえる。

篠山盆地に接して、標高 300~500m の前山や丘陵地がある。これらの山地には、「丹波富士」と称される高城山に築かれた八上城をはじめとして、中世から戦国時代にかけて多くの山城が築かれている。また、篠山盆地には、権現山や前山、馬地山、東城山等の小丘が点在し、篠山盆地の景観を特徴付けている。市域の中心地である篠山城跡（笹山）や都市公園として整備された王地山、ゴルフ場として開発された青山台、住宅地として開発された住吉台も元来丘陵地であった。

篠山盆地は、取り巻く山稜によって4~5 km 圏の視覚領域を構成しており、比高から考えると、人は見上げることなくまっすぐ正対した状態で、こんもりとした山容や季節によって山稜の樹冠までもが目視される程良いスケールの空間となっている。このため、季節や気象変化によって醸し出される多様な様相の山容景観を楽しむことができる。

本市中央部には、東西方向に白髪岳断層や西ヶ嶽断層、南北方向に阿草断層、北東から南東方向に古市断

層や奥畑断層、宮田断層が走っており、これらの断層線や谷筋に沿って河川が流れている。河川の周囲には低地（谷底平野、氾濫原）が広がり、さらにその周囲には段丘や台地（砂礫台地）が広がっている。谷底平野や氾濫原の大半は農地として利用されている。

J R篠山口駅周辺から篠山城跡周辺に至る市街地やその周辺に広がる農地、日置地区等の既存集落地は段丘上に形成されている。扇状地は山麓部や山地の谷筋に分布しており、農地や集落が形成されている。特に、味間地区味間奥の扇状地は茶畑として利用され、良質な茶の生産地となっている。



国史跡篠山城跡（笹山）から国史跡八上城跡（高城山）を望む

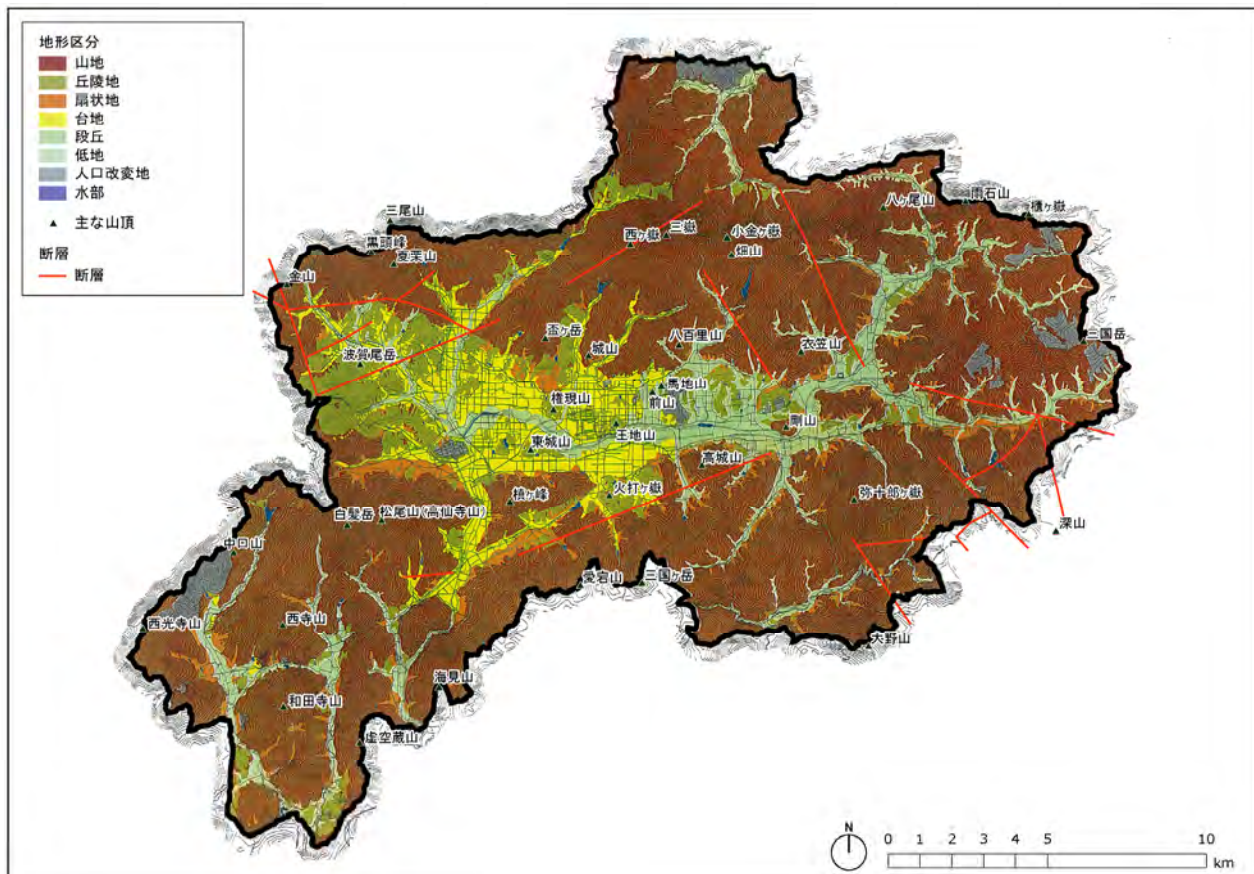


図 2- 3 地形区分図

平成 14 年度篠山市土地利用調整基本計画策定事業委託業務報告書より作成

## (2) 地質

市域中央部から東部の山地の大半は、古生代から中生代ジュラ紀に生成された丹波層群(丹波帯)に属し、粘性岩・頁岩・砂岩・チャート・輝緑凝灰岩から構成される。このうち、多紀連山を形成している佐仲峠層は、主に頁岩・チャートで生成され、非常に硬くて風化に耐える地層であるため、狭く切り立つ稜線が形成されている。

篠山盆地の平地部に島状に点在する多くの孤立丘陵と盆地周縁部の丘陵は、中生代白亜紀に生成された礫に富んだ凝灰質が多い篠山層群で、礫岩・頁岩・泥岩・砂岩から成る。篠山層群下部層では、日本最古と見られる白亜紀前期のほ乳類化石を含む小型脊椎動物の化石や丹波市を中心に大型草食恐竜「丹波竜」の化石等が発見されている。なお、篠山盆地は太古、淡水湖であったといわれ、岸边や湖底に生息していた貝類の化石等が発見されている。特に王地山の「漣痕と貝の這い跡」は、市指定天然記念物になっている。また、篠山層群からはカイエビ類の化石も見つかっており、現在も現生カイエビを市内の水田で見ることができる。

阿草断層を境とする市域西南部は中生代白亜紀後期に生成された有馬層群(生野層群)と呼ばれる地層に属し、中生代白亜紀に噴出した火山岩である流紋岩質

凝灰岩・流紋岩溶岩・流紋岩質溶結凝灰岩からなる地層である。これらの岩石は建築用石材に使われ、古くは篠山城築城の際に使われており、当野地区には篠山市が史跡に指定している集石場が存在している。

今田地区四斗谷北方や籠坊温泉から弥十郎ヶ嶽にかけて流紋岩・安山岩等の中生代後期白亜紀に貫入した岩脈が分布している。なお、この籠坊温泉では羽束川沿いを泉源とする鉱泉が湧出しているとともに、その他、北部の遠方の草山温泉においても鉱泉が存在する。

篠山川、初井川、羽束川などの河川流域の低地部は、砂礫、泥、粘土層を主とする沖積世から洪積世の堆積物で構成され、河川周辺の段丘や扇状地、山麓緩斜面では未固結の礫層を主体とする地層となっており、市街地、集落地、農地の大半がこれらの未固結堆積物の地層の上に形成されている。

## (3) 水系

本市北部の多紀連山は瀬戸内海と日本海の分水嶺をなしており、市域は瀬戸内海にそそぐ加古川水系と武庫川水系、日本海にそそぐ由良川水系の三水系に大別される。そのため、市域には、栗柄峠、鼓峠、田松川といった谷中分水界がある。特に、田松川の谷中分水界は、明治初期に篠山の米その他を舟で三田に運ぶた

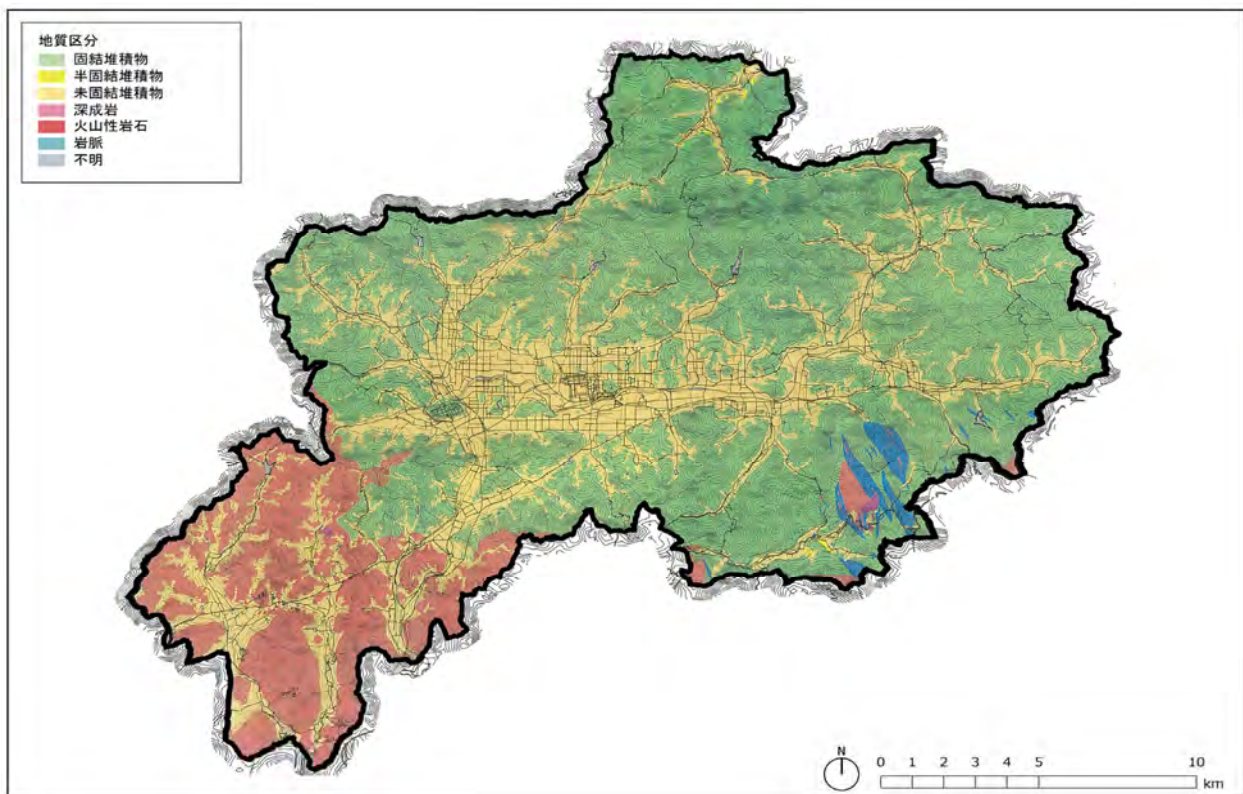


図2-4 地質区分図

平成14年度篠山市土地利用調整基本計画策定事業委託業務報告書より作成

めに開削された田松川運河によって、加古川水系と武庫川水系が結ばれたものであり、河川内に分水界が存在するという特徴的な河川である。

加古川水系は、篠山盆地中央部の篠山川とその支流である宮田川、藤岡川、黒岡川、畑川、初井川、曾地川、奥谷川等、また、南西部の黒石川、四斗谷川等が含まれる。武庫川水系は、城南地区真南条付近を源流とする武庫川とその支流である田松川、天神川等、また、市域外で合流する南東部の羽束川等が含まれる。由良川水系は、北部の友瀨川が宮立川等と合わせて市域外で合流する。

加古川水系の流域では農業灌漑施設として、鏑市ダム、八幡谷ダム、佐仲ダム、藤岡ダム、黒石ダム、みくまりダムが築造されている。また、東播磨地域等の貴重な水源として、平成4年（1992）には、川代ダム（篠山川・川代地区）及び川代ダムと導水路で結ばれ



篠山川（加古川水系）

川代ダム

る大川瀬ダム（東条川と四斗谷川の合流部）が築造されている。この水源は、大川瀬ダムからさらに導水路により呑吐ダム（三木市）に至り、農地の灌漑や上水道に活用されている。

このように、篠山市内に源を発する河川やダムが県下を潤し、篠山市は県土の水源地となっている。

#### （4）植生

本市の森林はアカマツ－モチツツジ群集が大半を占め、集落周辺の里山は、特産品のひとつである丹波松茸の産地である。本市の特徴的な自然植生として、以下があげられる。

- ・今田地区上今田町小野原の住吉神社社叢はモミ－アカガシ林が残されている。
- ・城南地区真南条上の龍蔵寺のある愛宕山の山頂部に近い勝軍地藏堂周辺や忍の滝周辺はシダ類等など豊かな植物相を形成している。
- ・今田地区の城山稲荷神社や稲荷神社および和田寺、高城山山麓の八上地区八上内の春日神社や八上地区八上上の弓月神社、日置地区の磯宮八幡神社背後の堂山、福住地区小野新の熊野神宮神社、日置

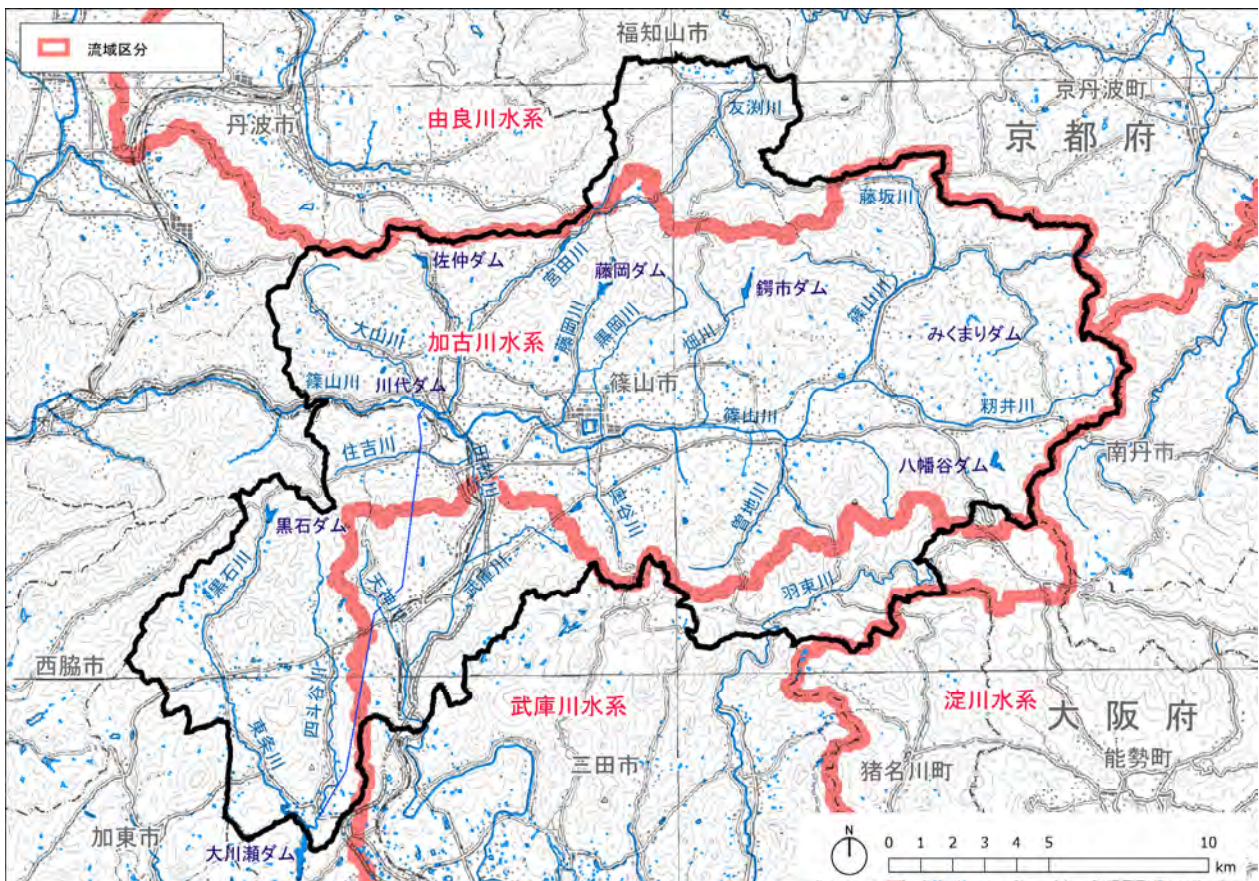


図2-5 流域区分図



地区宮ノ前の波々伯部神社、雲部地区泉の八幡神社の周辺にはコジイ-カナメモチ群落、日置地区曾地中の八幡神社周辺にウラジロガシ-サカキ群落が存在する。

- ・今田地区今田町本荘の西光寺山山頂部には、本来海岸の臨海崖状地に分布するウバメガシ群落分布しており、海岸から30km以上離れた内陸部に存在することは稀な植生とされる。

- ・畑地区火打岩から西紀北地区本郷にかけての三嶽・小金ヶ嶽の山頂部周辺では、モミ群落、アカマツ-ハナゴケ群落等の植生がみられる。

また、自然植生の他、小金ヶ嶽・三嶽等の多紀連山の北方や南部の白髪岳から三国ヶ岳に至る一帯のコナラ群落、盆地の中央部の大半を占める水田や一部の茶畑、果樹園、特産の丹波篠山黒豆などを栽培する畑地、谷筋や斜面下部を中心としたスギ・ヒノキ等植林などの植生がみられ、さらに山麓部の一部での栗の植林が特徴となっている。

しかし、近年、マツ枯れに加えて、ナラ枯れが確認される他、竹林の拡大などが課題となっている。

また、今田地区の山麓部の湿地や池の岸辺、城南地

区小枕の馬口池の湿地にはサギソウやモウセンゴケ、タヌキモ等の食虫植物などが自生していたが、減少又は絶滅に近い種も多い。さらに、多紀連山は、シャクナゲ、ヒカゲツツジ等の高山系植物がみられたが、近年、その数が減少している。

一方、多紀連山の三嶽山腹ではクリンソウの自生地が発見され、保護活動が個人や団体、学校単位で進められている。

このように、本市には、多様かつ貴重な植生が広域にわたって分布し、それらが四季を彩り、「日本の原風景 篠山」の重要な構成要素となってきたが、近年、その植生は変容してきている。



今田地区今田町上小野原の住吉神社



多紀連山のクリンソウ群落

【第2章1(1)～(4) 参考・引用文献】

- 1) 『篠山市総合計画(2001)』(篠山市、2001)
- 2) 『平成14年度篠山市土地利用調整基本計画策定事業委託業務報告書』(篠山市、2003)
- 3) 『丹波ランドスケープ広域計画報告書』(兵庫県、1993)

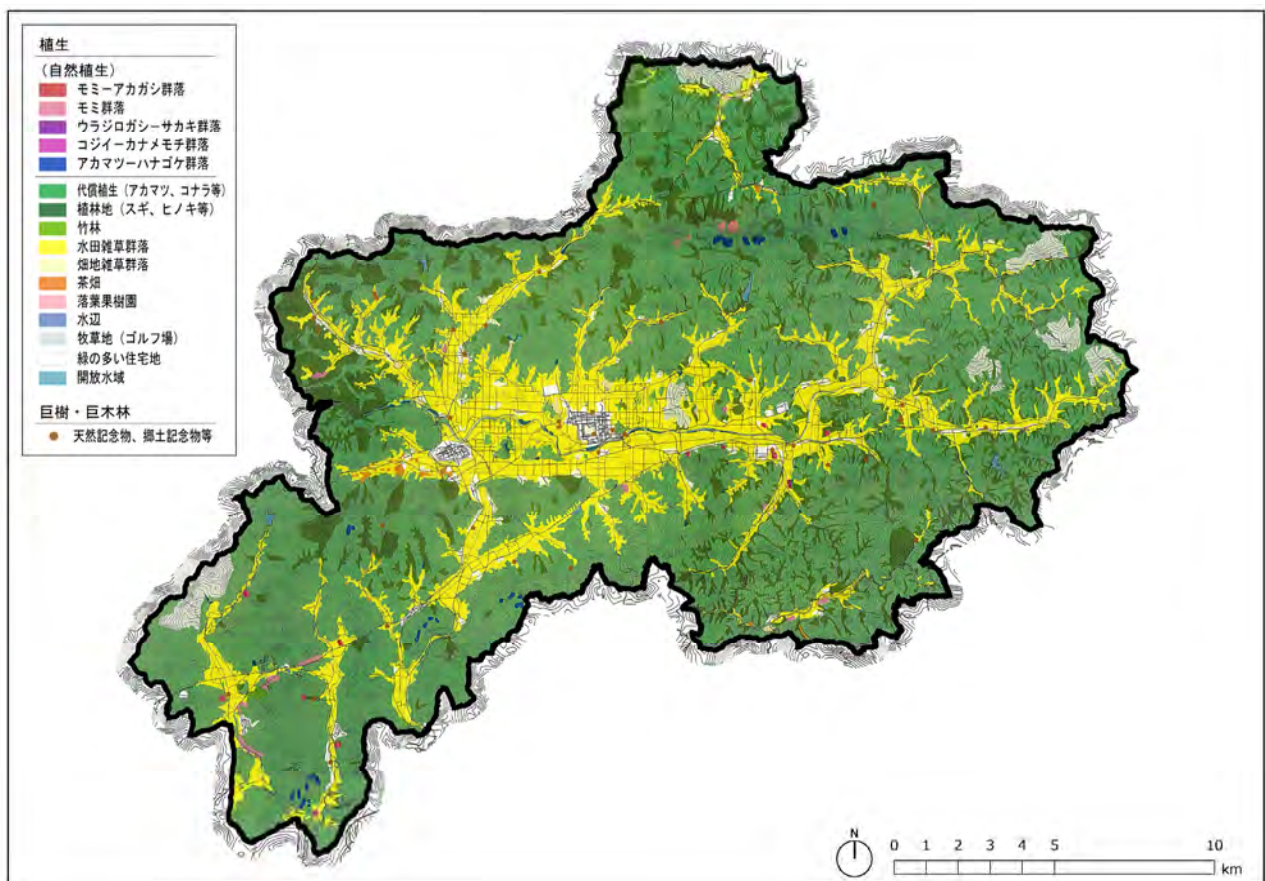


図2-6 植生等

平成14年度篠山市土地利用調整基本計画策定事業委託業務報告書より作成

## 2 社会環境

### (1) 人口

#### ア 人口の推移及び密度

多紀郡内篠山藩領は、現在の市域とほぼ同じ区域にあたるが、天明3年(1783)には、家数8,477、人口38,940人であった。大正9年(1920)の第1回国勢調査によると、現在の市域でみる人口は49,523人であった。その後、人口増加をみせ、昭和30年(1955)頃をピークに減少を続けていたが、高度経済成長期の大都市への移動が鈍化し、昭和60年(1985)以降、増加に転じる。これは、丹波地域最大のニュータウンとして開発された住吉台への入居や、近畿自動車道敦賀線の建設、JR福知山線の複線電化(篠山口駅以南)による交通利便性の向上によるものであり、平成12年(2000)には人口46,325人(国勢調査)となっている。平成13年以降は減少傾向にあり、平成22年(2010)10月1日現在の人口は43,268人(国勢調査)である。一方、世帯数は、昭和45年(1970)以降増加傾向にあり、人口と同じく、平成2年 (1990)以降では著しい

増加がみられる。平成22年10月1日現在、世帯数15,336世帯(国勢調査)である。世帯数の増加は、全国的な傾向と同じく、核家族化や世帯分離が進んでおり、1世帯あたりの人口は、2.7人と、昭和25年(1950)の4.9人からは2.2人減少している。

町字別の人口増減率では、市域中西部の味間地区大沢や西紀中地区打坂、西紀南地区高屋や黒田などの、

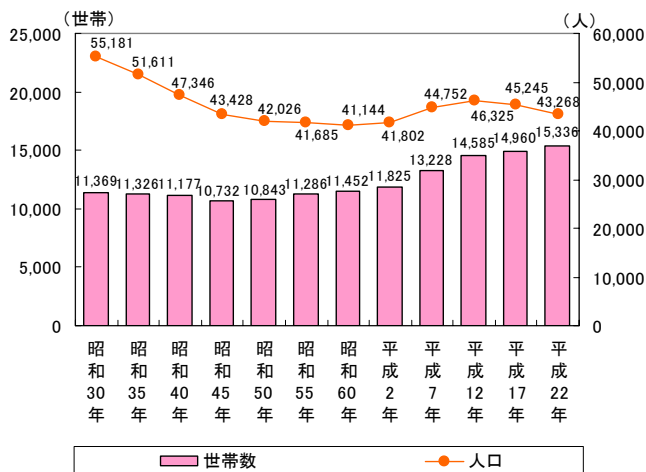


図2-8 総人口・世帯数の推移 (資料：国勢調査)

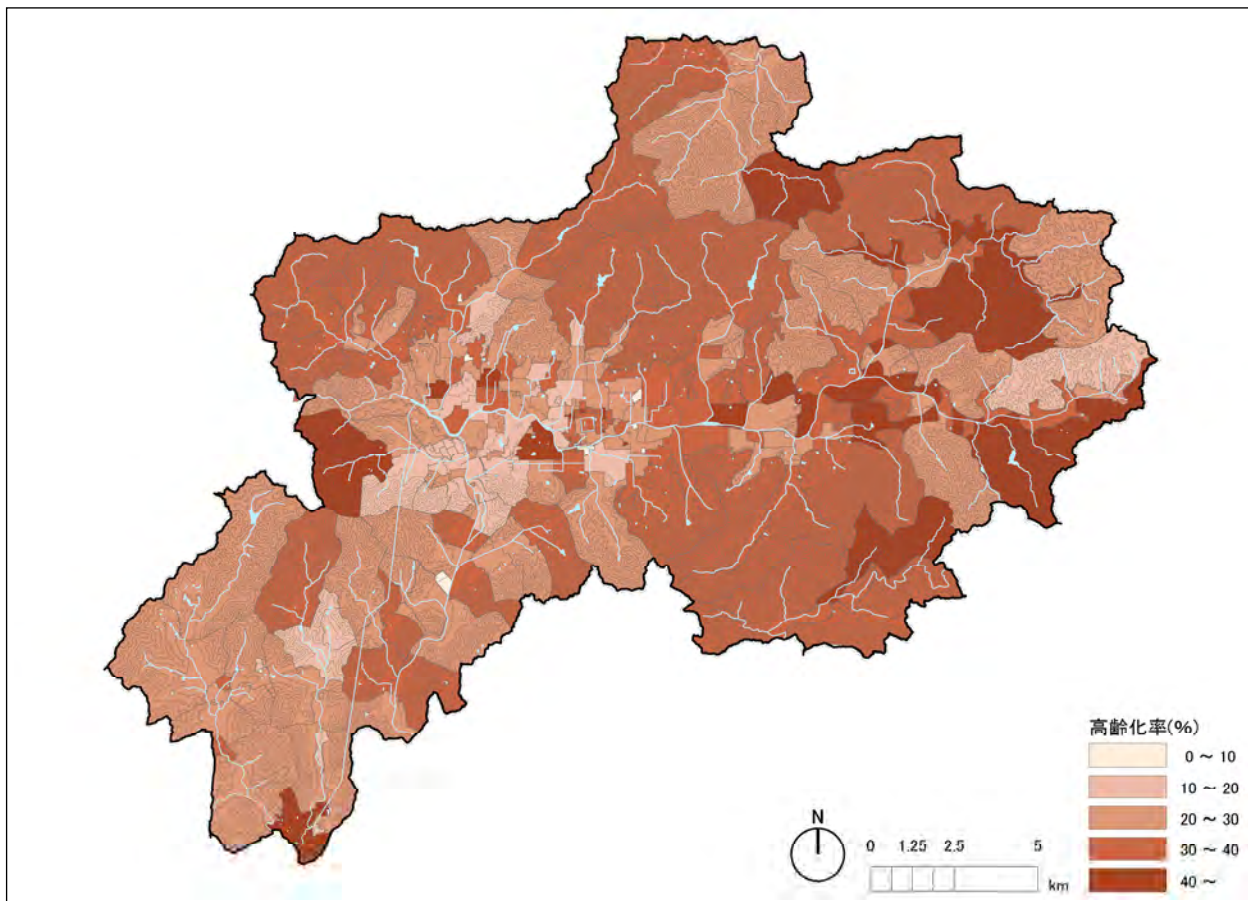


図2-7 町字別の高齢化率(平成17年)

(資料：国勢調査)

J R福知山線や舞鶴若狭自動車道周辺部、また、城北地区黒岡や寺内、岡野地区東岡屋などの篠山城下町の外縁部、今田地区今田町の佐曾良新田及び釜屋において増加している。

その他の地域では、減少傾向にあり、特に市域東部地域において顕著である。

## イ 年齢（3区分）別人口

大正9年（1920）の第1回国勢調査によると、0歳～14歳が33.9%、15～59歳が55.3%、60歳以上が10.8%であった。平成17年（2005）の国勢調査では、0歳～14歳の年少人口が14.0%、15～64歳の生産年齢人口が59.5%、65歳以上の高齢人口が26.5%となっている。国や兵庫県の平均と比較すると若年人口はほぼ同じ傾向を示しているものの、生産年齢人口比率が低く、高齢人口比率が高い傾向にある。

全市的に高齢化が進んでいることがうかがえるが、町字別の高齢化率をみると、人口推移や人口密度で高い値であった篠山城下町からJ R福知山線や舞鶴若狭自動車道周辺にかけての地区では比較的高齢化率は低くなっている。一方、市域東部では高齢化率が高くなっている。

## （2）産業

### ア 概要

本市の産業は、“丹波篠山”のブランドに示されるように、「丹波篠山黒豆」等の地域特産物を産み出す農林業が基幹産業となっていた。一方、昭和40年代以降の積極的な企業誘致により、市域には大小様々な工場が立地しており、酒造、薬品、金属等の製造業は本市の

中核的な産業として定着している。そして、“丹波焼”等の伝統的な地場産業は、観光・レクリエーション資源ともなっている。また、近世以来、丹波篠山最大の商業集積地として発展した篠山城下の商店街は、現在でも、最も店舗が集積する商業地であるとともに、行政・文化・業務・観光等の機能をあわせもった中心市街地を形成している。一方、近年、J R篠山口駅や丹南篠山口インターチェンジ周辺、主要幹線道路沿道においても大規模店舗をはじめとする商業施設の立地がみられはじめ、本市における商業は様変わりしつつある。

## イ 農林業

本市の農林業は水稻が中心であるが、全国的な知名度を得ている「丹波篠山黒豆」、「丹波篠山の芋」、「丹波茶」、「丹波栗」、「丹波篠山大納言小豆」、「丹波松茸」「猪肉（ぼたん鍋）」、「丹波篠山牛」といった“丹波篠山”ブランドを象徴する特産品とともに本市の農業を特徴付けている。特に、栗、松茸などは「丹波国大絵図」（寛政11年（1799））にも記されている伝統産品である。その他、野菜（トマト・なす・きゅうり）や花き・花木等が主な作物となっており、「丹波ピーマン」「大山すいか」等も特産品の一つである。

「丹波篠山黒豆」は西紀南地区を原産地とする「川北黒大豆」と日置地区の「波部黒大豆」等の名称を統一したものであり、現在では“丹波篠山”を最も象徴する農産物として市域各地で生産されている。「丹波篠山の芋」は西紀北地区、西紀中地区、大山地区を主産地として、城北地区や味間地区等でも生産されている。また、「丹波茶」については、味間地区を中心に後

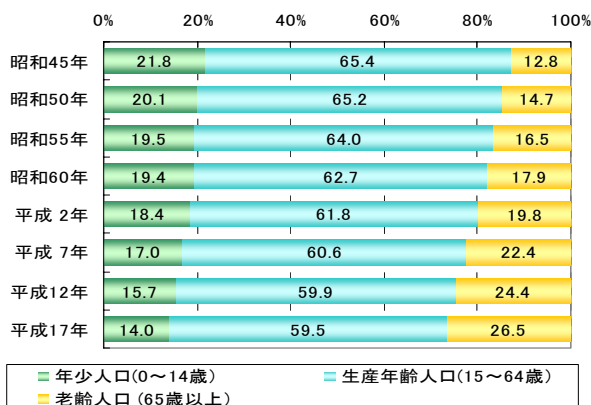


図2-9 年齢（3区分）別人口比率の推移（資料：国勢調査）

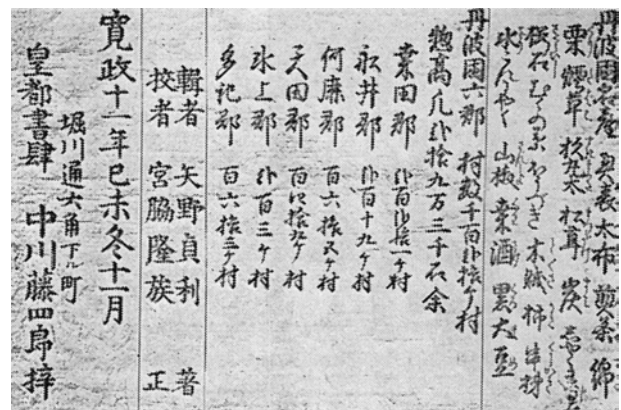


図2-10 「丹波国大絵図」に記された産品（個人蔵）  
（出典：丹波国大絵図（寛政11年））

川地区等において栽培されており、本市を含む丹波地域は兵庫県最大の茶の産地となっている。

林業は、スギ・ヒノキ・マツを主として育成されている。また、特用林産物である「丹波栗」が大山地区や今田地区、西紀北地区等を主な産地として、観光栗園を営んでいる農園を含め市域各地で生産されている。「丹波松茸」は、アカマツ林が存在する山麓部を中心に市域各地で生産されていたが、乱伐や松くい虫の被害によりアカマツ林が減少しており、近年は減産傾向にある。

### ウ 工業

本市域における本格的な工場としては、昭和 11 年（1936）に創業した「篠山製絨工場（芦森工業株式会社の前身）」があるが、それまでは酒造業、製材業、製糸業を中心に、今田地区の丹波焼、凍豆腐、丹南地区の竹細工等の伝統産業等が主な工業であった。

昭和 23 年（1948）、当時の篠山町において「工場誘致条例」が制定され、続いて昭和 30 年（1955）の合併後、当時の篠山町（昭和 32 年（1957））、城東村（昭和 33 年（1958））、多紀町（昭和 38 年（1963））において

「工場誘致条例」が制定された。条例により積極的な企業誘致が行なわれ、篠山町で 3 社、城東村で 2 社、多紀町で 2 社と、昭和 40 年代後半に廃止されるまで、企業誘致の効果をあげてきた。

昭和 40 年代後半以降は、酒造工場の進出が活発化し、“丹波杜氏”の名は広く知られている。

### エ 観光

本市の観光客は、平成元年（1989）で約 118 万人であったが、“丹波篠山”ブランドの知名度向上等から順調に増加し、平成 19 年（2007）で約 290 万人と約 2.5 倍に増加している。

近年の年間観光客数は、平成 16 年（2004）の約 320 万人から減少傾向にあり、平成 20 年（2008）には約 288 万人となっている。J R 福知山線の複線化以降、宿泊観光客数は大幅に減少しており、近年の観光形態は、日帰り客が 90%以上を占めている。

観光目的では、「デカンショまつり」や「丹波篠山味まつり」、「丹波焼陶器まつり」、「大国寺と丹波茶まつり」、「にしきシャクナゲまつり」といった、本市の風土を活かしたまつりやイベントへの観光客が全体の約

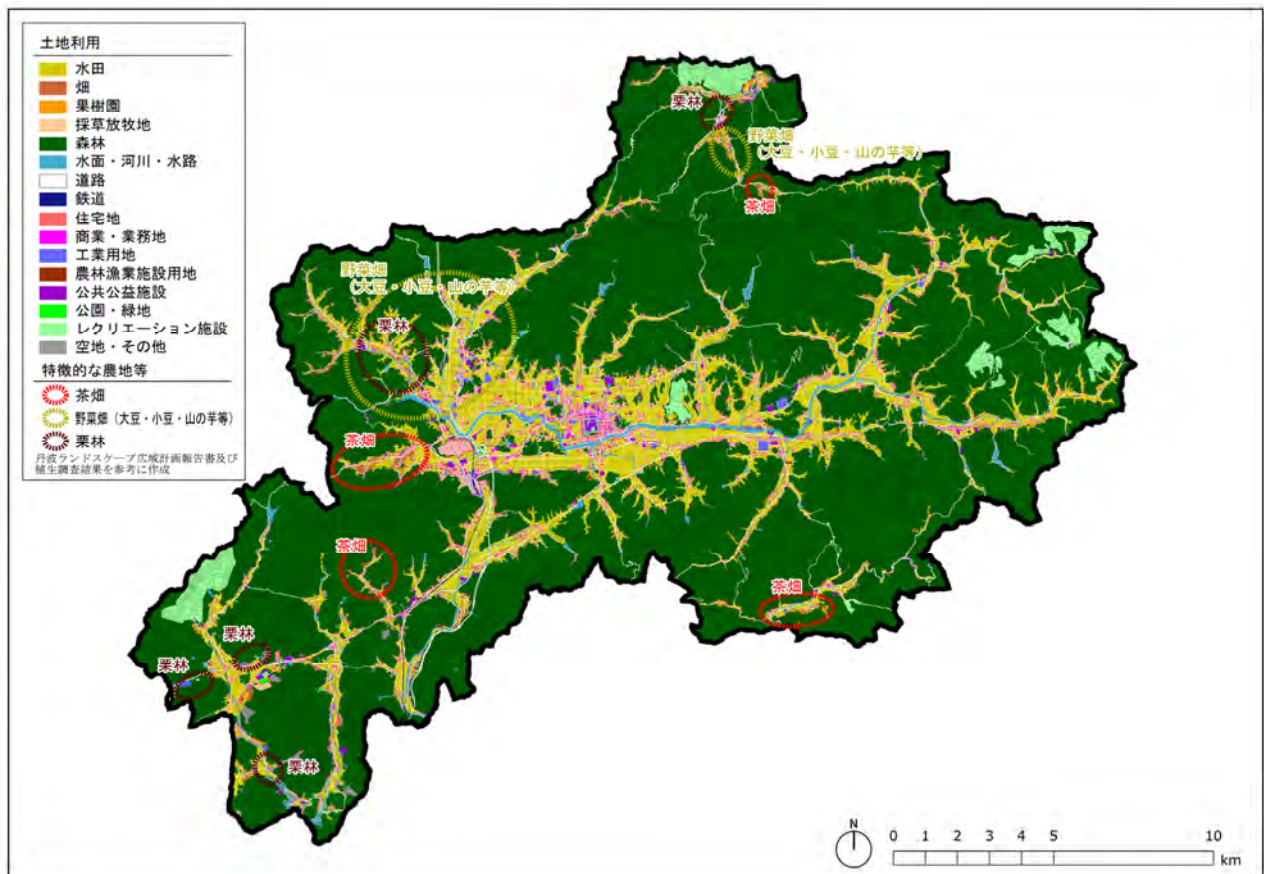


図 2- 11 土地利用現況及び特徴的な農地の分布 平成 14 年度篠山市土地利用調整基本計画策定事業委託業務報告書より作成

表 2-1 近年の観光客数の推移

(各年度末現在、単位(千人))

年度	計	観光形態		観光目的											新規施設 観光客
		日帰り	宿泊	社寺参拝	まつり	施設見学	自然鑑賞	温泉	公園・遊園地	登山等	ゴルフ	釣り	観光農園	その他	
平成16年度	3,197	3,060	137	29	635	157	4	530	142	40	567	17	14	644	418
平成17年度	3,133	2,993	140	21	640	215	4	503	105	32	482	13	10	730	378
平成18年度	3,093	2,956	137	20	572	272	4	424	115	32	620	14	12	658	350
平成19年度	2,906	2,778	128	20	538	234	4	372	115	32	462	14	11	690	414
平成20年度	2,878	2,751	127	20	549	246	4	342	114	33	452	10	11	676	421

(資料：篠山市統計書)

20%弱と最も多くなっている。また、大書院や篠山伝統的建造物群保存地区内の丹波古陶館、能楽資料館、安間家史料館等の施設見学は、全体の約8%となっている。

### (3) 歴史的背景

#### ア 古代

“丹波”の歴史は古く、「古事記」、「日本書紀」には、四道将軍の一人である丹波道主命の派遣の記述がある。現在の雲部地区東本荘の雲部車塚古墳は、丹波道主命の陵墓として伝えられている。また、丹波国造としては「丹波直」、市域にかかわる豪族としては「多紀臣」、「日置臣」、「榛原臣」の名前がみられる。

大化元年(645)の大化改新の詔により国郡制が定められ、律令制による11郡を管する“丹波国”が成立し、和銅6年(713)には北部の5郡を割いて丹後国が独立し、丹波国は桑田、船井、何鹿、天田、氷上、多紀の6郡となり(「和名抄」、「延喜式」)、現在の兵庫県と京都府にまたがる丹波地域の区域となった。

古代条里制の遺構は篠山盆地の中央部の水田地帯に広汎に見られ、現在も三条山、六条の坪、西九条の坪などの地名が残っている。方位は概ね南北線に一致し、坪並みは東北のすみより南へ6坪、西回り北進して12まで進むちどり形である。この坪の設定は、西紀南地区川北、味間地区西吹、吹新および杉ならびに大沢新、城南地区岩崎、城北地区沢田などに散見される。

郡内を通る街道は山陰道で、「延喜式」には、丹波国に8駅あり、多紀郡では、福住地区小野奥谷・小野新付近の小野駅と、岡野地区西浜谷付近に長柄駅が設けられていたと考えられている。

#### イ 中世

古代から中世にかけて全国各地で荘園が開設されたが、多紀郡においても数多くの荘園が確認される。篠山地域の郡家荘、岡屋荘、安行荘、三箇北荘、日置荘等、城東地域の畑(宗我部)荘、曾地荘、波々伯部保、後川荘、多紀地域の初井荘、大芋荘、小野荘、草上荘、村雲荘、丹南地域の大山荘、大沢荘、西紀地域の宮田荘、草山荘、今田地域の小野原荘、市原荘等が存在した。このうち、後川荘(後川地区)は東大寺維持の為に天平20年(748)に成立した篠山地域で最も古い荘園といわれる。また、波々伯部保は京都祇園社(八坂神社)の荘園で、当地の田堵13人が共同して先祖相伝の田地を祇園感神院へ寄進して、11世紀末に成立した。また、東寺領大山荘と近衛家領宮田荘については、水利権等をめぐって度々争論を起してきたことが古文書等により確認されており、当時の荘園の状況をあらわす貴重な存在となっている。

これらの荘園領域は、山城・居館を中心とする武士の支配や惣村の成立による村落社会の形成、篠山藩による農民支配、近代行政区分としての村の領域など、中・近世、近代を経て現在の農村集落の形態に受け継



図 2-12 丹波国大山庄用水差図案

(京都府立総合資料館所蔵)(出典：丹波の荘園(名著出版))

がれているものも多い。

南北朝期には、丹波国の守護は仁木氏や山名氏が就任している。仁木氏の一族は福住地区の仁入道山を本拠（仁木城）とし、戦国時代まで居城していたことが確認されている。また、幕府の実力者となっていた山名氏清が守護であった時期は、その子息である山名（宮田）時清、氏明が、板井城等に居城し、宮田荘から曾我部荘一帯を本拠としていた。明德2年（1391）の明德の乱、応仁元年（1467）から文明9年（1477）の応仁・文明の乱の間、土豪の波々伯部氏、内藤氏らが中央権力と結んで活躍し、勢力を伸ばしたが、小土豪の割拠に終わり、独自の有力者は成長しなかった。

明德の乱で山名氏が衰退した後、細川氏が丹波守護となり、細川氏一族が丹波に勢力を広げる。細川氏の被官となっていた石見国出身の波多野氏は、各地で戦功をあげ、多紀郡を与えられ、既に“市”が形成され多紀郡の拠点となっていた八上の地に入った。その後、波多野氏は、細川家の内紛に乗じて、大芋荘の押領をはじめ、寺社領・禁裏御料所を蚕食し、年貢の押領などを行なって次第に勢力を強めた。波多野秀長は朝路山（高城山）の西南山麓に蕪丸（奥谷城）を築いた。波多野元清の代には、細川氏の有力被官香西・柳本両氏と結び、細川高国、守護代内藤貞正らを背景にして、郡奉行難波氏を八上から放逐し、永正5年（1508）に朝路山山頂に八上城を築き高城と号した。なお、多紀郡における“まち”の起源は、高城山（朝路山）山麓

の奥谷に城下町（殿町周辺）が形成されたことにはじまるとされている。八上城は光秀によって3年間にわたり包囲され、天正7年（1579）6月、城内の和平内応派を利用する計略にかかって落城し、波多野氏は滅亡している。なお、戦国時代の多紀郡では、中沢氏（大山城）や酒井氏（油井城・高仙寺城）、波々伯部氏（淀山城・東山城）、畑氏（八百里城・奥畑城）、初井氏（初井城・安口城）、荒木氏（細工所城）、小林氏（沢田城）、渋谷氏（飛の山城）、大芋氏（豊林寺城）、小野原氏（木津城）、細見氏（草山城）等の勢力が確認される。

その後、丹波国は亀山城（京都府亀岡市）を築城した明智光秀により支配され、明智氏の一族が八上城に入り、多紀郡一帯を統治した。さらに、本能寺の変、山崎の合戦を経て、豊臣秀吉が天下統一をなした後、秀吉の蔵入地となり、八上城には大坂より代官が在番した。また、全国規模でいわゆる太閤検地が行なわれたことにより、多紀郡においても、天正15年（1587）片桐且元らによって郡内総検地が実施された。この検地により村の領域等が明確化され、100以上の“村”が成立しているが、この時の村が現在の町字に近い区域と考えられている。

## ウ 近世

慶長7年（1602）、丹波亀山から前田主膳正茂勝が八上藩5万石の領主として入城し、城下町（八上内周辺）の整備が進められたと考えられている。



図2-13 「八上上」地籍図

（篠山市所蔵）

慶長 13 年 (1608)、徳川家康は実子の松平康重を常陸国 (茨城県) 笠間城から転封させ、西国諸大名に対する抑えの拠点として新城の築城を命じた。慶長 14 年 (1609)、西国 15 ヶ国 20 大名を動員する天下普請によって、わずか 9 ヶ月で、小丘陵である笹山を利用した平山城が完成している。

築城の翌年正月、康重は岡田重綱を地割奉行に命じ、城下町の建設にあたらせた。城の周囲に武士の屋敷地が配され、その外側に城下町を貫くように京街道 (近世の山陰道) が引き込まれ、街道沿いに町人地が配された。また城下町の入口や要所には寺院が配された。

笹山藩は、多紀郡のほぼ全域と、隣接する丹波国桑田郡、摂津国嶋下郡、兎原郡の一部の 5 万石を領していた (後に青山氏が 6 万石に加増される)。以後、松平三家八代、青山家六代により笹山藩は継承され明治維新を迎えている。

旧笹山町域では、米作を中心に雑穀などによる自給自足的農業が行なわれ、地主層だけは蚕糸業や酒造業を営んでいたが、一般農民は冬の農閑期の 100 日間は早くから池田・伊丹、のちに灘五郷へ酒造出稼ぎに行き、かなりの現金収入を得た。しかし、領内の労働力の不足や労賃の高騰を来すことから、地主手作層は連年藩に働きかけて規制を続けた。

旧丹南町域は山麓の畑地が多く、古く平安期から茶の栽培が行なわれていた。近世初期は茶園 41 町 5 反余・茶役米 12 石余で、真南条組が 4 石と最高で、次いで大沢組が 3 石 5 升と両組で全体の過半数以上を占めていた。中期以後の栽培地は、谷奥の山間村に移動し、文政 8 年 (1825) 頃には、全藩で約 350 町歩、10 万貫の生産高の 5 分の 3 を出すに至った。これらの茶は、宿場町古市を経て、摂津・播磨方面に出荷され、のちには藩の専売制がとられた。また、旧不来坂村の南、茶碗山のふもとに文化 6 年 (1809) 古市村大庄屋酒井三郎右衛門が、当時三田藩に来ていた欽古堂亀祐を招いて磁器窯を設け、約 10 年間日常食器を中心とした古市焼を焼いた。

旧西紀町域の村々の主要産業は水田耕作であるが、畑地が多い関係から茶・桑の栽培も多く、さらに西紀南地区川北では大粒で味のよい黒大豆の産地として早くから知られた。また、草山では薪炭の産出が盛んで、

藩へ竈 17 釜 (ただし 1 釜に 20 俵) で、年間 391 俵を納めていた。

旧今田町域では、江戸時代の主な交通路は不来坂を越えて小野原、市原に入り、只越峠を経て鴨川地方に至るものであったため、諸大名の参勤交代の通路となり、旧市原村を中心に本陣が設けられていた。また、「日本六古窯」の一つ丹波焼 (窯業の始まりは中世に遡る) は、近世になって、登り窯の導入や轆轤 (ろくろ) による製法が用いられて大量生産されるようになってきた。登り窯は、立杭から釜屋にかけての山麓に築かれ、壺・徳利・播鉢 (すりばち)・茶道具などが多くつくられ、形のうえで張付けなど独特の手法が行なわれはじめた。笹山藩では、大坂商人天津屋源兵衛に商品の一手販売を請け負わせるための座を設け、焼物窯運上定納銀 71 匁ないし 111 匁を納めさせ、殖産興業政策を推進した。宝暦 2 年 (1752) からは山麓にあったこれらの登り窯は釜屋、立杭の住居の場所に移し、里窯をはじめた。座も藩の直営となり、座方役所を建て、製法も「こし土」の普及と白釉、鉄釉が発達したことから、日用雑器から御用絵師渡辺寛柔の手になる名品まで多岐にわたった製品がつけられた。



上立杭集落の町並み



丹波焼

## エ 近現代

明治維新を迎え、青山家の笹山藩領は行政区域として笹山藩となった。明治 4 年 (1871) の廃藩置県により、笹山藩は篠山県となり、その後、柏原県や出石県とともに豊岡県に編入され、明治 9 年 (1876) には現在の兵庫県に再編された。さらに、明治 12 年 (1879) の郡区町村再編成法により近代行政区域に定められ、多紀郡には 100 以上の村が成立した。

明治 22 年 (1889) の市制・町村制の施行により村が統合され、「笹山町」、「八上村」、「畑村」、「城北村」、「岡野村」、「日置村」、「雲部村」、「福住村」、「村雲村」、「大芋村」、「南河内村」、「北河内村」、「草山村」、「大山村」、「味間村」、「城南村」、「古市村」、「今田村」の

1町17村が誕生した（明治25年（1892）に「日置村」から「後川村」が分離し、18村となる）。その後、行政組織としての多紀郡は大正15年（1926）に廃止されたが、地理的名称としては篠山市の誕生まで続いていた。

大正4年（1915）に篠山口と城下町の北西にあった歩兵第70連隊を結ぶために篠山軽便鉄道が敷設されたが、その後、「篠山鉄道」に改名され、昭和19年（1944）に国鉄篠山線（現在は廃線）が開通すると同時に廃線となった。戦後、連隊跡地は、県立篠山農業高校（現・県立篠山産業高校）や県立兵庫農科大学（神戸大学農学部に移管のうえ移転）などが立地した。

昭和30年（1955）、町村合併促進法により、篠山町、八上村、畑村、城北村、岡野村が合併して「篠山町」、日置村、雲部村、後川村が合併して「城東村」、南河内村、北河内村、草山村が合併して「西北村（その後、西紀町と改称）」、福住村、村雲村、大芋村が合併して「多紀村」、大山村、味間村、城南村、古市村が合併して「丹南町」が誕生し、これに今田村をあわせ、多紀郡は2町4村となっている。昭和35年（1960）、町制施行により「城東町」、「西紀町」、「多紀町」、「今田町」となり、多紀郡は6町となった。

多紀郡全域で昭和33年（1958）以来、5回の合併協

議会が行なわれてきたが、財政問題等の障害により合意には至らなかった。

昭和49年（1974）の5回目の合併協議会が不成功だったことを機に、篠山町、城東町、多紀町の3町合併の気運が高まり、昭和50年（1975）3月、新制「篠山町」が誕生した。その後、平成4年（1992）8月の多紀郡議会議員研修会において、改めて4町合併の問題が提起され、合併協議会による協議を経て、平成10年（1998）年4月に4町長によって合併協定が調印された。平成10年（1988）12月に施行された「合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）」の一部改正によって、人口4万人以上での市制施行が可能となり、平成11年（1999）4月、4町が合併し「篠山市」が誕生している。

【第2章2（1）～（3） 参考・引用文献】

- 1) 奥田楽々斎『多紀郷土史考』上・下（1958）
- 2) 『篠山町百年史』（篠山町、1983）
- 3) 『西紀町史』（西紀町、1987）
- 4) 『丹南町史上巻』（丹南町、1994）
- 5) 『今田町史』（今田町、1995）
- 6) 『角川日本地名大辞典』編纂委員会・竹内理三『角川日本地名大辞典28兵庫』（角川書店、1988）
- 7) 『丹波ランドスケープ広域計画報告書』（兵庫県、1993）

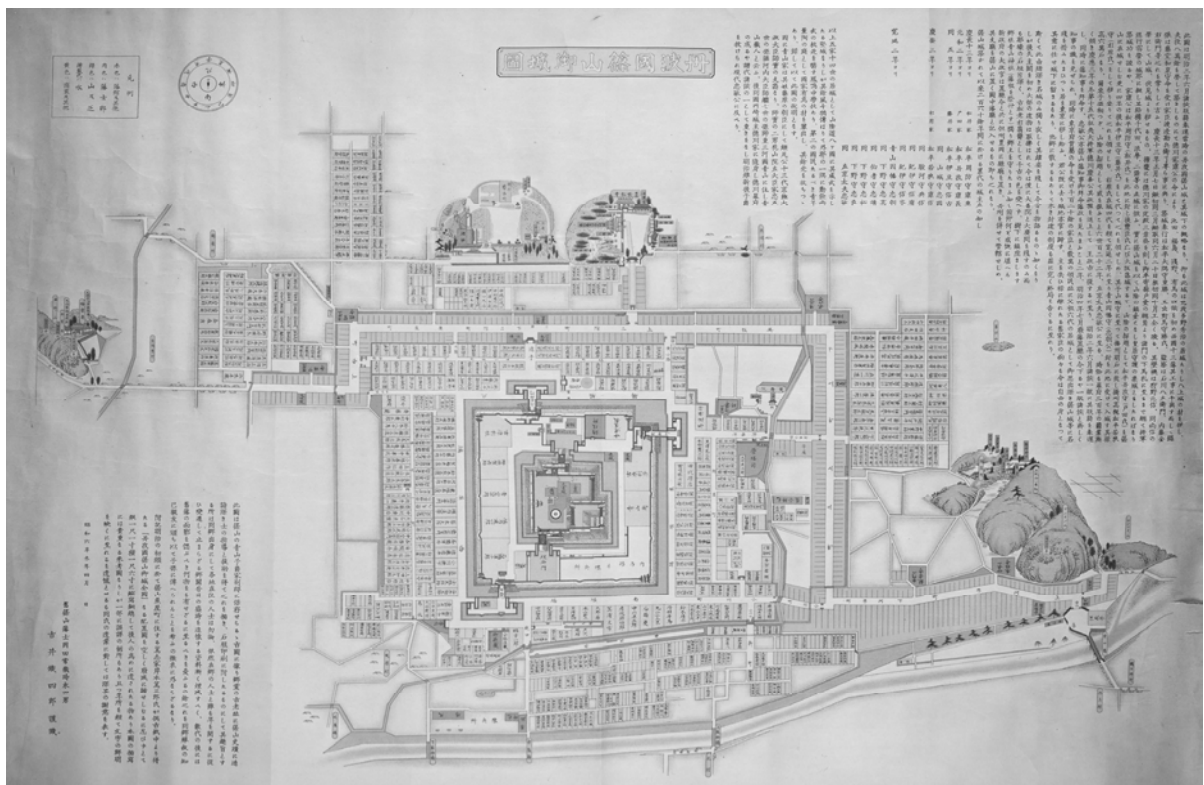


図2-14 明治2年（1869）当時の城下町を描いた「丹波国篠山御城絵図」（昭和6年）



### 3 「篠山市総合計画」、「篠山市教育振興基本計画」等及び既存事業等との連携強化と保存・活用施策の充実

篠山市歴史文化基本構想策定に係る計画としては、「篠山市総合計画（基本構想）」（平成13年（2001）2月策定）、同「後期基本計画」（平成18年（2006）3月策定）、「篠山再生計画」（平成21年（2009）1月策定）、「篠山市教育振興基本計画」（篠山きらめき教育プラン：平成22年（2010）2月策定）、「篠山市生涯学習推進基本構想」（平成14年（2002）3月策定）、「篠山市農村振興基本計画」（平成16年（2004）3月策定）、「篠山市観光まちづくりビジョン」（平成19年（2007）策定）、「篠山市環境基本計画」（平成22年（2010）3月策定）、「篠山市景観計画」（平成23年（2011）2月策定）などの各種構想及び計画に基づく事業が展開されている。歴史文化基本構想策定に際しては、こうした構想及び計画の考え方を踏襲すると共に、既存事業等との連携を図りながら、以下に示す諸点を勘案しながら、検討を進めた。

#### ○ 部局間の連携強化

篠山市及び兵庫県、丹波地域を対象に、これまでも各種計画が策定され、歴史・文化の保存・活用に係る取り組みが進められてきている。しかし、それらの取り組みはまちづくり、土木、農林、環境等の行政各分野において個々に進められているため、十分な成果があげられていない。

文化財は、周辺地域と一体となり形成され、維持・継承されてきたものである。従って、文化財の保存・活用にあたっては、文化財と周辺環境を一体的に捉え、総合的な視点から施策を展開していくことが必要である。このため、文化財の保存・活用及び歴史・文化を

活かしたまちづくりに関して共有すべき基本方針を提示し、各部局間の円滑な連携を図ることが求められている。特に、篠山市景観計画とは綿密な連携・調整を図ることにより、相乗効果を発揮していくものとする。

#### ○ 文化財の保存・活用施策の充実

歴史的な町並みが保存されている地区におけるプレハブ住宅や洋風住宅等の建築、市街地における空地化・駐車場化、また、歴史的建造物や巨樹・巨木の喪失など、文化財の保存・継承施策も十分に機能していない状況にある。その背景には、市民の文化財に対する価値の重要性が共有化されていないことがあると考えられる。

現在、篠山市では、「丹波篠山ふるさと基金」を創設し、まちづくりや景観形成、文化・教育等に関する事業への助成を行なっていることから、認識の共有化が図られた文化財に対する積極的な支援を行っていくとともに、文化財保存のための総合的な制度等を検討していくことが求められる。

また、現行制度では、無形文化財や民俗文化財に対する制度的な支援は少なく、近年、多くの伝統的な年中行事が喪失してきている状況にある。特に、年中行事など市民が日常生活のなかで培ってきたものも大切な文化財であり、このため、既存事業等との連携によって、無形文化財や民俗文化財等の価値の共有化を検討していくものとする。

#### ○ 地区単位での文化財の保存・活用の推進

篠山市域には、指定文化財も含め、数多くの文化財

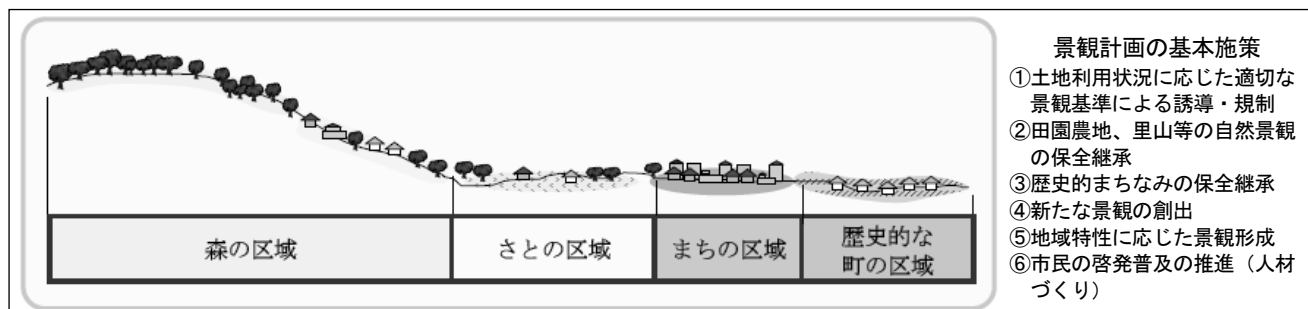


図2-15 篠山市景観計画の基本施策と良好な景観形成を図るためのゾーニング

が存在している。現行制度のみでは、それら全ての文化財に対して保存・活用施策を講じていくことは困難である。一方、文化財は、歴史的に周辺地域と密接した関係を有しており、文化財が失われてしまうことで地域らしさが失われ、活力が低下することも懸念される。

従って、住民が文化財を地区の宝として認識し、一体となって文化財の保存・活用に取り組んでいく仕組みづくりを進めることを検討していくものとする。

# 第3章 篠山市の歴史文化

## 1 調査の目的と全体構成

本構想では、文化財を総合的に把握した上で文化財に関する資料を作成すること及び関連文化財群等の保存・活用および歴史文化を活かしたまちづくりのあり方の検討を目的として調査を行った。このため、文化財保護法、兵庫県文化財保護条例及び篠山市文化財保護条例に基づき、指定・選挙・選定・登録されている文化財（指定等文化財）のみならず、未指定のものも含めて篠山市の「原風景」を構成する文化財すべてを対象とし、それらに関係づける「生活・コミュニティ」、「生業」、「景観」の諸視点から調査を行った。

指定等文化財の把握調査は、既往資料・文献調査な

らびに現地調査により、篠山市全域を対象として調査を行った。また、指定等以外の文化財の把握調査は、幅広く市民に認知されている文化財を把握するため、自治会や市民、篠山市出身者等を対象としてアンケートによる文化財把握調査を行った。

さらに、個別の文化財間の関係、関連文化財群の設定、今後の保存・活用のあり方を検討するため、モデル地区を抽出した上で詳細調査を行った。なお、詳細調査では、景観・まちづくり、建造物・町並み、農村・自然環境、民俗文化、文化財防災の5分野について、それぞれ文化財調査専門部会による調査を行った。

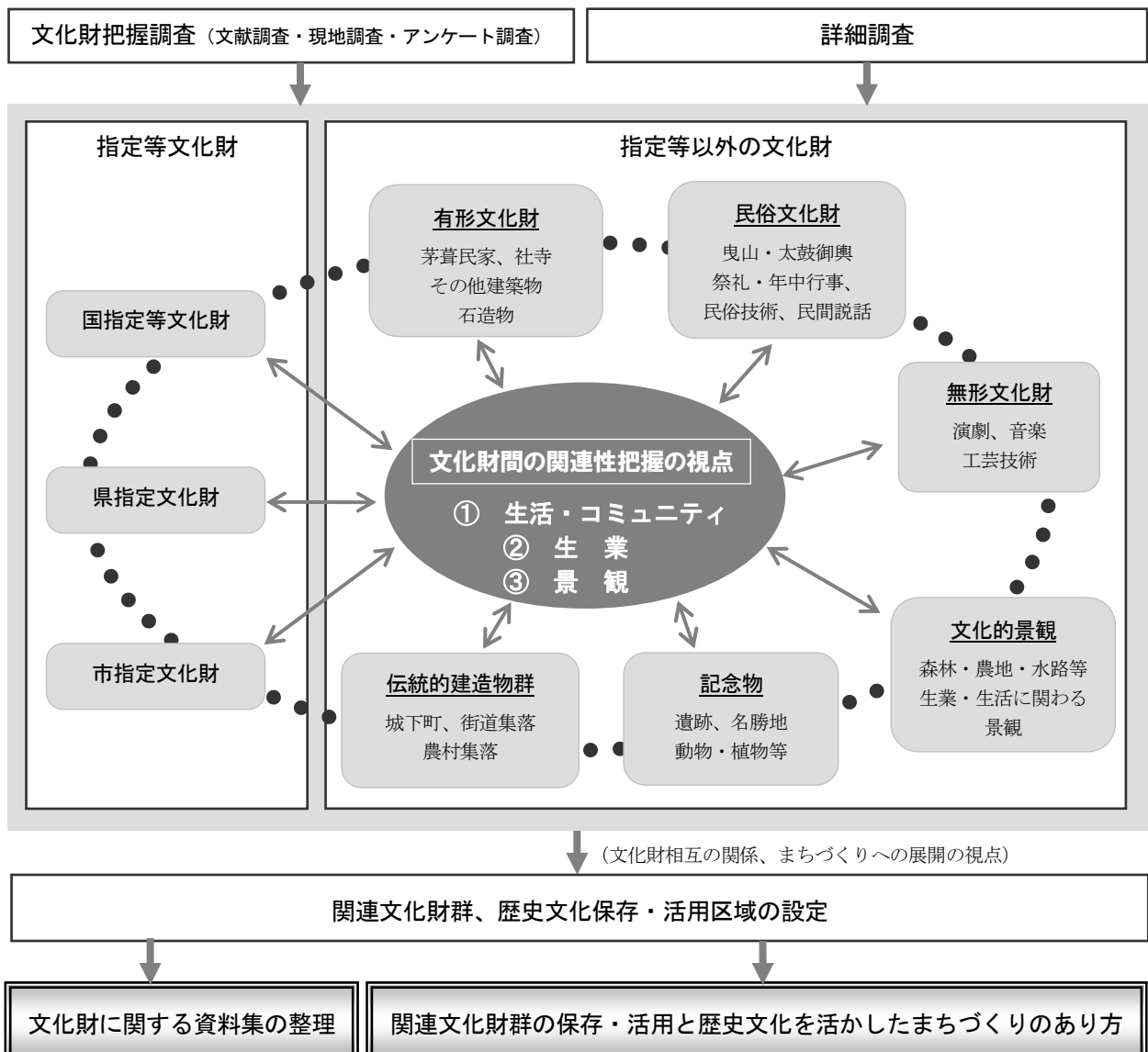


図3-1 調査の全体構成

詳細調査の対象地区の抽出にあたっては、篠山市の発展形態を考慮しながら、「日本の原風景 篠山」を基底している「城下町型」、「街道集落型」、「農村集落型」の3つの空間類型に区分した上でモデル地区を設定した。

- ・「城下町型」：篠山城を核とした歴史的市街地の形成により発展した地域で、武家町と商家町で構成される類型である。
- ・「街道集落型」：街道筋に発展した街道集落とそれを支える農村集落とで構成される類型である。
- ・「農村集落型」：自然・歴史・文化が織り成す多様な特性をもつ集落で、山間集落、谷筋集落などに区分される篠山市を代表する空間類型である。

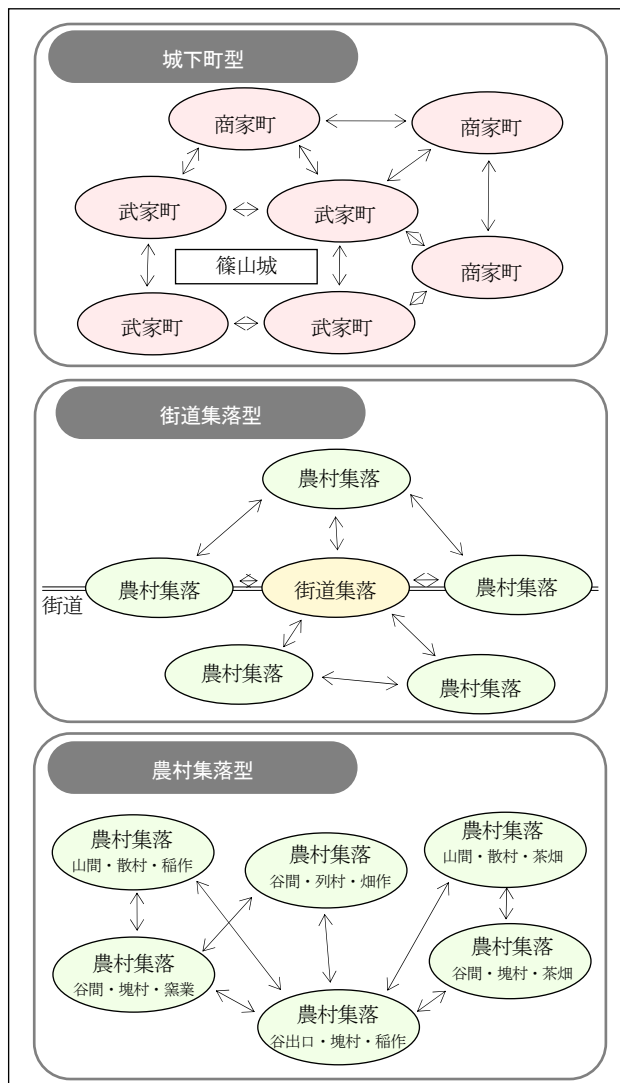


図3-2 各空間類型の構成イメージ

「詳細調査」の対象地区を抽出するにあたっては次のような要件を勘案した。

「城下町型」は篠山城跡周辺16町で構成される篠山地区のみが該当するため、既往調査資料の蓄積等も踏まえて「篠山地区」を対象とした。

「街道集落型」は、伝統的建造物群保存対策調査を完了し、資料などの蓄積等を踏まえて「福住地区」を対象とした。

「農村集落型」は畑地区、城北地区、岡野地区、後川地区、雲部地区、村雲地区、大芋地区、西紀南地区、西紀中地区、西紀北地区、大山地区、味間地区、城南地区、今田地区の14地区が該当するが、既往調査結果などから、福住地区との古くからの人材交流などがあって集落間の関係が検討可能であること、ムラの行事や家の年中行事などが昔ながらの形態をよく残していること、茅葺民家の保存率が高いこと等を勘案して「<sup>おくも</sup>大芋地区」を抽出した。

これらの地区を3つの空間類型の典型と位置付け、詳細調査の結果を普遍化することを通じて、歴史文化基本構想における「歴史文化まちづくり資産」(歴史文化を活かしたまちづくりを進めるために、全ての文化財を包括する概念として設定した用語(詳細:146頁参照。))群のテーマを設定することとした。なお、空間類型に基づく市域の区分は、下図に示すとおりである。



図3-3 空間類型に基づく市域の区分

## 2 文化財把握調査

### (1) 調査の方法

平成20年度(2008)及び平成21年度(2009)で、篠山市域における文化財の把握調査を実施し、平成22年度(2010)に調査成果をもとに、文化財のデータベース(収集した情報や資料等を容易に検索できるようにしたもの)を作成した。なお、調査対象は、近代以前を起源とする文化財を基本とし、その他市民が大切に思う文化財、希少種などの文化財も対象とした。平成20年度(2008)は、既往資料において整理されている文化財ならびに茅葺民家の分布状況を把握した。平

成21年度(2009)は、資料の追加収集を行い、文化財の補完や概要の精査を行うとともに、アンケート調査を実施して、文化財の追加や保存・活用状況などを把握、整理した。また、兵庫県ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)による建造物調査を行った。平成22年度(2010)には、文化財を身近に感じ、集落の「資産」として保存・活用に取り組んでいくための基礎資料となるよう、集落単位での文化財ならびに関連情報を整理した集落カルテの作成を行った。

表3-1 各年度の文化財把握調査の内容

指定等	文化財の種類			文化財の把握調査の内容	
	種類1	種類2	種類3	平成20年度	平成21年度
指定等文化財	(全て)	(全て)	(全て)	・一覧表及び分布図の作成	—
指定等以外の文化財	有形文化財	建造物	茅葺民家	・一覧表及び分布図の作成 (茅葺民家及び茅葺門の分布状況の把握)	・現地調査等による文化財の概要の把握と個票の作成 ・旧今田町の寺院の追加 (資料)「今田町史」 ・文化財の追加 (資料)「兵庫県神社誌」「宗教法人名簿」 ・資料収集による文化財の追加 (資料)灰屋調査等 ・分布図の作成 ・ヘリテージマネージャーによる瓦葺建築物の調査
			茅葺門	・一覧表及び分布図の作成 (資料)「篠山町近世寺院建築調査表」「神社実態調査報告書(二)」「丹南町史」「西紀町史」	
			社寺	・一覧表及び分布図の作成 (資料)「旧庄屋関係建造物類型調査」「近代和風建築総合調査候補物件一覧」 ・ヘリテージマネージャーによる灰屋の調査	
			その他建築物(町家・商家・庄屋・近代和風・灰屋等)	・一覧表及び分布図の作成 (資料)「旧庄屋関係建造物類型調査」「近代和風建築総合調査候補物件一覧」 ・ヘリテージマネージャーによる灰屋の調査	
			石造物	・道標の一覧表及び分布図の作成 (資料)「篠山市未指定文化財資料カード綴」「西紀町の石造物」「丹南町の石造物」「今田の道標」	・分布図の作成
	無形文化財	演劇・音楽・工芸技術等	演劇・音楽・工芸技術等	—	・H20年度調査における民俗文化財をもとに把握
	民俗文化財	民俗文化財	無形の民俗文化財	・一覧表の作成 (資料)「丹波地域民俗芸能調査報告書」「丹波の曳山祭礼」「今田めんめの歳時記」「篠山町百年史」「丹南町史」「西紀町史」、農山漁村の郷土料理百選(農林水産省)、兵庫県 HP(兵庫県の水辺環境事例)	・資料収集による文化財の追加 (資料)丹波のむかしばなし(一〜九)、丹波地域わが町・わが村・村自慢アンケート調査資料、「野間の歴史 野間・井垣」「初田の部落史」「今田町史」
			有形の民俗文化財	無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等	・分布図の作成
	記念物	遺跡	都城跡、社寺跡、古墳等	・一覧表の作成 (資料)「篠山町遺跡地図及び地名表」「西紀町遺跡分布地図」「丹南町遺跡分布地図」	・旧今田町の遺跡追加 (資料)「兵庫県遺跡地図-第1分冊-」 ・分布図の作成
			街道等	・主要な街道筋の一覧表の作成と街道ルート図の作成 (資料)「歴史の道調査報告書第三集 山陰道」	・資料収集による街道筋の追加 ・資料収集による一里塚の追加
		名勝地	庭園・橋梁・溪谷・山岳等	・一覧表及び分布図の作成 (資料)「篠山町百年史」「丹南町史」「西紀町史」兵庫県 HP(兵庫県の水辺環境事例)、私の好きな兵庫の風景100選、疏水百選(農林水産省)	・資料収集による文化財の追加 (資料)丹波地域わが町・わが村・村自慢アンケート調査資料、「今田町史」
				動物・植物・地質鉱物	植物
			動物	・一覧表及び分布図の作成 (資料)兵庫県 HP(兵庫県の水辺環境事例)	
			地質鉱物	—	
文化的景観	生活・生業・風土により形成された景勝地	生業・産業等	—	・生業・産業の把握 (資料)「兵庫県の諸職」「篠山町百年史」「丹南町史」「西紀町史」「今田町史」	
伝統的建造物群	伝統的な建造物群	城下町・街道集落・農村集落等	—	・各集落の特性等の把握 (資料)私の好きな兵庫のまちなみ100選、農業集落カードなど	

アンケート調査(①自治会長、②丹波篠山ふるさと応援団、③来訪者・出身者) 説話・伝承等からの追加

## (2) 文化財把握調査の結果

### ア 指定等文化財

平成 22 年 (2010) 10 月現在、篠山市域には、国指定文化財 16 件、国選定文化財が 1 件、国選択文化財が 2 件、国登録文化財が 31 件、県指定文化財が 25 件、市指定文化財が 136 件、陵墓参考地が 1 件の計 212 件の指定等文化財が把握できた。

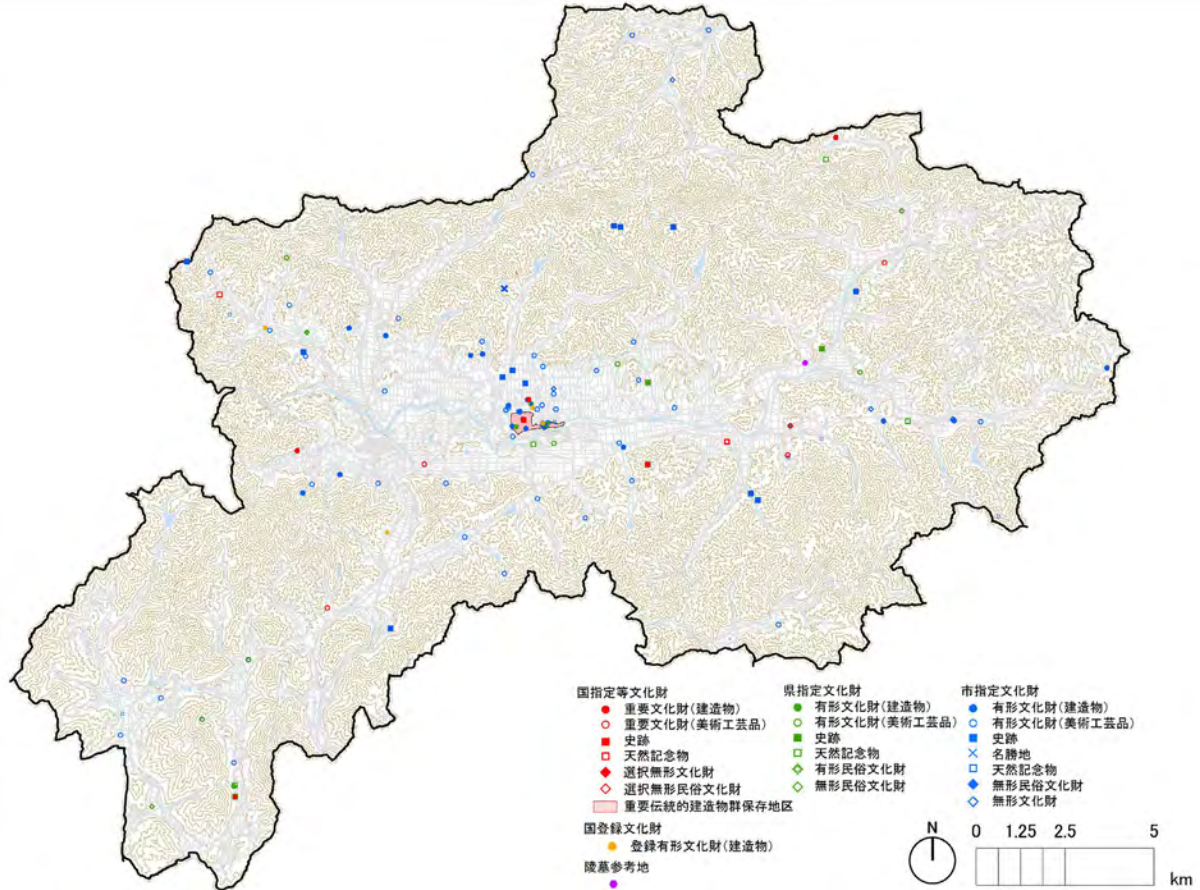


図 3- 4 指定文化財の分布



長谷寺妙見堂(藤坂)  
【国指定重要文化財(建造物)】



大國寺本堂(味間奥)  
【国指定重要文化財(建造物)】



春日神社能舞台(黒岡)  
【国指定重要文化財(建造物)】



大般若經(今田町本荘)  
【市指定有形文化財(美術工芸品)】



本明谷鳳凰山の見送り(本明谷)  
【市指定有形文化財(美術工芸品)】



丹波立杭焼・作窯技法(今田町)  
【国選択無形文化財】



波々伯部神社のおやま行事(宮ノ前)  
【国選択無形民俗文化財】



本郷春日おどり(本郷)  
【市指定無形民俗文化財】



水無月祭の祭礼と打込囃子(川原)  
【市指定無形民俗文化財】



木造薬師如来坐像(畑市)  
【国指定重要文化財(美術工芸品)】



波々伯部神社の祭礼操り人形(宮ノ前)  
【県指定有形民俗文化財】



篠山城跡(北新町)  
【国指定史跡】



篠山伝統的建造物群保存地区  
【国選定重要伝統的建造物群保存地区】



雲部車塚古墳(東本荘)  
【陵墓参考地】



追手神社のモミ(大山宮)  
【国指定天然記念物】

## イ 指定等以外の文化財

### (ア) 有形文化財

#### a 建造物（茅葺民家・茅葺門、旧茅葺民家）<sup>(※1)</sup>

平成 20 年度（2008）調査では、空中写真を用いて大まかな分布と件数を把握した。

平成 21 年度（2009）調査では、現地調査（平成 21 年（2009）4 月実施）により場所と件数を確認、把握した。さらに、茅葺民家及び茅葺門については、「用途」、「棟仕舞」、「屋根形状」、「茅の状態」、「外壁仕上げ・材料」、「開口部材料」、「その他伝統意匠」、「改造状況」、「その他・備考（周辺環境との関係等）」について調査し、個票として整理した。

調査の結果、指定等以外の「茅葺民家」123 件、「茅

葺門」12 件、「旧茅葺民家」1,226 件を把握した。なかには、後川新田の茅葺民家、今田町今田新田の茅葺民家、市野々の茅葺長屋門などのように、大規模なものや形態・意匠が優れているものなど、今後、文化財指定も検討できる茅葺民家もみられた。

#### b 建造物（社寺）

「篠山町近世寺院建築調査表」、「丹南町史」、「西紀町史」、「今田町史」、「神社実態調査報告書（二）」、「兵庫縣神社誌 上巻」、「兵庫縣 宗教法人名簿」（昭和 30 年（1955））、「兵庫縣 宗教法人名簿」（平成 17 年（2005））の文献調査及びアンケート調査によって把握した。また、民俗文化財の把握調査において把握された「民間説話等」に係る社寺のうち、上記調査により抽出され

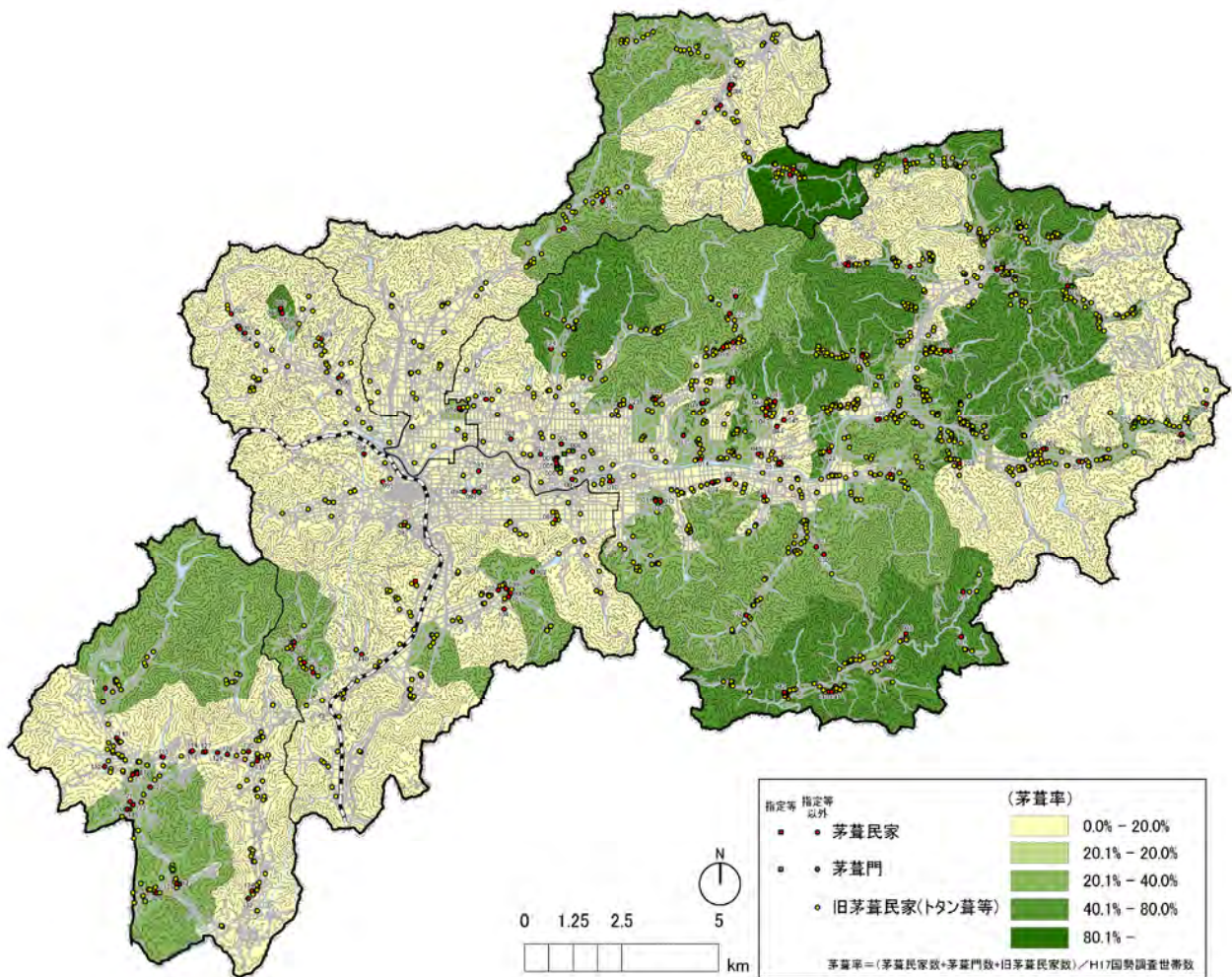


図 3-5 茅葺民家等の分布と茅葺率



茅葺民家(後川新田)



丹波並木道中央公園茅葺民家(西古佐)



茅葺長屋門(市野々)



茅葺民家(今田町今田新田)

ていないものは追加した。

調査の結果、篠山市域の社寺として、「神社」248件、「寺院・堂宇など」177件、「祠などその他」48件を把握した。

#### c 建造物（その他建築物（町家・商家・庄屋・近代和風建築・灰屋等））

「旧庄屋関係建造物類例調査」「近代和風建築総合調査候補物件一覧」の文献調査、平成20～22年度（2008～2010）に実施した「H20（ひょうごへリテージ機構）たんば」による灰屋調査及び瓦葺建築物調査、アンケート調査によって把握した。

調査の結果、「旧庄屋関係建造物」6件、「近代和風建築」106件、「町家等その他歴史的建造物」55件、「灰屋」129件を把握した。



商家（福住中）



八上小学校（糯ヶ坪）

#### d 建造物（石造物）

「篠山市未指定文化財資料カード綴」「西紀町の石造物」「丹南町の石造物」「今田の道標」の文献調査及びアンケート調査によって把握した。また、民俗文化財の把握調査において把握された「民間説話等」に係る石造物のうち、上記調査により抽出されていないものは追加した。

調査の結果、「地蔵」36件、「道標」56件、常夜灯（古市）や燈籠（向井）などの「その他」22件を把握した。

#### e 建造物（その他建造物）

その他建造物は、「篠山町百年史」、「丹南町史」、「西紀町史」、「今田町史」の文献調査より、田松川（運河）、馬渡橋、追入のトンネル（明治・昭和・平成の3つのトンネル）、吹土地改良区揚水所、旧王地山配水池、篠山チルドレンズミュージアムの計8件を把握した。

#### f 美術工芸品

歴史資料である篠山市所蔵の明治初期地籍図の画像データ化を行うとともに、アンケート調査により市内の美術工芸品を把握した。また、民俗文化財の把握調査において把握された「民間説話等」に係る美術工芸品のうち、上記調査により抽出されていないものは追

加した。

調査の結果、「絵画」2件、「彫刻」6件、「工芸品」7件、「書跡・典籍」2件、「歴史資料」51件を把握した。

#### (イ) 無形文化財

民俗文化財及び生業・産業に係る文化財把握調査成果をもとに、演劇、音楽、工芸技術に係るものを無形文化財として把握・整理した。

音楽として「茶摘唄」、「糸紡ぎ唄」、「酒造り唄」の3件、工芸技術として「手織木綿製法」、「王地山焼陶芸技法」、「立杭焼陶芸技法」、「藍染技法」の4件を把握した。

#### (ウ) 民俗文化財

「丹波地域民俗芸能調査報告書」、「丹波の曳山祭礼」、「今田めんめの歳時記」、「篠山町百年史」、「丹南町史」、「西紀町史」、「今田町史」、「丹波のむかしばなし」（第一集～第九集）、「丹波地域わが町・わが村・村自慢アンケート調査資料」、「野間の歴史 野間・井垣」、「初田の部落史」の文献調査及びアンケート調査により把握した。また、「農山漁村の郷土料理百選（農林水産省）」、「兵庫県の水辺環境事例（兵庫県ホームページ）」をもとに補足した。

その結果、「無形の民俗文化財」としては、神社祭礼などの「信仰」151件、イノコやとんど、講などの「年中行事」290件、「民間説話」113件、「芸能」14件、「盆踊」83件、「民俗技術」4件の合計655件を把握した。また、「有形の民俗文化財」としては、「祭具等（曳山）」63件、「祭具等（御輿）」41件の合計104件を把握した。

#### (エ) 記念物

##### a 遺跡（都城跡、社寺跡、古墳等）

「兵庫県遺跡地図―第1分冊―」、「篠山町遺跡地図及び地名表」、「西紀町遺跡分布地図」、「丹南町遺跡分布地図」の文献調査及びアンケート調査によって把握した。

調査の結果、「古墳」1,001件、「館跡、城館跡、官衙跡」131件、「集落跡」82件、「社寺跡」67件、「散布地」62件、「窯跡」42件、「その他」53件の合計1,438



件の遺跡を把握した。

#### b 遺跡（街道等）

「歴史の道調査報告書第三集 山陰道」の文献調査により街道筋のルート、一里塚の位置・概要等を把握した。また、天和4年（1684）多紀郡絵図をもとにその他の主要な古道の把握を行った。

調査の結果、「街道」は古代山陰道と近世京街道の2件、一里塚は「八上」、「日置（宮ノ前）」、「福住」の3件を把握した。

#### c 名勝地

「篠山町百年史」、「丹南町史」、「西紀町史」、「今田町史」、「丹波地域 わが町・わが村 一村自慢アンケート調査資料」の文献調査及びアンケート結果により把握した。また、「私の好きな兵庫の風景100選」、「疏流百選（農林水産省）」、「兵庫県の水辺環境事例（兵庫県ホームページ）」をもとに補足した。さらに、民俗文化財の把握調査において把握された「説話・伝承等」に係る名勝地のうち、上記調査により抽出されていないものは追加した。

調査の結果、「公園」1件、「橋梁」1件、「河川」2件、「湧泉」2件、「湖沼」6件、「岩石・洞穴」5件、「瀑布」5件、「山岳」13件、「溪谷・溪流」3件、「花樹」2件、「その他」8件の合計48件を把握した。

#### d 動物・植物・地質鉱物

「第4回自然環境保全基礎調査」、「郷土記念物（兵庫県環境保全条例）」、「丹波の森名木ガイド」、「篠山の名木選」、「ひょうごの巨樹・巨木100選」、「丹波篠山五十三次（篠山／西紀）」、「兵庫県レッドデータブック2003」の文献・資料調査及びアンケート結果により把握した。

調査の結果、「植物（樹木）」58件、「植物（樹林）」5件、「植物（群落）」12件、「動物」4件、「地質鉱物」15件を把握した。

#### (オ) 文化的景観

文化的景観関連の要素である生業・産業等について、「篠山町百年史」、「丹南町史」、「西紀町史」、「今田町史」、「兵庫県の諸職（民俗文化財調査報告書）」の文献調査及びアンケート調査により把握した。

調査の結果、「丹波茶」、「黒大豆」、「山の芋」、「丹波

栗」など農林業に関連するものが19件、「丹波木綿」、「酒造業」、「竹細工」、「丹波焼」などの商工業に関連するものが12件、鉱業に関連するものが2件、その他1件（「茅葺（屋根葺）」）の合計34件を把握した。



丹波茶：味間奥の茶畑



黒大豆：川北の黒大豆畑



丹波焼：今田町上立杭の登り窯



丹波木綿：栗柄の「創作館」における製作風景

#### (カ) 伝統的建造物群

重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた調査を行った地区や兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく歴史的景観形成地区の指定地区及び指定に向けた調査の行われた地区、「私の好きな兵庫のまちなみ100選」に選定された地区に加え、「農業集落カード」に基づく集落の特徴整理とアンケート調査により把握した。

調査の結果、街道集落は「八上地区（八上上集落～八上下集落）」、「福住地区（西野々集落～福住下集落）」、「追入集落」、「古市地区（古市集落～波賀野新田集落）」の4件、農村集落は「丸山集落」、「上立杭集落」の2件を把握した。



八上地区の町並み



福住地区の町並み



古市地区の町並み



追入集落の町並み

#### 【第3章2（2） 注釈】

（※1）以下のように定義している。

- ・「茅葺民家」：現在も茅葺屋根である建築物
- ・「茅葺門」：現在も茅葺屋根である門
- ・「旧茅葺民家」：現在はトタン等で覆われているが、屋根形状等からみて以前は茅葺屋根であったと判断される建築物

参考 アンケート調査結果

① 実施概要

住民（自治会長）アンケート調査、来訪者・出身者アンケート調査、丹波篠山ふるさと応援団アンケート調査の3種類のアンケート調査を実施した。

実施概要は以下の通りである。

種類	手法	期間	配布数	回収数	回収率
住民(自治会長)アンケート調査	郵送配布 郵送回収	8/25 ~9/30	全自治会 264票	有効回答 119票	45.1%
来訪者・出身者アンケート調査	Web	8/25 ~12/20	-	7票	-
丹波篠山ふるさと応援団アンケート調査	郵送配布 郵送回収	8/25 ~9/30	174票	23票	13.2%
			市内:53票	13票	24.5%
			県下他市町:55	5票	9.1%
			県外:66票	5票	7.6%

② 住民（自治会長）アンケート調査

【将来世代に受け継いでいきたい歴史的・文化的資産】

合計 255 件の「資産」があげられた。うち、「社寺・祠等」が 87 件（神社 43 件、寺院 20 件、堂・祠 24 件）と最も多く、遺跡が 44 件（古墳 15 件、城跡 14 件等）と続く。

受け継いでいきたい歴史的文化的資産		指定等	指定等以外	合計
有形文化財	社寺・祠等	2	85	87
	民家	1	14	15
	その他建築物	0	2	2
	石造物	1	25	26
	美術 工芸品等	7	11	18
無形文化財	古文書・歴史資料等	2	6	8
無形文化財		0	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財	1	6	7
	無形民俗文化財	1	7	8
記念物	遺跡	6	38	44
	名勝地	0	26	26
	動物・植物・地質鉱物	4	10	14
合計		25	230	255

【「資産」の保存・活用状況】

93 件の「資産」について 102 主体による 109 件の保存・活用の回答があった。自治会単位で保存・活用に取り組んでいる「資産」が 65 件と多い。「資産」の保存・活用に向けた取り組み内容としては、清掃・管理が最も多く、共同出資による修理などの事例もみられた。

保存・活用の取り組み主体		個人・所有者・関係者	氏子・檀家・講	近隣住民	自治会	老人会・婦人会等	小学校区	行政	保存会	その他	合計
有形文化財	社寺・祠等		14	2	27	3	1				47
	民家	3		1					2		6
	その他建築物			2							2
	石造物		1	5							6
	美術 工芸品等		1	4							5
民俗文化財	古文書・歴史資料等		1								1
民俗文化財	有形民俗文化財				3						3
民俗文化財	無形民俗文化財				2						2
記念物	遺跡				7			2		5	14
	名勝地				8	1				1	10
	動物・植物・地質鉱物	1			5						6
合計		4	16	2	65	4	1	2	2	6	102
保存・活用の取り組み内容		回答数									
清掃・管理		77									
お供え等		5									
共同出資による修理		20									
[うち、お金の積み立て]		(5)									
その他		7									
合計		109									

【保存・活用にあたっての課題】

74 件の文化財について 91 件の課題があげられた。課題の内容としては、建造物等の老朽化や維持管理にあたって

の経費の課題、後継者不足などが多くあげられた。

保全・活用にあたっての課題		老朽化	耐震性	経費 修理修繕費	日常管理費	その他費用	技術的課題	後継者不足	所有者意識	盗難・災害	その他	合計
有形文化財	社寺・祠等	16	11	18	4	1	4	3		6	3	66
	民家		1	2					1			4
	その他建築物							1				1
	石造物											0
	美術 工芸品等	1		1	1							3
民俗文化財	古文書・歴史資料等											0
民俗文化財	有形民俗文化財			1				1				2
民俗文化財	無形民俗文化財							2				2
記念物	遺跡	5		1	1						1	8
	名勝地	1										1
	動物・植物・地質鉱物		1	1	1	1	1	1				4
合計		23	12	23	6	3	4	8	2	6	4	91

【社寺以外に神仏を祀る祠・堂等】

77ヶ所の回答があり、うち「地蔵」が 23ヶ所と最も多く、「山の神」(21ヶ所)、「稻荷」「愛宕」(ともに 15ヶ所)と続く。

社寺以外に神仏を祀る祠・堂	回答数
地蔵	23
祠・堂(愛宕)	15
祠・堂(稻荷)	15
祠・堂(庚申)	3
祠・堂(山の神)	21
合計	77

【現在も行われている伝統的な祭りや行事】

合計 335 件の回答があった(複数の地区で実施される祭り等の重複回答を含む)。各地区の神社で催される秋祭りの回答が多く、その他、お日待ち、イノコ(亥の子)、地蔵盆などが比較的多くの地区で継続されている。伊勢講をはじめとした講も、内容や形式を変えながらも、多くの地区やで継承されている。

伝統的な祭りや行事の種類	回答数
祭礼	84
年中行事	178
講	73
合計	335

【過去の災害】

合計 54 件の回答があった。火災が 25 件と最も多く、水害が 19 件と続く。火災は近世以前からの記録があり、第二次世界大戦後も 10 件の発生が報告されているが、平成以降のものは 1 件と少ない。一方、水害は平成に入ってから 6 件が報告されている。

年代	火災	山林火災	水害	山崩れ	風害	建物倒壊	内容不明	合計
中世	1							1
近世	5							5
明治から								
昭和(戦前)	2							2
昭和(戦後)	10	1	12			1	1	25
平成	1		6	1	3			11
度々	1							1
不明	5		1	2		1		9
合計	25	1	19	3	3	2	1	54

【伝説や昔話】

伝説や昔話などについては、合計 33 件の回答があった。

③ 来訪者・出身者アンケート調査

【将来世代に受け継いでいきたい歴史的・文化的資産】

8名の回答者から9件の「資産」が挙げられた。内訳は、有形文化財の建造物が3件、美術工芸品が1件、民俗文化

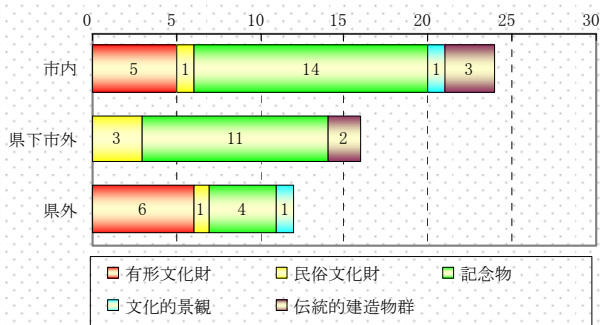
財の無形の民俗文化財が2件、記念物の遺跡が2件、動物・植物・地質鉱物が1件となっている。

#### ④ 丹波篠山ふるさと応援団アンケート調査

##### 【将来世代に受け継いでいきたい歴史的・文化的資産】

17名の回答者から52件の「資産」が挙げられた。そのうち市内在住者(9名)からは24件、県下市外在住者(4名)からは16件、県外在住者(4名)からは12件が「資産」として挙げられた。

「資産」の内訳は、記念物が29件と最多で、次いで有形文化財が11件、伝統的建造物群が5件である。記念物では、篠山城跡・八上城跡をはじめとする遺跡が市内外とも多い傾向にある。遺跡以外では、樹木や山並みの風景が「資産」とする意見がみられた。有形文化財では、大書院、社寺のほか、公民館・旧小学校舎・旧庁舎などの近代以降の建造物が「資産」としてあげられた。



##### 【「資産」の保存・活用状況】

「資産」の保存の取り組みとしては、市内居住者による案内板の設置(2件)が挙げられているが、多くの「資産」では積極的な活動は行われていない。その理由として、維持管理費用の不足(2件)や担い手の不足(1件)等が挙げられている。

##### 【今後の「資産」の保存・活用に関する要望】

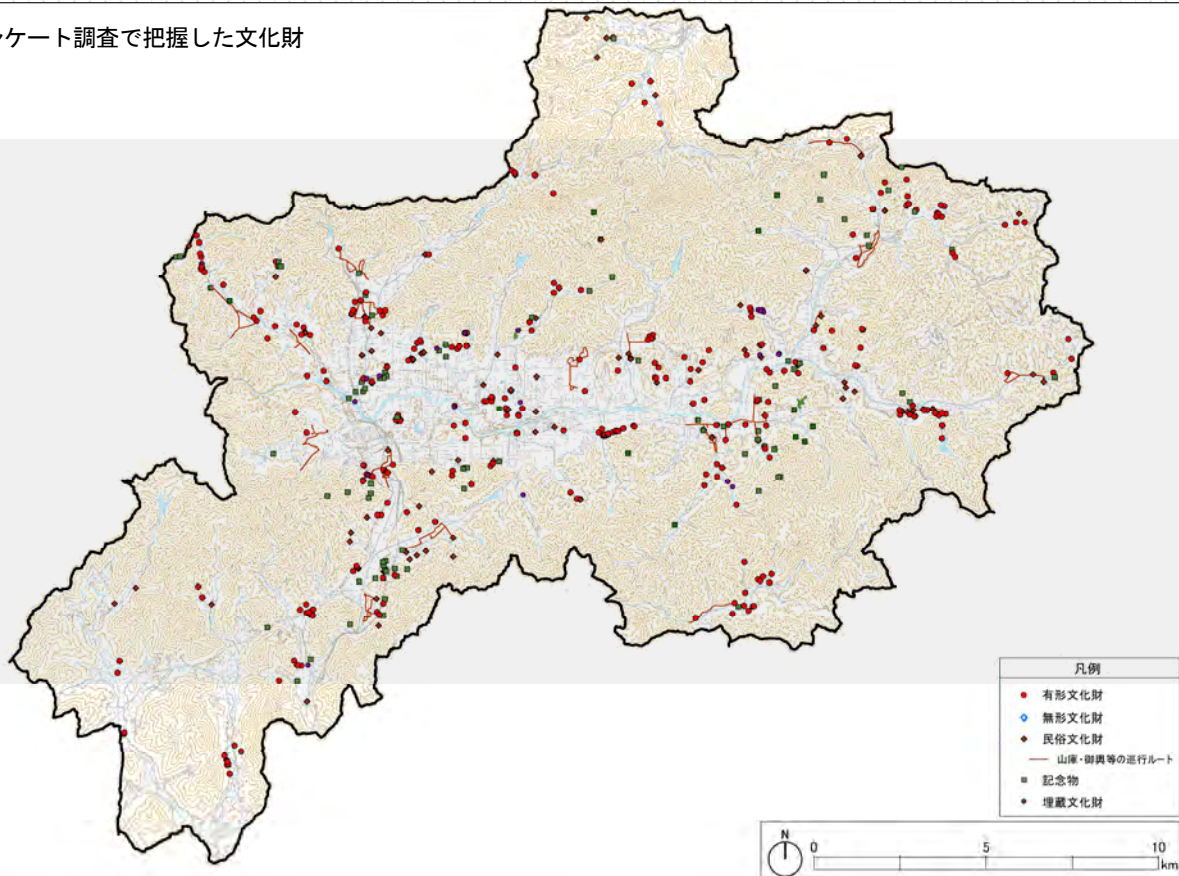
今後の「資産」の保存・活用に関しては、市内居住者は、積極的なPRによる「資産」の周知(2件)、またそのための見学道の整備等(1件)が望まれている。

一方、兵庫県下市外居住者はハイキングコース・キャンプ施設の整備(2件)や町並み保全(1件)を、県外居住者は現行のままの保存(2件)、また地域コミュニティに根ざした保存(1件)を望む意見がみられた。

##### 【その他自由記述】

市内居住者は地域の「資産」を活用した活性化や地域学習を挙げていた。兵庫県下市外居住者は史跡やまちなみの整備、県外居住者は生活に根ざした建築物の保存、将来の「資産」としてのマラソンの継続を挙げていた。

アンケート調査で把握した文化財



## (キ)文化財把握調査結果(総合)

213 件、指定等以外の文化財 4,711 件の合計 4,924 件

平成 20 年度 (2008) 及び平成 21 年度 (2009) の市  
全域における文化財の把握調査により、指定等文化財

を把握し、その概要を整理した。

表 3- 2 指定等文化財の件数

種 別			国				県	市	陵墓	合計
			指定	選定	選択	登録	指定	指定	参考地	
有形文化財	建造物	—	3 件			31 件	1 件	18 件		53 件
	美術工芸品	絵画					1 件	14 件		15 件
		彫刻	8 件				3 件	23 件		34 件
		工芸品	1 件				3 件	18 件		22 件
		古文書					1 件	14 件		15 件
		歴史資料						12 件		12 件
		典籍						2 件		2 件
		考古資料					3 件	7 件		10 件
無形文化財	演劇・音楽・工芸技術等	演劇・音楽・工芸技術等			1 件				1 件	
民俗文化財	無形の民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等			1 件		3 件	6 件		10 件
	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等					3 件			3 件
記念物	遺跡	都城跡、社寺跡、古墳、旧街道等	2 件				3 件	12 件		17 件
	名勝地	庭園・橋梁・溪谷・山岳等						1 件		1 件
	動物・植物・地質鉱物	動物・植物・地質鉱物等	2 件				4 件	9 件		15 件
伝統的建造物群	周囲の環境と一帯をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群	城下町		1 件						1 件
陵墓参考地								1 件		1 件
合 計			16 件	1 件	2 件	31 件	25 件	136 件	1 件	212 件(※)

(※) 指定等文化財は、これらに国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」(1 件)を加えた合計 213 件を把握した。

表 3- 3 指定等以外の文化財の件数(その 1)

種 別			文献・現地調査 把握件数	アンケート調査 把握件数(※)	合計
有形文化財			2,034 件	286 件	2,320 件
建造物	茅葺民家等	茅葺民家	123 件	—	123 件
		茅葺門	11 件	1 件	12 件
		旧茅葺民家	1,226 件	—	1,226 件
	社寺	神社	151 件	97 件	248 件
		寺院・堂宇など	118 件	59 件	177 件
		祠などその他	—	48 件	48 件
	その他建築物	旧庄屋関係建造物	6 件	—	6 件
		近代和風建築	105 件	1 件	106 件
		町家等その他歴史的建造物	43 件	12 件	55 件
		灰屋	129 件	—	129 件
	石造物	地蔵	3 件	33 件	36 件
		道標	56 件	—	56 件
		その他	8 件	14 件	22 件
	その他建造物	—	2 件	6 件	8 件
	美術工芸品	絵画・彫刻・工芸品等	絵画	—	2 件
彫刻			2 件	4 件	6 件
工芸品			—	7 件	7 件
古文書・考古資料等		書跡・典籍	—	2 件	2 件
		古文書	—	2 件	2 件
		考古資料	—	—	—
		歴史資料	51 件	—	51 件
無形文化財			7 件	—	7 件
演劇・音楽・工芸技術等	音楽	3 件	—	3 件	
	工芸技術	4 件	—	4 件	
民俗文化財			368 件	391 件	759 件
無形の 民俗文化財	風俗慣習	信仰	68 件	83 件	151 件
		年中行事	38 件	252 件	290 件
		衣食住	—	—	—
		民間説話	63 件	50 件	113 件
	民俗芸能	芸能	14 件	—	14 件
		盆踊	83 件	—	83 件
	民俗技術	—	4 件	—	4 件
有形の 民俗文化財	無形民俗文化財に用いら れる衣服・器具・家具等	祭具等(曳山)	57 件	6 件	63 件
		祭具等(御輿)	41 件	—	41 件
		祭具等(その他)	—	—	—
		工芸用具	—	—	—

(※)「将来世代に受け継いでいきたい歴史的・文化的資産」の設問以外(現在も行われている伝統的祭りなど)も含む。

表 3- 4 指定等以外の文化財の件数(その2)

種 別			文献・現地調 査把握件数	アンケート調査 把握件数(※)	合計	
記念物			1,478 件	107 件	1,585 件	
遺跡	都城跡、社寺跡、古墳等	古墳	963 件	38 件	1,001 件	
		館跡、城館跡、館衙跡	113 件	18 件	131 件	
		集落跡	80 件	2 件	82 件	
		社寺跡	63 件	4 件	67 件	
		散布地	62 件	—	62 件	
		窯跡	42 件	—	42 件	
		その他	46 件	7 件	53 件	
	街道等	街道	2 件	—	2 件	
		一里塚	2 件	1 件	3 件	
	名勝地	庭園・橋梁・溪谷・山岳等	公園	—	1 件	1 件
			橋梁	1 件	—	1 件
			河川	1 件	1 件	2 件
			湧泉	—	2 件	2 件
湖沼			4 件	2 件	6 件	
岩石・洞穴			—	5 件	5 件	
瀑布			2 件	3 件	5 件	
山岳			8 件	5 件	13 件	
溪谷・溪流			2 件	1 件	3 件	
花樹			1 件	1 件	2 件	
その他			7 件	1 件	8 件	
動物・植物・ 地質鉱物等	植物	樹木	48 件	10 件	58 件	
		樹林	5 件	—	5 件	
		群落	12 件	—	12 件	
	動物	—	3 件	1 件	4 件	
	地質鉱物	—	11 件	4 件	15 件	
文化的景観			34 件	—	34 件	
生業・産業	農林業	農林業	19 件	—	19 件	
		商工業	12 件	—	12 件	
		鉱業	2 件	—	2 件	
		その他	1 件	—	1 件	
伝統的建造物群			5 件	1 件	6 件	
伝統的建造物群	街道集落	街道集落	3 件	1 件	4 件	
		農村集落	2 件	—	2 件	
合 計			3,926 件	785 件	4,711 件	

(※)「将来世代に受け継いでいきたい歴史的・文化的資産」の設問以外(現在も行われている伝統的祭りなど)も含む。

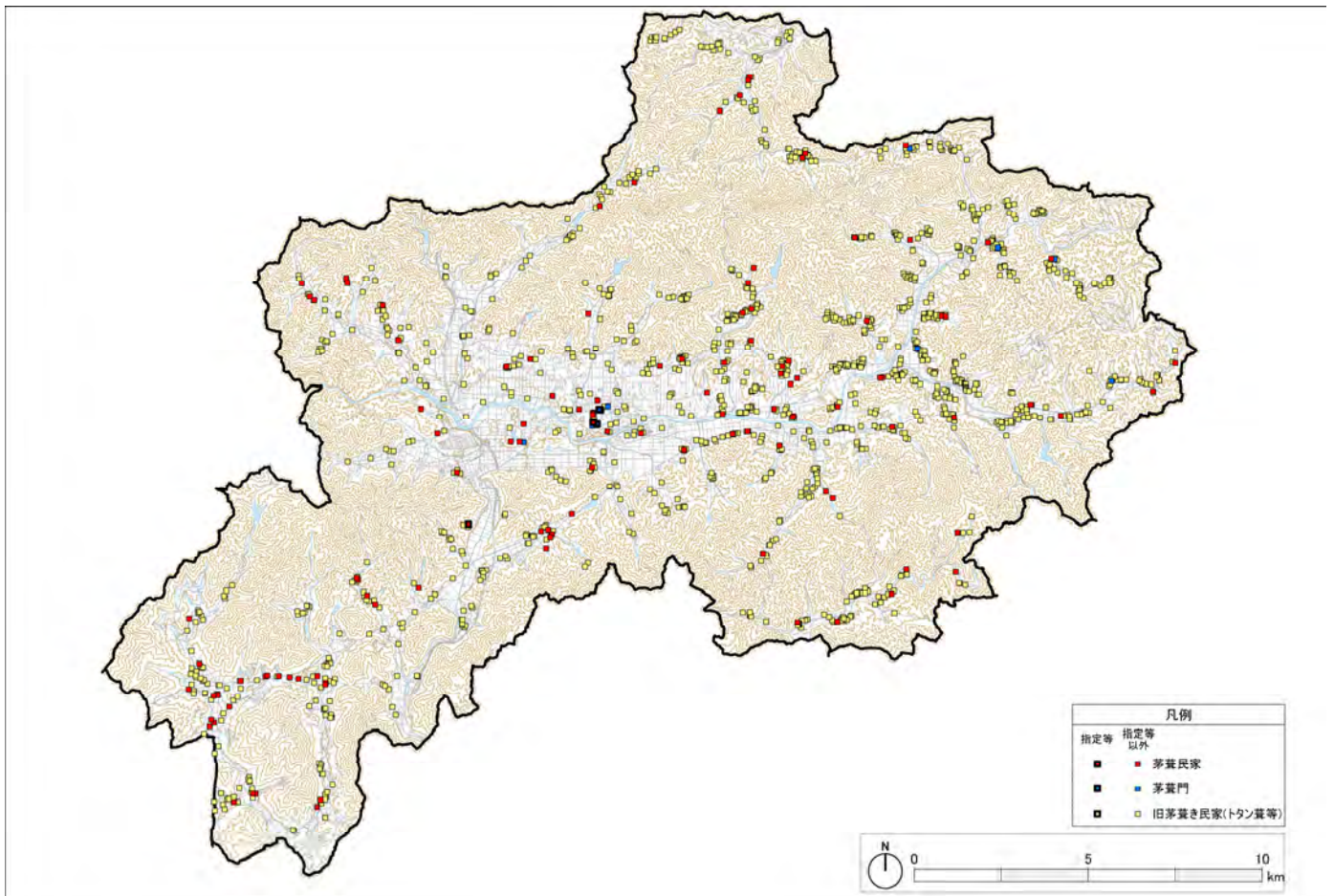


图 3- 6 文化財分布図【有形文化財（建造物）茅葺民家等】

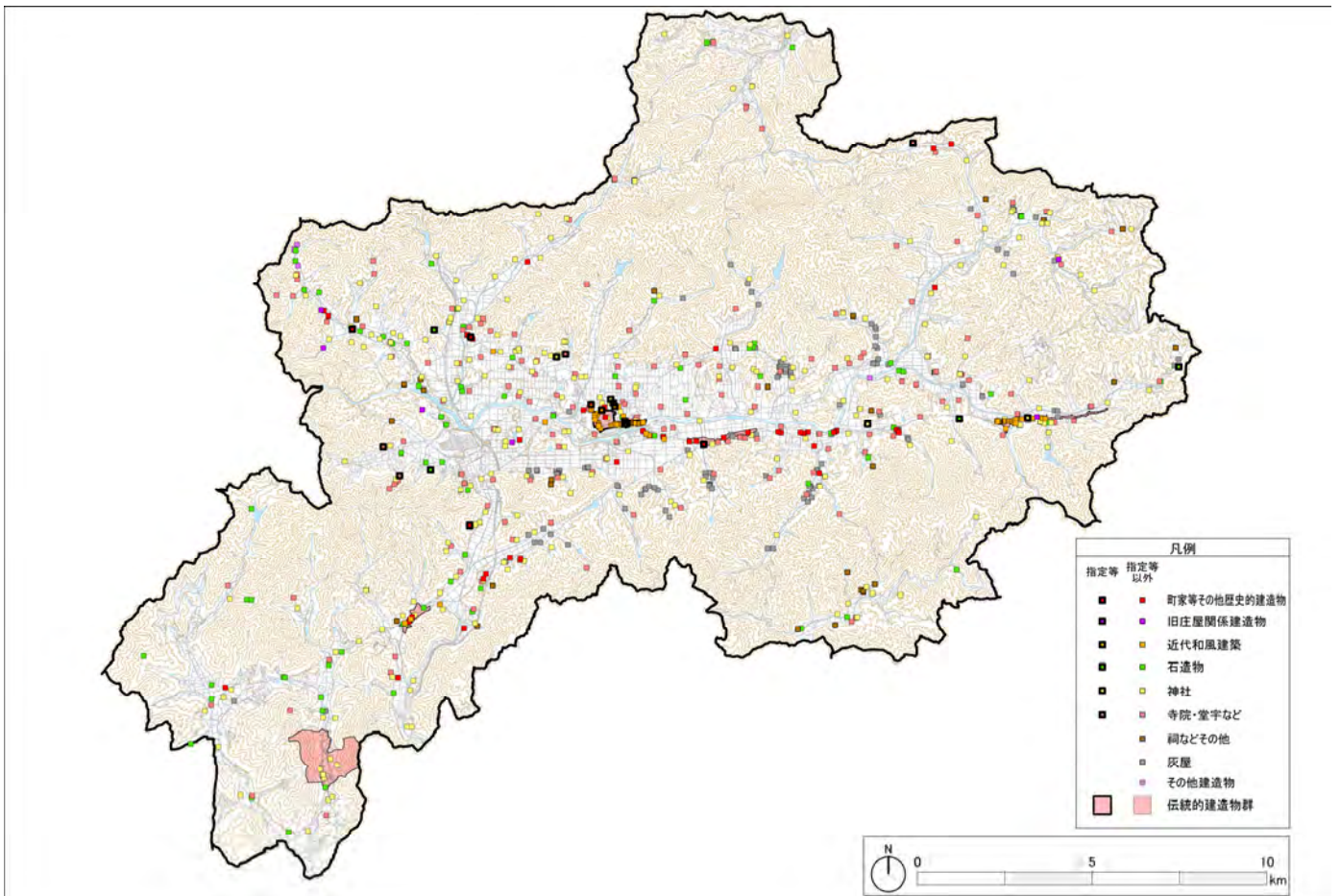


图 3- 7 文化財分布図【有形文化財（建造物）寺社・町家・石造物・灰屋等】

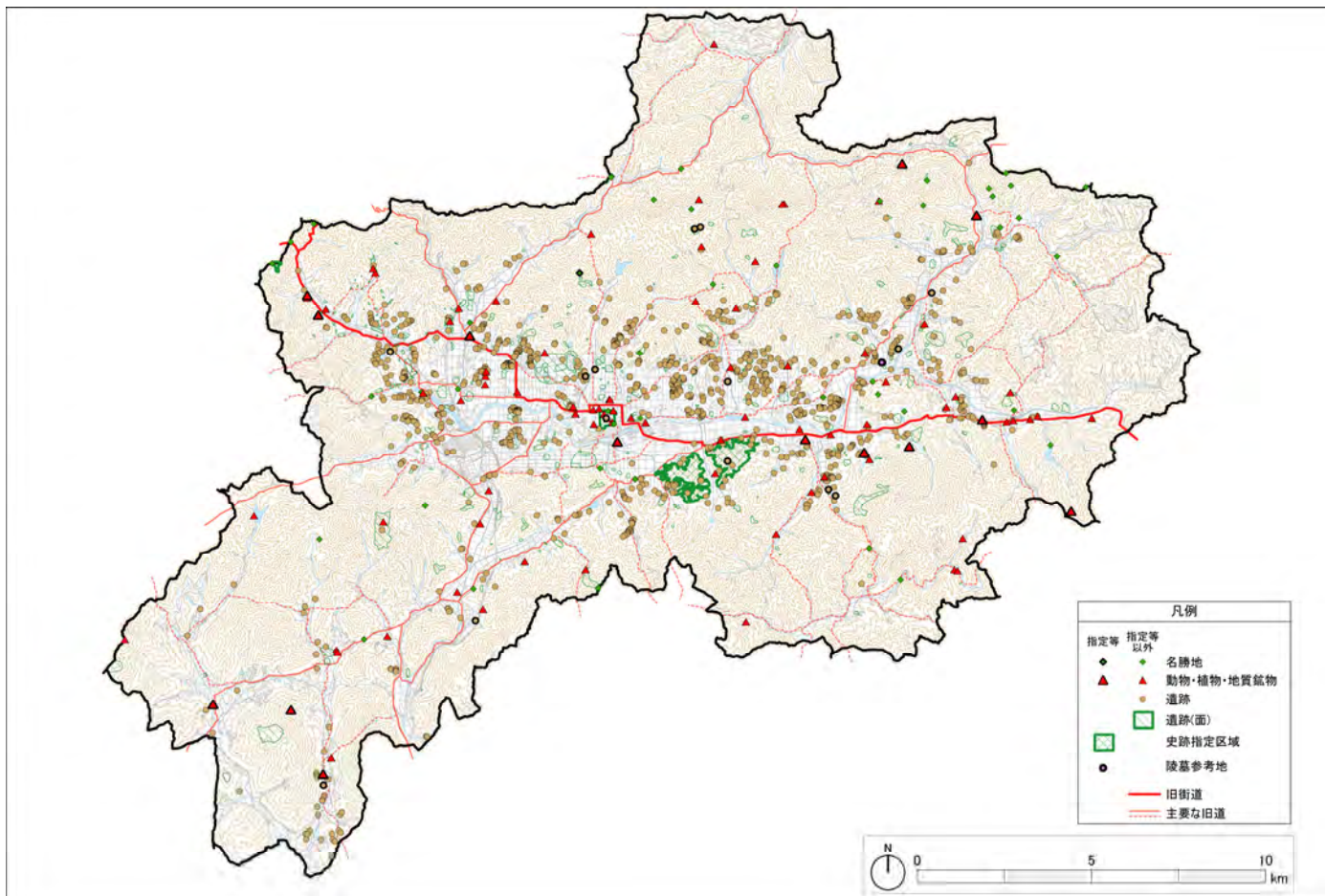


图 3- 8 有形文化財【美術工芸品】

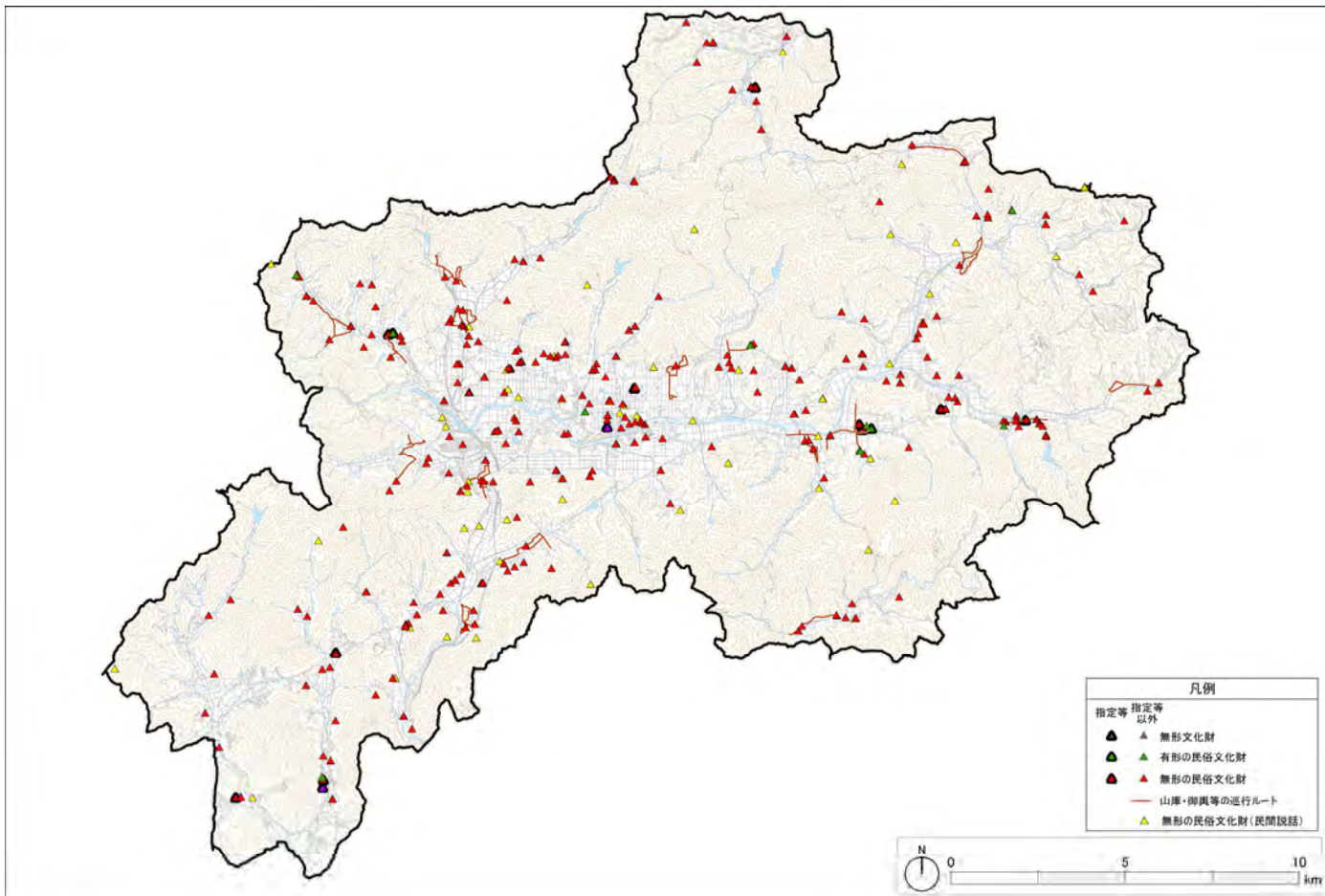


图 3- 9 無形文化財・民俗文化財



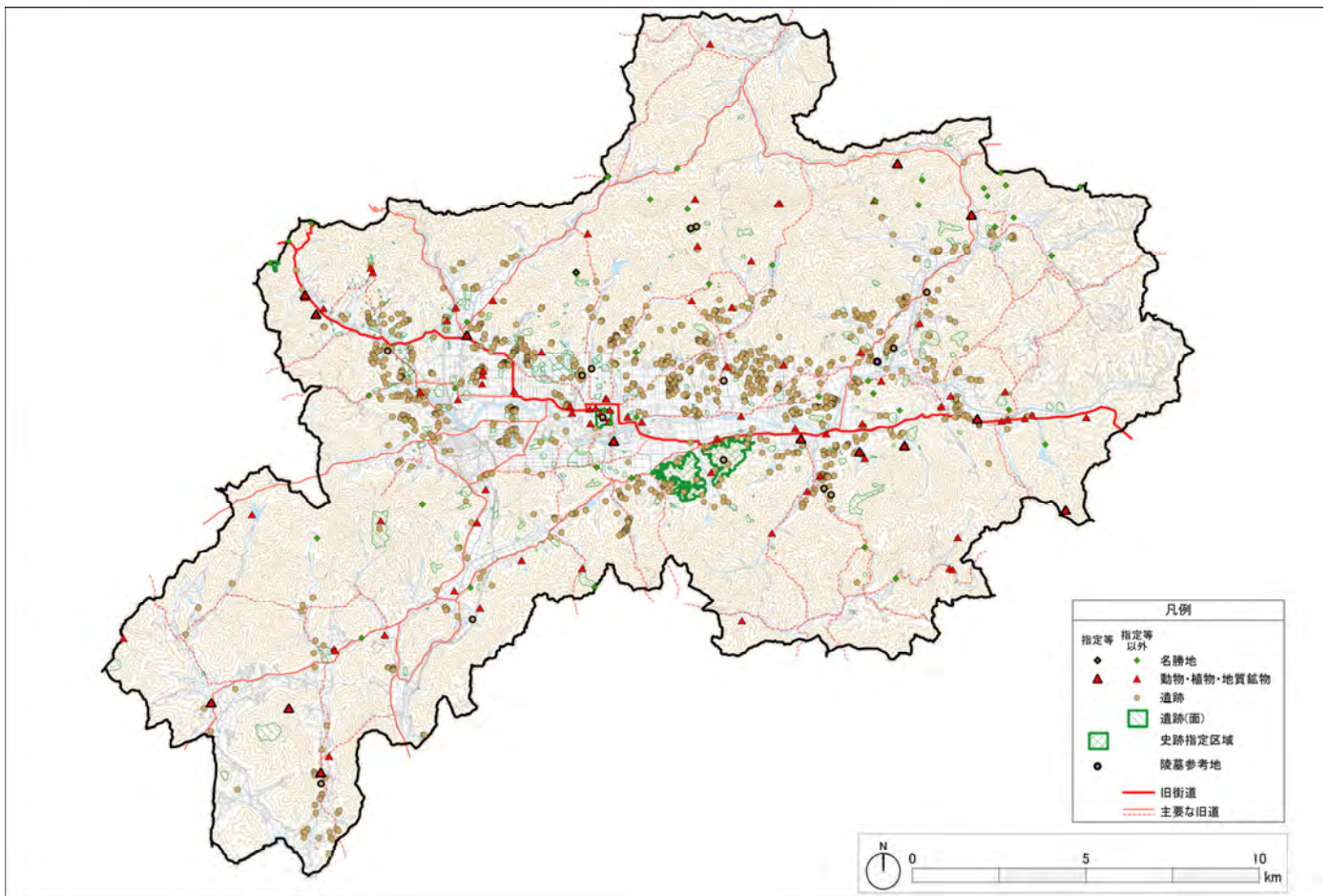


図 3- 10 記念物

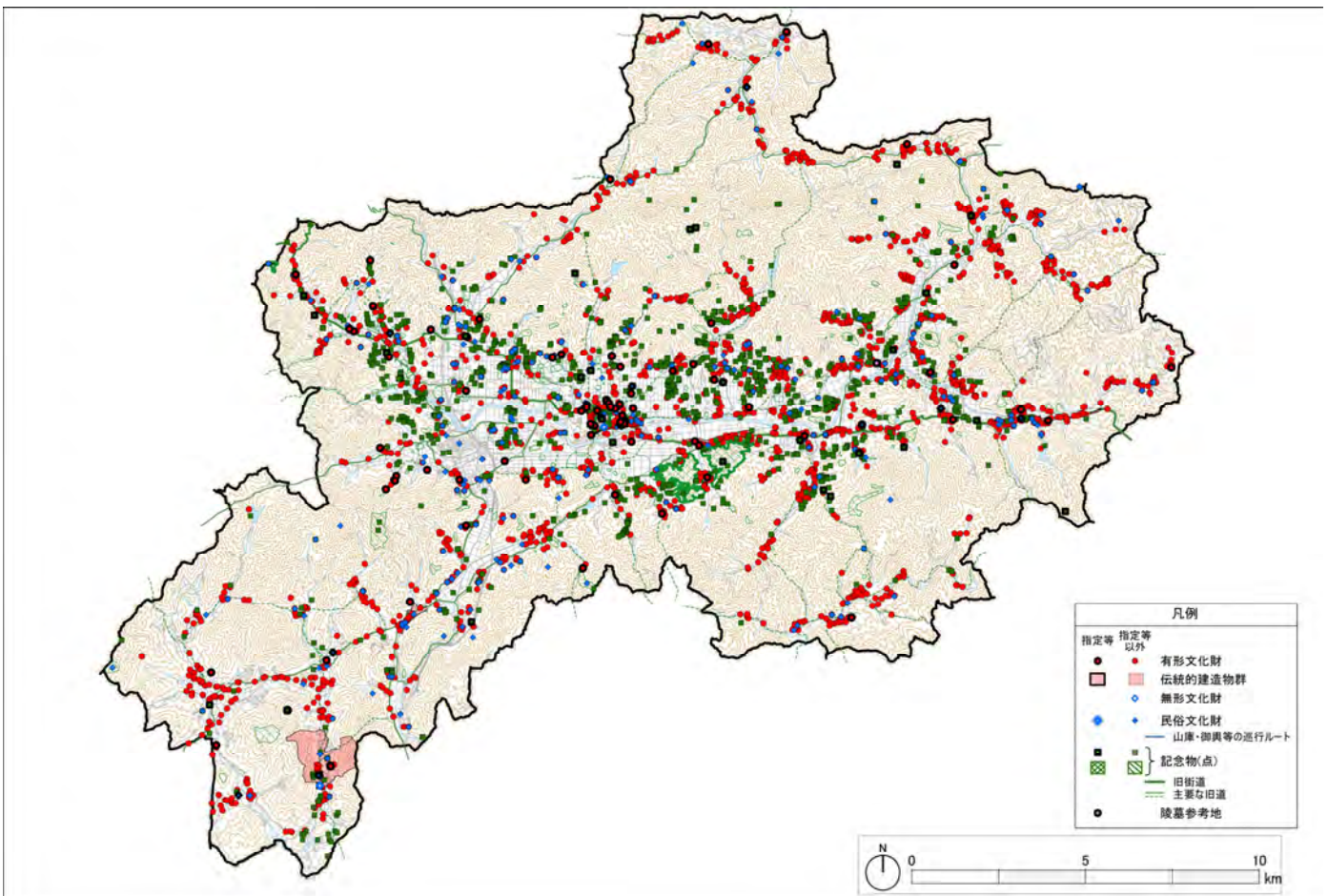


図 3- 11 文化財把握調査により把握した全ての文化財

### 3 詳細調査

#### (1) 調査の方法

「日本の原風景」とは、自然、歴史、文化の総体として表れるものである。篠山市では、広がりのある農地の中に農耕社会を母体とする農村文化の息づく農村集落が点在しており、また、近世旧街道に位置する街道集落では、城下町の影響を受けながら街道文化を発展させてきた。さらに、農村集落や街道集落を結びつけるように、政治や文化の中心としての城下町が位置している。これらの町や集落、旧街道、農地、山林等が有機的に関係して「日本の原風景 篠山」を形成していることが特徴であることは前述したとおりである。

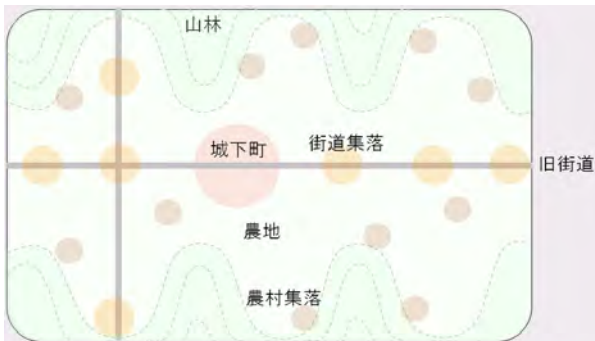


図3-12 「日本の原風景 篠山」の概念模式図

このため、詳細調査では、城下町、街道集落、農村集落のそれぞれのモデル地区について調査を行うものとしたが、城下町、街道集落に関する調査は、過年度に実施された伝統的建造物群保存対策調査において、景観・町並み、建造物などの調査が完了していることから、本調査では、農村集落のモデルである大芋地区を対象として、「景観・まちづくり」、「建造物・町並み」「農村・自然環境」などの視点から調査を行った。また、「民俗文化」、「文化財防災」については、これまでの調査の蓄積が少ないことから、城下町、街道集落、農村集落のそれぞれのモデル地区を対象として調査を行った。

景観・まちづくり調査では、景観構成要素を現地調査から把握するほか、ヒアリング等から地域空間像についての住民意識を把握した上で、景観保全・育成の課題と今後の方向性について検討した。

建造物・町並み調査では、農村集落を特徴づける建築物を抽出し、年代、構造、建築的特徴等の基礎情報を現地調査に基づき把握した。また、所有者に対する

ヒアリング等から、維持・継承にあたっての課題を抽出した。

農村・自然環境調査では、現地調査、ヒアリング調査から、土地利用の複合的な機能と役割を分析して集落空間構成のモデル化を行った。

民俗文化調査では、伝統的活動の背景及び内容、伝統的活動の拠点となる建造物等、祭りについては氏子の範囲等に関する文献調査、ヒアリング調査を行った。また、年中行事等についてもヒアリング調査を行い、伝統的活動の維持・継承にあたっての課題を抽出した。

文化財防災調査では、人々の生活と自然的環境の関係について防災的な視点から、アンケート調査、現地調査を行い、災害危険性と防災まちづくりを推進する上での課題を抽出した。

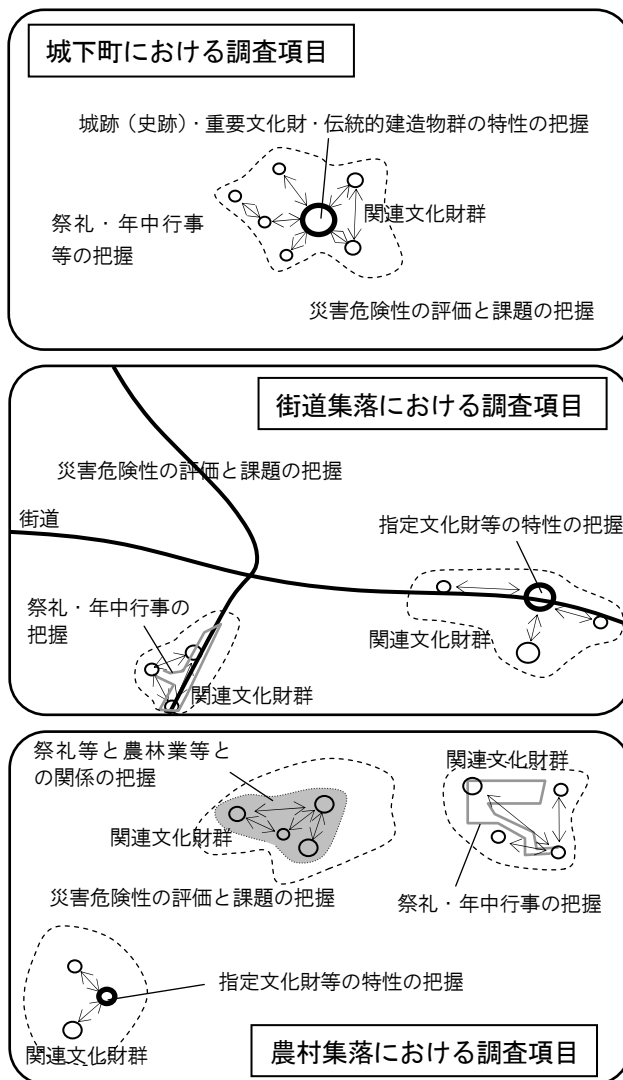


図3-13 調査項目の概念

## (2) 景観・まちづくり調査結果

### ア 大芋地区の概要と分析の視点

#### (ア) 篠山市大芋地区の概要

##### a 位置・概要

大芋地区は、篠山市の東北部に位置する山林と農地が多くを占める地域にあり、人口 972 人、世帯数 371 世帯（平成 17 年（2005））の地区である。国道 173 号に沿って農村集落が点在し、谷筋に沿って、藤坂、小原、小倉、宮代、福井、中、三熊、市野々、奥山、大藤、立金の 12 の集落がある。

##### b 篠山市の計画等における位置づけ

- ・都市計画では非線引き都市計画区域に指定され、農業振興地域の指定を受けているが、用途地域の指定はない。
- ・藤坂の一部は多紀連山県立自然公園特別地域に位置している。
- ・都市計画マスタープランでは、地域別構想において福住地区と同じ東部地域に位置している。地域の課題として、農村集落の魅力ある生活環境の維持、無秩序な開発を防ぐことがあげられている。
- ・兵庫県緑条例：丹波地域（丹波の森構想）では、「さとの区域」として位置づけられている。

##### c 地形的な特徴

大芋地区の地形的、空間的な特色は、一般に以下のような点があげられる。

- ・山麓集落とその背景の山林、前面に農地が広がる。
- ・道路沿いの茅葺民家とその後背地の山林、農地
- ・城跡、社寺
- ・河川、水路

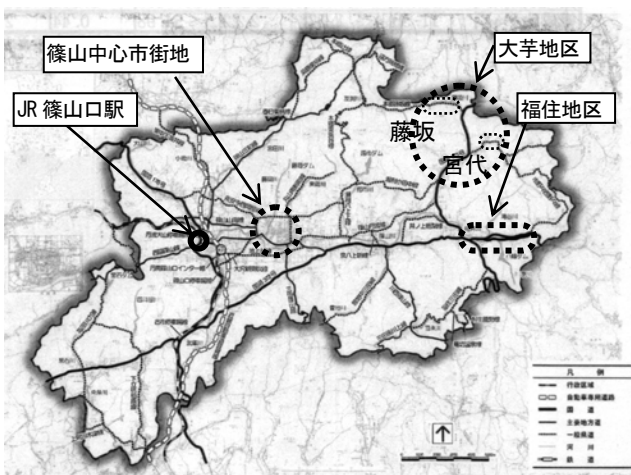


図 3- 14 大芋地区の位置

これらの地形的要素が、この地域の景観の特色に反映されるものと思われるが、とりわけ、幹線道路などの両側に連なって迫る山林がこの地域の景観の構造的な意味で、支配的な要因となっていると予想される。

#### (イ) 大芋地区の景観・まちづくり分析の視点

##### a 歴史・文化の文脈からの景観特性の把握

大芋地区の景観特性を、先に述べたような地形的な意味からの空間構成要素である、山・集落・農地・河川などとの関係に注目して把握すること、すなわち、山を背景にした集落、農地を前にした集落、そこかしこにはりめぐらされた水系などをとりあげる。

そうした地形的要因と同時に、その景観特性を、生活・コミュニティ、生業との関係でも理解したい。すなわち、豊かな自然地形からもたらされる森林、田園と集落において、その地域で営まれている生活・コミュニティと生業（農林業）などがその舞台である地域空間と密接に関係をもっている。そこに伝統的で地域固有の地域文化が育っている。こうした相互の関係から生成する景観に注目し、その関係性を引き出すことが大切であると考えられる。そして、この点において、大芋地区は、篠山城下や福住地区とは異なる地域空間特性、社会特性があり、そこでの関係性が特有の歴史文化の表現としての景観を形づくっているとの認識が前提となっている。ここに歴史文化基本構想の文脈のなかで地域景観を理解することの意味があると考えられる。とりわけ、生活景としての、固有の生活スタイル

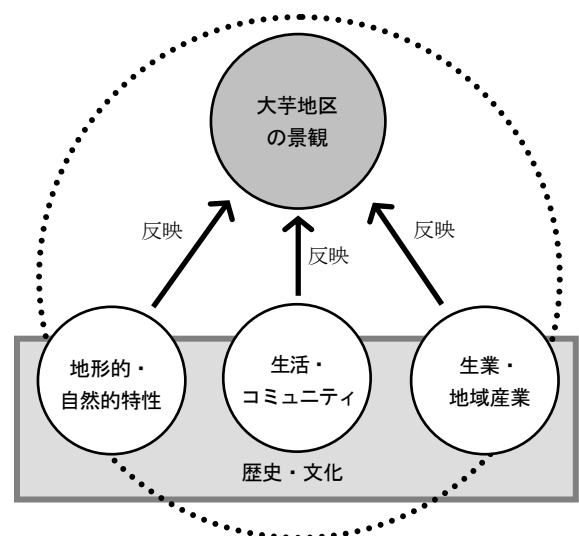


図 3- 15 地域景観把握の視点

ルが地域景観へどのように反映しているか、よりよい暮らしや共同体を維持していくための持続的な知恵の表現としての景観に注目し、まちづくり意識、生活環境整備と文化財保護との関係を把握することが、上記のような意味で地域景観を理解することにつながる。

#### b 地域空間像についての住民意識

景観まちづくりを推進する上で、地域の景観イメージ（地域空間像）がどのように地域住民に共有されているかが重要な論点である。そのため、景観イメージが地域の住民たちにどのように把握されているかを理解していきたい。

#### c 景観まちづくり：エリアマネジメントとしての視点

地域の景観を維持、育成していくためには、地域の主体的な活動が不可欠である。これを景観まちづくりと呼ぶと、この景観まちづくりの主体となる地域住民や地域にかかわる多様な主体の持続的な景観維持管理活動の可能性がカギとなる。景観の形成、保全を、このような持続的維持管理活動、すなわちエリアマネジメント（地域管理運営）としてとらえる視点は重要である。このエリアマネジメントについては一般に、地域組織等が連携を図り、地域の物的な環境や社会的な環境をよりよく維持・向上し、地域のすべての構成員に資するために、一定の地域力を背景に、協治の立場から、総合的、自律的な地域運営を持続的に実現する力またはその状態、ととらえることができる。大芋地区においても、農地や山林を含む集落景観を、維持していくエリアマネジメントとしてのシステムが必要になると思われる。

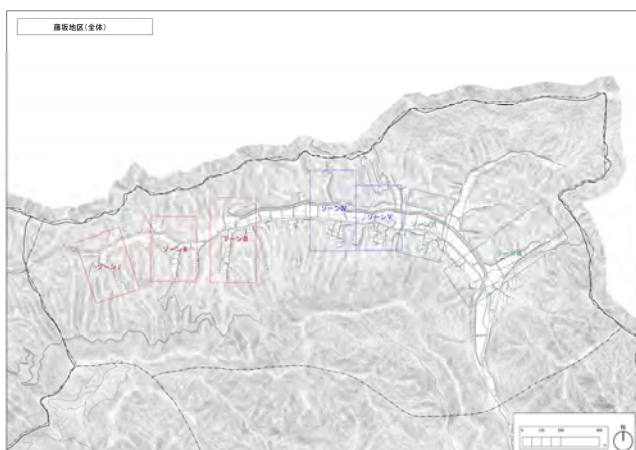


図 3-16 藤坂集落エリアの調査単位区分

## イ 調査対象地区と調査分析の方法

### (ア) 調査対象エリアと調査単位区域の設定

大芋地区に散在する集落のうち、典型的なものとして藤坂集落と宮代集落を調査対象として選定する。

#### a 藤坂集落

大芋地区のうち、篠山川の支流藤坂川・旧道と県道本郷藤坂線（県道 300 号）に沿って点在する山裾集落である。人口 151 人、52 世帯で高齢者比率は 35.1%に達する（平成 17 年（2005））。61 戸のうち、販売農家は 32 戸、61.5%を占める。中世には藤坂庄の庄園として開けていたといわれている。区域内には国重文の長谷寺妙見堂、御田植祭が行われる春日神社、県指定天然記念物の藤坂のカツラなどの景観資源がある。

#### b 宮代集落

大芋川（宮代川）流域の人口 65 人の山裾集落。コンパクトにまとまった集落が山際につくられている。その前面に農地があり、その中央部の岩石の小山、その東に八幡神社が立地する。

### (イ) 調査単位区域の設定

調査対象範囲における調査単位区域を設定する際、集落（民家）－山－農地の関係から地形パターンの分類を行う。その上で、空間構成上、特徴的な区域を設定する。また、この区域は、データ集計単位として位置づける。

藤坂集落エリアについては、谷筋に沿って東西に細長く展開しており、空間的傾向は一様ではないため、調査単位区分を 7 区分に分割している（図 3-16）。

### (ウ) 景観構成要素の分布調査の方法（生活景の抽出）

地域の景観構成要素として、以下のものを抽出する。調査単位区域ごとに、特色ある構成要素を採集し、マップに記録するものとする（表 3-5）。

#### a 空間構成要素

地域の空間構成や視覚的な景観を特色づける、山－集落－農地にかかわる物的要素を抽出する。

#### b 生活景構成要素

地域の生活や生産、祭祀、コミュニティなどに関連している構成要素。とくに、生活、仕事、信仰、社交・娯楽などに関わる要素を抽出する。

表3-5 抽出する景観構成要素

空間構成(山・集落・農地など)に影響する要素	山際	山のはじまりのラインを確認
	建築物	茅葺農家、その他の建築物(母屋、蔵、納屋)、社寺
	敷地	屋敷林*、生垣*、石垣*
	農作業関連	倉庫、灰屋など
	水系	川、橋、水路
	緑地など	高木、面的な緑地
	農地	農地(含む休耕地)、水路網、畦畔、石垣*、畦畔木
生活景(生活、仕事、信仰、娯楽など)に関わる要素	生活の利便	バス停、案内板、井戸、花壇、薪、自販機、住宅からの表出・あふれ出し要素など
	生活をまもる	屋敷林*、生垣*、石垣*、火の見櫓、防災施設
	生産のため	水路(部分)、小規模な小屋、農具、稲掛け、ネット、など
	祭祀	地藏尊、石碑など

\*: 空間構成と生活景の両方に関わるものとして抽出する。

(エ) 景観構造分析: シークエンスと眺望(近景・中景・遠景の重なり型) 調査の方法

大芋地区の景観構成の特色である、近景(前景)と中景、遠景からなる奥行きを意識した眺望景観構成を把握するための調査を行う。パノラマ型、見通し型などの眺望景観に注目する。

(オ) 地域住民の景観イメージと地域空間管理調査

地域住民の方々に以下の内容でヒアリングを実施し、景観イメージがどのように共有されているか、また地

域空間の管理をどのような主体が実施し、その課題を探りたい。いずれも地域の景観まちづくりにとって重要な視点であると思われる。

- ・ 藤坂集落の空間イメージと景観評価
- ・ 地域の生活環境評価と将来像
- ・ 地域団体と地域活動について
- ・ 地域空間の管理について

ウ 大芋地区の景観構成要素

(ア) 景観構成要素からみた景観特性

景観構成要素からみた大芋地区の景観は、一つには、山や農地など自然、地形的要素による大きな景観の構造(ストラクチュア)と、二つには、その大きな景観ストラクチュアの上に、テクスチュアとして付加されることで場を彩り特徴づけるさまざまな生活景の要素の、二つの層によって形成されている。

このうち前者については、主要な景観構成要素は、重要な地形的要素を含む、道路、河川、建築物、農地、山などであるが、こうした要素の配列や、組み合わせのありようによって、それぞれに出現する景観の構造が異なってくる。

たとえば、福住地区の場合では、街道集落であり、その景観の構造は、街道沿いに建築物が建ち並び、その背後に農地、そして遠景に山があるという、景観構成要素の配列に規定されている。ここでは、地として



図3-17 藤坂集落の景観構成要素の例(ゾーンⅢ・ゾーンⅥ)

の山々のなかで図としての街道景観が軸をつくり、その進行方向に展開するシーケンス（継起的に次々と展開する眺め）の景観が中心となっている。これに対して、大芋地区（藤坂）の場合は、山を背景に、建築物（農家住宅）と農地が谷間に点在する谷間景観である。福住地区とは異なり、背後の山は、中景や近景要素にずっと近接しており、近景の農地のなかに民家が点在している。また、宮代では、山裾にコンパクトに集落景観が立地し、その前面に農地があって、前景となっている。以上のように各地区の要素の配列が異なることから景観の差異が生じている。

一方、後者の生活景からみた景観構成要素としては、主として、生活や生産に関わるさまざまな施設、モノが景観のディテール（細部の要素）として、それぞれの場の生活景を特色づけている。とくに、大芋地区では、生産に関連する生活景要素が多くみられることがその特徴として指摘できる。地域の生業と生活の密接な関係を反映したものである。こうした農業従事のための要素としては、水路、用水池、倉庫、水車、井戸から、農機具、稲掛け、道端の薪の束までが抽出された。また、生活の要素として、伝言板、共同新聞受け、ポスト、バス停留所などが取り出された。これら生活と生産の要素は、明瞭に区分されるものでなく、渾然一体的に、地域内に分布している。

また、これらの人工的要素は、人工とはいえども、材料に木材を使ったものや、住民の手作りによるものなど、周辺の自然環境や農地に調和して、一体的な農

村景観をつくりだしているものもみられる。

一方、休耕地や廃屋がみられるなど、景観を阻害する要素もみられる。ここから地域空間の維持管理上の問題もうかがえる。

なお、空間の所有関係からみる領域構成という面では、篠山城下や福住地区と比較して、私的領域（民有地）と公共の領域（道路など）の領域区分が視覚的に明瞭でないこともこの地区の特徴であろう。道路や通路と、民家の敷地の範囲、あるいは農地の境界があいまいに見えることが、柔らかな空間の印象と連続感を与えているように思われる。（図3-17、表3-6）

## エ 近景・中景・遠景の重なり分析（景観構造分析）

### （ア）調査の枠組みとその概要

#### a 概要

大芋地区に特有の南北の谷筋に沿って展開する奥行きのある景観のパターンを読み取る。

#### b 近景、中景、遠景の定義

今回の調査において、視点場（道路）を基準とし、そこからの、南北方向への眺望を対象とする。なお近景、中景、遠景の定義は以下のとおりとする。

- ・近景：視点場である道路から宅地、農地1枚分
- ・中景：近景と遠景の間で民家、川、農地などがみられる。
- ・遠景：視点場から相当の距離離れた主として山並みの部分。

表3-6 藤坂集落と宮代集落の景観構成要素からみた景観特性

	藤坂集落							宮代集落
	ゾーンⅠ	ゾーンⅡ	ゾーンⅢ	ゾーンⅣ	ゾーンⅤ	ゾーンⅥ	ゾーンⅦ	
空間構成に影響する主な要素	主要道路の南に細長く入り込む谷筋と左右の山林、棚田と水路網	主要道路沿いの農地と水路、南に細長く入り込む谷筋と左右の山林	主要道路沿いの農地（北側）と南に細長く入り込む谷筋と棚田、水路網、左右の山林	河川、主要道路沿い北側に農地、南と北に入り込む谷筋と棚田と水路網、長谷寺	河川、主要道路沿い北側に農地、南に入り込む谷筋と棚田	河川、主要道路沿いの北側に農地、南に棚田と民家	河川、主要道路沿いの北側に伸びる農地と山際、水路網、南に農地、春日神社	背後の山と山裾の集落、山に囲まれた農地
生活景に関わる主な要素	防火水槽、水路、石垣、水車、掲示板、薪置き場など	看板、あぜの花、栗の木、墓地	バス停留所、掲示板、共同新聞受け、稲掛け	石碑、貯水池、石垣、やぐら、薪	石垣、バス停留所、井戸、焼却炉	石垣、バス停留所、共同新聞受け、ごみ収集所、花壇、民家からのあふれ出し、自販機、池、消防ホース、焼却炉	看板、バス停留所、稲掛け、物置小屋	バス停留所、農機具、かかし、用水池、水路
主な傾向	山際の要素が支配的	山際の要素が支配的	山際要素とともに生活景要素が点在	農地が中心	農地と生活景要素	生活景要素がもっとも多様	山際の要素が支配的	山に囲まれた集落と農地の構成

藤坂ゾーンⅠ		藤坂ゾーンⅡ		藤坂ゾーンⅢ		藤坂ゾーンⅣ																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr><td>山</td><td>林</td><td>森</td><td>建物</td><td>農地</td><td>高木</td><td>橋</td><td>川</td><td>道</td><td>電信柱</td></tr> <tr><td>近景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中景</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>△</td><td></td></tr> <tr><td>遠景</td><td>B</td><td>備考</td><td colspan="7">畦の縁がつながって見える</td></tr> </table>		山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	電信柱	近景				○						中景	○			○				△		遠景	B	備考	畦の縁がつながって見える							<table border="1"> <tr><td>山</td><td>林</td><td>森</td><td>建物</td><td>農地</td><td>高木</td><td>橋</td><td>川</td><td>道</td><td>水路</td><td>ネット</td></tr> <tr><td>近景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>△</td></tr> <tr><td>中景</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>△</td></tr> <tr><td>遠景</td><td>D</td><td>備考</td><td colspan="8"></td></tr> </table>		山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	水路	ネット	近景				○					○	△	中景	○			○						△	遠景	D	備考									<table border="1"> <tr><td>山</td><td>林</td><td>森</td><td>建物</td><td>農地</td><td>高木</td><td>橋</td><td>川</td><td>道</td><td>ネット</td><td>山駅</td></tr> <tr><td>近景</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中景</td><td></td><td></td><td>×</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>遠景</td><td>B</td><td>備考</td><td colspan="8">新しい建物が馴染まない。</td></tr> </table>		山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	ネット	山駅	近景											中景			×	△							遠景	B	備考	新しい建物が馴染まない。								<table border="1"> <tr><td>山</td><td>林</td><td>森</td><td>建物</td><td>農地</td><td>高木</td><td>橋</td><td>川</td><td>道</td><td>石碑</td><td>竹</td></tr> <tr><td>近景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>中景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>遠景</td><td>C</td><td>備考</td><td colspan="8">奥行きがある表札と寺が道から同時に見える</td></tr> </table>		山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	石碑	竹	近景				○						○	中景				○	○					○	遠景	C	備考	奥行きがある表札と寺が道から同時に見える								
山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	電信柱																																																																																																																																																																											
近景				○																																																																																																																																																																																
中景	○			○				△																																																																																																																																																																												
遠景	B	備考	畦の縁がつながって見える																																																																																																																																																																																	
山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	水路	ネット																																																																																																																																																																										
近景				○					○	△																																																																																																																																																																										
中景	○			○						△																																																																																																																																																																										
遠景	D	備考																																																																																																																																																																																		
山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	ネット	山駅																																																																																																																																																																										
近景																																																																																																																																																																																				
中景			×	△																																																																																																																																																																																
遠景	B	備考	新しい建物が馴染まない。																																																																																																																																																																																	
山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	石碑	竹																																																																																																																																																																										
近景				○						○																																																																																																																																																																										
中景				○	○					○																																																																																																																																																																										
遠景	C	備考	奥行きがある表札と寺が道から同時に見える																																																																																																																																																																																	
藤坂ゾーンⅤ		藤坂ゾーンⅥ		藤坂ゾーンⅦ		宮代																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr><td>山</td><td>林</td><td>森</td><td>建物</td><td>農地</td><td>高木</td><td>橋</td><td>川</td><td>道</td><td>庭</td><td>緑地</td></tr> <tr><td>近景</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中景</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>遠景</td><td>A</td><td>備考</td><td colspan="8">奥細り型、くねくねちょっと期待感</td></tr> </table>		山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	庭	緑地	近景											中景	○	△	△								遠景	A	備考	奥細り型、くねくねちょっと期待感								<table border="1"> <tr><td>山</td><td>林</td><td>森</td><td>建物</td><td>農地</td><td>高木</td><td>橋</td><td>川</td><td>道</td><td>中水</td></tr> <tr><td>近景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>中景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>遠景</td><td>A</td><td>備考</td><td colspan="8">とても手入れがされている</td></tr> </table>		山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	中水	近景				○					○	中景				○	○					遠景	A	備考	とても手入れがされている								<table border="1"> <tr><td>山</td><td>林</td><td>森</td><td>建物</td><td>農地</td><td>高木</td><td>橋</td><td>川</td><td>道</td><td>荒地</td><td>花</td></tr> <tr><td>近景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中景</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>遠景</td><td>A</td><td>備考</td><td colspan="8">手前の山と奥の山が重なり、奥行き感。</td></tr> </table>		山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	荒地	花	近景				○							中景	○			○							遠景	A	備考	手前の山と奥の山が重なり、奥行き感。								<table border="1"> <tr><td>山</td><td>林</td><td>森</td><td>建物</td><td>農地</td><td>高木</td><td>橋</td><td>川</td><td>道</td><td>ネット</td><td>植樹本</td></tr> <tr><td>近景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>中景</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>遠景</td><td>A</td><td>備考</td><td colspan="8"></td></tr> </table>		山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	ネット	植樹本	近景				○						○	中景				○							遠景	A	備考								
山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	庭	緑地																																																																																																																																																																										
近景																																																																																																																																																																																				
中景	○	△	△																																																																																																																																																																																	
遠景	A	備考	奥細り型、くねくねちょっと期待感																																																																																																																																																																																	
山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	中水																																																																																																																																																																											
近景				○					○																																																																																																																																																																											
中景				○	○																																																																																																																																																																															
遠景	A	備考	とても手入れがされている																																																																																																																																																																																	
山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	荒地	花																																																																																																																																																																										
近景				○																																																																																																																																																																																
中景	○			○																																																																																																																																																																																
遠景	A	備考	手前の山と奥の山が重なり、奥行き感。																																																																																																																																																																																	
山	林	森	建物	農地	高木	橋	川	道	ネット	植樹本																																																																																																																																																																										
近景				○						○																																																																																																																																																																										
中景				○																																																																																																																																																																																
遠景	A	備考																																																																																																																																																																																		
凡例	近景・中景			遠景																																																																																																																																																																																
	◎：景観に与える影響がとてもよい ○：景観に与える影響がよい △：景観に与える影響がやや悪い ×：景観に与える影響が悪い			A：山並み全体が見える B：山並みが一部隠れる C：山並みが一部見える D：山並みが見えない																																																																																																																																																																																

図3-18 藤坂集落・宮代集落の近景、中景、遠景の構成

c 調査方法

各ゾーンの概ね3ヶ所で定点を定めて、両側、合計6ヶ所で、道路と概ね鉛直方向に写真を撮影（近景と全体）する。撮影の方向、角度は一定とし、撮影ポイントは各ゾーン6ヶ所程度とする。以上から近景、中景の支配的要素の抽出と評価、遠景の山並みの見え方を検討した（図3-18）。

(イ) 近景・中景・遠景の重なり状況

福住地区では、学校や公民館など主要な公共施設や社寺などの文化財が街道に沿って立地しており、また生活の基盤である町家が連続し、農家が面している。地域の景観的、空間的な構造は、特徴のあるシーケンスをもつ街道を中心軸とするものである。また街道は歴史的にも交通路として、また祭祀など社会的な生活、交流の場として機能していた。街道は生活の中心であり、そこに生活景が展開している。福住地区では、街道に沿ってつぎつぎとまちなみが展開する“道の景”であるといえる。

一方、大芋地区のうち、藤坂集落では、藤坂川と旧道、県道本郷藤坂線（300号）に沿って点在する山裾集落であり、流域として地域を横断する軸となる上記

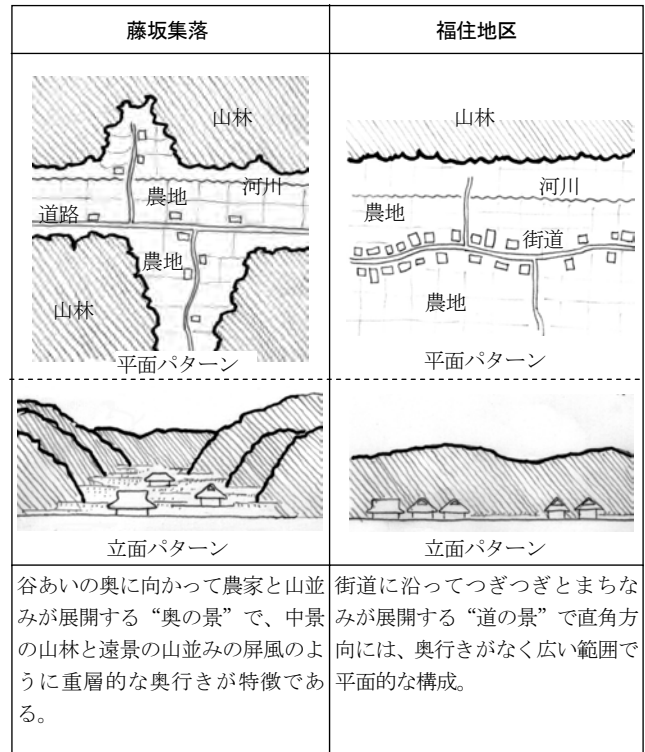


図3-19 藤坂集落と福住地区の空間構成

の道路、河川はあるものの、福住地区のような公共施設や文化財などの沿道立地や軸状の町並みの連続はみられない。農家住宅は地域内の山裾に点在している。そのため、景観的、空間的な軸性は希薄である。

しかし、東西道路と直行方向に、すなわち南北方向

表 3-7 藤坂集落・宮代集落の近景・中景・遠景の重なりからみた景観特性

主な空間構成パターン	藤坂集落							宮代集落
	ゾーンⅠ	ゾーンⅡ	ゾーンⅢ	ゾーンⅣ	ゾーンⅤ	ゾーンⅥ	ゾーンⅦ	
凡例								
近景	農地	農地	建築	農地	建築	建築	農地	農地
中景	山林・建築・農地	山林・農地	農地	建築・農地	山林	建築・農地	農地・山林	建築
遠景	山林	山林	山林	山林	山林	山林	山林	山林
傾向	谷合いに沿って奥に向かう棚田と両側の山際の緑により空間が形づくられている。	同左	近景に建築物が建ち並び、その背後に、農地が奥に伸びている。	中景をつくる山林により囲まれたまとまりのある農地と、ランドマークとしての長谷寺。	近景の建築物の隙間から中景の山林と、遠景の山並みを望む重層的な構造。	近景の建築物の隙間から中景の山林や建築物を確認し、背後の遠景となる山並みを望む。	近景の農地の向こうに山際の両側から山林が迫る奥行きのある空間。	周辺の山林によって取り囲まれたまとまりのある農地と、山裾の集落。

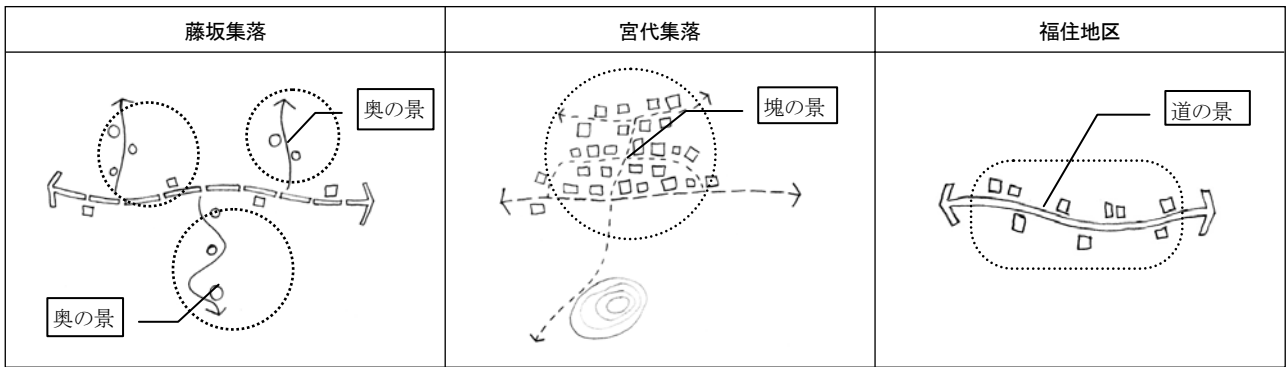


図 3-20 3つの集落・地区の空間特性

の谷あいには道が延び、奥に向かって棚田や農家住宅、さらには社寺などの文化財が山肌に囲まれた狭い谷間に立地して濃密な空間をつくっている。これを藤坂集落の景観のまとまり（景観の単位）と捉えると、この谷あい景観の単位は、それぞれ奥に向かって、農地や民家などの近景と、農地、山林などの中景と、背後の山並みによる遠景が重層的に現れる空間的な特徴をもっている。とりわけ、中景の山林と遠景の山並みの重層した眺望景観は、藤坂における自然の奥行きを深さを実感できる特徴的なものといえる（図 3-19）。また、地域全体でみると、流域や県道に沿っていくつかの谷あい景観の単位がつぎつぎに出現し、これによって空間的なリズムがつくられている。

広域的にみれば、盆地内に「カエデ葉状に張り出した尾根」と山々に囲まれた「谿間」（タニマ）（兵庫県『地域景観形成基本計画（丹波地域）』2008）が丹波地域の地域景観の特徴であるといわれるが、ミクロな景

観の単位としてみると、藤坂集落では、谷あいの奥に向かって農家と山並みが展開する“奥の景”が特徴であり、そのまとまりの範囲は「奥の景域」ともいえるものである（図 3-20）。

一方、宮代集落は山を背後にした山裾に集住して集落を形成し、その南面に農地が広がっている。こちらは丹波地域の集落立地の典型的のひとつに該当するものであるが、集落は背後の山林に向かって階段状に立ち上がり立体的な構成をもったひとつのまとまりを形成している。この景観のまとまり（景観の単位）は藤坂集落のまとまりと比較するとかなり大きいものである。農地の中央にある小高い丘は地域のランドマーク（地域の景観のなかで目印となる点的な要素）となっている。宮代集落では、集落と農地は明確に対比をなし、その集落の景観は山裾から立ち上がる「塊としての景」とみることができよう（表 3-7）。



### (ウ) 断面構成の分析

藤坂集落の断面構成をみると、平地から山裾へ向かって地形の高低差が大きく、軸となる道路の南側は、比較的単純な傾斜地に宅地や農地が這い上がっていること、北側は、断面構成の変化が大きいことがわかる。遠近感を強調して重層的に立ち上がる景観を生み出す地形的条件になっている（図 3-21）。

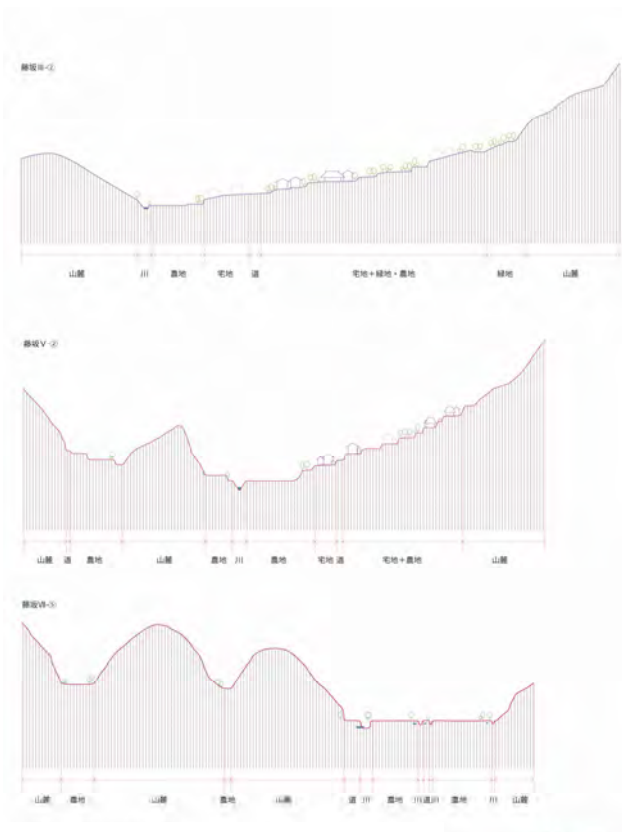


図 3-21 藤坂集落の断面構成例

## オ 地区住民からみた景観評価と景観管理課題

### (ア) ヒアリング調査の概要

藤坂集落の空間像と景観管理に関するヒアリングを以下のように実施した。

- ・日時：2010年10月29日（金）
- ・場所：藤坂公民館

ヒアリングの対象者は以下の表のとおりである。

表 3-8 ヒアリング対象者の属性

略称	年齢・性別	職業	所属団体
A氏	73歳・男	販売農業	藤広会（老人会）
B氏	67歳・女	主婦	スポーツ21
C氏	62歳・男	販売農家	農地・水・環境保全向上の会/農会長
D氏	63歳・男	販売農家	自治会役員
E氏	62歳・男	販売農家	自治会役員/民生委員

### (イ) 空間イメージと景観評価について

#### a 藤坂集落の空間像と景観評価

地域で共有される空間イメージ（地域空間像）として定着している、あるいはその可能性のある「好きな風景」として、山、田畑、川などの自然、生き物が生きている風景、農村風景があげられ、また、春の桜、初夏の水田のみずみずしさ、寒さは厳しいが冬の雪景色など、四季の移ろう四季の風景が選ばれている。これらは、住む空間の生活景として、日本の原風景にふさわしいものと考えられる。とくに四季の自然の変化に共感する意見が印象的であり、時間のなかで景観を把握することの重要性を示唆している。

また、残したい風景として指摘されたものは、山や田畑と茅葺民家などのいわゆる農村風景であり、また、藤坂のカツラ、長谷寺妙見堂、春日神社などの地域固有の歴史的な文化財、地域のシンボルとなる景観資源があげられた。さらに御田植祭や虚空蔵祭などの伝統行事なども含まれる。歴史的な蓄積のなかでの自然と人の営みが景観として現われるものに、藤坂の居住者は共感していることがうかがえる。

#### b 景観変容について

まず、山林については、この10年ほどで松喰い虫による松枯れ被害で山林の景観が大きく変化し、荒廃しているという指摘もある。しかし、より本質的には、維持管理をする人々の高齢化や人材不足のため、また、木材の需要が少なくなり、山林資源の市場性がなくなることが原因で、山林の手入れが行われなくなっていることが構造的な問題としてある。このことももちろん山が荒れて、自然の景観に影響を及ぼすものである。

農地については、20年前に実施されたほ場整備によって、農地と、河川、道路整備が行われ、藤坂集落の景観が大きく変化したと認識されている。さらに近年では、とくに、高齢化や農業従事の人材不足によって、耕作放棄地が増加していることから、景観への変化がみられる。この耕作放棄については、ヒアリングでは、管理転作など農業政策上の問題を指摘する声もある。また、近年では、シカ、イノシシ、サルなどの野生動物が山から里に下りてきて、農作物に被害を与えることが多くなることから、農地を鳥獣害から防御するための電線などのしつらえもあり、農地の景観が変貌し

つつある。

ところで、この山と農地に関わって、「奥の景」としての景観の変化と景観を維持管理する上で重要な空間的要素が「ワチ」である。「ワチ」は、谷間の農地にみられる、農地と山林の間の山裾、端の空間である。「ワチ」という用語は、丹波地域や丹後地域での用語として使われるようであるが、農地への日照を確保するため、「ワチ」の部分の草木を伐採する「ワチガリ」などの用語として使われるように、農地と山の間領域の適切な管理が必要とされている。そして、この空間の維持管理が「奥の景」に大きく影響している(図3-22)。



図3-22 ワチの事例  
(左はよく手入れされている。右は木が倒れて鳥獣対策用の柵を押し倒している。)

藤坂集落では、ヒアリングにあるように「ワチ」の部分に管理されない植生が生長することにより、森が両側から迫り、奥行きの方に農地部分が狭くなっていることが指摘された。

(ウ) 景観特性と空間管理運営の課題

(エリアマネジメントの視点から)

a 地域空間・景観を管理運営していく組織

地域空間や景観の維持管理のための団体は以下のものがある。

- ・藤坂区自治会：藤坂集落の環境保全の全般的活動を担う。単身高齢者の見守りなども実施。
- ・老人会(藤広会)：神社や公民館など公的施設の清掃活動(クリーン活動)を年6回実施している。
- ・禰宜：春日神社の管理、行事实施。
- ・農会
- ・農地・水・環境保全向上の会：2007年度より始まった農水省の補助制度「農地・水・環境保全向上対策」

表3-9 藤坂集落の景観イメージと将来像、課題

		A氏	B氏	C氏	D氏	E氏
好きな風景		・静かな場所 ・空気のきれいな場所	・川辺に八重桜が咲く風景 ・雪景色	・春の桜 ・初夏の青々とした水田 ・夏の明るい水田の風景 ・御田植祭、虚空蔵祭	・農村風景	・緑と風と生物が生きている風景
残したい風景		・山、田畑、 ・御田植祭 ・藤坂のカツラ ・長谷寺妙見堂	・藤坂のカツラ(誇り) ・長谷寺妙見堂(伝統) ・春日神社(生活に密着している)	・夏の緑豊かな山と水田の稲のきれいな風景 ・伝統文化 ・トタン屋根の茅葺民家	・山 ・田畑 ・川 (どれが欠けても村が成立しない)	・山 ・田畑 ・春日神社 (藤坂のものはすべて大切にしていきたい)
地域の将来像		・高齢者が住みよい地域 ・若者にとって魅力ある地域	・高齢者が住みよい地域 ・若者にとって魅力ある地域	・高齢者が住みよい地域 ・伝統的なものが守られている地域	・高齢者が住みよい地域 ・伝統的なものが守られている地域	・若者に魅力がある地域 ・活気がある地域
景観の変容	山林	・松林が枯れ、松茸が採れなくなった	・松くい虫の被害で大きく変化した		・大きく変化し、荒廃しつつある	・少し変化した
	農地	・約20年前のほ場整備によって大きく変化した	・農地は世帯主が亡くなったり、若い人が帰って来れないため荒れたものが増えてきた。	・ほ場整備により農地が変化。便利にはなったが情緒が失われた	・少し変化した	・大きく変化した ・セイタカアワダチソウが増えてきている
	河川	・ほ場整備により大きく変化し、氾濫がなくなる	・広く、安全になり、大きく変化した		・大きく変化した	・大きく変化した
	道路	・ほ場整備により大きく変化し、真っ直ぐになる	・広くなり、大きく変化した。車の通行で危険		・少し変化した	・大きく変化した
	家屋	・新築が増えたが、急に変わった印象はない	・ここ10年で変化し、新築が増加	・後継者がいても家に手をいれない ・空きになれば風景も環境も悪くなる	・少し変化した	・少し変化した
課題	・自然には逆えない ・道路、農地、川は便利になった。 ・若者に維持してほしい ・若者が帰ってこないことが心配	・若者が帰ってほしい ・小学校の合併問題 ・過疎と合併の悪循環	・外から人を受け入れ、景観を守る体制が必要 ・保守的・閉鎖的ではだめ	・山林や農地の管理ができない	・いつまで今の景観が保てるか不安 ・地域の交流と活性化が必要	

の交付金を受け、大芋北地区（藤坂区、小原区）では、農業者、自治会、老人会などが活動の担い手となり、農地や水資源、農業施設、農村環境の質的向上をはかる目的で活動を行っている。具体的には、道路や川の草刈り、水路清掃など、また花の苗を配布するなど、藤坂区の共有空間の維持管理、景観形成活動を担う。また住民には手に負えない水路整備などは、業者委託することもあるという。

・有害鳥獣柵管理組合：整備された防護柵等施設の維持管理を行う。

・水利組合

### b 管理運営上の課題

景観をつくっている空間の維持管理については、個人として行われる場合、及び団体として管理していく体制もあり、現在は地域内で管理運営されている。しかし、今後も含めて、その管理運営の実効性については疑問であり、運営の問題は極めて深刻である。藤坂区の農地・水・環境保全向上の会が実施したアンケート調査によると、農業後継者が「いる」という農家は41名のうち9名で、その他は「なし」、「わからない」（無記入を含む）という回答であった<sup>(※1)</sup>。個人にせよ団体にせよ、地域内で実施する人材が高齢化し、若者が転出していく原状で、今後、地区内だけで運営していくことが困難である。とくに藤坂の「奥の景」を特徴づける棚田の維持管理がもっとも困難であるといわれるが、この棚田の景観が変貌していくことは、藤坂らしい景観の喪失につながる深刻な課題である。

ト調査によると、農業後継者が「いる」という農家は41名のうち9名で、その他は「なし」、「わからない」（無記入を含む）という回答であった<sup>(※1)</sup>。個人にせよ団体にせよ、地域内で実施する人材が高齢化し、若者が転出していく原状で、今後、地区内だけで運営していくことが困難である。とくに藤坂の「奥の景」を特徴づける棚田の維持管理がもっとも困難であるといわれるが、この棚田の景観が変貌していくことは、藤坂らしい景観の喪失につながる深刻な課題である。

## カ 大芋地区の景観保全・育成の課題と方向

### (ア)大芋地区の景観保全・育成の課題

#### a 生活景からの課題

福住地区では、街道沿いの町家と農家住宅で構成されるのが特徴であった。先に触れたように、街道は古くからの交通路として、また祭祀など社会的な生活、交流の場として機能していた。街道が生活の舞台である。ただ、生産の場としての農地は、街道の裏側にあ

表 3- 10 藤坂集落の地域空間・景観の管理とその課題

	山林	農地	水	施設	住宅
管理者	・個人 ・団体(国)	・個人	・団体(村全体で)	・団体	・個人
空間管理の問題点と景観変容	・山際の本が大きくなって村が狭くなった(かつて谷はもっと広がったが、山が迫ってきている) ・設置した柵が傷み、そこから鳥獣被害が広がる ・原生林化しつつあるところもある	・耕作放棄地がでている ・セイタカアワダチソウが手入れされない農地に生えていき一層荒れていく			・新築が増加 ・空き家も増えている
維持管理上の工夫	・個人所有の場合、間伐などは森林組合に委託 ・点検は11月に行う ・シカ、イノシシ、サルへの対策 ・維持管理の工夫はすでに限界にきている	・農地・水・環境保全向上活動の会による共用空間の清掃 ・農地貸与も今後は必要	・農地・水・環境保全向上活動の会による水路の清掃、川の草刈り	・老人会によるクリーン活動(神社、公民館) ・老人会(藤坂のカツラの山道整備)	・古民家への誘致も必要
管理運営上の課題	・人手不足、高齢化 ・材木が売れない ・昔は木を切った後植林していたが、最近木が売れないため手入れできない ・農地以外を整備しなくなった ・協調体制が崩れており、景観面の意識も低い	・鳥獣害対策 ・棚田の管理が大変 ・農地・水・環境保全向上活動の会は補助金で運営されており、今後の継続は未確定 ・会の認知度は高いが、きちんと理解されていないかもしれない	・農地・水・環境保全向上活動の会は補助金で運営されており、今後の継続は未確定 ・会の認知度は高いが、きちんと理解されていないかもしれない		・後継者がいないため家に手をいれない ・空き家になれば風景も環境も悪くなる
備考	・かつての「わち」(農地から山までの山裾の土地)は、他人の土地でも管理してよかった。農地の所有者がしっかり管理していた			・昔はお彼岸の中日に「道づくり」を村全員で行っていた。(道路が整備されて後はなくなった)	

り、しばしば、住宅の背後に隠れる。とくに、町家の多く立地する西部ではその傾向が強い。

一方、大芋地区では、集落の立地条件などによって多様な生活景がみられるが、全体的に農家住宅と農地が一体となる景観であり、そこに自然を背景とする生業としての農業と深く結びついた生活の総体が表現されているといえよう。それらは、景観構成要素のうち、生活景にかかわる農業水路や農機具などに現われており、とくに藤坂集落では、農家住宅は群として集中しているよりもむしろ分散配置しており、さまざまな生活景要素の掲出とともに農家住宅と農地の関係がより渾然一体となっている。また、宮代集落は山を背後にしたキワに集落を集住して形成し、その前面に水路のネットワークがめぐらされた農地をもっている。居住空間と生産空間が比較的明確にゾーニングされており、丹波地域の典型的な集落景観である。いずれにしてもこうした種々の生活景の要素が、山や農地などのように大きな景観の枠組みをつくる自然の要素と調和することが大切である。

#### b 地域空間・景観の管理運営の課題

全国の多くの中山間地域と同様に、大芋地区でも、人口減少、高齢化により、森林、里山や農地などの重要な景観資源を含む地域空間を維持管理していくことが困難になってきている。現況調査からも森林の手入れ休耕地がめだっていることがわかった。とりわけ、先に指摘した「ワチ」の管理の問題が重要である。「ワチ」の管理は暗黙のルールとして、他人の土地であっても管理してよいといわれていた。山際の「ワチ」の手入れをして、山際を維持管理することは、農地を守り、鳥獣害を防ぐことから重要である。その意味で「ワチ」は農地と山林の両葉方に関わる地域コミュニティのマネジメント要素として、景観形成の重要な物理的空間要素である。これは、伝統的な社会関係資本による仕組みであったといえよう。しかし、近年、人材力の不足により、これらの仕組みを維持することが困難になっている。

ヒアリングでも外部に開かれた人材の確保など開放的な対策を指摘する声もある。

#### c 循環する景観としての課題

大芋地区のような農村景観については、これまで、

山林と農地、居住と、生活空間の間に密接な関係があったといえる。とくに、大芋地区のように、自然と農業、生活が密接に結びついている環境では、山と川、農地、生活空間が相互に深い関連をもち、そのどれかが変化すると、他に影響を及ぼす。その循環がこの地区の景観をつくっているといつてよいであろう。現在、山林が変化し、農地に影響を与えているし、さらに居住空間にもその影響が及ぶような複合した変化が生じている。

したがって、これらの地域空間管理運営には、総合的な視点が必要であろう。それぞれの谷あい空間をつくる農地や山林、とくに共有空間（コミュニティ施設、共有地、水路など）を含めて、地域景観のまとまりをつくる「奥の景域」の範囲と管理組織の範囲の関係などについて整理調整し、相互に連携的な維持管理の体制をつくっていくことが必要である。

また景観を文化財としてとらえると、その保全のために、さらに生活景としてみれば、地域の将来像の構築という観点からも、地域空間の管理の問題は重要である。一方、管理運営組織に関連して、丹波地域の場合、旧荘園領域の存在と、その後の影響も考慮しなければならない。大芋地域でも中世の大芋荘から、現在の入会権や祭祀のための地域組織などが継承されている可能性があると言われている。これらの地域組織と地域空間の管理運営組織は一体的なものである可能性が高い。歴史的な地域の枠組みがどのように引き継がれているかが、問われている。

#### (イ) 歴史文化基本構想に向けた地域景観の保全・育成の方向

##### a 歴史・文化の証しとしての景観

- ・生活やコミュニティ、生業を映す生活景としての景観を基本とする。
- ・伝統行事、文化財との関連

##### b エリアマネジメントの視点から

大芋地区の農村景観には、地域空間の管理運営の問題が深く関わっている。また、地域にはいくつかの景観のまとまり（奥の景や塊の景）が見出せたが、これらの景観のまとまり（地域景観の単位）ごとの景観特性と生活環境との関連（生活景）さらにコミュニティ

や地域空間の管理運営の実行組織との対応関係がどのように結びついているかが問題である。

エリアマネジメントについて、一般には、「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み」あるいは「地域の生活、コミュニティ、経済、文化などを支える諸要素を持続的に維持改善していく地域運営行為」といわれている。エリアマネジメントには、地域組織等（NPOなども含む）による地域の自立的な経営力、すなわち地域の組織力（人材と財源）と、社会的な包摂力、すなわち具体的なマネジメント力（課題解決能力と地域代表性）が求められる。したがって、地域コミュニティのありようや地域組織の構成と不可分であるため、エリアマネジメントの主体としての個人、地域（社会集団）などの相互の関係や組織間の連携の可能性について検討する必要がある。

### c いくつかの対策

地域景観の保全・育成の方向を展望し、地域景観の管理という観点から、以下の対策が考えられる。これらは、今後、歴史文化基本構想のなかでの位置づけを明示した上で、＜歴史文化を活かしたまちづくり＞の一環として、地域特性に応じた具体的な地域空間のマネジメントと連動した景観保全手法を模索していくこととなる。

- ・地域の歴史文化としての景観まちづくりの推進
- ・地域空間管理のための運営組織の体制強化と支援  
エリアマネジメント組織の体制づくりと支援
- ・景観まちづくりとしての景観誘導の取り組み  
景観法による景観計画、景観協定、歴史文化を活かした地区計画などによる景観形成方針の明示と空間ルール、景観資源となる文化財保全、景観マネジメントガイドライン（里山の維持、休耕地の活用など）
- ・近隣地域間・都市内での交流・連携  
大芋地区内での地域組織間の連携と篠山市内での連携（歴史文化保存・活用区域間のネットワーク）
- ・広域の農村・都市交流と開かれた管理運営体制  
棚田や里山の貸与、オーナー制度といった地域空間維持に関するサポーター制度の創設など、開かれた管理運営体制をつくり、地域の歴史文化の価値を共有し、多様な人々によって支える仕組みの構築

### ・総合的な地域活性化対策の推進

文化財行政、都市計画行政のみならず、農業政策やコミュニティ政策など総合的な観点から、それぞれの地域特性を生かした地域活性化対策を進めることが望まれる。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員  
三輪康一

#### 【第3章3（2） 注釈】

（※1）大芋地区（藤坂区）農地・水・環境保全向上の会が実施した「体制整備構想（案）作成のためのアンケート調査」（2010.1.10）の結果による。

#### 【第3章3（2） 参考・引用文献】

- 1) 『篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査報告書』（篠山市教育委員会、2009）
- 2) 『地域景観形成基本計画（丹波地域）』（兵庫県、1993）
- 3) 『エリアマネジメント推進マニュアル』（国土交通省土地・水資源局、2008）
- 4) 『民・学・産との協働による政策研究報告書エリアマネジメント』（神戸都市問題研究所、2010）

### (3) 建造物・町並み調査結果

#### ア 大芋地区の歴史的建造物調査の成果と意義

##### (ア)歴史的建造物調査の成果と意義

##### a 調査の意義と目的

篠山市では篠山城下町が平成 16 年(2004)に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。選定にいたるまでに歴史的建造物の調査が行なわれ、篠山城下町は公的な保存対策がとられる地区となっている。ついで、市域東部の福住地区(ここでの福住は字名ではなく保存対策調査の対象となった地区をさす)において平成 19 年(2007)から 20 年(2008)に調査が行なわれ、重要伝統的建造物群保存地区となるべく活動が展開されている。この二地区では歴史的建造物の調査が一応終了し、その性格が把握されたといえる。これによって篠山市の歴史的建造物については、大きな見通しを持つ事ができたが、それゆえに次のような問題が浮かび上がるようになった。

篠山城下町の地区としての性格は町すなわち都市であり、ここで把握された歴史的建造物の種別は寺社、武家住宅、町家である。福住地区の性格は街村で、在郷町に属し、都市と農村の中間的性格をもつ。ここで把握された建造物は寺社と民家であるが、民家には町家、農家、その中間形態があることが判明した。寺社はその立地が都市か農村かによって、建造物の形態がそれほど大きな影響を受けるわけではない。しかし、民家は立地と生業によって、その性格と形態は異なるものとなり、それがそのまま城下町と街村の住宅建築にあらわれている。福住地区の民家において農家と町家の中間的形態が存在する事が明らかになったのは、日本の民家形成史の上で重要な問題である。この点において、篠山では純農村の調査の必要性が生じた。

ここで調査地区として取り上げた大芋地区は、福住地区の北に隣接する純農村であり、上記の問題に関する最適の地域である。ただ、どれだけ民家の歴史を描けるような古い住宅が残されているかが問題であるが、それはどの地区においても調査が行われてはじめて明らかになることである。

##### b 民家の特色

外観による茅葺(鉄板覆)民家の悉皆調査の中から、農家 6 棟を選択して調査した。

#### 年代

外観からの判断でなるべく年代の古い民家を選択した。これらより古い民家が残されている可能性はあるが、古民家の大多数は 19 世紀から 20 世紀前期までに建設されたとみられる。

#### 形式

撰丹型民家は摂津と丹波の旧国境を中心に京都府西部、兵庫県東部に所在する。形式は妻入の縦割平面で、片側土間を奥まで通し、床上部は奥行きに 3 室ならべる。床上部が 1 列 3 室のものが古い形式で、時代が下って経済状況が豊かになると 3 室が 2 列に並ぶ 6 室の形式に発達する。撰丹型民家のなかで、1.0T 家は表が 8 畳 1 室なのでその奥を 2 列にするには幅が狭く、表から 2 室目は 6 畳と 4 畳となり、平面形は上手に膨らむ形になる。3. NK 家も同じだが、表の室が 10 畳と広く、2 室目には 6 畳 2 室をならべている。2. KK 家と 5. HH 家は表から奥まで 2 列で計 6 室とする整った平面である。年代が新しいので 1 列型のものはないが、この 4 棟で撰丹型民家の二つの形式をみることができる。

4. YT 家は江戸時代に大芋全体の庄屋を務めたという高い家格の家で、屋敷構えも正面に長屋門をもつ立派な構えである。式台玄関をもつことと、10 畳の数奇屋風座敷をもつのが特徴である。この地域の上層階級の住宅の好例である。

6. 0T 家は極めて興味深い形式の民家である。平入で床上部は食違い 4 間であるから、基本的には播磨型四間取りと同様の部屋割りであるが、床と仏壇が上手奥の部屋にある。播磨型に限らず 4 間取り民家では床の間はほぼ上手表の部屋にあり、仏壇も同じ部屋にある場合が多い。この家では、普通はネマとなる最も奥の

表 3- 11 大芋地区の詳細調査民家

	名称	建設年代	地区	形式	小屋組	備考
1	0T 家	19 世紀前期	藤坂	撰丹型	扱首組	表 1 室、中 2 室、奥不明
2	KK 家	20 世紀前期	立金	撰丹型	扱首組	2 列 6 室
3	NK 家	19 世紀中期	大藤	撰丹型	扱首組	表 1 室、中 2 室、奥 2 室
4	YT 家	19 世紀中期	中	変形平入		式台玄関あり
5	HH 家	19 世紀中期	藤坂	撰丹型	扱首組	2 列 6 室
6	0T 家	19 世紀前期	藤坂	四間取平入	扱首組	上手奥の室に床、仏壇あり

部屋を座敷とし、表2室はザシキとするから計3室が表向きの部屋となる。生活の場は下手奥のヘヤと、そこから土間に張り出した板敷の間を囲ったチャノマである。播磨地方では、この位置の板の間はヒロシキと呼ばれ、土間に開放されている。この家ではなぜ生活の場を圧迫してまで表向きの部屋を1室多く造っているのかが謎である。この間取りは他にもあるので、特殊事例ではない。さらに広い地域での今後の調査が必要である。

#### c 寺社建築の特色と祭祀・組織

寺社建築の重要なものとしては、藤坂に国指定重要文化財の長谷寺妙見堂がある。妙見堂は大型の一間社流造で、室町時代中期の建物である。今回の調査では寺社建築は大芋地区の全棟を視察したが、江戸時代に遡る建造物は少なく詳細調査は次の4棟にとどまった。

小原の大日堂は妙見堂に続く古い建物で、建設年代は鰐口銘の享保2年(1717)頃とみられる。規模は正面側面とも柱間三間で、現在は建具で囲っているが、本来は内陣まわり以外は建具のない吹き放しで、典型的な村堂の形態である。建具の移動と設置以外には大きな改造はない。外陣の架構など建物の作りは、村堂としては上質の建築である。村堂には簡素なものが多いが、この堂は村堂の形態をよく示す一方、上質の建築物で、保存もよい点が高く評価できる。次に述べる梅田神社はこの地区の鎮守社で、この集落には村堂と鎮守社が揃って残っている。加えて村の祭祀組織と祭祀を残している点はさらに貴重なことである。以下その点について少し述べる。この堂には寺僧はおらず、小原の村人が管理していて、民俗調査で報告された藤坂の禰宜講に似た組織がある。60才前後の村人2人が大日堂の禰宜を勤め、12月はじめに引継ぎと慰労会がある。禰宜は毎月28日に本尊と両脇の厨子、外の牛に黒豆ご飯を供え、シキビを入れ替える。日は違うが藤坂と同じである。大日堂大祭は1月28日で、法要は村人の多くが檀家となっている多聞寺の僧が行う。梅田神社の秋祭りに出す山車(曳山)が、大日堂左の下屋に納められている。本尊は平安時代後期の大日如来木造である。堂の境内も江戸時代の景観を残している。村の神社、村堂、村人の組織と行事が揃って残る重要な事例といえよう。

表3-12 大芋地区の詳細調査寺社

	名称	地区	年代	備考
1	大日堂	小原	享保二年頃 (1717)	正面3間、側面3間 入母屋造
2	釈迦堂	小倉	19世紀中期	正面一間、側面三間 入母屋造
3	梅田大明神 本殿	小原	明治九年 (1876)	一間社流造
4	梅田大明神 拝殿	小原	18世紀中期	正面3間、側面2間 入母屋造

小倉の釈迦堂も村堂である。小原のお堂よりやや小ぶり、建設年代は19世紀中期に下る。鰐口銘は「奉元禄十年釈迦牟仏小倉村中」であるから、少なくとも元禄十年(1697)には存在した村堂である。正面は柱を省略した広い一間で、側面は三間である。今は建具が入っているが、本来はやはり吹放しの堂であった。屋根は茅葺(鉄板覆)で桁を外に持ち出したせがい造りである。土用の入りの7月20日に村祈祷があり、戸主が集って本尊を開帳し、般若心経をあげる。春秋の彼岸には女性が集って数珠繰りが行われる。当番は毎年1人である。

梅田神社は小原の鎮守社で、本殿は規模の大きな一間社流造である。彫刻が豊富な上質の建物で、建設年代は明治9年(1876)である。覆屋に入っていて保存状態も非常によい。拝殿は正面三間、側面二間の規模で、建設年代は不詳であるが、様式などから18世紀中期とみられる。内部にはウリムキに仕上げた梁の上に天井を張り、舟肘木は成が低く古風な形態である。現在は建具が入っているが、内部も風食しているのもとは吹放しだったと考えられる。大芋地区には年代の古い拝殿が少ないので貴重な事例である。鳥居や石灯籠は江戸時代のものが残っており、江戸時代の境内景観を残している。

#### d これからの問題と展望

この歴史的建造物調査の対象地域は純農村であり、篠山城下町、福住地区の調査とあわせて城下町、在郷町、農村の実態を把握することができた。これらの調査により、各地域の実態が明らかになり、相互の関連性を考察することができることは全国的に珍しい事例であろう。しかし、調査されたのはそれぞれ一箇所に過ぎない。市内の現存城下町は篠山城下町だけが、在郷町と農村は数多く存在する。

在郷町は交通、産業、立地によってそれぞれ個性が

あり、町家形成の要因自体が異なると予想される。従って、現段階では知られていない要因による形態が見出される可能性がある。また、純農村の性格はそれほど変化がないかもしれないが、大芋地区でも未知の民家形式が見出されたことは大きい問題を提起している。篠山市域では撰丹型民家と播磨型の四間取が主要な形式であるが、現段階ではそれらから大芋の一部の民家形式を説明することはできない。

民家の問題だけではなく、市内では中世の荘園であったことが明らかな地域があるから、中世の歴史が明瞭な地域の寺社、民家の実態調査も重要な課題である。それによって、中世から近世にかけての民家、寺社の歴史を描ける可能性がある。

また、民俗調査から藤坂地区に伝えられている伝統的な民俗が報告されているが、小原地区にも祭礼と祭礼組織がよく残されており、加えて良質の建造物と景観が残されていることが明らかになった。これらもさらに調査研究を重ね、全体として保存していくべき有形無形の文化財である。行事や組織に加えて建造物や景観をよく残している事例については、積極的な高い評価を行い、手厚い保存対策を講じなければならない。

以上のように、篠山市域における歴史的建造物の研究と調査が、日本の民衆の歴史と文化を考える上で重要な意義を担うことは明らかである。従って、市域各地で密度の高い調査を展開すること、その上での保存対策と地域振興策を練り上げることが重要な課題として位置づけなければならない。そのような歴史的建造物の調査は、時間と労力のかかるものであり、調査はまだ緒についたばかりであるが、その成果には大きな可能性が秘められている。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員  
黒田龍二

【第3章3(3)参考・引用文献】

- 1) 永井規男「撰丹型民家の形成について」(『日本建築学会論文報告集』251号、1977)
- 2) 大場修『近世近代町家建築史論』(中央公論美術出版、2004) 第二部在地型町家の形成
- 3) 黒田龍二「篠山における町家の形成と周辺農家との関係 大場修氏の「撰丹型町家」概念に対する批判的検討」(『日本建築学会計画系論文集』646号、2009.12)
- 4) 大場修「篠山における町家の形成と周辺農家との関係 大場修氏の「撰丹型町家」概念に対する批判的検討」に対する討論」(『日本建築学会計画系論文集』653号、2010.7)
- 5) 黒田龍二「大場修氏の討論に対する回答」(『日本建築学会計画系論文集』653号、2010.7)
- 6) 丸山俊明「撰丹型民家と妻入町家の関係 大場修氏と黒田龍二氏の論点に関連して」(『日本建築学会計画系論文集』656号、2010.10)

イ 大芋地区の歴史的建造物

(ア) 寺社建築

a 大日堂

【小原】

正面3間 側面3間 入母屋造 平入 鉄板葺 下屋四方  
棧瓦 享保2年(1717 鱈口銘)

角柱 足固貫 飛貫 頭貫 木鼻 大斗肘木 中備なし  
一軒疎垂木 妻飾トタン板張り 正面切目縁 木階3級

大日堂は小原の集落に位置する。綾部街道(国道173号)の一本西の道沿いに前庭をとって建つ、いわゆる村堂の建物である。隣には小原生産組合事務所があり、大日堂と後方でつながる。

大日堂は、正面3間、側面3間、入母屋造、平入、鉄板葺きの建物で、東面する。背面に下屋、側面(南西)に、神輿の収蔵庫が増築されている。

柱はすべて面取した松の角柱で、側柱上の組物は大斗肘木である。柱間装置は、正面中央間は格子戸引違い、両端間は半部、腰羽目板とする。側面は、板壁及び板戸引違いである。聞き取りによれば、正面の半部と腰羽目板は、昭和30年(1955)代中頃に内陣正面から移されたもので、この時両側面を板壁に、内部を畳敷きにしたという。よって当初は、板敷き、吹き放しであった。

内部は2本の柱を立てて、前方2間を外陣、後方1間を内陣とする。内外陣境は、両端間は上部を虹梁形頭貫と飛貫の間を菱格子とし、下部はもと蔀戸だった。中央間は現在飛貫を入れず、両端間より内法が高いが、虹梁形頭貫の下に蔀戸の吊金具が残り、飛貫の仕口を埋木した痕跡があることから、当初は両端間と同様の構えであった。外陣には、内外陣境の2本の柱から前方に大虹梁を架け、その中央に両側面の側柱から海老虹梁を架ける。この上に三斗梓肘木をのせ天井桁を受けて、中央一間四方を棹縁天井、四方は化粧屋根裏とする。内陣には背面に寄せて、束立て・羽目板の簡単な仏壇を設ける。仏壇上には、中央間に大きな厨子、向かって左の柱間には小ぶりの厨子を二基、右には一基を置く。

中央の厨子は、正面1間、側面1間、入母屋造、妻入で、妻飾に雲の彫刻を施した軒唐破風が付く。二段に重ねた土台の上に礎盤を置き、円柱を立てる。虹梁



形飛貫木鼻、頭貫木鼻、台輪木鼻で軸部を固め、正面の飛貫と頭貫の間には龍の彫刻を飾る。組物は二手先尾垂木、中備は詰組及び葦束、軒は二軒繁垂木である。全体には朱塗り、軒廻り・彫刻は朱と青の彩色が施される。鎌倉時代作の大日如来像（県指定文化財）を安置する。また、向かって左の柱間には、右から弘法大師、観音を、右の柱間には、釈迦を安置する。

鰐口に「享保貳年酉八月」とあり、様式的にみてもこの時の建立としてよい。

1月28日が大日堂の大祭で、その際には多聞寺（曹洞宗の寺院で、小原の住人の大半が檀家であるという）の住職によって法要が営まれるというが、普段は小原自治会長によって管理されている。また、側面の収蔵庫に納められる神輿は、小原の鎮守である梅田神社の宵宮に渡御する。したがってこの堂は、村の管理となる村堂で、形態も村堂の典型的なものといえる。村堂としては架構も立派なうえ、大きな改造もなく、保存状態もよい。

〔鰐口銘〕

大日堂（中央上部）／小原村（中央下部）

御宝前（右）／享保貳年酉八月（左）



図3-24 大日堂配置図

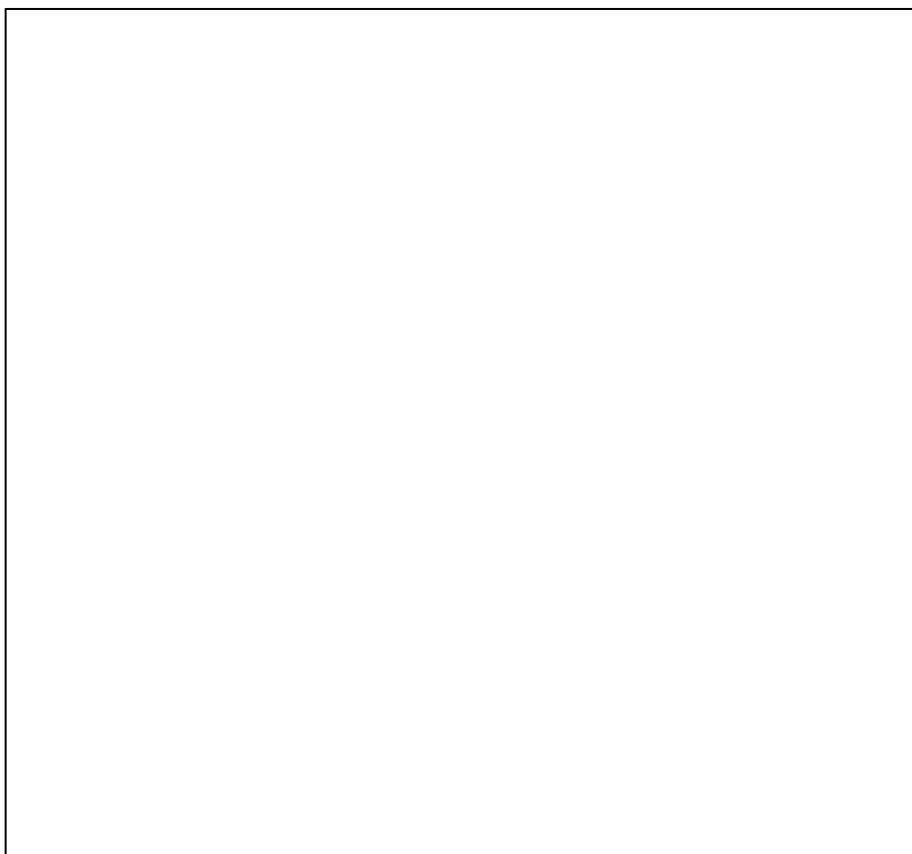


図3-23 大日堂平面図 1/100

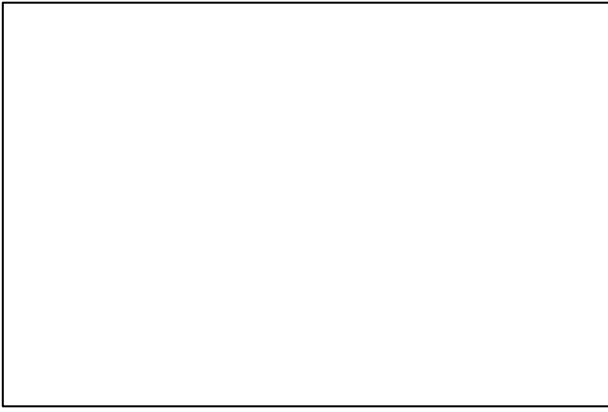


写真 3- 1 大日堂全景

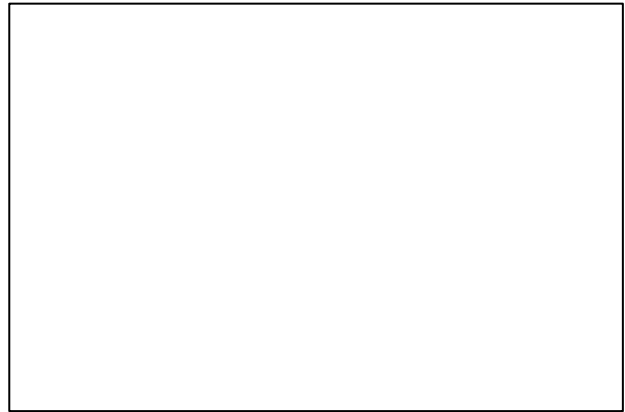


写真 3- 5 大日堂内部（外陣）

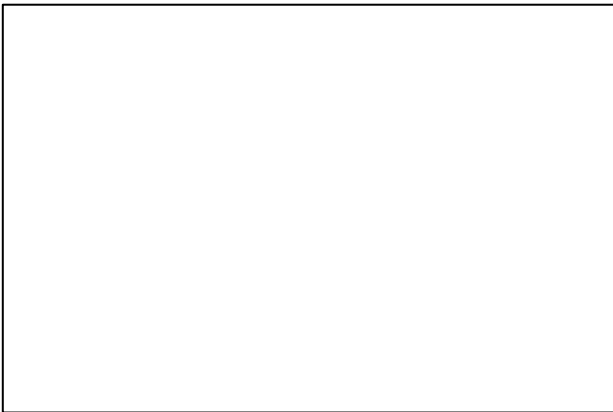


写真 3- 2 大日堂全景（背面）

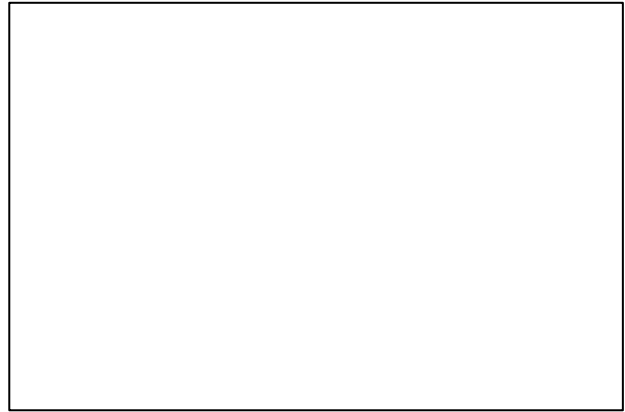


写真 3- 6 大日堂架構

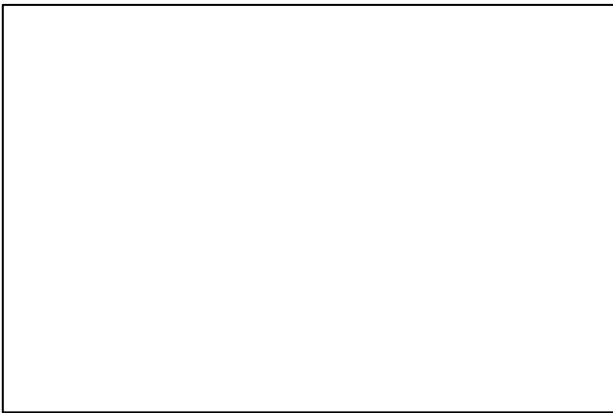


写真 3- 3 大日堂組物

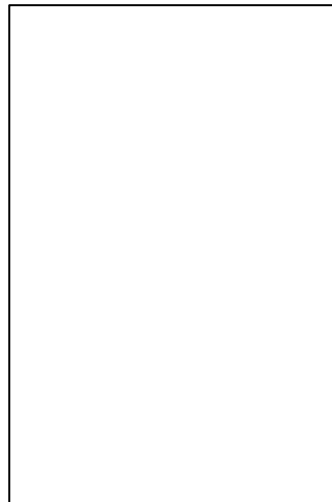


写真 3- 7  
大日堂中央厨子



写真 3- 4 大日堂内部（内陣をみる）

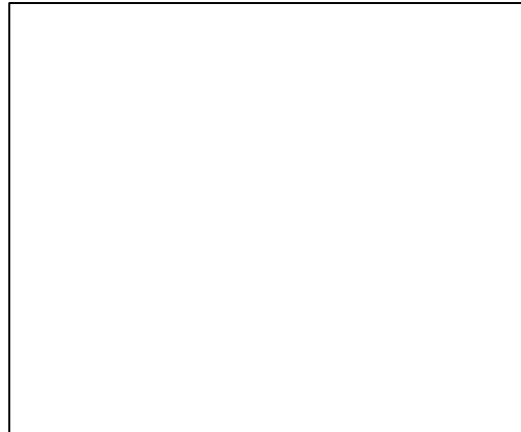


写真 3- 8 大日堂厨口

b 釈迦堂

【小倉】

正面1間 側面3間 背面中央軒下1間張り出し 入母屋造 茅葺鉄板覆 19世紀中期  
角柱 足固貫 虹梁形飛貫 組物なし 中備なし

釈迦堂は、小倉の集落のほぼ北の端、雨石山の麓に位置する。もとは吹き放しで、小原の大日堂より簡素な村堂である。

正面は飛貫を入れて1間とするが、背面は3間、側面3間、入母屋造、妻入、茅葺、鉄板覆いの建物で南面する。背面は中央軒下1間を張り出して内陣とし、堂本体を外陣とする。

正面は間口いっぱい虹梁形飛貫を入れ、その上の板葺股で桁を受ける。頭貫の下には鴨居をいれ、ガラス格子戸4枚引違いとする。その他は内外陣境を除き土壁とするが、側面前方2間は上部をガラス戸とする。外陣は現在は畳を敷き、10畳の一室空間とする。内陣は、奥の壁いっぱい虹梁形飛貫を架け、中ほどに2本の円柱を床から立て、後方軒下に仏壇を張り出す。柱は栗、円柱は樺、虹梁は松で、材質感が異なるが、すべて当初材である。内外陣境の柱間装置は、両開きの格子戸で、仏壇の下部を物入れとする。

内部は、側面の柱の桁の飛貫の上から梁を渡し、その上に井桁に大引を組む。大引は、桁とともに軒下に持ち送りとして、四方をせがい造にする。

正面鰐口に元禄10年(1697)の銘があるが、建設年代は19世紀中期とみられる。

聞き取りによれば、昭和22~3年(1947~48)頃に壁と畳を入れたというので、当初は板敷き、吹き放しの建物であった。これは、小原の大日堂と同一の形式である。

春夏の彼岸のお参りでは、女性による数珠繰りが行なわれるという。堂内には、その際に用いられる数珠とともに、嘉永5年(1852)の「女講」による観音講掛覚帳を所蔵する。

〔鰐口銘〕

奉元禄十年釈迦牟仏小倉村中  
掛巳九月日正観世音

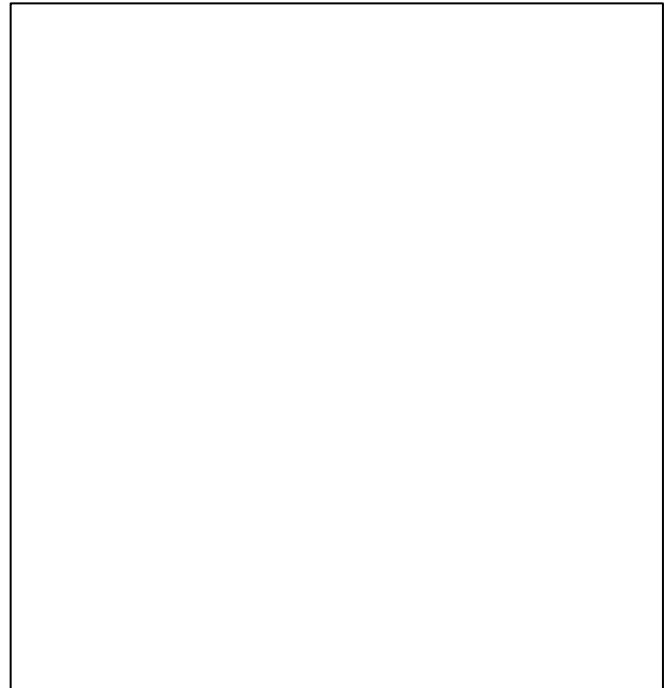


図3-25 釈迦堂平面図 1/100



写真3-9 釈迦堂全景



写真3-10 釈迦堂内部

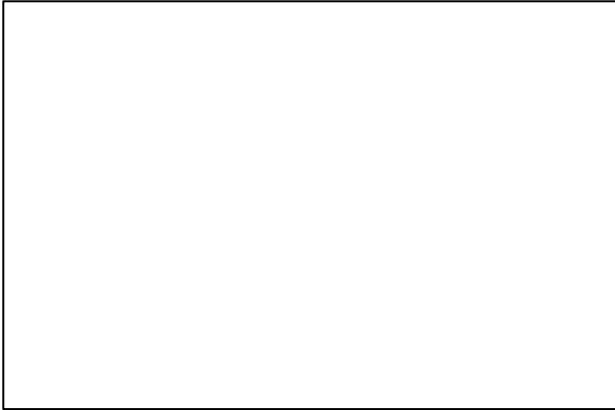


写真 3- 11 釈迦堂内陣

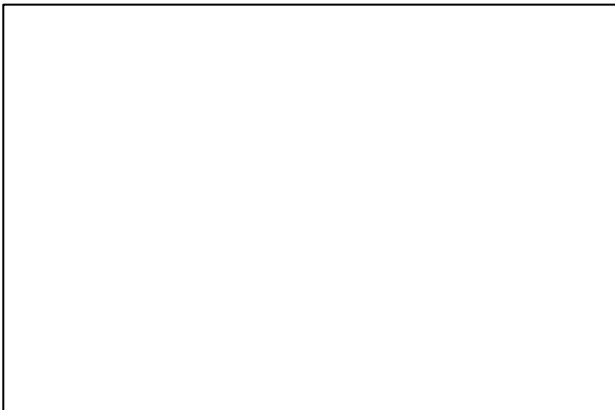


写真 3- 12 釈迦堂外陣

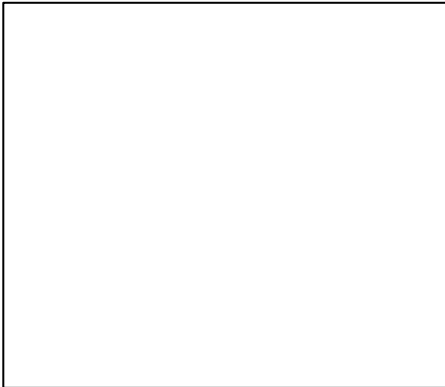


写真 3- 13 釈迦堂組物



写真 3- 14 釈迦堂暮股

c 梅田神社

【小原】

本殿

一間社流造 柿葺 軒唐破風付 明治 9 年 (1876 玉垣銘)  
身舎 円柱 切目長押 内法長押 頭貫 木鼻 台輪留め  
尾垂木付二手先 拳鼻 実肘木 中備組物 鶴彫刻を施し  
た板支輪 二軒繁垂木 妻飾二重虹梁力士彫刻 三方樽縁  
刎高欄 木階五級 浜縁

庇

几帳面取角柱 切目半長押 腰長押 虹梁形頭貫 木鼻  
連三斗 実肘木 手挟および繫海老虹梁 中備龍彫刻 唐  
破風妻飾虹梁力士彫刻

拝殿

正面 3 間 側面 2 間 入母屋造 銅板葺 18 世紀中期  
角柱 足固貫 飛貫 中央間虹梁形頭貫 舟肘木 中備な  
し 一軒疎垂木 妻飾木連格子 側背面三方切目縁

梅田神社は、小原の集落の南のはずれ、綾部街道(国  
道 173 号)の東側に位置する。境内はすぐ西に篠山川  
をみる。北西を正面として鳥居が立ち、その奥に拝殿、  
石段を登って本殿および覆屋が一直線上に並ぶ。

本殿は、規模の大きな一間社流造である。浜縁を含  
めて全体が土台の上に建てられており、覆屋の中にあ  
る。

一間四方の身舎の正面に向拝をつける。正面と側面  
の三方に縁を廻らし、木階 5 級で、背面の柱筋に脇障  
子を立てる。柱間装置は、側面・背面は板壁、正面は  
彫刻を施した腰の付く菱格子戸 4 枚引違である。内部  
は、奥行き中央よりやや後方に両開板扉を設けて内外  
障境とする。組物は、拳鼻、実肘木のある尾垂木付の  
二手先であるが、尾垂木の先端はすべて龍の彫刻に作  
り出す。また、頭貫の木鼻の彫刻はすべて違った動物  
である。身舎の妻飾は、二重虹梁とし、虹梁の間およ  
び支輪には流麗な彫刻を施す。また棟木を受ける束を  
力士彫刻とする。脇障子は、向かって右が滝で耳を洗  
う人を、左を川と牛を連れた老人の透し彫り(許由と  
巢父の故事にちなむ)とし、その上部にも花の透し彫  
りがある。

庇の中備は龍の彫刻であり、手挟みが繫海老虹梁、  
菖蒲桁の位置に計 4 つ設けられている。正面唐破風の

妻飾は力士彫刻で菖蒲棟を支持する。兔毛通しは翼を  
広げた鳳凰である。

玉垣（石柵）の柱に、「大正十五丙寅年」、「社殿再建  
五十周年記念」とある。即ち、玉垣の建立は大正 15 年  
（1926）であるから、本殿はその 50 年前の明治 9 年  
（1876）の再建ということになる。現本殿の建立はこ  
の時とみられる。本殿には棟札が残されており、昭和  
32 年（1957）に本殿上屋と拝殿の修理がなされた。

覆屋に入っているため非常に保存がよく、彫刻が極  
めて豊富な壮麗な本殿である。

拝殿は、本殿より一段下の壇にある。

正面 3 間、側面 2 間、板敷きで、側面と背面に縁を  
廻らせる。正面・背面中央の柱間は木製のガラス戸、  
正面両端間はガラス窓で、その他を板壁とする。

軸部は飛貫で固めるが、正面及び背面中央間にはと  
もに差物を入れ、正面は虹梁形とする。正背面とも中  
央間は両端間よりも広くするが、背面の柱間の方が広  
い。

内部は、正背面の差物の上に前後に瓜むきの梁 3 本  
を架けて、その上を大引天井とする。

組物は舟肘木で、成が低く、古風な形である。軒は  
一軒疎垂木、妻飾りは木連格子である。

柱間装置はすべて新しく、柱は内部も風蝕している  
ことから、もとは吹き放しであったと考えられる。ま  
た、縁、垂木より上も新しい。現在銅板葺だが、『兵庫  
県神社誌』によれば「萱葺入母屋造」と記す。

建立年代は、様式上 18 世紀中期とみられる。本殿石  
段下の石灯籠に享保 13 年（1728） 拝殿前方の左右の  
石灯籠に延享 3 年（1746） 石鳥居、石灯籠に元文 3 年  
（1738）の銘がそれぞれあることから、18 世紀中期に  
境内が整備されたと考えられ、拝殿もこの時期の造営  
であろう。

拝殿内部には、「文化十四年」（1817） 発句額、三十  
六歌仙額を納める。

拝殿は、屋根は失われているものの軸部はよく残っ  
ており、この地域の古い拝殿として重要な建築である。

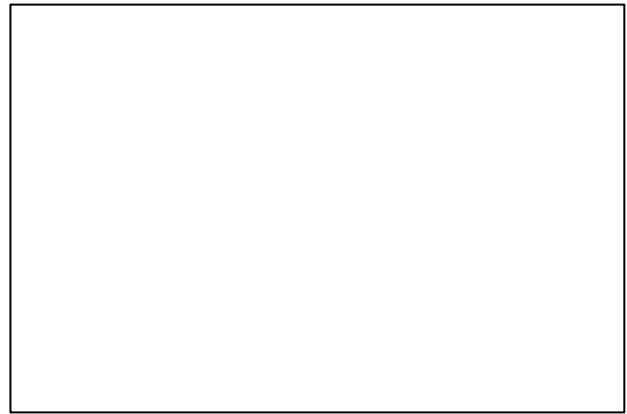


写真 3- 15 全景

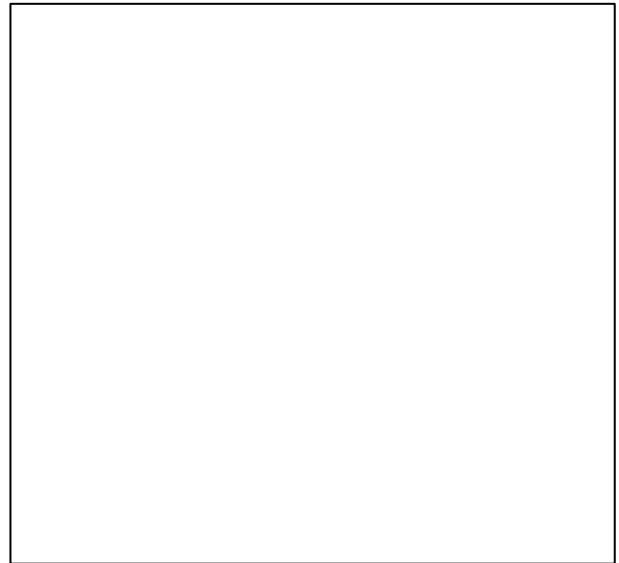


図 3- 26 梅田神社配置図

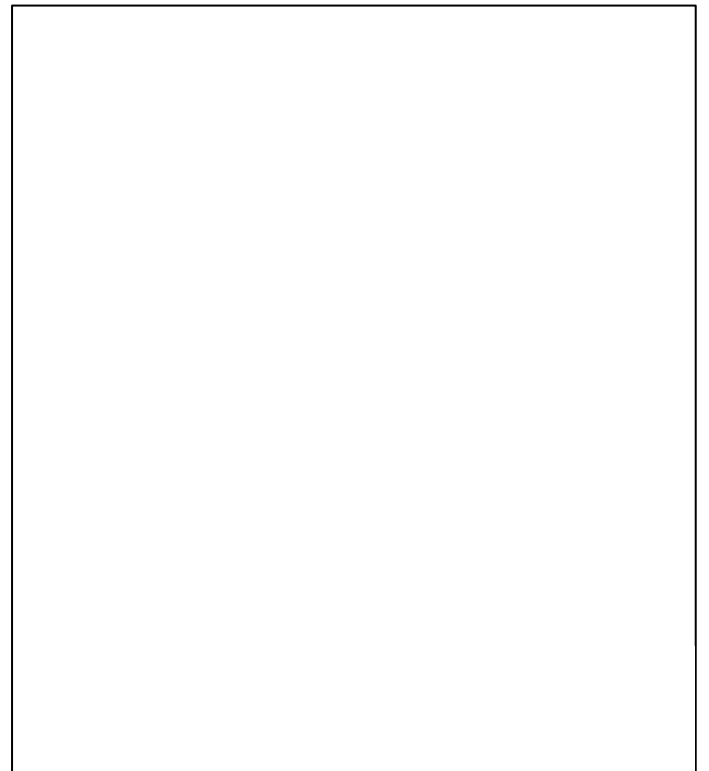


図 3- 27 梅田神社本殿平面図 1/50

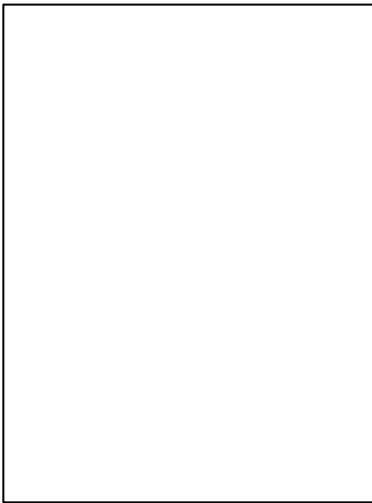


写真 3- 16 本殿正面

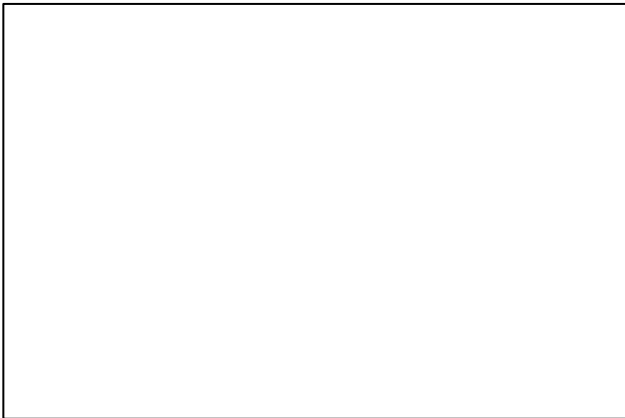


写真 3- 17 本殿唐破風



写真 3- 18 本殿海老虹梁



写真 3- 19 本殿向拝組物

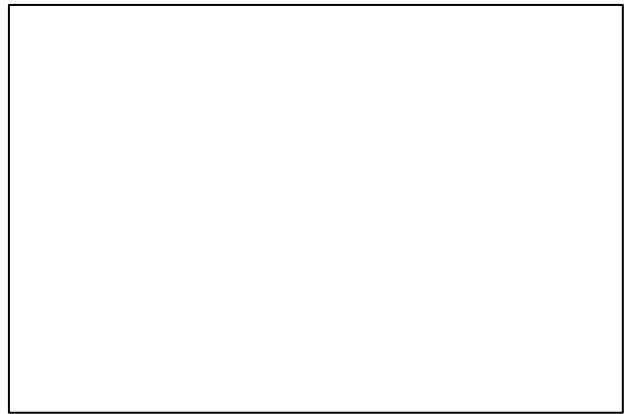


写真 3- 20 本殿身舎組物



写真 3- 21 本殿妻飾



写真 3- 22 本殿背面組物

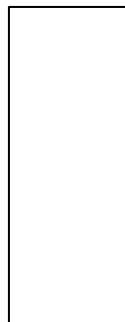


写真 3- 23 (左) 棟札 (昭和 32 年)

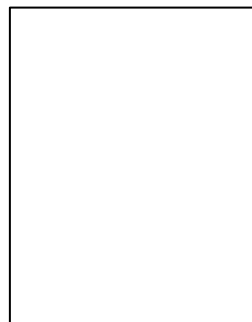


写真 3- 24 (中) 本殿脇障子

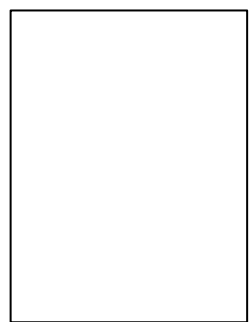


写真 3- 25 (右) 本殿脇障子



图 3- 28 梅田神社拝殿平面図 1/100

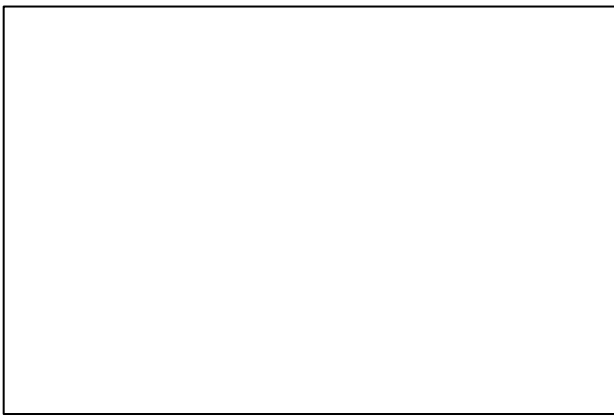


写真 3- 26 拝殿全景（正面）

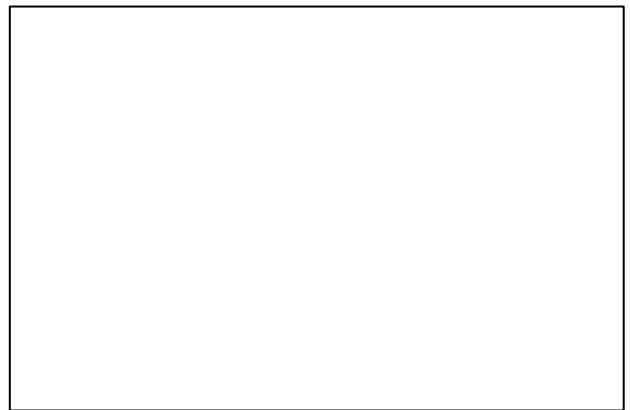


写真 3- 29 虹梁絵様

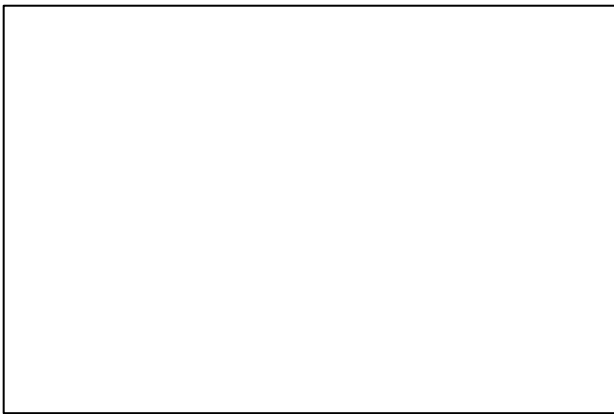


写真 3- 27 拝殿全景（側面）

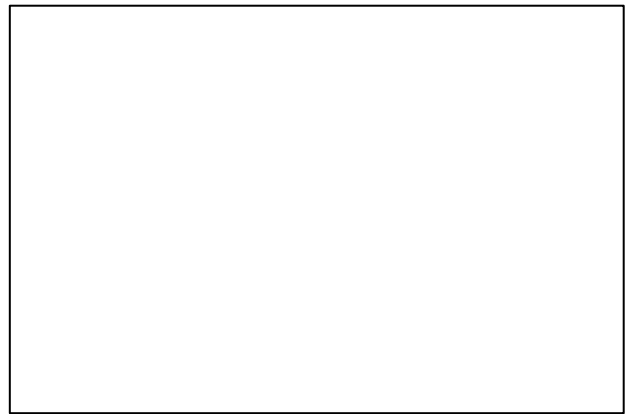


写真 3- 30 拝殿内部

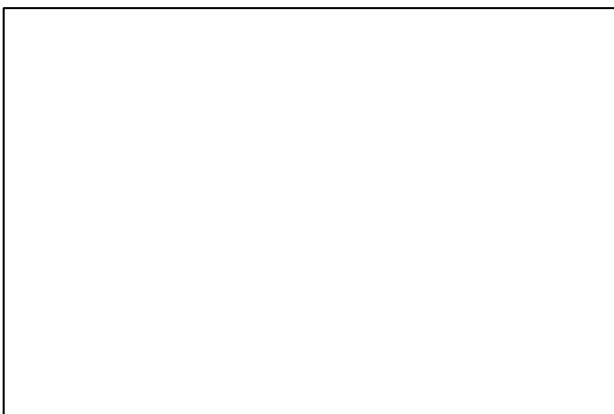


写真 3- 28 拝殿組物



写真 3- 31 拝殿内部

(イ)民家

a OT 家

【藤坂】

主屋 桁行 12.0m、梁間 10.6m、入母屋造、妻入、茅葺鉄板覆 19世紀前期

OT 家は、県道 300 号沿いの藤坂の集落の南西の端に位置する。

ご当主によれば、この近辺では最も古い家と伝え、かつては養蚕を行っていたという。

主屋は、入母屋造、妻入、茅葺鉄板覆で、正面はせがいが造とする。四方に瓦形鉄板葺の下屋がある。背面は北側半分をトタン葺とするが、この部分は新しく増築されたものである。建物はおよそ東面する。

入口を入ると土間、その左手を居室部分とする左住まいとなる。平面は撰丹型であるが、表側に一室、その奥を上手に張り出して二室とする。奥は未調査だが、家相図によれば変則的な二室である。

居室部分表側の一室は、8 畳のオモテで、上手に仏壇、トコを設ける。仏壇は柱間いっぱいの作り付け仏壇で、板戸 4 枚引違いとし、下方を戸棚とする。仏壇と鉤の手に奥側の部屋境に神棚を設ける。オモテは上手を除く三方を差鴨居で固めるが、成は表側が 1.14 尺、下手(土間境)が 0.7 尺、奥側が 1.05 ~ 1.27 尺と一定でない。

オモテの奥は二室並び、土間側は部屋名なしの 6 畳、上手はウチノマ 4.5 畳とする。土間側の部屋には、ウチノマ境より半間下手に鴨居を入れる。そのため、ウチノマ寄りの 2 畳分は、土間側の 4 畳より天井が低くなる。ウチノマは 4.5 畳で、外側に張り出した部分は板の間とする。板の間の部分は、仏壇の背後まで半間ほど伸びており、現在は箆笥が置かれている。

その奥の部屋は調査していない。

大黒柱は松材で、5 寸 5 分に面内見付け 4 寸 9 分。6 畳の部屋、ウチノマ境の裏側の柱もまた松材。オモテの大黒柱を除く隅の柱は、4 寸 3 分の栗材であった。天井は全室新しいが、ウチノマ寄りの 2 畳分の低くなった部分は当初のものであろう。土間も全体的に改装され、新建材が用いられている。天井も新しいが、土間の表側には根太がみえる。

屋根構造は、扱首組 4 通りである。土間側の側柱か

ら半間内側に敷桁を架け、その上に小屋梁を渡し、この位置に扱首尻がおさまる。

当家には家相図が所蔵されている。これによれば、作り付け仏壇の位置を押し入とし、鉤の手に仏壇となっている。しかしながら、痕跡はみられなかったので、当初から現在の構えであったと考えられる。また、奥の下手の部屋から土間にかけて、台所として改装されているが、家相図の平面を残している。

ご当主によれば、当家は分家であり、位牌に「初代嘉工門嘉永七年(1854)寅三月」とある。もっとも古いものは文政 4 年(1821)である。このこととオモテの差鴨居の成が一定でない点を勘案すれば、建設年代は 19 世紀前期と考えられる。

表の座敷(オモテ)の裏を二室に割り、上手側に張り出した平面形式を持つ点で、撰丹型民家の一類型を示す貴重な遺構といえる。



写真 3- 32 全景

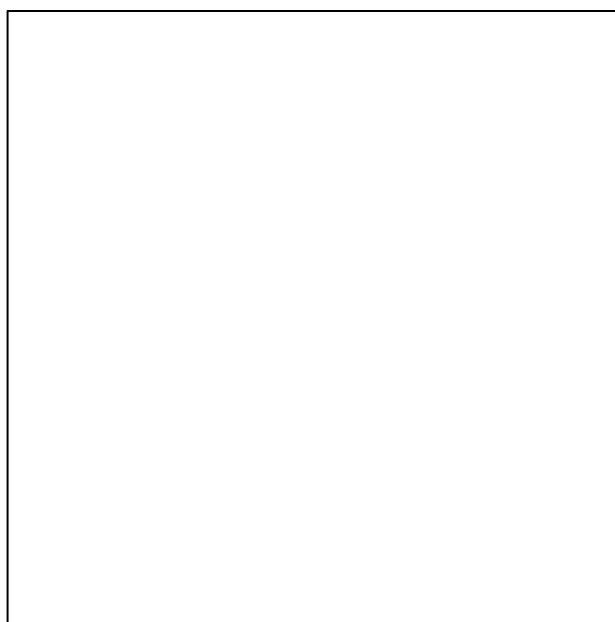


図 3- 29 OT 家配置図 1/100





図 3- 30 OT 家平面図 1/200



図 3- 31 OT 家断面図 1/200

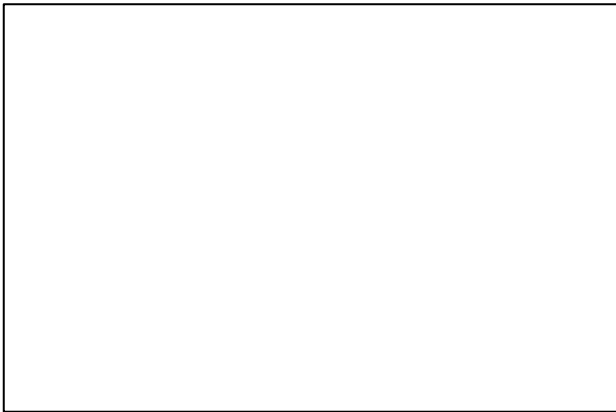


写真 3- 33 土間

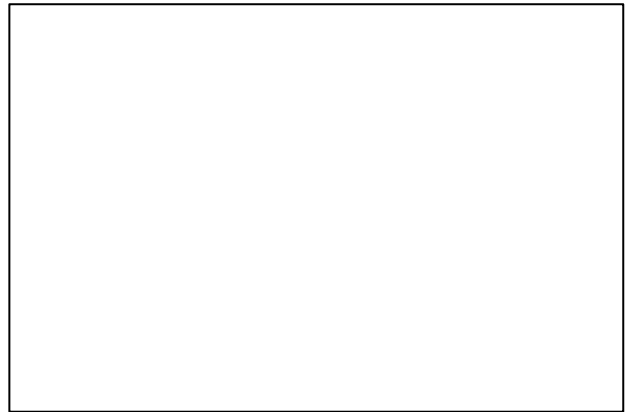


写真 3- 35 オモテ



写真 3- 34 オモテ



写真 3- 36 ウチノマ

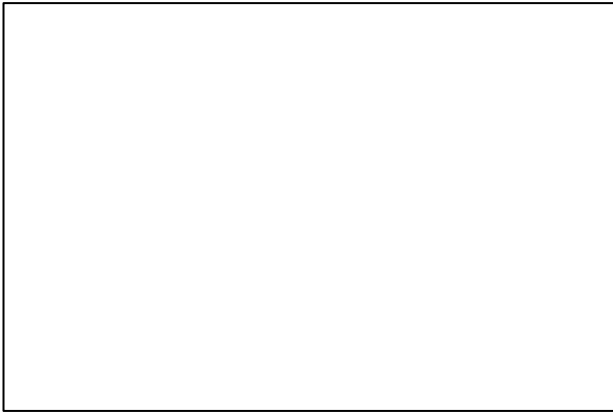


写真 3- 37 (室名ナシ)

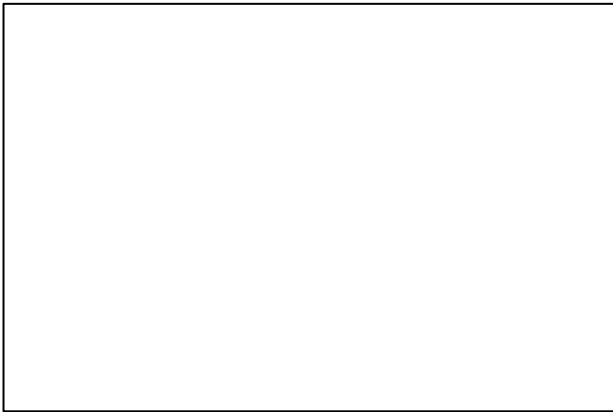


写真 3- 38 小屋組

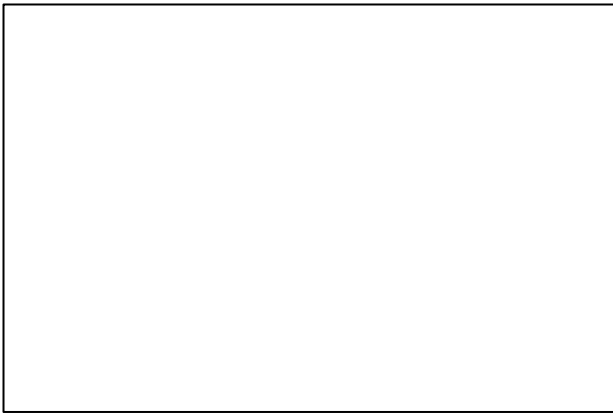


写真 3- 39 扱首尻の納まり

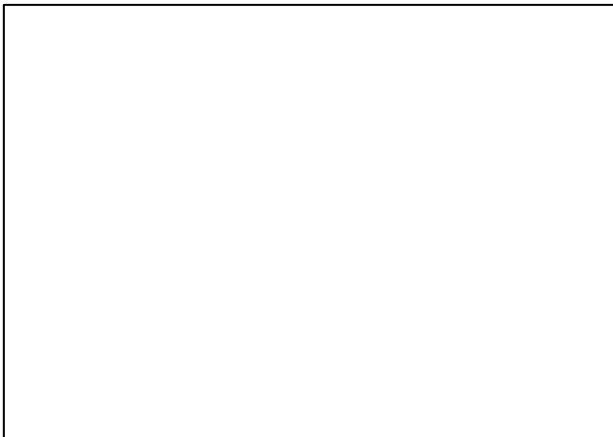


写真 3- 40 家相図

b KK家

【立金】

主屋 桁行 11.9m、梁間 11.3m、入母屋造、妻入、茅葺鉄板覆 20世紀前期

KK家は、立金地区の集落に位置する農家である。かつては外に牛小屋があったというが今はない。主屋の裏手には祠があり、当家のもので地神を祀る。

主屋は、入母屋造、妻入、茅葺鉄板覆で、およそ東面して建つ。正面側面の三方に瓦形鉄板葺およびトタン葺の下屋がある。もとは棧瓦葺であった。正面と側面の一部(北側)をせがい造とする。

入口を入ると土間、その左手を居室部分とする左住まいで、現在は2列6室の撰丹型農家であるが、復元すると土間側2室、上手3室の間取りとなる。入口を入った土間の右手(北)をシタベヤとする。

居室部分は表側に6畳を2室並べ、双方ともオモテノマとする。上手のオモテノマには向かって左にトコを設ける。右手は改修されており、現在は仏壇を置くが、狝潜があることから当初は違い棚だったと考えられる。ここから鉤の手に裏側の部屋境に神棚を設ける。この部屋には長押をまわすが、下手の部屋は差鴨居である。2室とも棹縁天井である。

オモテノマの奥の土間沿いに、4畳半と6畳の2室が並ぶ。表側は部屋名はなく、裏側はガイドコロとする。ガイドコロは、背面1.5畳の下屋を取り込み6畳とする。2室とも天井は新しく、畳も撤去されている。現在は2室であるが、部屋境の柱は新しいことから、当初は1室であったことが明らかである。また、4畳半の部屋と土間境の建具も新しく、当初は建具のない開放的な構えだったと考えられる。現在の部屋境の位置には、かつてイロリがあったという。

オモテノマの奥側の上手には6畳のナカノマ、その奥を下屋3畳を取り込んだ6畳のヘヤとする。現在畳を敷かない。ナカノマ・ヘヤ境は、現在は板戸をはめ殺しにするが、両側の柱に横棧の痕跡があり、差物は一本溝であることから、当初は板壁であったと考えられる。ガイドコロとの境は、当初から片引戸と板壁であったとみられ、閉鎖的な構えであった。

屋根構造は、扱首組である。

大黒柱は欅材で、6寸6分に面内見付けが6寸1分。

その2間半奥の柱は5寸9分、栗のノタ付きの材が用いられる。この二本の柱の間に挟み梁を架ける。挟み梁のうち上側の梁は、更に背面側に半間延びる。二本の柱に差物を入れ、中央に束を立てる（側柱の半間内側）。この束の上に上屋根が架かり、その上部で挟み梁を支持している。その他の柱は、およそ4寸角である。畳は6尺3寸が標準となる。

建設年代を示す資料はない。築100年ほどであろう。土間側2室、上手3室の摂丹型農家であるという、HH家とも共通する特徴で有する。また、奥上手のヘヤが閉鎖的なナンドの性格を持っていたことも重要である。

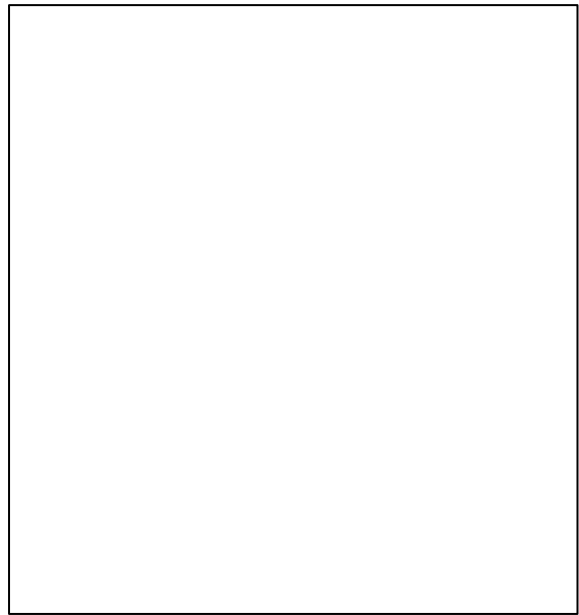


図3-32 KK家平面図 1/200



図3-34 KK家配置図

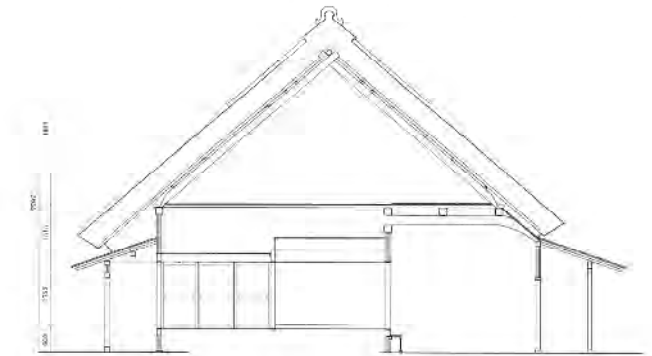


図3-33 KK家断面図 1/200

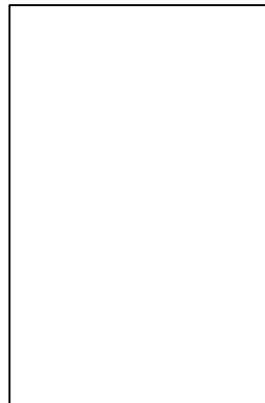


写真3-42 土間



写真3-41 全景

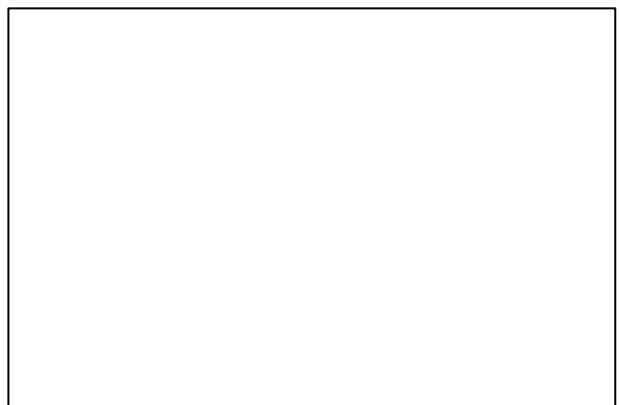


写真3-43 土間 挟み梁

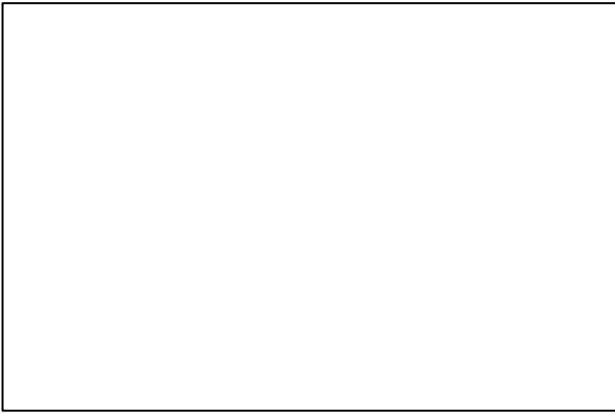


写真 3- 44 オモテノマ

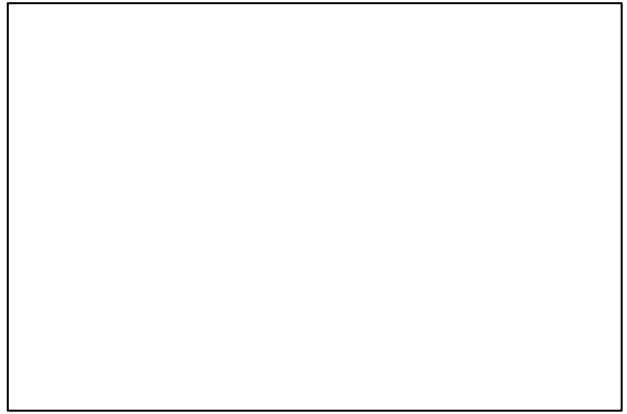


写真 3- 48 ナカノマ

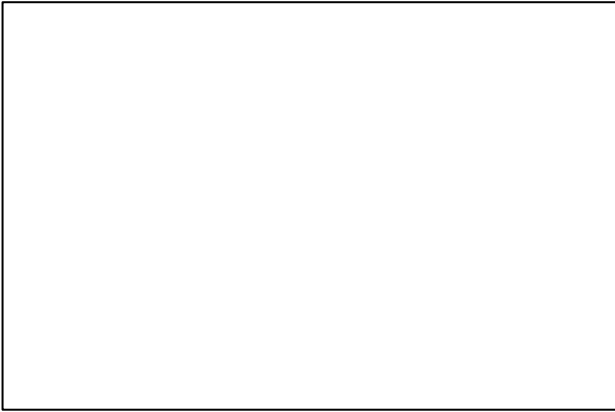


写真 3- 45 オモテノマ

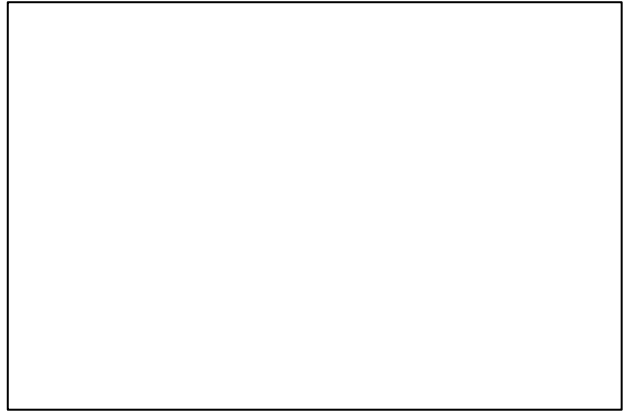


写真 3- 49 ヘヤ

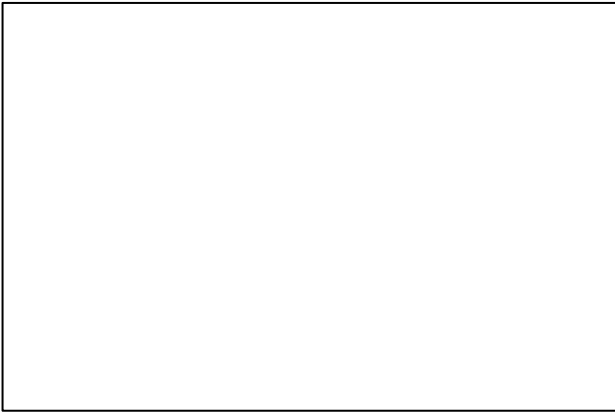


写真 3- 46 (室名ナシ)

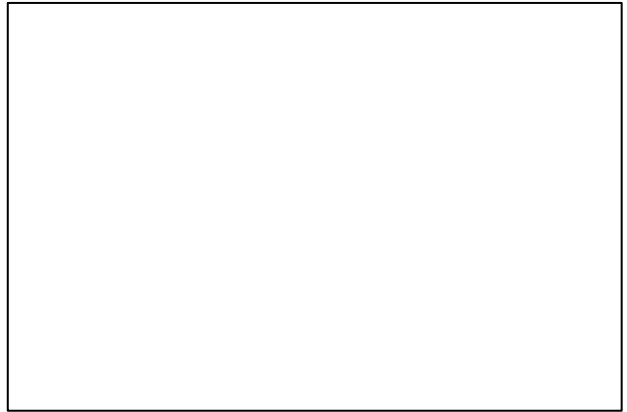


写真 3- 50 小屋裏

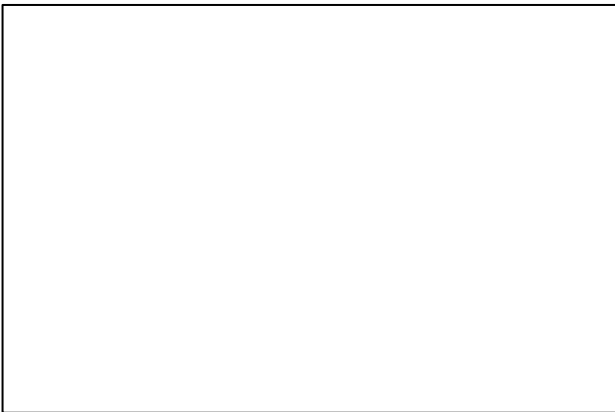


写真 3- 47 ダイドコロ

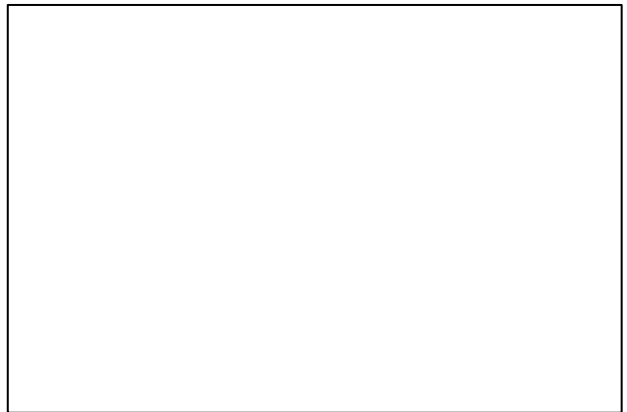


写真 3- 51 扱首尻の納まり

c NK 家

【大藤】

主屋 桁行 12.8m、梁間 10.0m、入母屋造、妻入、茅葺鉄板覆 19世紀中期

NK 家は大藤地区の最深部、県道 303 号の東のほぼ突き当たりに位置する。

当家の西側に立つ N 家の分家という農家である。主屋の裏手には堀立柱構造で築 60 年ほどの柴小屋がある。

主屋は、入母屋造、妻入、茅葺鉄板覆の建物で、四方にセメント瓦の下屋がある。およそ西面して建つ。入口を入ると土間で、左手を居室部分とする左住まいであり、表の間を大きくとった一室、その裏を食い違いの 2 列 4 室とする発達した搦丹型民家である。

居室部分は表側を 10 畳のオモテとし、上手にトコと神棚を設ける。神棚の造作は新しく、当初は仏壇であったのだろう。上手を除き、これらの柱を差鴨居で固める。差鴨居の成は、土間境 9 寸 8 分、奥側 7 寸 3 分である。

オモテの奥は 2 室並べ、土間側をガイドコロ、上手の部屋をネマとする。ガイドコロは 6 畳である。柱間装置は、ネマとの境を除きガラス戸とする。天井、土間境の鴨居は新しい。ネマも 6 畳で、1/4 間分上手側に張り出す。オモテ、ガイドコロとの境の柱間装置は板戸、奥の部屋との境は板壁とする。外部との境（北側）は、1 間ごとに柱を立てる。天井は新建材のボードである。

さらにその裏側は、土間側に 4 畳の物置、上手をヘヤとする。4 畳の物置は棹縁天井で床はフローリングで改修されている。ヘヤは、ネマ側を畳敷き 4 畳半とし、奥側をフローリングとする。奥上手には押入がある。閉鎖的な構えで、ガイドコロ、4 畳の物置の部屋境は、それぞれ片引戸で、その他は板壁とする。

土間の裏手 2 室は新建材の天井を張る。

大黒柱は檜材で、5 寸 8 分に面内見付け 5 寸 3 分である。その他は、およそ 3 寸 8 分の栗材が用いられている。

屋根構造は、扱首組である。土間側の側柱から半間内側に桁が架かり、この桁の天端に扱首尻がおさまる。上屋の梁間は、3 間半である。

現当主によると、4 代目で 200 年くらいの歴史があるという。隠居して家を建てたのが、「平助 天保四年十一月廿四日」(1833) 生まれということで、19 世紀中期の建設と推測される。

天井は新しいが、改造も少ない上、保存状態もよい建物である。発達した搦丹型民家の例として重要な遺構である。



図 3- 35 NK 家配置図

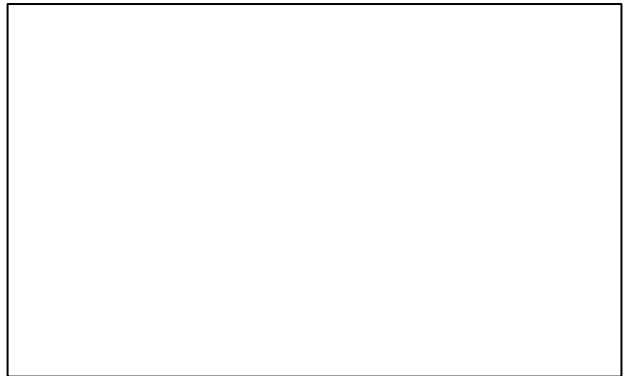


写真 3- 52 全景

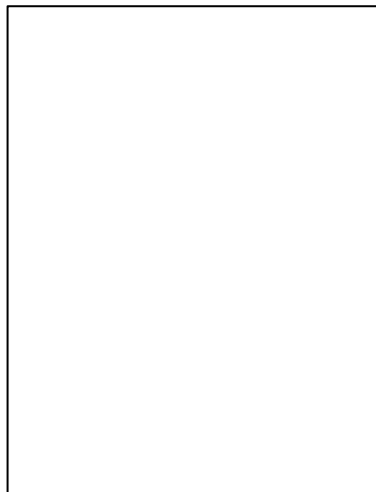


写真 3- 53 土間  
(入口見返し)

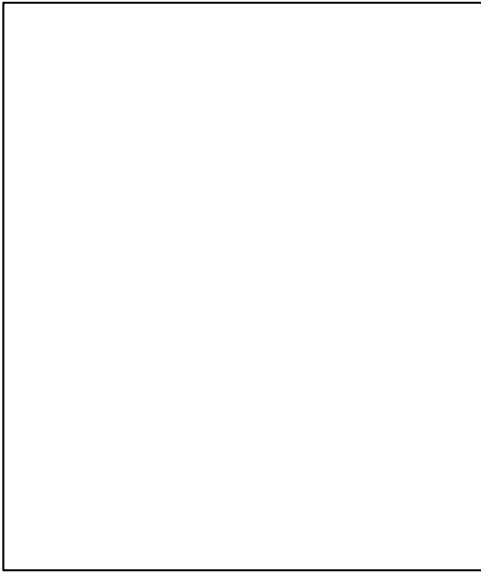


図 3- 36 KK 家平面図 1/200

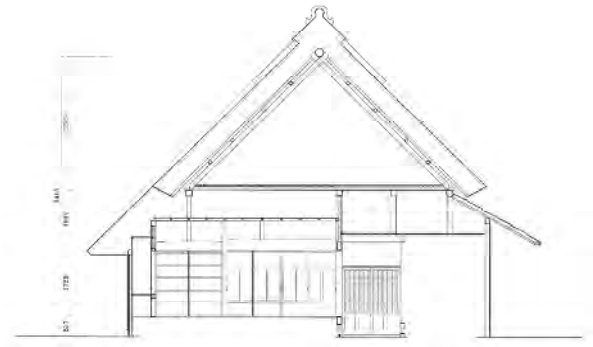


図 3- 37 KK 家断面図 1/200

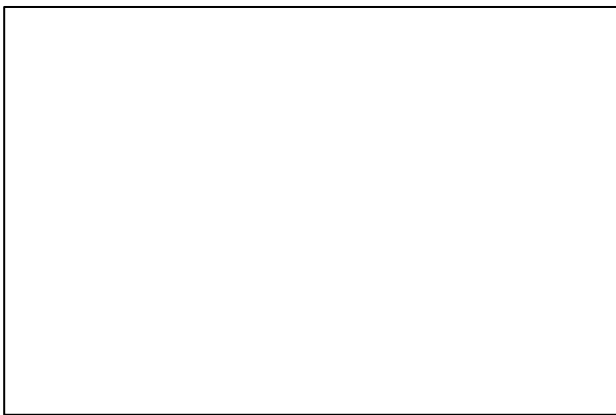


写真 3- 54 オモチ

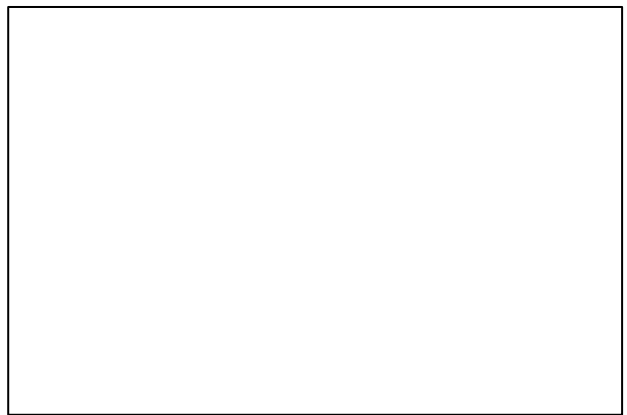


写真 3- 57 ネマ



写真 3- 55 オモチ



写真 3- 58 ヘヤ



写真 3- 56 ダイドコロ

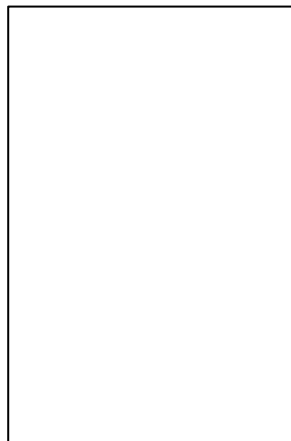


写真 3- 59 物置

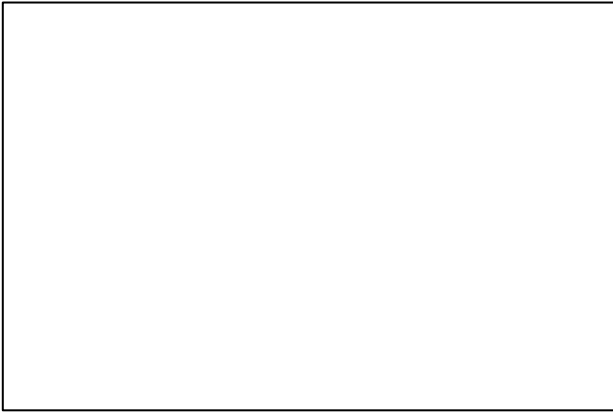


写真 3- 60 小屋裏

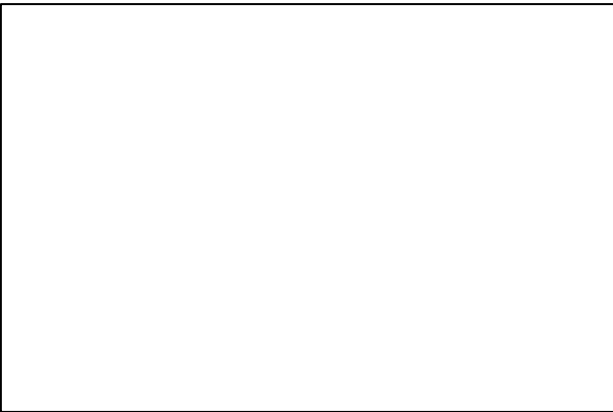


写真 3- 61 扱首尻の納まり



写真 3- 62 柴小屋

#### d YT 家

【中】

主屋 桁行 11.2m、梁間 4.6m、入母屋造、平入、茅葺鉄板覆、  
下屋四方棧瓦 19 世紀中期

長屋門 桁行 4.9m、梁間 2.3m、入母屋造、平入、茅葺 19  
世紀中期

YT 家は、中地区の三熊川が篠山川に合流する辺りに  
位置する。

当家は中地区のみならず現大芋校区全体の庄屋であ  
ったという。ご当主のお話および過去帳によれば、祖  
父敬十郎翁（嘉永元年 1848 ～明治 29 年 1896 ）  
は、村長を務めた名士であった。

屋敷地は石垣を周囲に巡らし、南に長屋門を開く。  
長屋門を入った正面に主屋が位置し、その東側および  
後方の北側には蔵がある。また、長屋門の前面の石垣  
には洪水止めがあり、主屋の東にある土蔵（イショウ  
グラ）は高さ 1.2m の石垣の上に建てられており、水害  
に対する備えがみられる。

主屋は、入母屋造、平入、茅葺鉄板覆の建物である。  
四方に棧瓦葺きの下屋があり、背面はさらに鉄板葺の  
下屋をのぼす。

南を正面として、式台玄関を有する。

式台を入ったところの 6 畳をクチノマとする。現在  
は北側の襖の向こう、東側の部屋境に寄せて仏壇を置  
く。この仏壇は新しい。ご当主によれば、もともと仏  
壇はジョウダンの裏にあったかもしれないとのことだ  
が、詳しいことはわからない。クチノマの柱は、3 寸  
7 分角の松材である。

クチノマの上手は、5 寸 4 分の段差をつけ、10 畳の  
ジョウダンノマとする。ジョウダンノマは、上手（東  
側）にトコを置き、鉤の手に上手から違い棚、書院、  
障子を設ける。障子の奥は廊下となり、奥の部屋へ続  
いている。特に改造の痕跡は見出せず、当初からこの  
形式であったと考えられる。南と東には縁を廻らせる。

ジョウダンノマの柱はすべて、3 寸 8 分角の杉の面  
皮柱である。また、柱のみならず天井の棹縁、長押お  
よび縁の垂木にも面皮の材が使用されている。書院、  
床の落とし掛けには野物材が用いられている。クチノ  
マ・ジョウダンノマ境の欄間は、近江八景であろう。  
ジョウダンノマは 10 畳の広さをもつ数寄屋風の部屋

である点が最大の特徴である。

クチノマの西側は、柱を1間ごとに立て、丸窓のある土壁で南北に二分する。南半分を土間とし、北半分はクチノマ裏手の部屋と一室になる。この土壁は後世に改修されたものだが、上部の鴨居、入口の差物は当初材とみられるので、もともとこのような形態であったと考えられる。

奥側の部屋は新建材で改修されていたため、調査は行わなかった。また、屋根裏も未調査である。

裏側は新建材であるが、クチノマ裏手の部屋の上屋柱筋の柱には、栗および松材の当初のものを残している。風蝕のあることから、かつては外部であったことがわかる。

ご当主によれば築200年ほどであるのだが、建設年代を示す資料はない。平面が複雑に発達している点から、19世紀中期としておく。

長屋門は、正面2間半、奥行き1間半の規模である。正面に向かって、左1間半を門口とし、板扉を藁座で吊る。その左側の1間は、半間ごとに角柱を立てて、土壁とする。このうち左側にはくぐり戸を設ける。

桁上の腕木には、ホゾ穴や欠き込みがあり、転用材であることがわかる。

建設年代を示す直接的な資料はないが、主屋と同じ19世紀中期とみておく。屋根の茅は2年ほど前に葺替えたという。

庄屋の風格を残し、瀟洒な数寄屋風の座敷をもった遺構として注目される。

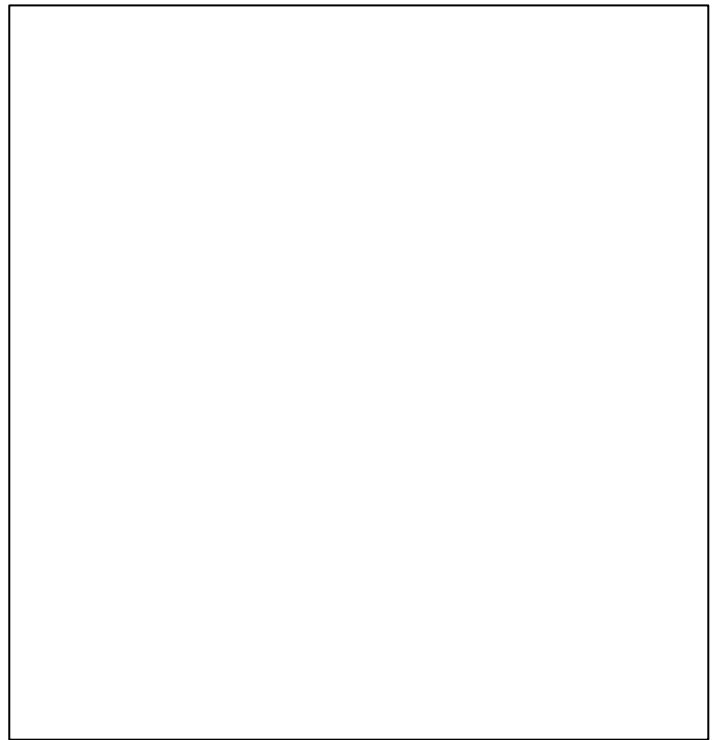


図3-38 YT家配置図



図3-39 YT家平面図 1/200

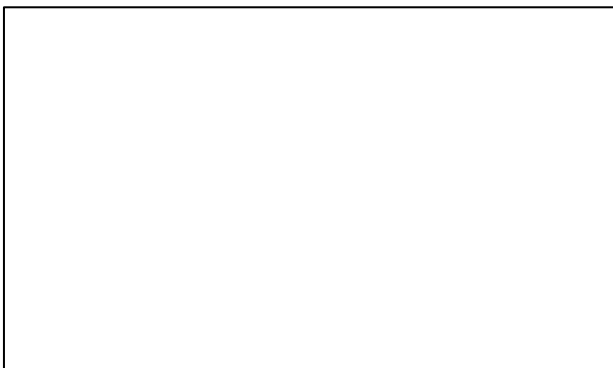


写真3-63 全景



写真3-64 YT家主屋全景



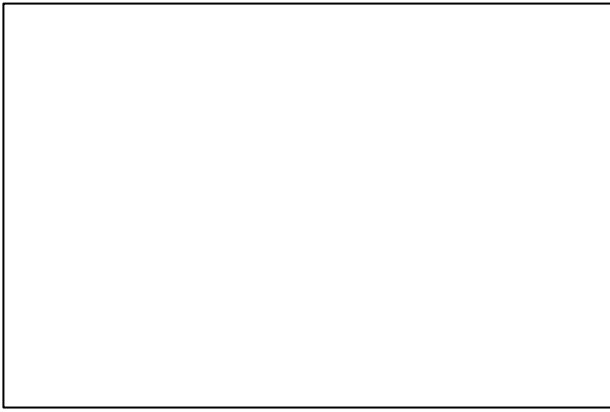


写真 3- 65 式台玄関

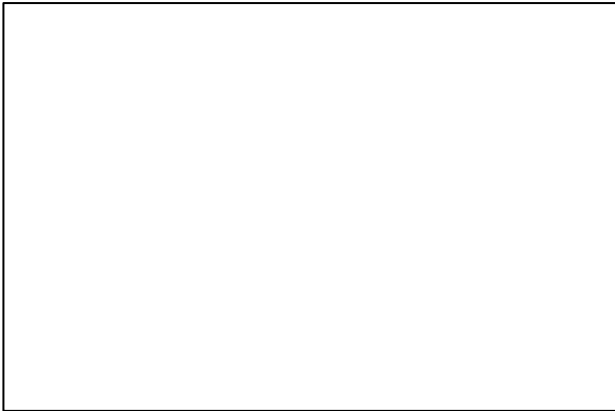


写真 3- 66 クチノマ

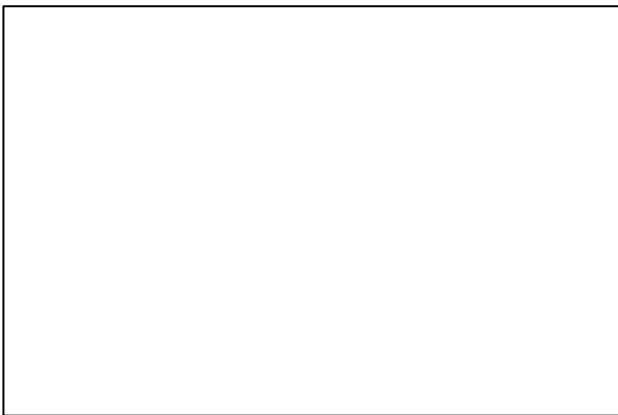


写真 3- 67 ジョウダン(トコ・違い棚)

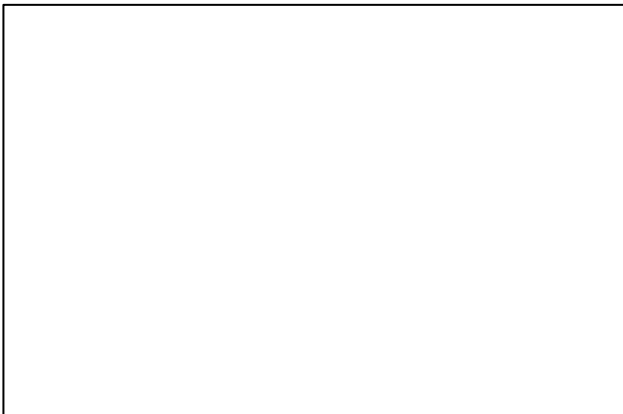


写真 3- 68 ジョウダン

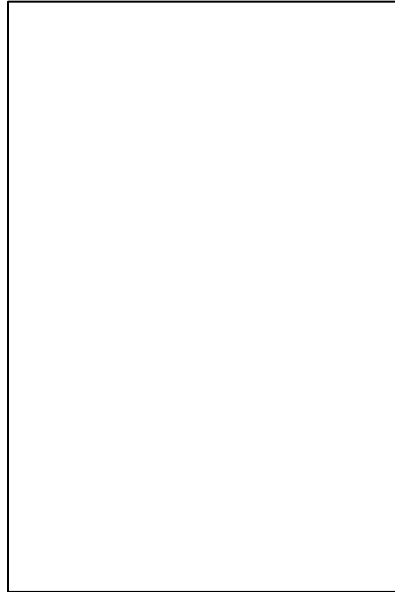


写真 3- 69  
クチノマ仏壇

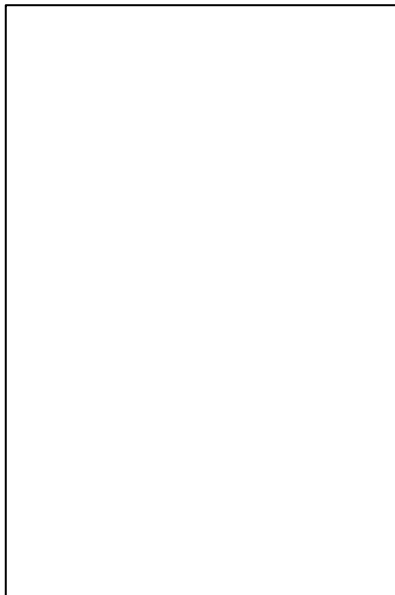


写真 3- 70  
入口

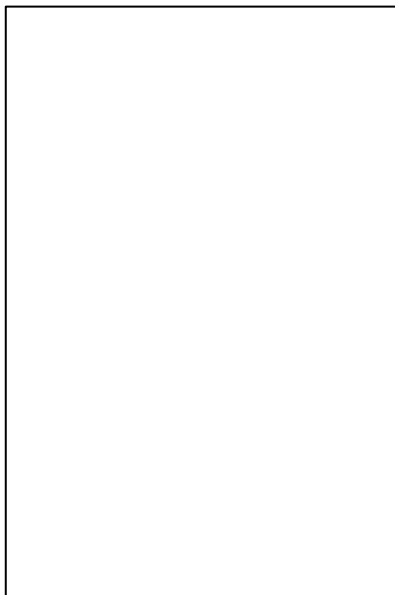


写真 3- 71  
ジョウダン縁

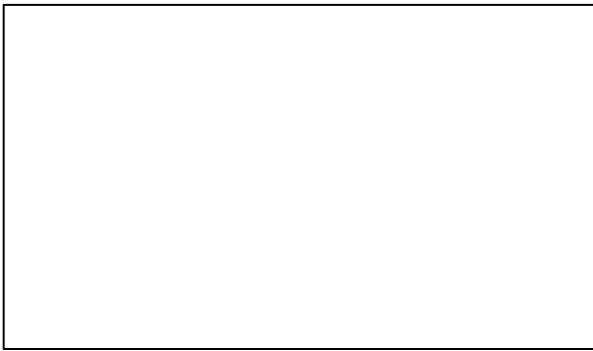


図 3- 40 YT 家長屋門平面図 1/100

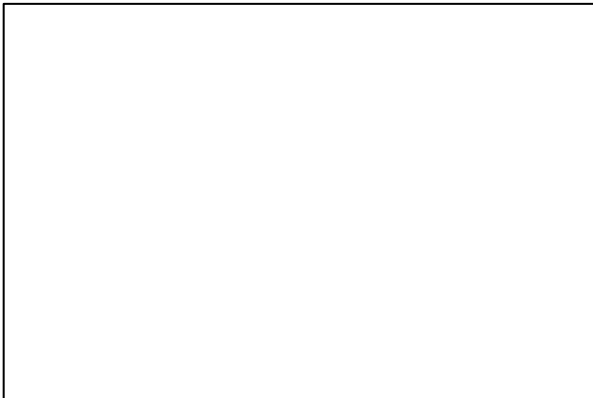


写真 3- 72 長屋門全景

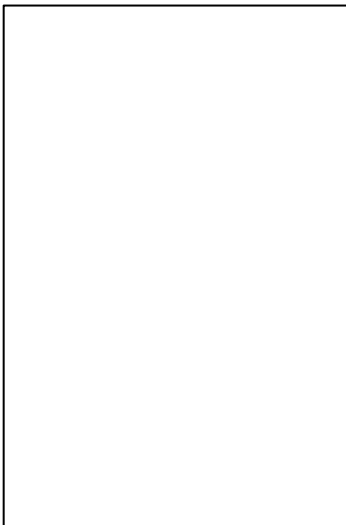


写真 3- 73  
長屋門正面

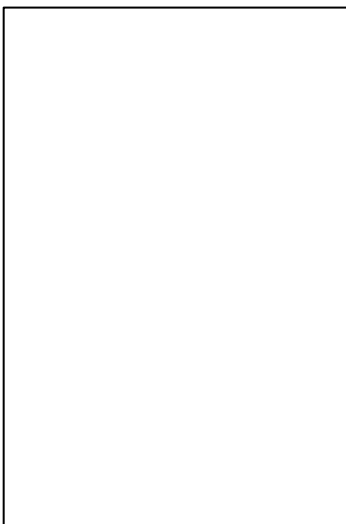


写真 3- 74  
長屋門背面

e HH 家

【藤坂】

主屋 桁行 11.6m、梁間 9.6m、入母屋造、妻入、茅葺鉄板覆  
19 世紀中期

HH 家は、藤坂地区の県道 300 号沿いに位置する。も  
ともと農家であったという。

主屋は、現在は 2 列 6 室の間取り、撰丹型の民家で  
ある。ただし、後述のように復元すれば土間側奥のザ  
シキは当初一室で、土間側 2 室、上手 3 室となる。入  
母屋造、妻入、茅葺鉄板覆で、道路からは、ややセッ  
トバックさせて建てられている。

ほぼ北面し、入口を入ると土間で、その左手を居室  
部分とする左住まいである。表側には 6 畳を 2 室並べ  
る。どちらもオモテと呼ばれる。上手の部屋には、ト  
コと仏壇を設ける。仏壇は引違い板戸を入れ、向かっ  
て左半分を作り付け仏壇とする。右側は戸棚とする。  
仏壇の上部には、奥の部屋に寄せて神棚を吊る。

オモテの奥は、土間側の 2 室がザシキと呼ばれる。  
ともに 4 畳半であるが、裏手のザシキは 3 畳敷きに窓  
際 1.5 畳は新材の板の間となる。聞き取りによると、  
ザシキは当初一室であったという。ザシキの境の柱は  
後補であり、復元すれば一室であったことは疑いない。  
また、表側のザシキには、かつて囲炉裏があったとい  
う。

中の 6 畳をウチノマとする。現在はザシキ側に 4.5  
畳敷き、その他をフローリングとする。奥側には現在、  
後補の押入れがある。

ウチノマの裏側はヘヤである。3 畳を敷き、新材の  
板の間の下屋を取り込んで、4 畳半の一室とする。ウ  
チノマ・ヘヤの境は土壁で、閉鎖的な構えとする。ザ  
シキとの境は引違い戸とする。

全室棹縁天井である。ザシキの天井は新しい。

大黒柱は檜材で、6 寸 5 分に面内見付け 6 寸。その  
他の柱は、4 寸角の松材である。

表側の土間は、物置等を新しく作るが、根太天井が  
みえる。奥も改修されており、とくに奥側、即ち現在  
の台所は低い床を張り、天井も新しい。かつてはかま  
どがあったというが、今はない。

土間とザシキの境には上がり框がある。台所の上が  
り框は新しいが、柱に上がり框の痕跡があることから、

当初からこの形態だった。台所の改修に際して、上がり框も新しくしたのだろう。

小屋構造は扱首組である。土間側の側柱上に桁を架け、この桁から大黒柱上に登り梁を渡す。この梁の上には、大黒柱から西へ一間離れた位置に二段に重ねた桁が乗り、上の桁の天端に扱首尻がおさまる。上屋の梁間は4間となる。

ご当主によれば、平成2年(1990)に94歳で亡くなった祖父が5歳の時に建設ないし購入したという。とすれば、明治33年(1900)頃のことである。しかし、建物自体はそれより古く19世紀中期と推定される。したがって、19世紀中期に建てられたものを、1900年頃購入して現在にいたったものと考えられる。

改装はあるものの保存状態はよい。摂丹型農家の典型的な平面をもつ良質な建物である。

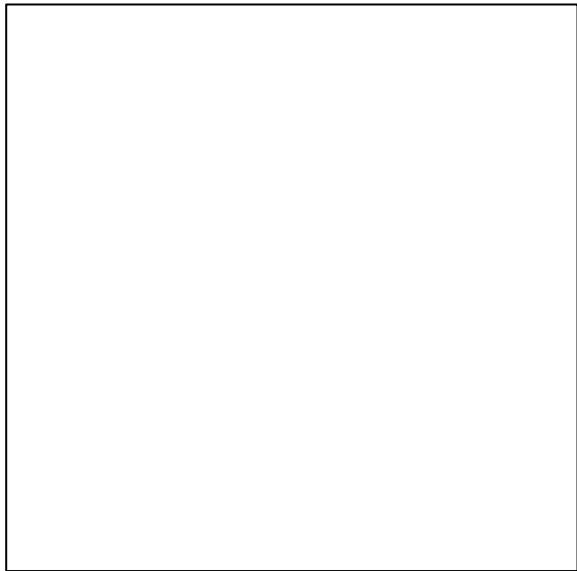


図3-42 HH家平面図 1/200

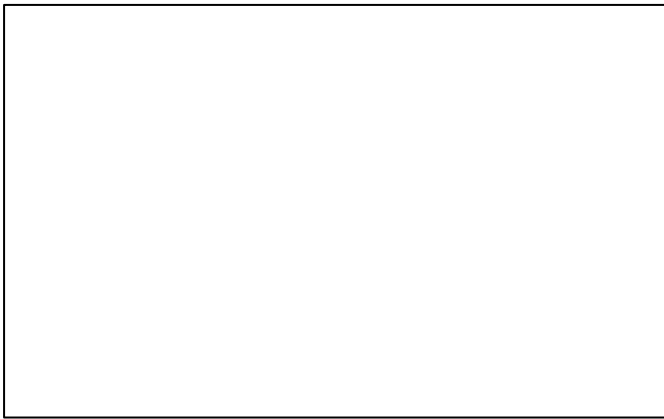


図3-41 HH家配置図

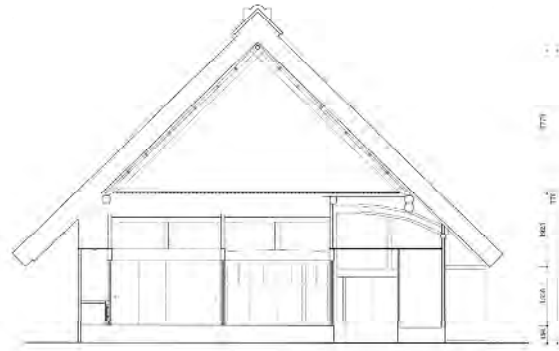


図3-43 HH家断面図 1/200



写真3-75 全景

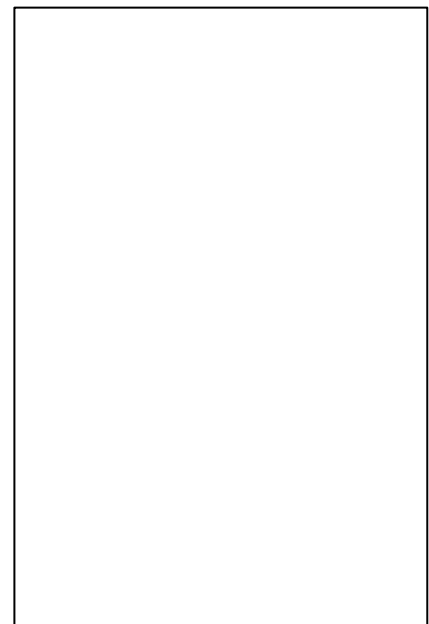


写真3-76 土間

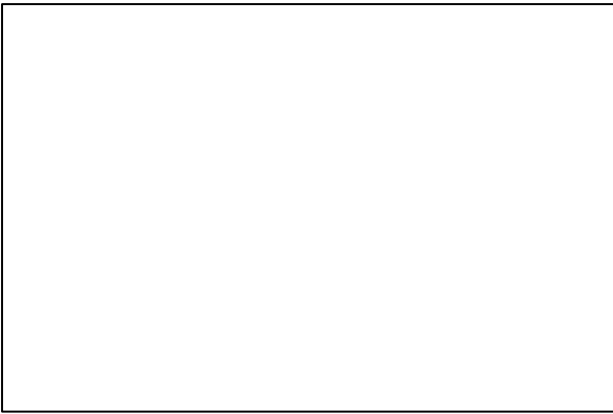


写真 3- 77 オモチ

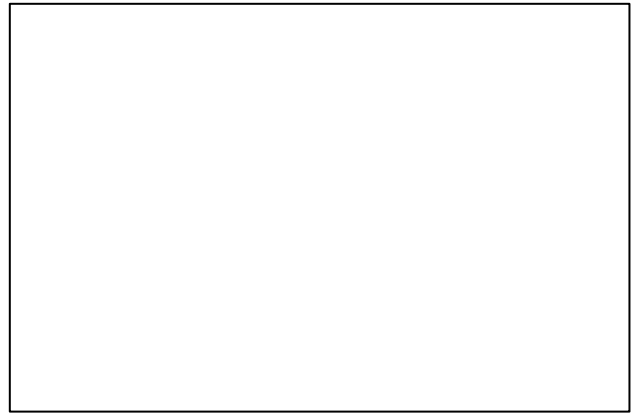


写真 3- 81 ウチノマ

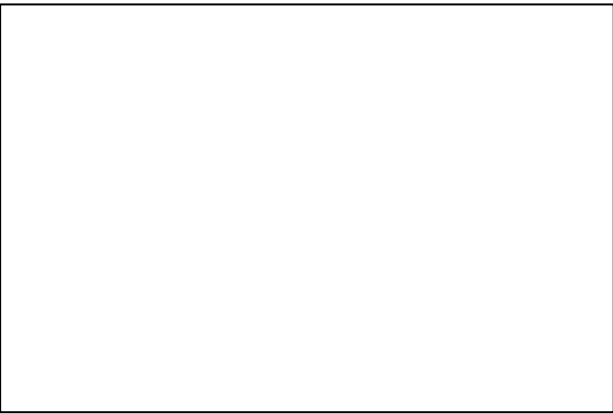


写真 3- 78 オモチ

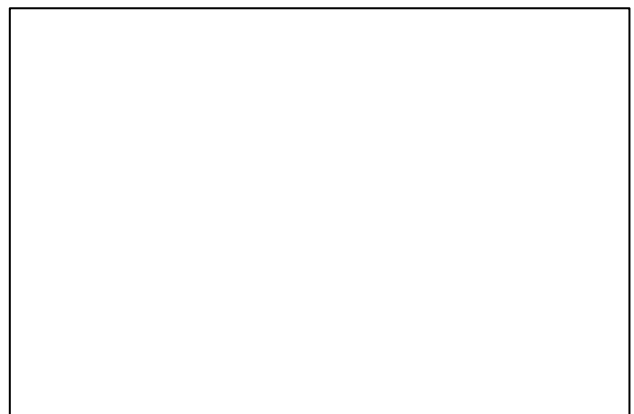


写真 3- 82 ヘヤ

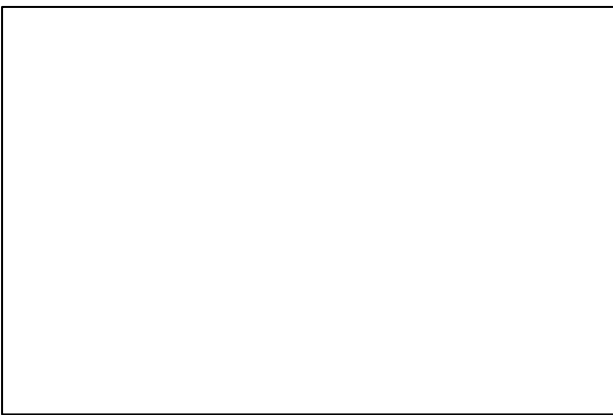


写真 3- 79 ザシキ

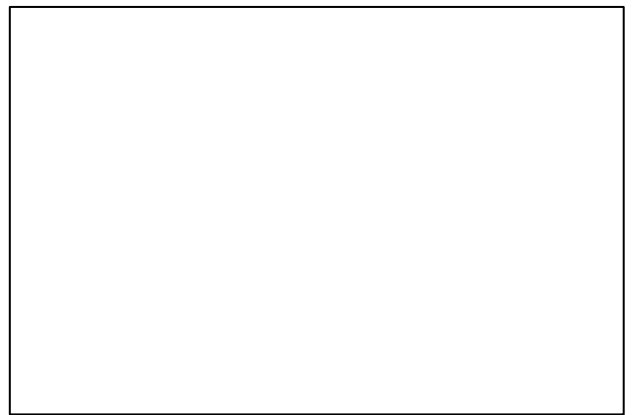


写真 3- 83 小屋裏



写真 3- 80 ザシキ

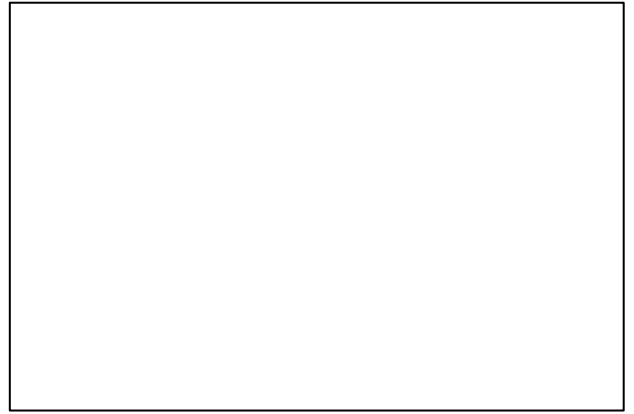


写真 3- 84 扱首尻の納まり

f OT 家

【藤坂】

主屋 桁行 14.4m、梁間 8.4m、入母屋造、平入、茅葺鉄板覆 19世紀前期

OT 家は、藤坂地区の県道 300 号沿い、前掲 HH 家からさらに西へ行った藤坂峠の手前に位置する。もともと農家であったという。

主屋は、ほぼ南面して建つ。入母屋造、平入、茅葺鉄板覆で、側面、背面の三方にトタン葺の下屋がある。

平面は平入りで、食い違いの四間取りであるといえるが、トコ・仏壇位置が珍しい形式である。

入口を入ると土間で、右手を居室部分とする右住まいであるが、大黒柱より奥ではチャノマと呼ばれる板の間が張り出している。天井は新しいが、当初から板の間であった。

居室部分は表の 6 畳間二室をザシキとする。土間側のザシキには、奥の部屋境に大黒柱に寄せて、神棚を吊る。上手のザシキには、上手に押入を設けるが、これは新しい。ザシキの南には縁を設ける。

下手のザシキの裏側をヘヤとする。背面側は下屋を取り込み、6 畳である。

上手のザシキの奥の 6 畳はカミノマで、奥（北）にトコと仏壇を設ける。仏壇は上部には 4 枚の板戸を入れ、その中央部を作り付け仏壇とする。下部は戸棚である。仏壇と鉤の手に、ヘヤ境に神棚を吊る。カミノマの上手を縁とし、奥に少し張り出す。ザシキの柱に特に改造の痕跡は見出せず、背面側の桁も同時期のものとみえることから、当初からこの構えであったと考えられる。

天井は、チャノマ、土間側のザシキが新しい以外は、すべて棹縁天井とする

大黒柱は 5 寸 5 分に面内見付けが 5 寸 3 分である。土間境の表側には 7 寸 2 分に 6 寸 7 分の柱があり、大黒柱に比べて太い。この柱の頂部に敷桁を置き、小屋梁を架ける。

小屋構造は扱首組であり、ザシキの表側の柱筋が扱首尻の収まる位置となる。土間の梁架構は複雑で、柱の位置ではない箇所にも梁が渡され、上に束をたてて小屋組を設ける。上屋の梁間は 3 間である。

なお、現状ではザシキ・土間境はアルミサッシの建

具を入れているが、鴨居は新しく、無目敷居の上に後からレールを取り付けている。よって、当初建具はなかったと考えられる。チャノマ・土間境も同様にアルミサッシの建具を入れているが、無目敷居に後から取り付けていることから、当初は建具はなかったとみられる。

建設年代を示す資料はない。ご当主によると築 200 年ほどとのことである。土間の梁の架構が複雑で発達している点からこれより降る可能性もあるが、19 世紀前期とみた。

大芋地区において調査することができた建物のうち、仏壇がこのような位置にあるのは珍しい。しかし、近隣にも同じような平面の家があるので、孤立した例ではない。このような平面形式が形成された要因は今のところ不明で、非常に興味深い。



図 3- 44 OT 家配置図



写真 3- 85 全景



図 3- 45 OT 家平面図 1/200

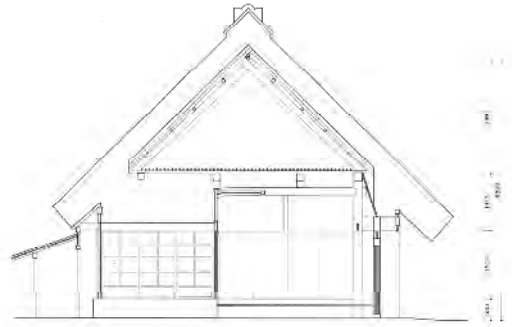


図 3- 46 OT 家断面図 1/200

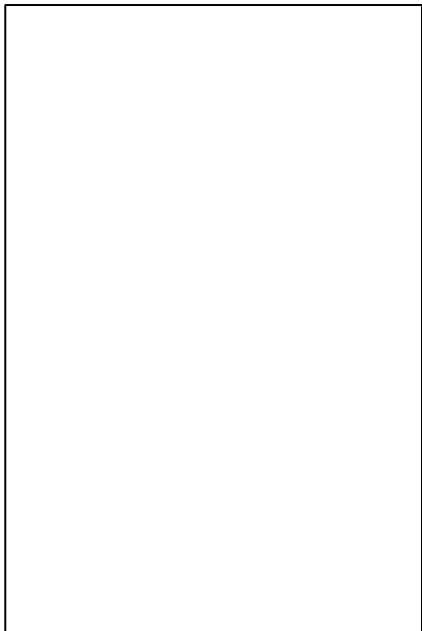


写真 3- 86 土間（奥がチャノマ）

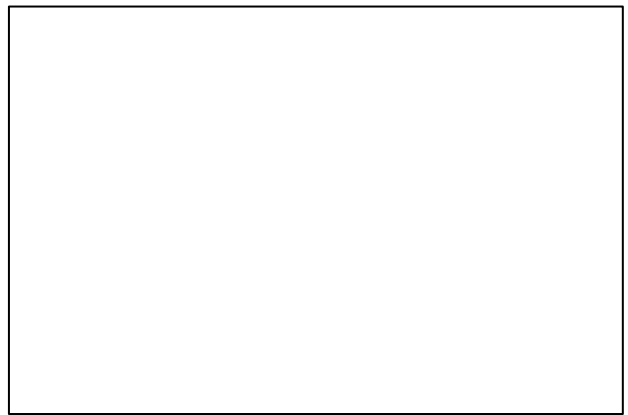


写真 3- 88 土間見上げ

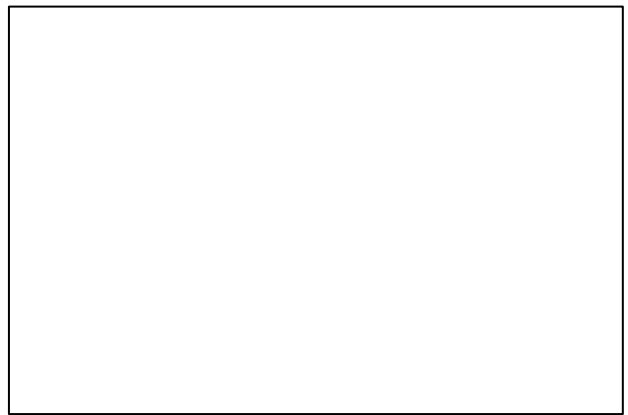


写真 3- 89 ザシキ（土間側）



写真 3- 87 土間見上げ



写真 3- 90 ザシキ（上手）

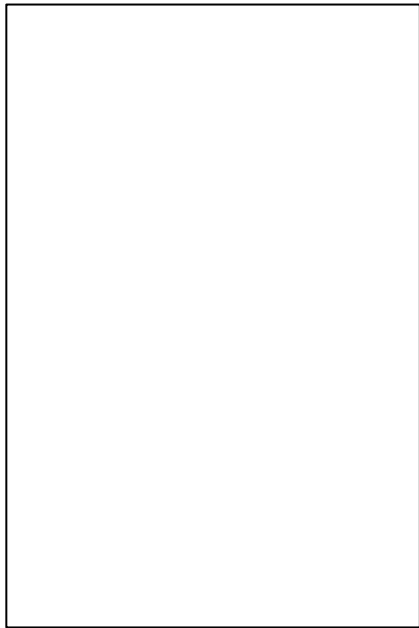


写真3- 91 ザンキ(上手)

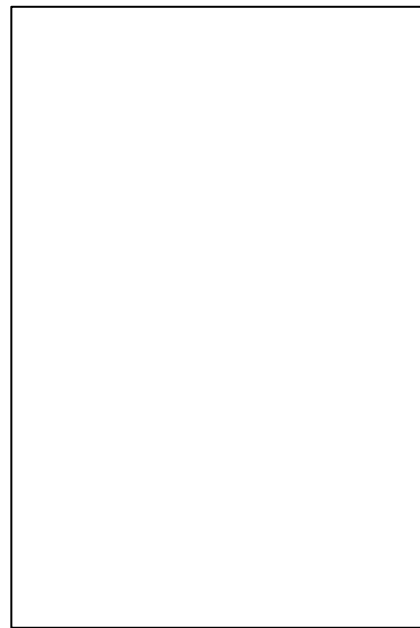


写真3- 94 小屋裏



写真3- 92 ヘヤ

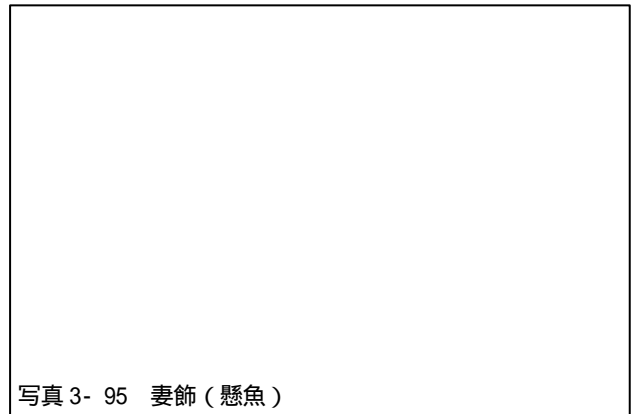


写真3- 95 妻飾(懸魚)

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会専門委員

合田喜賢



写真3- 93 カミノマ

#### (4) 農村・自然環境調査結果

##### ア はじめに

##### (ア)生活文化・環境資源活用を反映した集落景観

本節で扱う「農村・自然環境調査」(集落構造調査)は、集落構造からアプローチした農村の集落景観構成、生活文化と住居・集落空間の対応に関する調査である。

ここでは、①福住地区大字福住＝福住集落、②大芋地区大字藤坂＝藤坂集落について報告する。

歴史文化基本構想の策定で重視されるのは「文化財の総合的把握」であり、「文化財と立地環境の相互的・有機的つながり」である。従来の文化財の概念(指定等の文化財)を拡大し、指定外の文化財、さらに「歴史文化まちづくり資産」へと保存活用の対象を広げること、文化財と建築群、周辺環境の一体的関係(空間的なつながり)と、文化財と人々の営為との関わり(生活文化やコミュニティとのつながり)の把握がきわめて重要なポイントとなる。そして、ここで登場する立地環境、すなわち文化財が立地する環境として注目されるのが「集落・地域の環境」となる。

篠山市歴史文化基本構想は、篠山市には「日本の原風景」を思い起こさせる城下町や宿場町、農村集落などの歴史的な町並み、また集落周辺には丹波篠山産の豊かな農作物を生み出す田畑や山林などの美しい自然景観、様々な形態をもつ祭礼や年中行事などの民俗文化、それらを大切に守り伝える人々といった、多種多様な文化財群が一体的に現在も残されているという認識が基本となっている。篠山の城下町－街道集落－農村集落の形成する「日本の原風景」に文化的な価値を見出すことが構想策定の出発点となっている。

日本の原風景の代表と言える農村集落の景観が篠山の農村に存在しており、その景観の文化的価値を明らかにし、歴史文化をいかしたまちづくりを推進することがこの構想の目標といえる。その第一歩として、本節では日本の原風景のモデルとなる農村集落の写真(景観写真)の独自の分析手法を用いて集落景観構成の論理を明らかにすることを課題としたい。

農山漁村地域において、日常の生活空間の基礎となる地域が集落である。集落は、集落空間(集落域)という空間単位・景観単位であると同時に、ムラ(自治会、農会等)という社会・行政の基礎単位でもある。

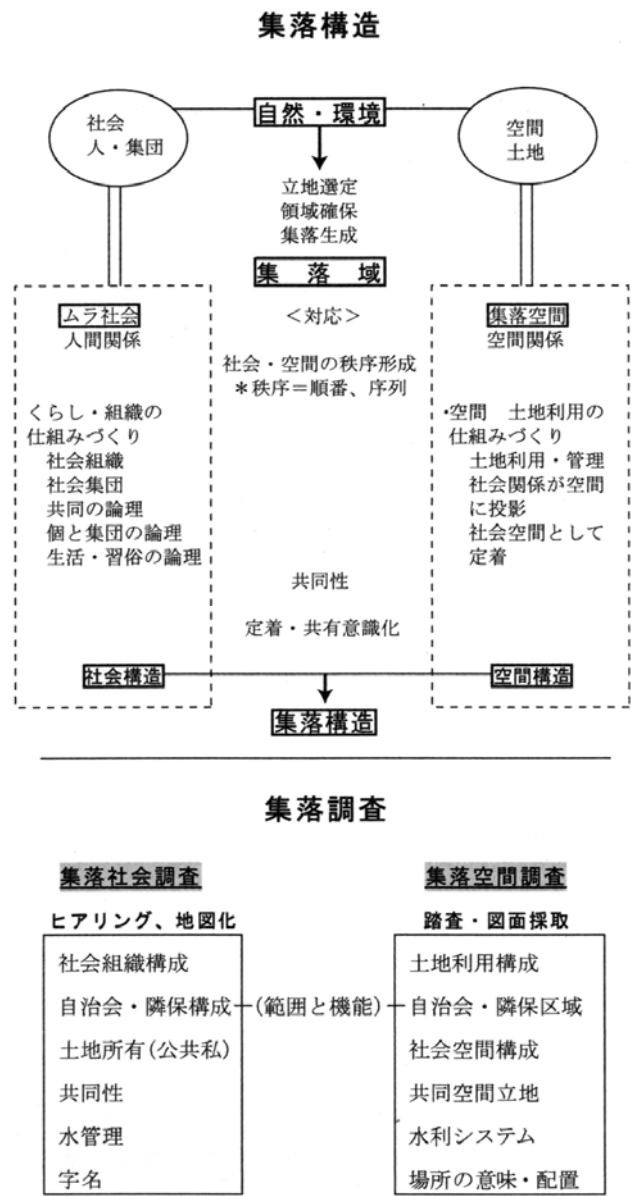


図 3- 47 集落構造調査の基本フレーム(福住調査の場合)

図 3-47 に筆者の集落構造に関する調査フレームを示した。

文化財、「歴史文化まちづくり資産」は、集落に立地する景観構成要素、生活文化要素でもある。本節では、集落の生活文化や文化的景観・生活空間の総体が集落の環境資源であると捉えている。その意味では、文化財<「歴史文化まちづくり資産」>集落環境資源という関係が成り立つ。

##### (イ)篠山市の地区構成と集落

篠山市では 19 のかつての小学校区がまちづくり協議会の単位となっており、通常「地区」と呼ばれている。この地区は、明治 25 年(1892)当時の 1 町 18 村



の行政単位に対応する歴史的・社会的単位・行政単位でもある。そして地区を構成する基礎的な地域単位が、264の自治会・大字であり、集落なのである。

大字と集落、自治会と集落は、基本的には一対一で対応するが、一つの大字の中に数集落が存在する場合、一集落の中に数自治会が存在する場合もある。福住集落の場合、大字福住には福住上、福住中、福住下、杵木の4つの自治会が含まれ、大字福住が「集落」としてのまとめ（空間単位・社会単位）となっている。大芋地区は12の自治会≒集落から構成されており、それぞれの集落が大字と一致している。

本節では、上記の整理をふまえて、福住地区福住集落、大芋地区藤坂集落を対象に、考察を進める。

## イ 福住地区福住集落における集落構造

### 一 集落景観構成と生活文化の可視化

#### (ア) 調査経緯と課題

筆者らは、篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査（平成19年度（2007）～平成20年度（2008））、篠山市教育委員会に集落・地域計画の立場から参加した。この保存対策調査では、集落の社会的構成と集落域の空間構成の実態調査を行い、伝建地区指定に向けて計画区域の設定とその計画イメージを提示した（後述：図3-55参照）。

今回の歴史文化基本構想では、先の保存対策調査時の調査結果に加え、水系と土地利用、隣保構成について追加調査を行い分析を行った。

さらに保存対策調査報告書の民俗調査結果を活用し、集落の文化的

景観と生活文化の対応について再分析を行い章末に示した論文及び資料編にまとめた。

以下では集落域の空間構成を景観や水系と関連づけて報告する。

### (イ) 集落域の空間構成

#### a 旧街道と主要施設・土地利用の配置

福住集落は南北を山に挟まれ、東西に通る旧街道沿いに摂丹型民家が立地する独自の町並みが形成されており、農地はその周辺に山裾にまで分布している。小学校、役場、駐在所、郵便局などの公共施設は、集落の中央を南北に通る道路と、街道との交差点付近に集中して立地している。また福住上では、特に東に行くに連れて民家と民家の間に農地や菜園が挟まる町並みになっている。このように旧街道を中心に摂丹型民家が立ち並ぶ民家群、その周辺に農地、山林というように旧街道を中心とした空間構成が街道沿いに景観を形成している。

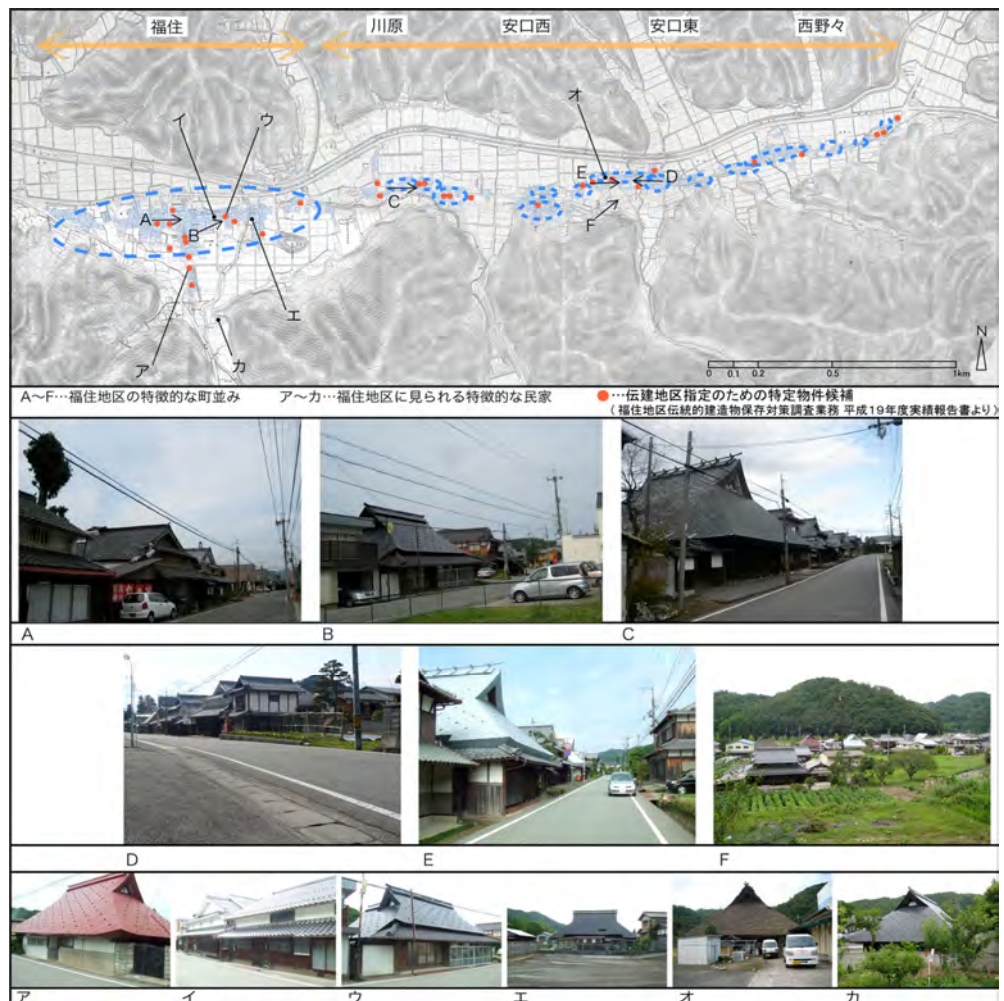


図3-48 福住地区の集落分布と特徴的景観の例

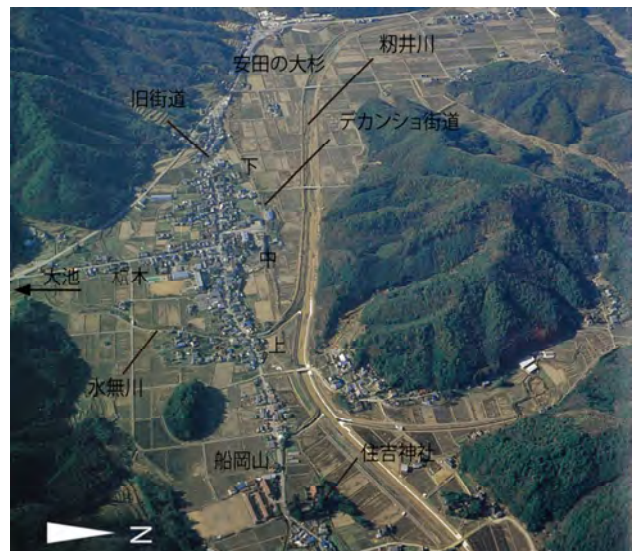
## b 水系と土地利用の空間構成

集落の南の谷間、水無川の上流に大池（写真 3-97）という、江戸時代に造られた溜池がある。農地の多くは基本的にこの池から農業用水を引いており、住居群も大池からの水掛かりによって関係付けられている。旧街道より北の地域は初井川からポンプアップした水を利用して農地が一部あり、丸山より東の農地は主に東隣の集落にある八幡ダムから水を引いている。つまり旧街道より南の地域はほぼ大池からの水掛かりと言える。

大字福住では大池の水を水路網によって田に送り、その水が集落にまで流れ込んでいる。図 3-49 に従って大池からの水系を説明すると次のようになる。まず樋 A で水無川から水路が一本分かれ、その水路は樋 C で二手に分かれる。片方は受水域イの農地を、もう片方は受水域ウの農地を潤す。また、樋 B でも水無川から一本の水路が分かれ、こちらは受水域ア of 農地を潤している。a の水路は樋 A で水無川から受水域イ、ウの方へ分離した水路から分岐しており、受水域アに向かって流れている。しかし、この水路 a を流れる水は樋 B から受水域アに向かって延びる水路の水が少なく、受水域アを十分に潤さない場合にのみ使用される。

次に集落住民と池長へのヒアリングをもとに整理した水路と田、隣保のまとまりの関係図を図 3-50 に示した。水路がその水を流しこむ田によって、田のまとまりをつくる。その水路によって作られる田のまとまりは、同じ隣保に属する家の所有する田で構成されている。つまり、大池から引かれた水路が田のまとまりを作り、集落では隣保のまとまりを作り、いねがかり、隣保の構成につながっているのである。

福住では江戸の後期に「福住の大焼け」と呼ばれる大火事に見舞われ多大な被害を被った。その後大池から農地、宅地群へ向かって引かれた水路の上流にある樋を開け放つと各住戸まで水が行きわたるよう街道沿いに水路（写真 3-98）が新たに作られた。大池の水を防火用水としても使用する仕組みが作られたのである。水無川もその水利システムに組み込まれた一つの河川で、普段は天井川で水が流れていないが、火災時には上流で樋を開け放てば、大池の水が流れ、水無川から水を得る事ができるようになっている。大池に設置さ



（備考：篠山市教育委員会より提供）

写真 3- 96 大字福住の空中写真



写真 3- 97 南側から見た大池

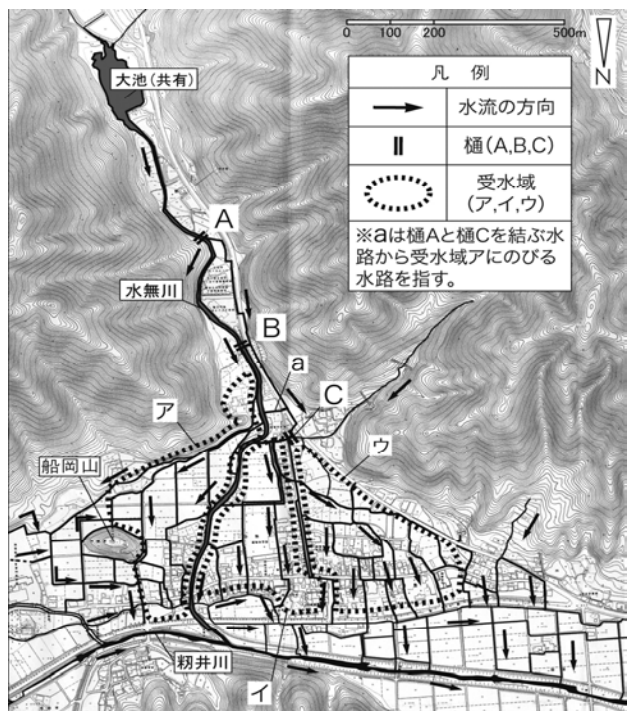


図 3- 49 大字福住の水系図

れた樋の開閉の管理は池長が行っている。また、かつて防火用の共同井戸兼自家用の井戸が各集落に一つはあり、火災時や水不足のときには共同で使用していた。現在は手入れされず放置され、住戸の敷地内に取り込まれてしまっているものもある。

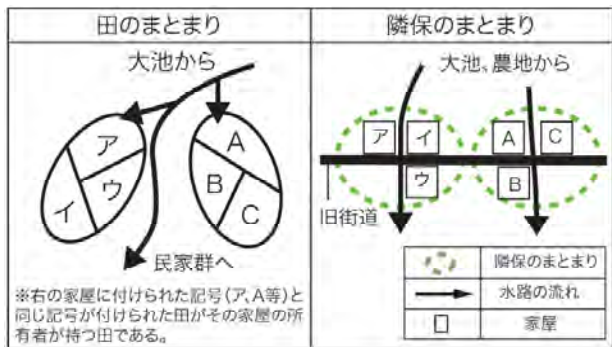


図3-50 水路と田・隣保のまとまりの関係模式図

T宅(福住上)の古図面(明治時代のもの)とT氏からのヒアリングによると、粕井川から引いた水が敷地の裏(北側)にあった溜池と書かれた水溜(現在は埋め立てて庭になっている)につながっていたことが確認できる(図3-51)。また、井戸も二つ確認でき、敷地中央に位置する井戸は自家用だが、東側の井戸は隣家と共同で使用されていた。さらに家の北側にある溜池は、その部分だけ幅が広がった水路で、洗濯や洗い物など生活用水として使用されていた事が確認できた。この溜池を含む水路は、大池からの水路が宅地群の北側に流れ出る部分で、そこに見られる東西に連なる石垣群(写真3-100、101)が「住民が良いと思う景観」にあげられている。

以上を踏まえると、福住集落は旧街道による景観構造と、大池からの水系による景観構造の、二つの直行する大きな景観構造が重層して独特な景観を作っているといえる。

大字福住の社会構造において最小の社会的単位は隣保である。隣保は向う三軒両隣と言われるように、隣近所の5、6軒で構成されており、葬式の時に葬儀の手伝いをする役目をもつなど比較的重要な社会単位の一つである。T氏(福住上在住)からのヒアリングにより同じ隣保に属する家を把握することが出来た。それによると、隣保の宅地群の中心を水路が通っており、それらの水路の水は福住集落の南に位置する大池からの水であった(図3-51)。

また、上記した「福住の大焼け」後に作られた大池の水を利用した防火システムにおいて、旧街道沿いの各家屋に大池の水を運ぶという重要な役割を担っていたのが旧街道の両側の水路である。その水路は各家が敷地を整備する際、底をかさ上げしたために、現在は自然には水が流れなくなっている。伝建地区指



写真3-98 (左)旧街道沿いの町並みと水路  
写真3-99 (右)旧街道沿いの町並みと井戸



図3-51 T宅古地図に見られる水路と宅地の関係



写真3-100 T宅溜池跡



写真3-101 街道沿いの家並の裏側の石垣群

定された場合、町並みを守る防火システムの充実が重要になるが、大池の水を利用した防火システムの利用を期待できる。

### c 住民の意識する良い風景

「福住地区まちなみづくりワークショップ」(平成20年(2008)11月)の結果から、住民が良い風景だと

思う場所は、民家の裏側(デカンショ街道から見える部分)の石垣や蔵の見える景色など、街道沿いではない部分も多く見られた。

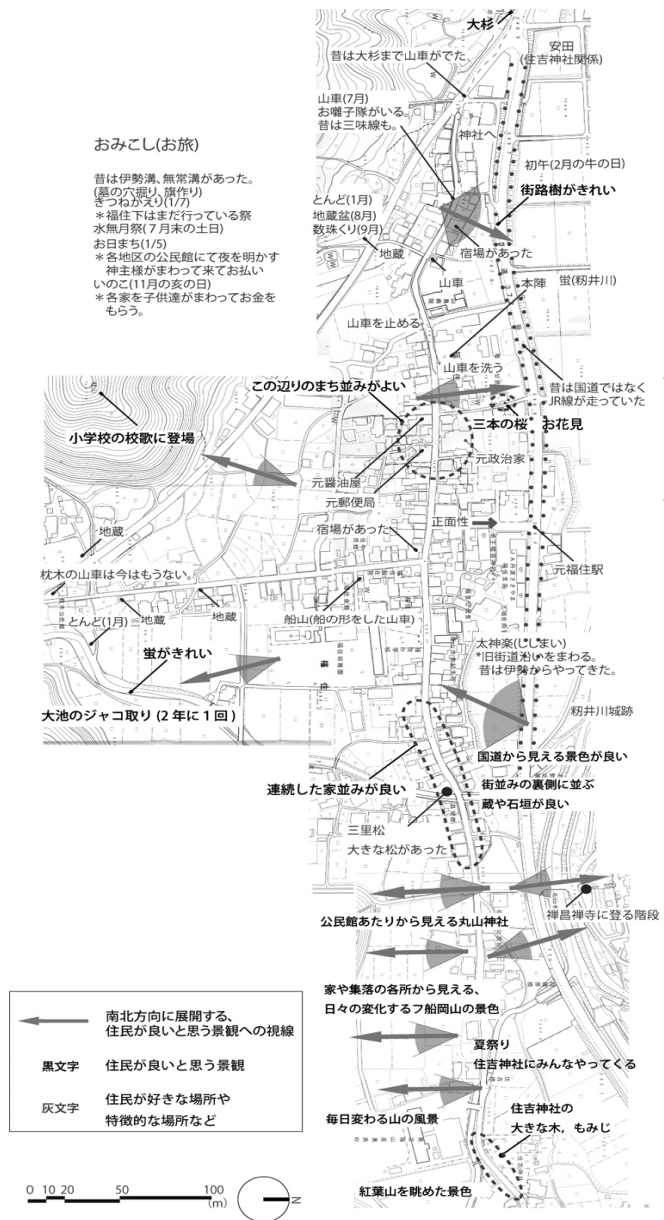
ワークショップの結果を再集計し、加筆したのが図3-52である。実際にそこに住む住民の景観に対する視線は、町並みが連なる東西方向だけでなく、街道や家屋、広場から山裾、山際に向けられていること、家の裏側の並びを南の山側や北の初井川辺りから向けられていることがわかった。つまり、街道沿いの町並み方向と直交する南北方向の景観構造が、街道沿いの町並みを形成する景観構造と同様、重要であることがわかった。

また、ワークショップ後のアンケートには「国道から見た蔵の景色をスケッチ、写真を写している風景をよく見かける」、「田や山を含む原風景をできる限り守っていきたい。」という声もあり、街道沿いの景観だけでなくその周りに広がる農地、山林、河川、池も、生活者の意識において、地域の景観の重要な要素となっている事がわかる。

実際に地域に住む生活者が良い景観だと思っている景色は、街道沿いの町並みだけではなく、町並み方向とは直交する南北方向のものも多く、周辺の山林、農地を含むものが多い。

福住集落の空間構成としては、集落の南部にある大池からの水系により大きく関係付けられており、大池からの水路が農地のまとまりを作り、隣保のまとまりを作っている。また、その水路は旧街道沿いの宅地のすぐ側を通り、そこには住民の生活空間が展開していた。現在もその形跡があり、その水路に防火システムの機能も期待できる。

そして重要なのは「民家裏の石垣が並ぶ景観」は大池からの水路が宅地群を抜けて宅地群の北側の水路に出る場所が連なってできた景観であり、「家並みの南側に広がる田園風景」は大池からの水系によって形成された田のまとまりがつくる景観である。また、その奥には大池の水を平地へと流し込む谷と、大池へ水を流す山が大景観を作っている。このように民家の石垣が作る小景観から集落の周辺環境の大枠を作る山が作る大景観まで、大池の水系によって関係付けられている。このように大池からの水系と生活が密接に関係付けら



(神戸大学建築・都市計画研究室が作成。一部加筆)

図3-52 生活者の意識する景観

れた空間構成によって作られた景観を住民は評価しているのである。

しかし、上記したような町並みだけでなく周辺環境も含んだ景観を守る規制は、農地に関しては農振計画しか存在せず、農振白地になっている部分にも生活者が良いと思っている景観を形成する要素が多くある。農振白地になっている部分の整備、管理をどうするかという事が、街道沿いの町並みをどう整備し管理するかという事と同様に重要な事である。

福住地区の伝建地区指定や今後のまちづくりにおいて、「街道沿いに形成される景観」と、「水系方向に形成される景観」の連動的計画が必要である。伝建地区としての町並み整備、またそれに伴う条例と、農振に

よる農地景観の整備等、町並みや農地山林も含めた周辺環境の一体的景観計画と農業施策、土地利用計画が一体となった景観への取り組みが重要である。

#### d 社会構造と空間構成

福住は集落としてまず大字福住があり、便宜上、行政区として上、中、下、枕木に分けられている。それぞれの自治会も存在し、それぞれの行政区長としての

総代がいる。また、それぞれの行政区はいくつかの隣保からなり、各隣保には隣保長が存在する。

大字福住としても行政区長としての総代、副総代があり、財産管理として池長、墓長、森林委員がいる。

大字福住としての総代、副総代、池長、墓長、森林委員、福住上、福住中、福住下、枕木の各総代、各隣保の隣保長は全て福住の役員であり、その他にも宮総

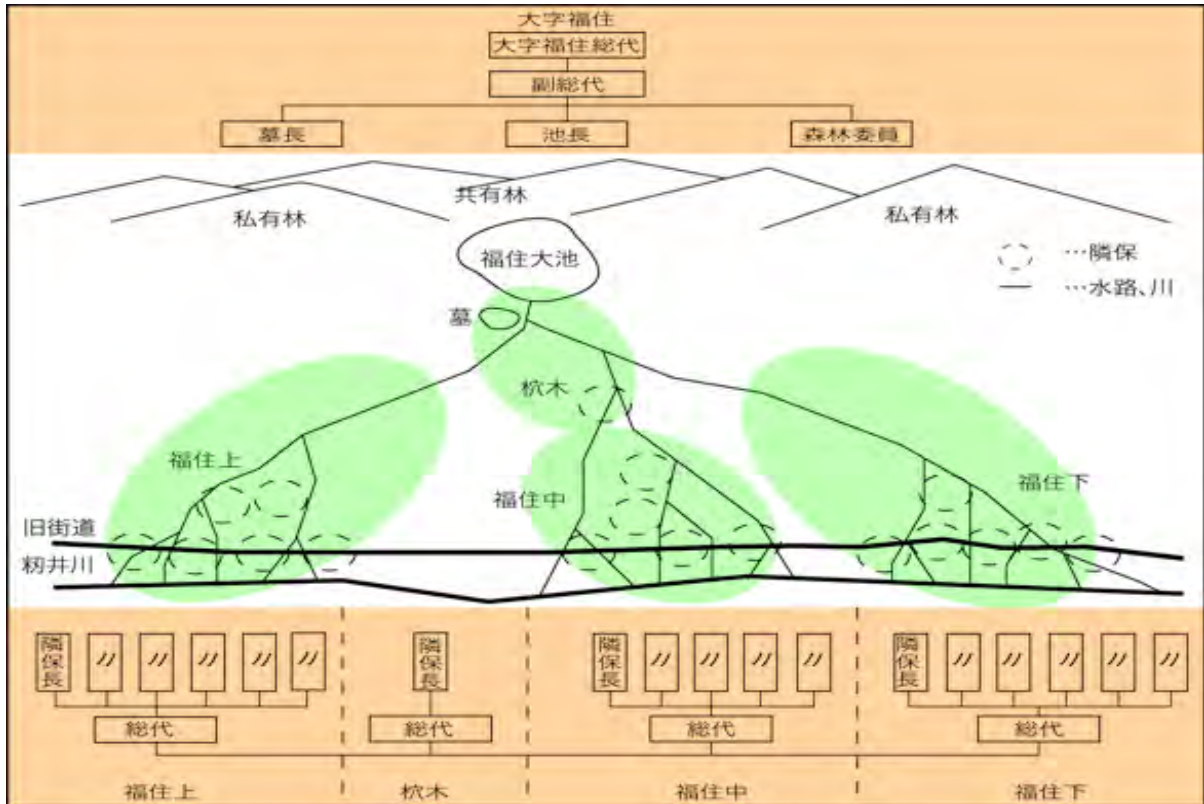


図3-53 福住集落の空間構造と社会構造との対応

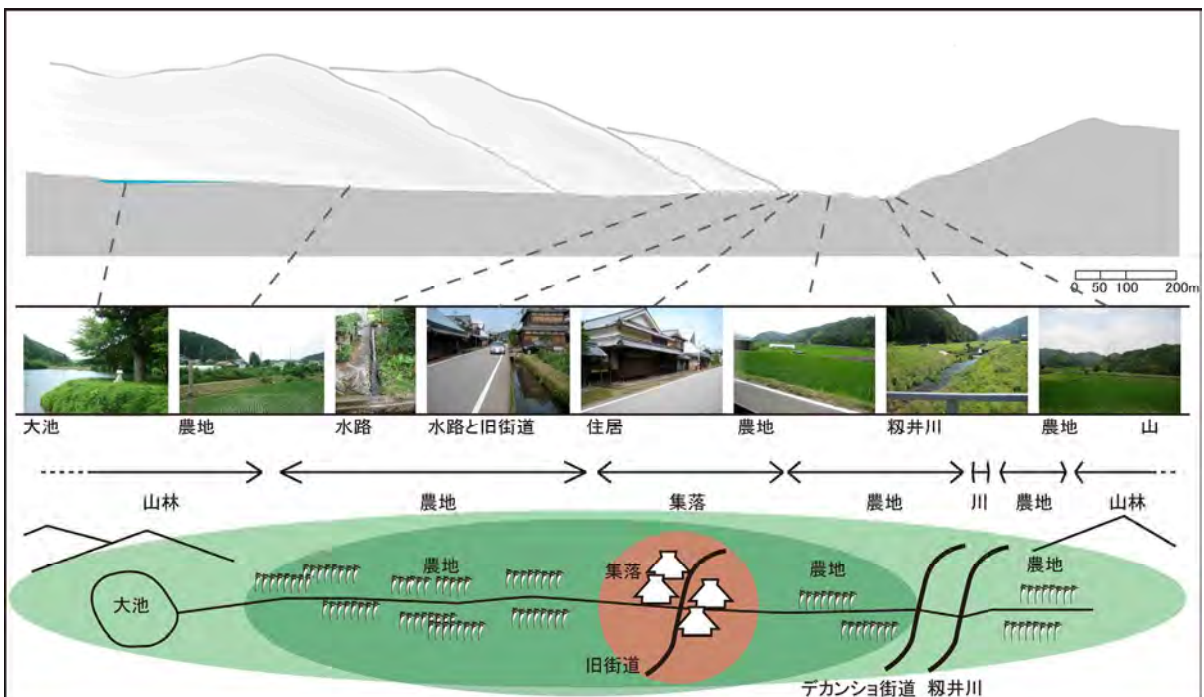


図3-54 集落景観と集落構造の相関図のまとめ

代などの役員がある。

大字福住において、住居、住居群、集落、周囲の田畑、山際までも含めた生活空間、谷の奥の池や山をも含めた景観が段階的に構成され、社会構造もその空間構成に対応する形で存在している事がわかった。それによって街道沿いに町並みを整備するという視点だけでなく、農地山林などの周囲環境と集落の関係、特に水系と民家、農地の関係に注目したまちづくりの可能性が考えられる。

本稿で明らかにした福住地区の地域構成において、これまで小学校区と集落・町内会が、まちづくり活動の単位となっていた。しかし今後は、既存の集落・町内会を基礎とするあらたな町並み保存や地域づくりの運営主体となる地域のまとまりの育成が重要である。

既に一部スタートしているが、それぞれの集落で特徴を持つ空間構造を尊重した景観整備と、それらが連担して形成される独自の景観整備を連動させ、ひとまとまりの景観として、空間的にも社会的にも連続性を保たせながら整備して行くことが重要である。

### (ウ) 集落構造の理解と計画モデル

#### a 福住地区の地域景観のまとまりと集落構造

図 3-54 は、福住地区の空間構成の模式図である。福住地区では、福住、川原、安口、西野々の4つの集落が基本単位となって、それが東西方向の街道を軸に連担する4つの集落が一体的な地域景観を構成している。その基本となる集落は、一定の範囲をもつ地域景観のまとまりであり、そこに居住する人々の社会的なまとまりにも対応している。

集落域の領域は、主として住宅や施設が立地し、日常生活が濃密に展開される領域（集落居住域）、農地が集積する農業生産の領域（生産域）、里山・山林が立地する領域（保全調整域）によって構成されている。

福住地区の景観は、福住、川原、安口（西、東）、西野々の集落が東西に延びる旧街道によって形成される空間秩序と、南北方向の山、農地、集落、農地、河川が水系によってつながる空間秩序によって形成されている。

従来から旧街道を軸とする景観の秩序については認識されてきたが、集落構造に着目することによって、

水系によって秩序化される南北方向の景観が、福住地区の景観を特色づける重要な要因であることが明らかになった。

今後の町並み保存対策を含めたまちづくりを行っていく上で、このような街道沿いに限らない、周辺環境も含めた景観保全の視点を持つ事が重要である。

#### b 空間構成の実体モデルと計画モデル

##### (a) 空間構成の実体モデル

— 集落域の空間構造の模式化

福住地区の集落構造の構成原理、特徴は以下のように整理できる。

- ① 個々の集落は、明確な境界をもつ集落域の領域があること。
- ② 集落域の空間秩序は南北方向の大池からの水系に集落・屋敷地、平地部へと水の流れに沿って順序づけされていること。
- ③ 集落域の空間構成は、街道とそれに取り付く民家、農地・菜園が形成する集落居住域、集落の南北に広がる農地（農用地）、さらに里山・山林の3つの領域によって段階的に構成されていること。

以上をまとめると、福住の集落構造は、住居を中心に民家とその周辺農地から構成される領域（集落居住域）、主要な農地（生産域）、里山・山林（保全調整域）による3つの領域をもち、空間構成の結節点に大池、墓、神社、祠、古木、共同施設・共同空間等が立地する。そして3つの領域が水系と街路によって秩序づけられ、集落の空間構成が形成されていると理解できる。

##### (b) 計画モデル

上記の集落域の空間構造を模式化したモデルと現行の各種土地利用計画の区域区分を重ね合わせた計画モデルが図 3-55 である。

以下、計画モデルについて説明する。

集落は、以下の3つの計画区域に区分できる。

- I) 集落居住域（民家とそれと一体的関係をもつ農地・菜園の活用・保全を図るエリア）：伝統的建造物群保存地区に指定すべき区域、もしくはそれと一体的な関係をもつ農地や緑地を含む区域。放棄農地や未管理空地、空き家の保全、活用が課題となる。
- II) 生産域（農地を保全すると同時に景観形成にも

配慮するエリア)：農地保全区域であり、農地整備、水路整備時に近自然的な環境整備を行う。

Ⅲ) 保全調整域(里山・山林と山裾の土地を保全・管理するエリア)：景観林としての山林、文化環境としての信仰空間の整備を行う区域。

(c) 計画策定の課題

計画策定に際しては、それぞれの集落で特徴を持つ空間構造を尊重した景観整備(水系、南北方向の秩序)と、それ

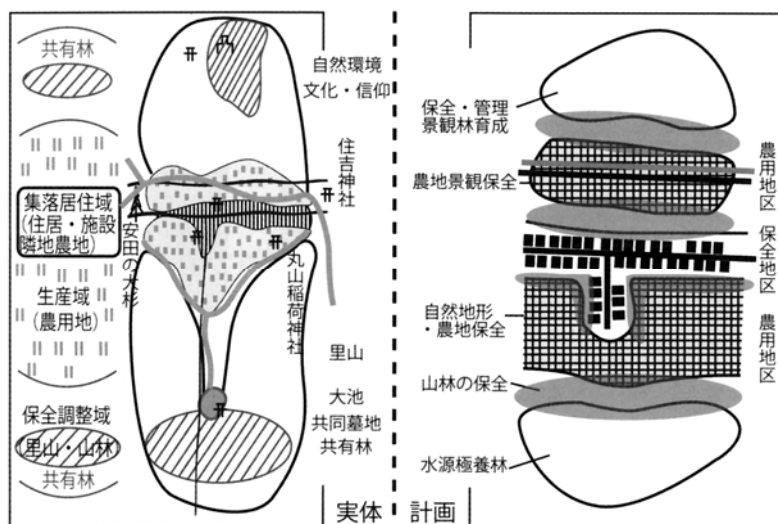


図 3-55 福住集落の実体モデル・計画モデル

らが街道を軸に連担して形成される独自の景観整備(街道、東西方向の秩序)を連動させることが重要である。そしてひとまとまりの景観として、空間的にも社会的にも連続性を保たせながら整備して行くことによって文化的景観が保全されると考えられる。

篠山市歴史文化基本構想で挙げられている文化財、「歴史文化まちづくり資産」の保存活用は、集落域の景観構成要素・生活文化要素の把握、活用、管理、さらに集落全体の空間整序とそれに対応する活用・管理・運営主体の維持育成の問題と深く関わっている。

今後の町並み保存対策を含めた、伝統的建造物群保存地区指定や歴史文化まちづくりの推進に向けて、このような、街道沿いに限らない、周辺環境も含めた複合的な視点を持つ事が有効である。また現在、この地区では、その空間構成やそれに対応した社会構造、条例やまちづくりの計画エリアや主体の設定が様々にある。そのような従来のものを掌握した上で、計画単位をどう設定するかという事と、伝統的建造物群保存地区として継続していくためのシステムをどの社会組織主導で運営させるかが重要な課題といえる。

ウ 大芋地区藤坂集落の集落構造

(ア) 目的と方法

a はじめに

兵庫県は、北部は日本海、南部は瀬戸内海に面しており、篠山市には県土を二分する分水嶺が東西に走っている。日本海に注ぐ由良川水系と瀬戸内海に注ぐ加古川水系の境界が藤坂峠であり、藤坂集落は、加古川

水系の最奥地の集落の一つである。藤坂は中世以前に形成された農村集落で、集落内には国の重要文化財である長谷寺妙見堂、県天然記念物の藤坂のカツラを有している。現在の世帯数は54戸である。

藤坂集落は、藤坂川の流域と藤坂川に注ぐ谷川にそって農地が開かれ、農家住宅は、藤坂川に注ぐ谷川の麓に立地している。

藤坂の集落域を図3-56に示した。藤坂集落は、藤坂川の流域と藤坂川に注ぐ谷川にそって農地が開かれ、民家は、藤坂川に注ぐ谷川の麓に立地している。集落の東端を綾部街道(国道173号)が南北に通じ、北は綾部(京都)へ、南は福住へ通じている。県道173号から八ヶ尾山の尾根を回り込むようにカーブを描き、藤坂の西端に位置する藤坂峠に向かって県道本郷藤坂線(県道300号)が通っている。この道が藤坂川と平行に走り、集落空間の骨格となっている。写真3-102は、春日神社から集落を見渡した景観である。

藤坂集落の景観は、篠山川から藤坂川に沿って、春日神社の鳥居から広がる大景観と、藤坂川から直行する山と谷と民家・農地がひとまとまりになった中景観によって構成されている。藤坂の集落景観構成は、山林・農地等の土地利用や建物・道・川などの景観構成要素の配置=空間構成の結果として視覚的・立体的に構成されている。

藤坂集落の現在の景観は、昭和35年(1960)以後の集落の中央に走る道路や河川の整備によって大きく変貌している。しかし、車窓からの景観を含め、現在でも藤坂の景観は、日本の原風景たる篠山の農村集落を



図 3- 56 藤坂地図 ※文献16)に加筆

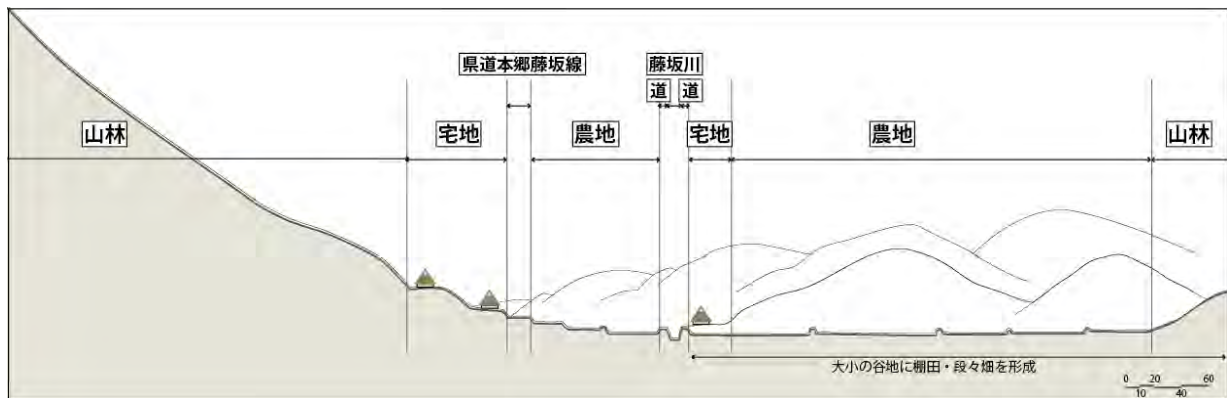


図 3- 57 A-A' 断面図(図 3-56 内指示位置)

代表する景観といえる。

### b 本節の目的

ここでは、大苧地区藤坂集落を対象に、以下の課題について報告する。

- ① 集落空間構造：伝統的な集落空間の基本構成、集落景観の仕組みを明らかにする。
- ② さらに人々の営み（生業・生活等）の変容に着目して集落景観保全の問題点、保存・活用・管理の指針について考察する。
- ③ 年中行事（集落の民俗的な行事）と住居・集落空間の対応を分析し、民俗文化の生活空間への可視化について報告する。

### c 方法

平成 21 年（2009）9 月から平成 23 年（2011）2 月にかけて現地調査を行った。主な調査項目・分析内容は以下の通りである。



写真 3- 102 春日神社の鳥居と藤坂の大景観

- ①地形図にもとづく集落立地と土地利用構成に関する分析：水系、地形、住宅・住宅群・集落の立地に着目
- ②集落形成に関するヒアリング及び地名（字名）の採取：中世の城、旧家の立地、小字名－生活地名の採取等



③上記①②を踏まえた集落域の空間構成のモデル化：住居、住居群・近隣空間、集落、集落域、集落立地のモデル図

④景観構成要素の把握、土地利用と集落景観の関係：景観構成要素の抽出、相互関係、関係模式図の作成

⑤人々の営為・生産・生活と空間構成との対応の把握：社会集団、農業・林業、年中行事、共同作業と土地利用、土地所有の関係等

⑥土地の所有と利用の関係、土地の管理状況の把握：原型、変容の分析、空間構成との対応

⑦上記④⑤⑥を踏まえた集落景観構成要素の分析：景観構成、要素間の関係の模式図

⑧土地利用と自然資源の利用から見た集落景観構成の総括：集落の景観要素と集落域の空間構成の対応分析、自然資源の利用と環境保全の関係分析

⑨篠山市歴史文化基本構想策定の為の詳細調査結果報告資料（「民俗文化調査結果」＜大江篤による＞及び「建造物・町並み調査結果」＜黒田龍二他による＞及び筆者らの現地調査結果を基礎資料に年中行事と住居・集落空間の対応を分析

その他、明治期の地籍図（丹波國多紀郡第廿一大區七ノ小區藤坂村）、藤坂農用地平面図、藤坂地区詳細・文化財分布図、集落境界と小字境界を示した壹村全圖（明治18年（1885））、空中写真を参考資料とした。なお、現地でのヒアリング対象を表3-13に示した。

### (イ)集落空間の基本的構成

#### a 集落の立地と土地利用

水系、地形、住宅・住宅群・土地利用の配置、共同空間・信仰空間の立地に着目し、集落の立地と土地利用の空間構成に関する分析を行った。

##### (a) 集落の立地

図3-56内に示した位置の集落断面図を図3-57に示した。藤坂は山嶺に南北を挟まれ、東西に細長く形成され、谷間のわずかな平地に農地が広がっている。平地が少ないため、各谷に棚田や段畑が形成され、湧水を利用した農業が営まれてきた。

##### (b) 集落の土地利用

表3-14に土地利用の割合を示す。東西4km、南北2

km、596.7haの藤坂は、集落の土地の9割を山林が占め、東西に細長く伸びる谷あいのわずかな低地に農地が広がり、山裾に宅地が点在している。山林は、共有林が2/3を占め、私有林は全体の1/3となっている。

各谷に住民が「タニガワ」、「タニミズ」と呼ぶ水源があり、それらが集まって藤坂川になっている。小さな谷の奥に宅地より小さい規模の池が数カ所あるが、ほとんどの農地がタニガワと藤坂川の水でまかなえるために需要はほとんどなく、補助用につくられている。農地を確保することが困難な藤坂では、小さな谷にも開墾を行い、棚田や段畑としている。

#### b 人口・世帯構成と社会集団

##### (a) 人口・世帯構成

平成22年（2010）の時点で人口140人、世帯数54戸であり、明治24年（1891）の人口322人、世帯数61戸から比べると人口は半数以下であるが、戸数は2割減に留まっている。

##### (b) 社会組織

#### ○自治会

藤坂の自治会は西からカミ・ナカ・シモの3つの組に分かれる。最盛期に約60戸あった世帯を、20戸ずつに分け、寺の草刈り・寺の茅の葺き替え・墓の掃除・講の当番など、村の行事を運営するにあたり、便利な様に組分けされている。3つの組は、さらに2つずつ

表3-13 ヒアリング対象者

呼称	年齢	役職・職業	取材日
OK氏	77歳 (1934生)	区長・農家	2010.10.29
			2011.01.04
			2011.02.25
OM氏	76歳 (1935生)	自営業・農業従事(OM家戸主)	2011.01.13
			2011.01.21
			2011.02.25
NK氏	62歳 (1948生)	兵庫県森林動物研究センター 協力研究員、補宜	2010.11.27
			2011.01.24
			2011.02.25

表3-14 土地利用の割合(平成17年) (文献24より作成)

	割合(%)	備考(平成17年時点)
山林	89.3	
農地	7.3	販売農家数32戸(61.5%)、販売農家経営耕地面積2,096a(田1,927a(内不作付358a)、畑113a(内不作付36a)、樹林地56a)
宅地等	1.2	篠山最多の茅葺民家数(茅葺民家1軒、旧茅葺民家29軒)
道路・空地・その他	1.5	
河川・水面	0.6	

※藤坂の総面積は596.7ha

表3-15 人口・世帯数の推移

(文献24より作成)

	近世中後期	明治24年	平成17年	平成22年	備考(平成17年時点)
人口(人)	268	322	151	140	高齢化率
世帯数(戸)	54	61	52	54	5.1%

に分けられ、6隣保に分かれている。

役員の構成は、自治会長と副会長、会計、議長を幹部とし、各組に委員が1名ずつ、各隣保に組長が1名ずつ任命される。委員は集落共同で行う清掃を取り仕切る。清掃は3月の水路掃除、6月・8月の草刈りを共同で行う。また、組長は広報配りや集金等を行う。

#### <農会>

農会長、副会長、生産・水利係、土地改良理事を幹部とし、各隣保に農会担当者が1名ずつ任命され、農業を取り仕切っている。

#### <その他>

森林組合、衛生委員、福祉委員、書記、男女共同参画推進委員、テレビ組合、人権・まちづくり推進委員、文化委員、有害鳥獣防止策管理組合長、大芋活性化委員会などがある。

#### ○信仰集団

##### <禰宜講>

妙見堂・春日神社の管理と神事を司る役目を持ち、数え歳60~70歳に該当する男性全員が加入している。居住場所に依じて、カミ禰宜・シモ禰宜に分かれている。カミ禰宜・シモ禰宜の明確な境は地図上には無く、仕事量の負担を考慮して人数がおおよそ均等になるように振り分けられる。役職は、禰宜長・会計・カミの代表・シモの代表がある。カミ禰宜は虚空蔵堂を司り、シモ禰宜は春日神社を司る。それぞれの祭祀を取り仕切り、清掃を分担して担当する。

- ・シモの禰宜：藤坂春日神社管領・御田植祭など春日神社の神事

- ・カミの禰宜：虚空蔵堂管領：虚空蔵堂の法要の中心<檀家>

住民全員が長谷寺の檀家であり、寺総代がカミ・ナカ・シモに一人ずつ任命される。また、氏子総代1名、その責任役が2名任命されている。

#### ○血縁集団

##### <株>

藤坂では同じ名字を持つ人同士で株という集まりを持っている。藤坂では株のつながりを大事にしており、そのつながりは、遠い親戚や近所付き合いを超えるという。同株内で助け合う仕組みを持っており、冠婚葬祭、特に葬式の際には同株内の長（株総代）が葬祭を取り仕切る運びになっている。

図3-58に住宅地図から世帯主の名字ごとに色を変えて表示して示した。谷ごとに株が集まって住居群を形成している事がわかる。年に一度、ヤギトという株の行事があり、同じ株の中で当番をまわし、個人宅に神主を呼んで祈祷が行われる。例えば、7軒が集まる株では7年に一度ヤギトの担当が回ってくることになる。近年ではヤギトの担当が負担であるということに理由に、徐々に行われなくなってきている。現在ヤギトの習慣が残っているのは1株のみである。

#### c 字限図・壹村全圖から見る明治期の空間構成

明治期の地籍図「丹波國多紀郡第廿一大區七ノ小區藤坂村」（以下、字限図）と明治18年（1885）の「壹村全圖 丹波國多紀郡藤坂村」（以下、壹村全圖）を基に、集落形成に関するヒアリングを行い、旧家の立地、小字名や生活地名の採取等を行い、地目及び土地利用

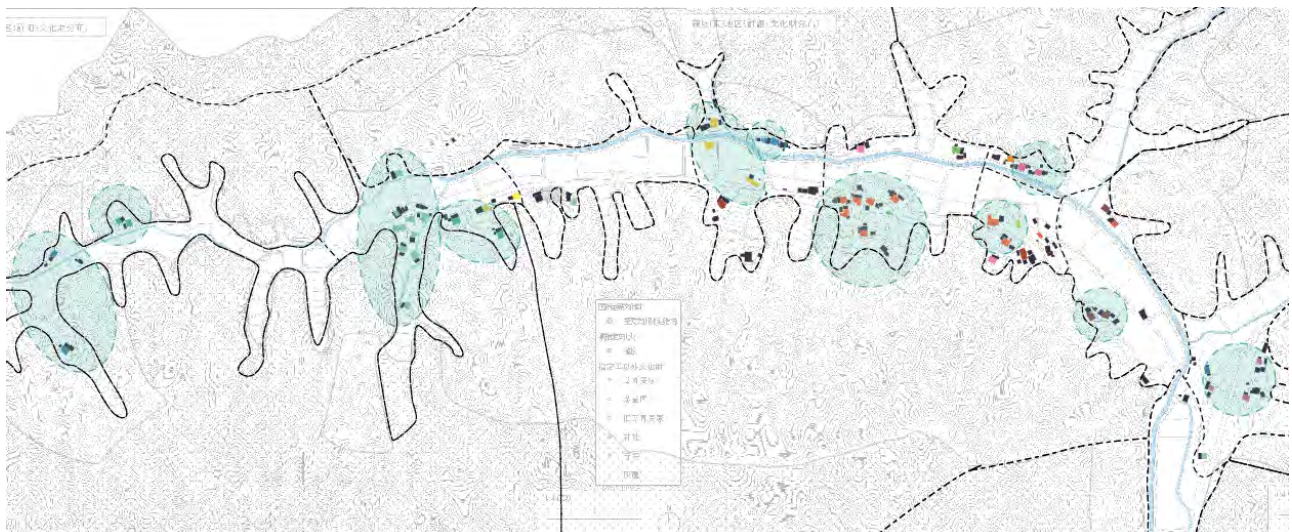


図3-58 同一姓の集まり

(文献20より作成)

の対応・変化を分析する。

字限図（図3-61）には、筆界、道路、水路によって境界線が描かれている。地目としては、田、畑、民家、社、寺、郷蔵、持主有之山林・藪、川・溜池・溝、野山、荒地、道といった10の地目に区別されている。壹村全圖（図3-59）には、田、畑、宅地、山林原野及雑種地、水、道、社寺堂墓地、字境の記載があり、小字名と山には地番が記載されている。字限図と壹村全圖の地目と現在の地目、住民の呼び方の対応を表3-16に示す。

藤坂の小字は、農地と宅地の10の小字が、山林の6つの小字に囲まれる形になっている（図3-60）。山林から成る6つの小字は西端から時計回りに峠山、数路山、大谷山、板坂山、八才山、三ノ市山があり、農地



図3-59 壹村全圖 丹波國多紀郡藤坂村 (文献18)



図3-60 藤坂の小字(地図 + 小字限)

表3-16 地目の対応表

(文献13、18、OM氏ヒアリング(2011)より作成)

字限図	壹村全圖	現在の地目	住民の呼び方
田	田	田	たんぼ、棚田
畑	畑	畑	畑、だんばた
民家	宅地	宅地	宅地
社	社寺道墓地	境内地	寺社
寺		墓地	墓地、墓
郷蔵	—	—	—
持主有之山林・藪	山林原野及雑種地	山林	私有林、個人山 ワチ、茅畑(カヤバタ)
野山			共有林、区有林、 村山
荒地	—	原野	荒地・放棄地・茅畑
川・溜池・溝	水	池沼	池
		ため池	
		井溝	谷川(タニガワ)
道	道	公衆用道路	道路・みち



図3-61 丹波國多紀郡第廿一大區七ノ小區藤坂村 (文献13)

と宅地から成る10の小字は西から峠（トウゲ）、三ノ市（サンノイチ）、七ノ坪（シチノツボ）、数路（カズロ）、向イ代（ムカイダイ）、馬場（ババ）、大谷（オオタニ）、六ノ坪（ロクノツボ）、板坂（イタサカ）、八才（ヤサイ）となっており、併せて16の小字名がある。6つの山林の小字はいずれも「山」の字が含まれており、字名通り10の字の境から急な山地形となっている。

さらに、峠山の「峠」、大谷山の「大谷」、板坂山の「坂」は、いずれも地形の形状をより詳しく表している。平成6年（1994）発行の「兵庫県小字名集Ⅳ 丹波編」に記載されている藤坂の小字は山の6つの字を除いた10の字となっている。

図3-62に字限図をベースとし、壹村全圖・ヒアリングから得た情報を整理し、明治期の藤坂の空間構成を示す。字限図では山林に関する情報は、嶺の数の表現、少数の地番を記す程度に省略して描かれているため、実際の地形図より東西方向の横長具合が強調されている。

野山と記された共有林が集落を一周囲み、持主有之山林・藪が農地と共有林の間に位置している。持主有之山林・藪は、特に宅地の分布する背後に集中していることから、宅地の配置と関係していることが考えられる。山林と農地の間には、「荒地」の地目が点在し、大小問わずいずれも谷の奥に位置している。住民へのヒアリングより、この荒地地目の場所は、かつて茅畑（カヤバタ）であった位置と対応することがわかった。

明治期より、綾部街道が通り、現在の本郷藤坂線（県道300号）に対応する道路の形も大きく変わっておらず、道路拡幅工事等で道幅が広くなり、路形は整えられたが、その骨格は残っている。藤坂川もかつての流路から大きな変更はない。

社寺堂の位置は春日神社と長谷寺のみ記載され、山林の中にある虚空蔵堂・妙見堂の位置は省略されている。これは山林の中にあり、詳細調査されなかったためであると考えられる。宅地は南側の少し広めの谷全体と、北側の谷の谷裾に集中し、集落全体で見るとナカからシモにかけて比較的集中して設けられているが、集落全体に宅地が分散している。

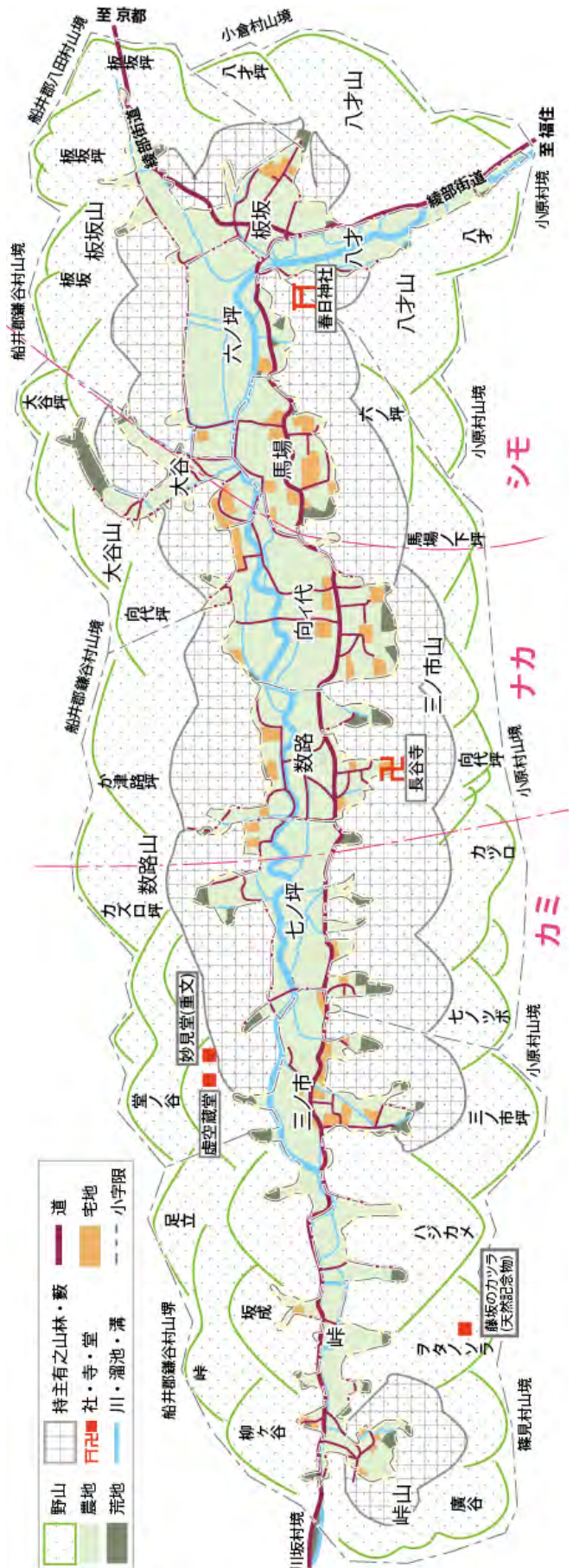


図3-62 字限図のモデル

(文献13, 18より作成)

#### d 集落の空間構成モデルと宅地の形成パターン

##### (a) 集落空間構成モデル

図 3-63 に集落空間構成モデルを示す。

集落は西を「カミ」、東を「シモ」と呼び、これは川の流れる方向に対応している。また、藤坂の主な入り口である綾部街道から藤坂峠に向かう西(カミ)の方向は「オク」とも呼ばれている。これは、集落自体が東から西の藤坂峠に向かって1つの大きな谷の地形を形成していることに起因すると考えられる。

また、その大きな谷に付随して県道本郷藤坂線に垂直方向に小さな谷が形成されており、その小さな谷にも「オク」という言葉が使われている。

山裾に連続する小さな谷ごとに民家数戸の住居群が立地し、東西方向に住居群がある程度の間隔を保ちながら連続している。東側に行くほど谷あいが開け、平地幅が広く、住居群の戸数規模が大きい。また、住居群の間隔が狭くなっている。

##### (b) 宅地の形成パターン

ヒアリングから、「旧家の多くは南側の谷に立地しているという表現」が得られた。ここから平地の少ない藤坂における、わずかな平地で最大限の収穫を得るための工夫が伺える。

「北側の谷は南斜面で日当たりがよく、農地の等級が高い」という。そのため、等級の高い土地は農地として優先的に利用され、旧家は必然的に日陰となる南側の北斜面を選んで立地した事が考えられる。

また、藤坂には分家が新宅を構える際に、「水流れに従う」という言葉があり、水の流れが高いところから低いところに流れるように、新しく宅地を設ける分家は、先にある本家よりも標高の低い位置につくる事とされ、「本家よりカミにはつくらない」という暗黙のルールがあった事がわかった。そのため、「家がカミにあるのはそれなりに格式の高い家の証拠」とも言われ、民家の立地する標高と格式が関係すると認識され、高さに対する感覚に非常に敏感であったことが伺える。

明治の地籍図と平成 11 年(1999)、平成 23 年(2011)の住宅地図から把握できた宅地を比較し、宅地の形成パターンについて考察した。明治期～平成 11 年(1999)の変化からは近代の宅地形成傾向、平成 11 年(1999)～平成 23 年(2011)の変化からは現代の宅地形成傾向

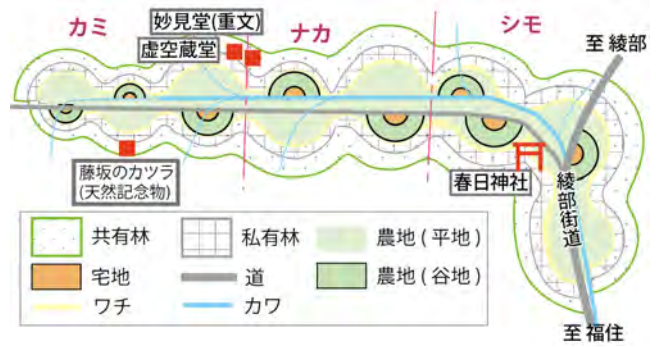


図 3-63 集落空間構成モデル

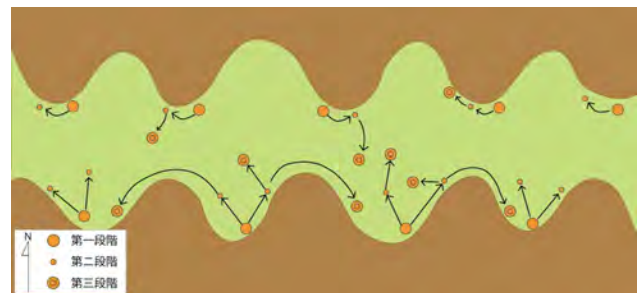


図 3-64 藤坂の宅地形成パターン

について把握した。明治の地籍図の頃より、古くからある宅地の立地は谷中・谷裾・平地の3つに分類できる。明治期の地籍図以降に新設された宅地は、平地に立地するものが多く、現在もその傾向が認められる。

以上の事実と、明治期・10年前・現在の宅地の変化、ヒアリングから明らかになった本家と分家の関係を考慮すると、藤坂における以下のような宅地形成の優先順位のパターンが見えてくる(図 3-64)。

- ①南側の谷のカミ→南側の谷内に分家→隣接する平地の中→違う谷
- ②北側の谷裾→北側の山裾沿いに分家→隣接する平地の中→違う谷

この大きく分けて2つの宅地形成パターンがあり、順に宅地の場所を選んで集落が形成されてきた事がわかる。現在では農地に耕作放棄地が見られるなど、農地の重要度が下がっており、日当たりの良い農地にも宅地が新設される例が見受けられる。

また、同じ集落内でも民家を移転する例が見られるが、新しく家を建てる際には利便性と日当たりの良さを重視し、シモの方、南斜面で標高が低く、日当たりが良い場所が、立地の条件として挙げられている。

e 個人の土地所有からみる空間構成

(a) 事例の選定；タイプ分け

d から、藤坂の宅地を、

- ①南側の谷に位置する北斜面の宅地
- ②北側の谷に位置する南斜面の宅地
- ③谷間の平地に位置する農地内にある宅地

の3つのタイプに大きく分類した。

3つのタイプのうち、①と②の事例について調査を行った。③に該当するタイプは、形成年代が遅く、伝統的な立地タイプではないため、今回は省略した。

①・②の2つのタイプからそれぞれ原理が分かりやすい宅地事例をそれぞれ選定し、ヒアリングを行った。選定対象を表3-17に示す。

①の事例では宅地の単独形態を、②の事例では同家の宅地が隣接する形態を選択し、単複の原理が理解できるよう宅地を選定した。2つの事例の位置、谷ごとの景観と合わせて図3-65に示す。

(b) 南側の谷；OM氏宅の土地利用と空間構成

OM氏宅は集落の西端の小字峠（カミ）、北斜面に位置している（写真3-103）。OM氏宅の土地利用を図3-66に示し、写真3-103に土地利用を投影させたものを図3-67に示す。手前から谷に向かって農地が階段状に広がり、私有林に囲まれ、さらに奥に共有林の山並みが重層している。谷に向かって道がのび、道に隣接し山を背後にして民家が立地する。山際は、茅葺きの材料を獲得するための「茅畑」（現在は消失）と、農地の日照を確保するための「ワチ刈り」によって手入れされ、私有林と農地の境界の景観が管理されている。

(c) 北側の谷；NK氏宅の土地利用と空間構成

写真3-104は、図3-68の地点Aより宅地方向を向いて撮影した写真である。NK氏宅は集落のシモ、小字大谷の南斜面の山裾に位置している。NK氏宅の土地利用を図3-68に示す。NK氏の所有地を青点線で図示し、同姓同株で同家の関係にあるNT氏宅の所有地を赤点線で示す。宅地に隣接して農地を持ち、さらに隣接した谷に農地を分割して持っている。私有林－宅地－農地＋隣接谷の農地、という共通の土地所有の形態が明らかになった。また、近隣住民も同様に、背後の私有林、宅地、宅地に隣接する農地、近くの谷を近隣住民で分割した農地、という土地所有の形態を有している

表3-17 対象事例の比較

	立地	斜面方向	小字	組	立地形態
OM氏宅	南側の谷中	北斜面	峠	カミ	単独
NK氏宅	北側の谷裾	南斜面	大谷	シモ	同家隣接

という意見が得られた。

図3-69より手前に農地が広がり、宅地が山際に立地し、背後に私有林、奥に集落の共有林が広がっている景観が伺え、農地－民家－山林の所有ユニットが横に連なり、一体的な広がりが見える。

(d) 藤坂の谷地空間構成モデル

図3-70と図3-71に事例1、2の空間構成モデルを示す。図3-70と図3-71を比較すると、住居群・個の土地利用ユニットでは、宅地の単複と位置に差はあるが、基本的に同様の空間構成を有していることがわかる。空間構成をモデル化して図3-72に示す。

谷間の旧道沿いの平地に農地を確保し、屋敷は山際に立地する。屋敷のある谷や近くの谷に可能な限り階段状の農地を形成し、谷ごとに流れるタニミズを、階段状の農地に利用し、山水は藤坂川に合流して谷間に広がる農地に利用する。農地の山際や道沿いの山際に茅畑が位置する。農地の日照確保のため、山林の境界の木を伐採して「ワチ」を設ける習慣があり、ワチが農地を縁取っている。旧家は屋敷地の背後に私有林を有する。私有林の背後に共有林が広がる。図3-70～72に示した空間構成に加え、少し距離の離れた谷に所有農地が見られる。まず、宅地に隣接する農地を所有し、次に隣接宅地の無い農地については、付近に居住する人々がその農地を分割して所有する形態となっている。

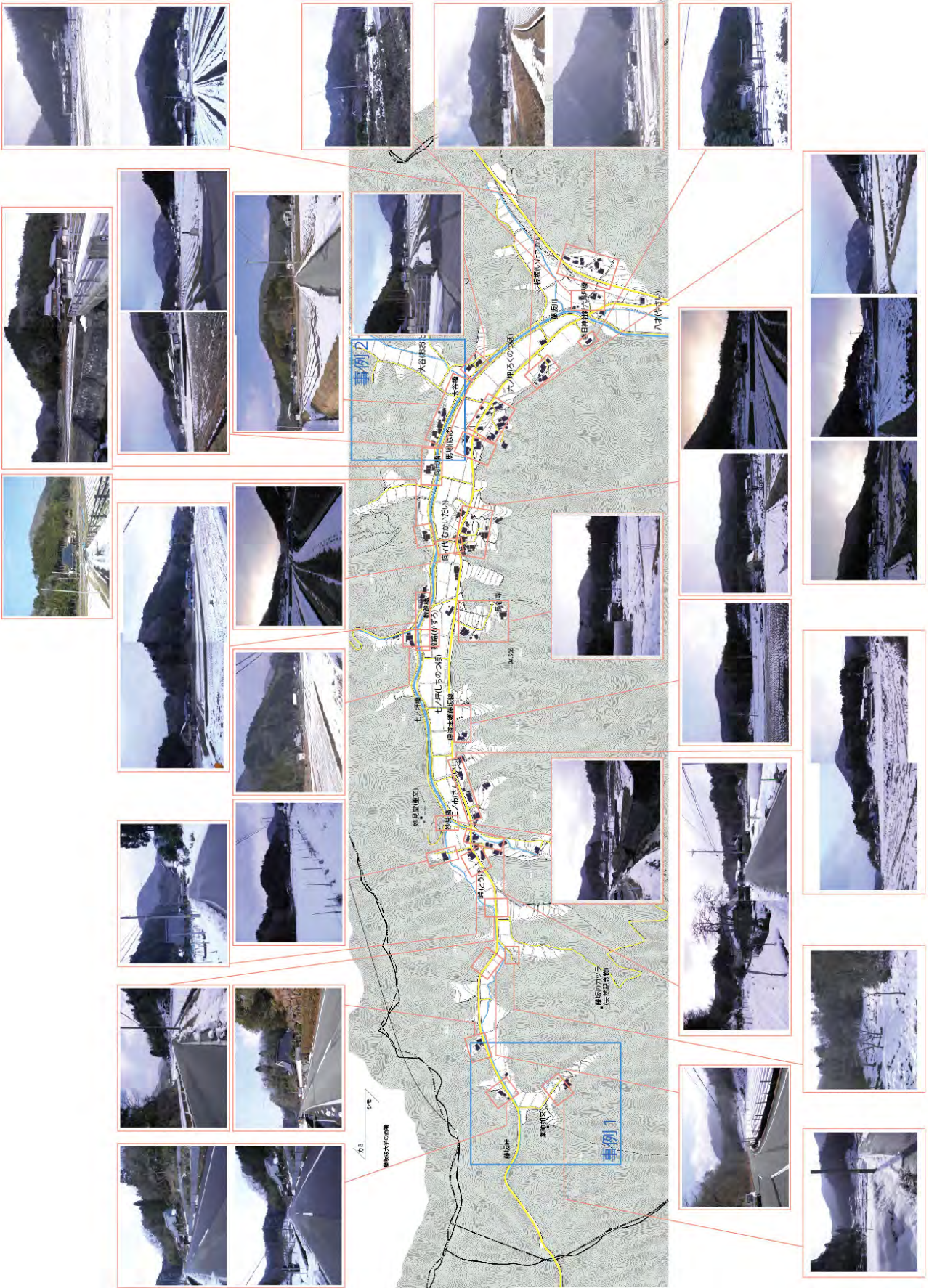


図 3-65 谷毎の景観と事例の位置 (2011.01.24 撮影)

(文献17に加筆)



写真 3- 103 OM 氏宅周辺の景観 (2010. 11. 27 撮影)



写真 3- 104 NK 氏宅周辺の景観 (2010. 11. 27 撮影)

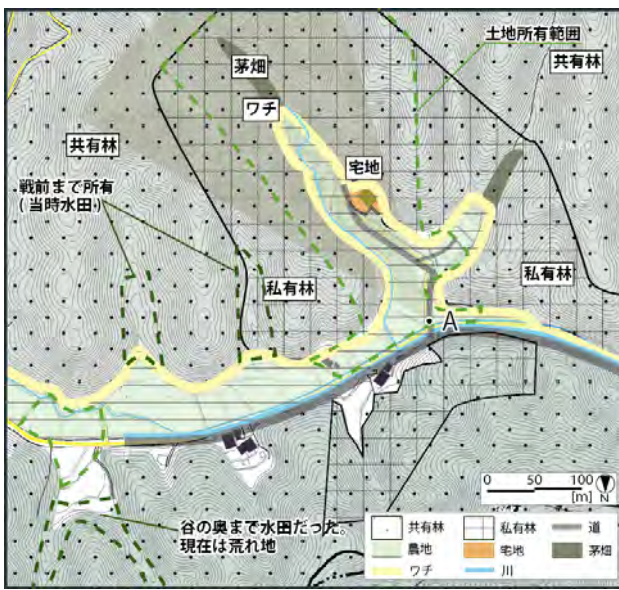
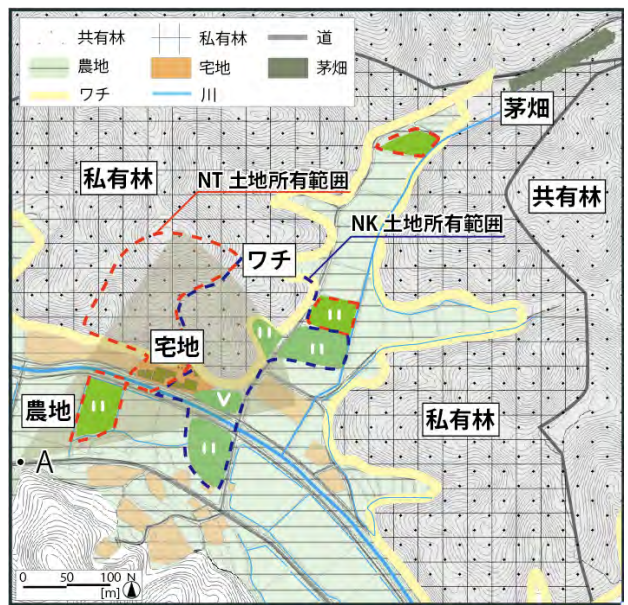


図 3- 66 OM 氏宅の土地利用 (文献 17 に加筆)



(文献 17、NK 氏ヒアリング(2010) より作成)  
図 3- 68 NK 氏宅・NT 氏宅の土地利用

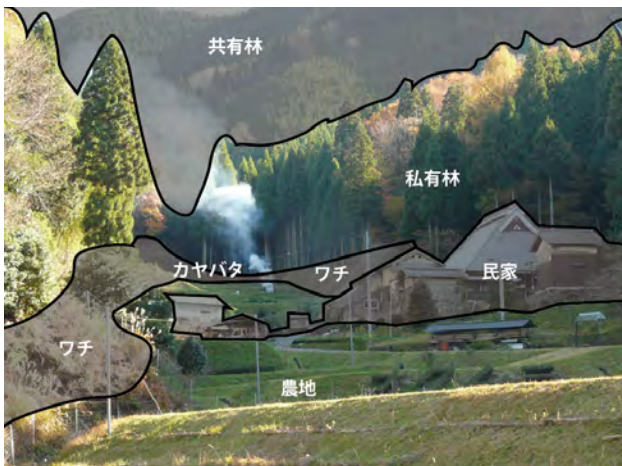


図 3- 67 OM 氏宅の景観+土地利用

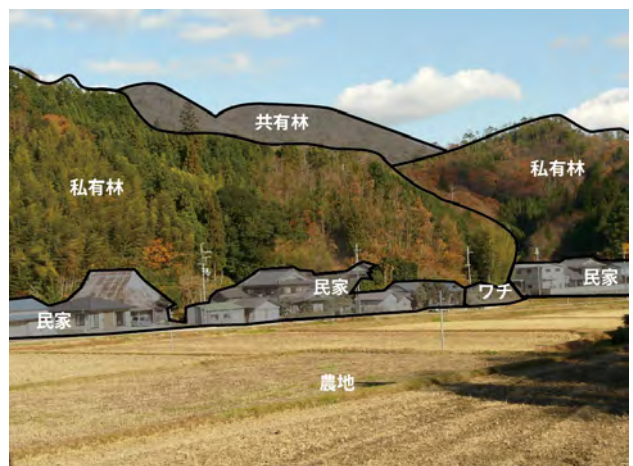


図 3- 69 NK 氏宅の景観+土地利用



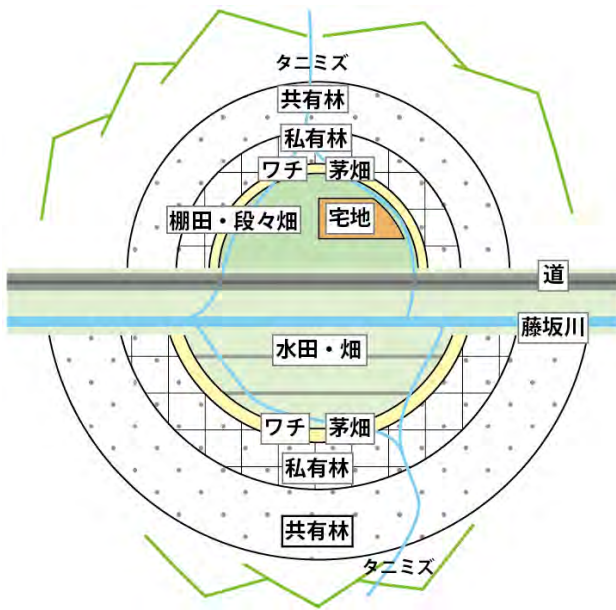


図 3-70 OM 氏宅の空間構成

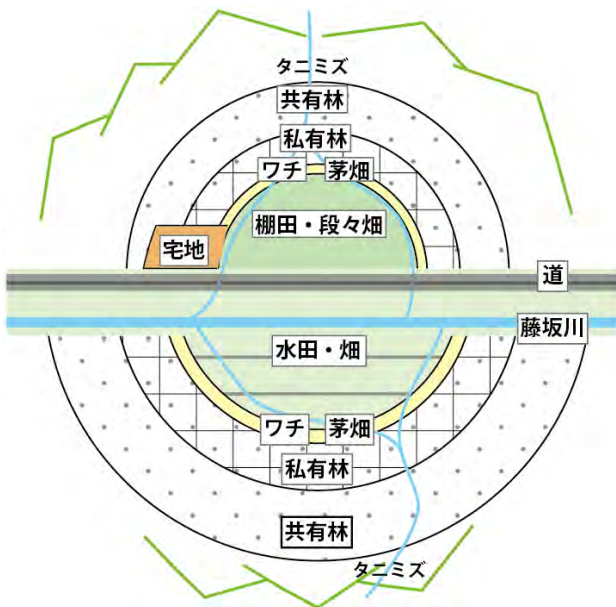


図 3-71 NK 氏宅の空間構成

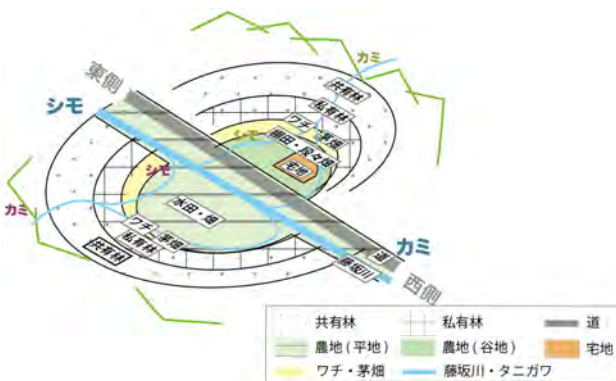


図 3-72 藤坂の谷地空間の構成モデル

(e) 藤坂の空間構成の秩序

以上から把握した藤坂集落の空間構成の秩序を以下に示す。

- ①国道 173 号から藤坂峠にかけての大きな谷の地形が集落域の範囲と一致している。
- ②集落域となっている大きな谷の入り口を南北方向に隣接集落との連絡路となる道路 (国道 173 号) が通る。
- ③東西方向に集落内の主要生活道路 (県道 300 号) が通り、地区の骨格となっている。
- ④集落の中心に寺が位置している。集落の禰宜講はカミとシモにわかれ、それぞれの中心に神社と堂が立地している。また、モリサンが集落域全体に分布し、居住域の外縁を囲む形となっている。
- ⑤集落域を形成する大きな谷の骨格に取り付くように、小さな谷地が連続しており、その小さな谷に宅地と菜園、農地、私有林が隣接して一体となり、宅地—農地—山林の単位を形成し、その小さな谷の単位が東西の主要生活道路に取り付き、連続することで宅地と農地、背景の山林が一体となった田園居住環境を形成している。
- ⑥集落域を形成する大きな谷は東に向かって開けており、同じ東西距離で確保できる農地面積が広くなるため、居住単位の東西間隔が狭くなり、また、住居群の規模も大きくなっている。
- ⑦集落域を構成する大きな谷に主要生産域が形成されている。そこに取り付くように形成された小さな谷、特に農業生産条件に恵まれない南側の北斜面の谷に主要生活域を形成している。北側の南斜面の小さな谷は、集落域を構成する大きな谷の主要生産域と連続する形で農地を形成し、谷裾に宅地が形成されている。主要生産域と主要生活域を山林が取り囲んでいる。兼業農家が増加し、農業が主要収入源でなくなる世帯が増加し、農地の重要度が下がっている。そのため、生産条件に恵まれた立地条件の土地に新住宅が建設される傾向にある。所有地を手放す場合は宅地から遠い場所が優先される。また、宅地に近い所有地は家族が新住宅を構える際に譲る傾向がある。
- ⑧農家は宅地—隣接農地—平地の農地—宅地背後の

私有林をセットで一体的に所有する形が一般的である。所有農地に隣接する山林に対する保全意識が強く、所有農地に隣接する山林は自身の所有地でなくとも一定の範囲まで管理することが許されており、このことが田園居住域が保全される要因となっていた。

## (ウ) 藤坂における生活文化から見る空間構成と集落景観の関係

### a 藤坂の集落景観構成

篠山市歴史文化基本構想の「おわりに」に記された、市民代表として参加している委員の言葉を引用し、「篠山らしさ」を考察する。

#### 「篠山らしさ」をかもし出すもの

「里山のある風景は、こころが癒される」とそぞろ歩きする人がつぶやかれる。里山のすそを小道がゆるやかな曲線を描き、いびつな形の田んぼが連なる風景は、篠山の景観を引き立たせる重要な要素の一つである。

この風景は自然だけで作り出されるものではない。

山すそをきれいに刈り取る「わち刈り」が施され、田んぼの土手も手際よく整備されているから美しい景観が保たれているのである。

地元の農家が暇を見つけては「草刈り」の仕事に精を出すのは、伝統的に受け継いできた農作業の風習であり、それが篠山の風土をつくりだしてきたといえる。

「わち刈り」と「土手の草刈り」は田畑の肥料作りと農耕の主役である家畜の飼料を確保することにあつた。さらに病虫害から作物を守る役目ももっていた。

こうした篠山ならではの農作業の営みが篠山の風土を育み、癒しの原風景を生み出してきたと言える。

景観要素として「里山、山すその小道（ゆるやかな曲線）、田んぼの連なり（いびつな形）」が抽出された。また、それらの風景をつくり出す管理の営みとして「わち刈り」「田んぼの土手の整備」「草刈り」が挙げられた。これらの要素が田畑の肥料作り、家畜の飼料確保、病虫害から作物を守る役目を果たしていたこ

とも語られている。

これらの農作業と自然環境との営みが関わり合うことで、結果として「篠山らしい」風景を形成していると認識されている。

先述の「篠山らしい」原風景のイメージを参考に、藤坂における篠山らしい農村景観の構成を立面・平面・断面に示した（図 3-73～75）。モデルは昭和 30 年（1955）頃より茅葺きの上からトタン屋根を被せる家が普及し始める以前の、茅葺きの民家の景観が成立していた昭和 25 年（1950）頃を目安に聞き取りを行った。

藤坂の集落景観は、谷間に形成された農地の連なり—谷間を流れる川—山裾（谷間）を通る道—谷に築かれた階段状の農地—斜面地に築かれた宅地—里山との間に設けられた茅畑とワチ—背後の私有林—さらに奥に重層する共有林から構成されている。

この景観は、先に示した「里山、山すその小道（ゆるやかな曲線）、田んぼの連なり（いびつな形）」が存在し、山—家屋—農地の重なりが形成され、さらに「わち刈り」、「田んぼの土手の整備」、「草刈り」等の管理が行き届いている状態である。

次に、この藤坂の典型的な農村集落景観を形成する仕組みについて、集落の空間構成と人々の営みとの対応から考察する。

### b 地場材料の利用管理の仕組みと集落景観の関係

#### (a) 集落景観と地場材料の分布の関係

(イ)の事例で取り上げた OM 氏宅とその周辺を撮影した写真 3-103 は、篠山市歴史文化基本構想等策定委員会において市民代表の委員より「篠山の農村風景らしい写真である」という意見が得られた。また、その理由として草刈り、ワチの管理がよく行われている為であるという意見が添えられ、(ウ)-a で挙げた篠山の農村景観の特色が現れている。

また、農地—家屋—山の重なりとの関係が維持されていることも挙げられた。

図 3-76 に OM 氏宅周辺の航空写真に農業振興地域の範囲を示した。小さな谷は農業振興地域の指定を受けておらず、OM 氏宅の宅地より南東に位置する農地は、農振政策の以前の農地の形状が残っている（写真 3-105）。一方、農振地制限がかからなかったために、棚田を形成していた小さな谷の農地が残らない場合も

ある。図中に示した棚田が消失した谷は、OM氏が所有していた棚田を、管理の不便さを理由に昭和30年(1955)頃に売り出し、現在はヒノキが植林されている。この谷に関しては植林され、新しい用途を見出しているが、同様に農振地に指定されなかった小さな谷の棚田の多くが荒地になっている。

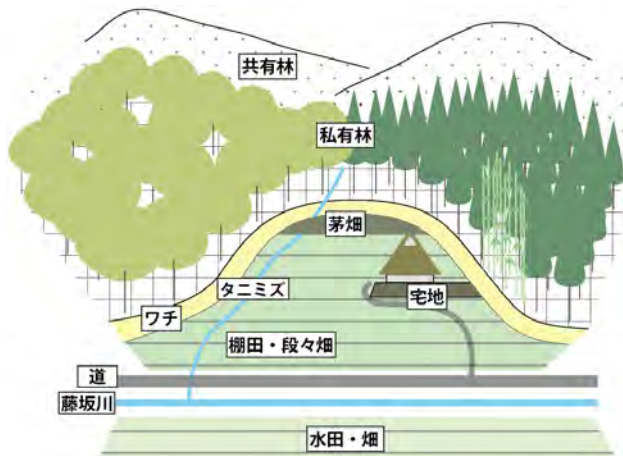


図3-73 藤坂の農村景観-立面モデル(昭和25年(1950)頃)

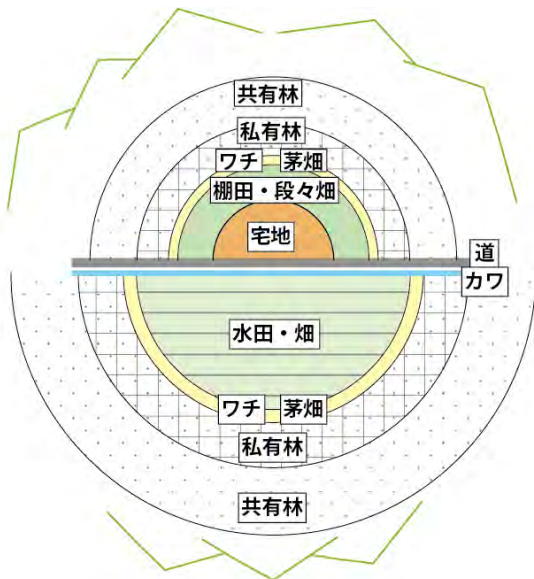


図3-74 藤坂の農村景観-平面モデル(昭和25年(1950)頃)

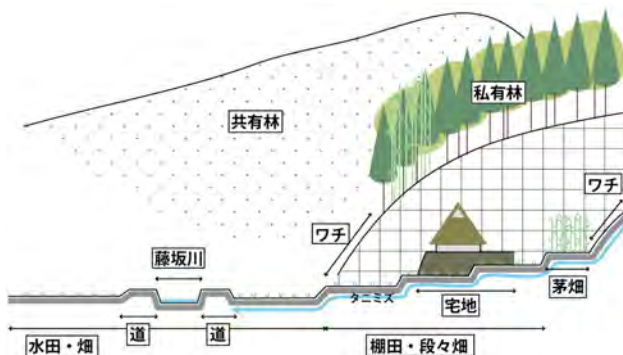
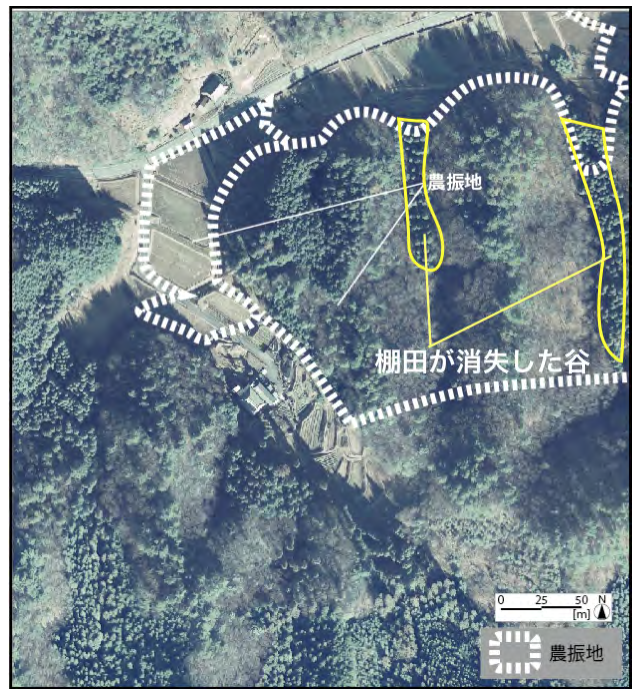


図3-75 藤坂の農村景観-断面モデル(昭和25年(1950)頃)



(文献15、19、OM氏ヒアリング(2010)より作成)

図3-76 OM氏宅周辺の航空写真と農振地の範囲



写真3-105 OM氏宅の南東の水田の様子(2011.11.27撮影)

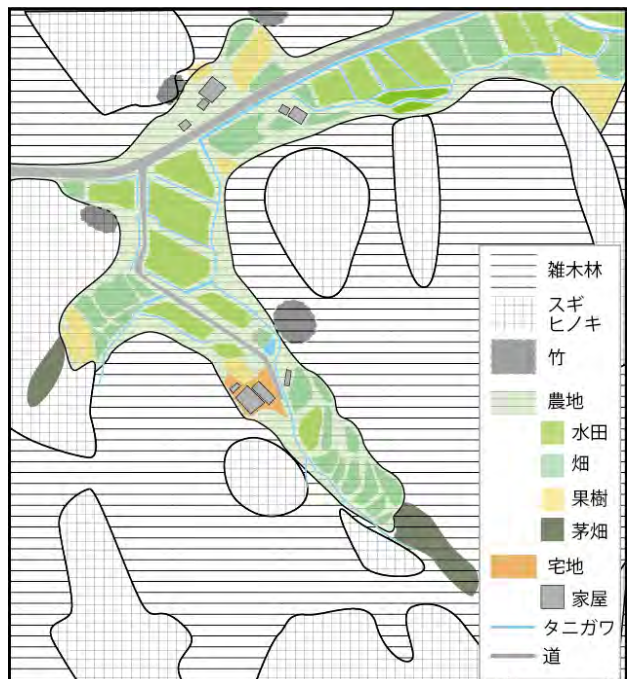


図3-77 OM氏宅の土地利用と地場材料の分布

OM氏宅の周辺の平面地図に地場材料の分布を示した。(図 3-77)。谷間に農地が広がり、大きな面積を確保できる範囲を優先的に水田としている。そのため農振地の制限がかからなかった農地は畑になっている所が多い。茅畑はヒアリングから場所を特定したが、現在は消失しており、荒れ地となっている。竹は宅地の近くに植えられ、農地や生活雑貨の材料として使われていた。

(b) 地場材料の利用管理実態と景観の関係

写真 3-103 をベースに、「茅葺き民家の景観」が成立していた頃の生活や管理に関するヒアリング結果(表 3-18)を基に、土地利用、地場材料の利用をそれぞれ写真に投影し、集落景観との関係について考察を行った。

表 3- 18 生活に関するヒアリング結果

家族	二夫婦(親世帯、子世帯)＝四人で農作業
作物	稲・麦・イモ・サツマイモ・野菜・根菜
家畜	牛を1頭、鶏を20羽くらい飼っていた。 牛：働き牛、田耕、荷物運搬→若い牛と交換。 昔は牛と人間は同じ屋根の下に住んでいた。「牛は宝」 鶏：かしわ(肉)、たまご用 草刈り→干し草づくり
農耕	茅葺きの家(呼称：クズヤ) 自分の茅畑(カヤバタ)で毎年冬に刈り取って茅葺きの屋根の2階で保管 →年間直径1m程の束が20～30束とれていた。 足りない場合は他の家から買い取る。 イメージ：夏涼しく、冬暖かい。 耐候年数：日向20年、日陰10年 30年くらい前から減少してきた印象：現在は1軒のみ。 →大変・職人減・茅が無くなった →瓦・トタンかぶせ(安全屋根と呼ぶ)：大工が施工、5～6年に一度ペンキ塗る 屋根屋(茅葺き職人)は集落内に3～4人いた。
冬の出稼ぎ	酒屋：冬は神戸の酒造「灘の福娘」へ出稼ぎに出かける。 年間100～140日くらい(多い人は200日)。 昔：百草は100%出向していた。 現在：阪神大震災の苦い記憶を境に丹波勢はほぼ撤退し、ほとんど行っていない→新しく但馬勢が働き手に。
買い物	自給自足の生活：足りないのは魚介類くらい。 (魚介類は自転車で小原(おぼら)から売りがやってきていた) 昔：自転車で篠山まで(20km)：服、菓子、乾物系、魚、肉 →週1～1回の間隔で買い出し 現在：車・バス・自転車「くらしの百貨おくも」、篠山市街地
病院	昔：中集落(大芋地区内)の診療所 現在：篠山兵庫区大、むらくも診療所、山鳥病院(福住)

※OK氏ヒアリング(2010)より作成

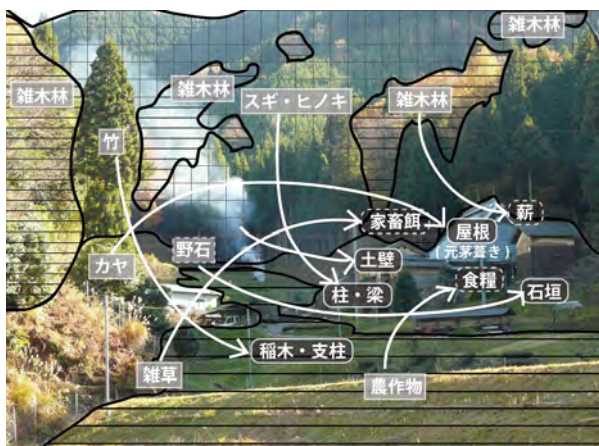


図 3- 78 OM氏宅の土地利用と地場材料の分布

写真 3-103 の上に、集落の環境保全に関するヒアリングから明らかになった地場材料の利用を投影した(図 3-78)。点線で囲んだものは、写真や景観上に直接は現れていない項目である。

図のように、山林、山際、農地からそれぞれ獲得できる地場材料が民家に集まってきて活用され、宅地を形成する材料や、食糧や薪炭など、人々が生活を営む上で欠かせない材料となっている様子が伺える。

(c) 地場材料の利用管理の仕組み

地域の環境を保全するための管理や、地場材料の利用に関するヒアリングを行い、表 3-19 にまとめた。

また、ヒアリング結果を、集落の空間構成モデルに対応させて、集落に内在する地場材料の利用と保全の関係に着目して整理し、図示した。(図 3-79)

図 3-79 中の濃青色の矢印は、集落に内在する地場材料の採れる場所から利用される場所へ矢先をのぼし、地場材料の種類と利用される用途の順に矢印上に表記した。薄青色の矢印は利用された地場材料がさらに状態を変え、二次的に使われる対象を示している。

山林はスギ・ヒノキなどの主に建材とする為に植樹された山林と、薪炭用の雑木林(ザツボクリン)に大きく分けられ、日常的な利用と定期的な管理の両方が行われていた。

スギ・ヒノキは建材として、雑木林は薪炭の材料として出荷され、それらによる収入が住民の生計を支える一部となり、また個人の宅地を構成する材料、炊事等の燃料としても利用されていた。

また、竹は生活の必需品として宅地の脇に植えられ、農作物の支柱としたり、イナキの材料、かご等の生活雑貨の材料として重宝されていた。

山際のカヤバタからは毎年茅を収穫し、10～20年に一度の葺き替え時のために備え、民家の2階に保管するというサイクルが生まれ、毎年管理されていた。集落共有の茅畑もあったとされ、入札制でその年に葺き替えで茅が必要な人たちによって順に管理されていた。

民家の宅地を構成する石垣は、山や農地を開墾する際に出た野石が使われている。壁土やシックイといった材料も集落内で採れる土を使用しており、材料そのものは景観として直接は見えにくいですが、地域の地場材料が利用されている。

表3-19 管理に関する土地利用後とのヒアリングの結果

共有林・私有林	共有林はマツタケがよく収穫できる山であり、9月に部落所有の山のマツタケ採集権利の入札を行っていた。宝の山である松林は適度に手入れされていたが、松枯れが起き、現在はほとんど収穫できない。
共有林・私有林	共有林・私有林の雑木(ザツボク)は、薪など燃料として利用され、適度に間伐された状態が保たれていたが、現在は人手不足により、その管理は兵庫県森林組合に一任している。
山際	自分の山の木(スギ・ヒノキ)を切り、製材所に運び、家の材料にしていた。30~40年前の住宅開墾の最盛期をピークに減少し、現在林業農家は無い。
山際	1950~60年頃まで茅が屋根材として使われており、集落の農地と私有林の境界に茅畑(カヤバタ)が位置しており、毎年茅を収穫し、保管する慣習があることで山際が保全されていたが、現在集落内に茅葺きは1軒のみであり、茅畑は姿を消した。
農地	畑・水田などの農地は、農作物生産の場となり、農地景観を提供しているが、耕作放棄地も増加している。
宅地	スギ・ヒノキ：内地物(ないちもん)を使っていた。今もしてる所はある。マツ：見えないところに使う。
宅地	石：ノヅラ。その辺にある石を積んでいる。立派なのは今田(こんだ)の石。瓦：石州(黒)、三州(ねずみ)が多い。寒さに強いものが必要。シッコイ・壁土：その辺でもとれるけど、今は買った方が安い。

(OK氏、OM氏、NK氏ヒアリング(2010)より作成)

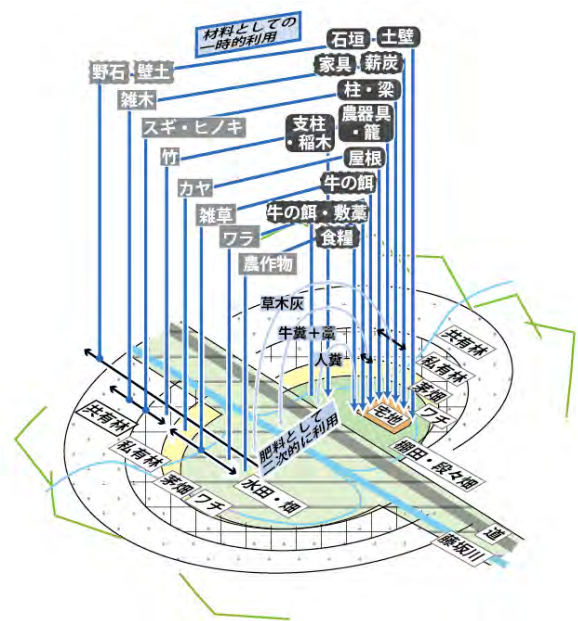


図3-79 地場材料の利用と空間構成の対応

農地からは農作物が収穫でき、食糧や収入源となっていた。また、畦の草刈り、農地の日照を確保するためのワチの草刈りによって出た雑草は、農作業に欠かすことの出来ない牛の貴重な餌になっていた。また、稲藁は牛の敷き藁や、冬期には稲藁を炊いて食べさせていた。

以上のように、集落景観を構成するものは、民家を含め、全て集落内で獲得できる地場材料を利用することで成立していたことがわかる。

また、使用された地場材料は、使用後に形を変え、肥料として二次的に利用されていた。例えば建材やカヤなど、老朽化や葺き替えによって役目を終えた材料は農地で燃やされ、草木灰として肥料になる。また、人や牛の食糧となった米や野菜、雑草類や稲ワラは、排泄物となり、これも肥料として重宝されていた。その際、牛糞と敷き藁の混ざって発酵したものの方が栄

養があるとされ、優先的に水田に用い、人糞の方は畑用に使う、という使い分けがあったことも語られた。

(d) 共同の利用管理

藤坂では、年に数回共同管理の日が設けられている。昔は年に7~10回、現在は年に3月、6月、8月の3回開催されている。

○共有林の管理

共有林の管理は1年に3日から1週間程度、共同管理の日があった。各戸から1人ずつ参加する事が義務づけられ、計50~60人で作業していたという。

作業内容としては、ウエコミ(植林;ヒノキが中心)下刈り(植え込みから3年間必要)・間伐・伐採の4項目がある。「今は木も売れない。若者も集まらない。」という声が聞かれ、現在は行われていない。

○山際の管理

共同のミチ刈り・ミチづくりがされていた。もともとは舗装されていなかった道路の凸凹を修復する日になっていた。現在は、ワチ刈りの行き届いていない範囲の手入れと水路の清掃が主な作業になっている。以上の共同管理は、集落の自治会の行事として開催されていた。50年前は同じ日に集落のカミ・ナカ・シモに分かれて3ヶ所で一斉に管理を行ったが、現在は人出不足から、集落全体で順に管理している。

○水路の管理—井根がかり、井根当番

藤坂では水利組合とは別の暗黙的ルールを有している。「この谷ミズはこの田とこの田とこの田に水を送る」という取り決めがあり、谷ミズごとに井根当番を決める集まりがあった。藤坂では池が無くても谷ミズが枯れることはなく、水源が潤沢であったが、山林を森林組合に委託して以降、広大なスギ林の植林をきっかけに保水力が減少し、現在では干ばつが起こる事があるという。

(e) 地場材料の利用管理と集落景観の関係

共有林・私有林のスギ・ヒノキや雑木が生活の中で建材や薪炭などに日常的に利用される事で、健康な山林環境が保全されていたことが明らかになった。

また、集落の貴重な収入源となっていたマツタケが多く穫れる環境づくりのために共有林が手入れされ、竹を使うことによって竹林も管理され、集落の9割を占める山林景観が健康に保たれていたことが明らかに

なった。

山際では、茅畑で茅を育てて定期的に刈ること、農地の日照確保のためのワチ刈りを定期的に行うことにより、農地と山の接線はきれいな 10m 程度の帯状に刈取られて管理され、農地-農地を縁取る芝生状のワチ-山林という輪郭を持った景観が保たれていた。

農地は現在のように耕作放棄地がなく、谷あいの農地、谷間に向かって伸びる農地は自給自足の生活を支えるだけでなく、管理の行き届いた豊かな農村景観を提供していた。

宅地では、集落内で採れるものを最大限に活用して生活が営まれ、集落内の大工や茅葺き職人が担当していたため、茅葺きの屋根の葺き方や、材木・野石・壁土といった建築材料など、一定のルールを持った景観が自然に形成されてきた。

以上のような地場材料の利用管理が集落住民の生活の一部として組み込まれ、生活の営みと景観形成は対となっていた。

#### (f) 1950 年代以前と比較した集落景観の変化

60 代前半から 70 代後半 3 名へのヒアリングから、集落景観の変化に関する口述をピックアップして表 3-20 にまとめた。ヒアリングでは茅葺き民家の景観が成立していた昭和 25 年 (1950) 頃を基準とし、現在の景観と比較している。

山林の景観では「全体的にとにかく荒れている。伸び放題。詰まっていて光が入らない。」「松枯れが起き、マツタケ激減」などの声が聞かれ、山林の荒廃している様子が多く語られた。

山際の景観では、「茅の需要が無くなり、茅畑(カヤバタ)が消失し、山際のラインが下がってきている。」「ワチ刈りが行き届かなくなってから、獣類の出没率が上がった。山際にフェンスを張るも、出没を防ぎきれない。」などの意見が挙げられ、いずれも山際の管理

表 3-20 集落景観に関するヒアリング結果

山林	・全体的にとにかく荒れている。伸び放題。詰まっていて光が入らない。 ・松枯れが起き、マツタケが激減。
山際	・茅の需要が無くなり、カヤバタが消失し、山際のラインが下がってきている。 ・山際を管理する「ワチ刈り」が行われなくなってから、獣類の出没率が上がった。山際にフェンスを張るも、出没を防ぎきれない。 ・山際付近を中心に耕作放棄地が見受けられる。
農地	・かつて農地であった事が確認できないほど荒れている所もある。 ・農地の重要度が下がり、平地(元農地)への民家の移転が見られる。
宅地	・茅葺き(クズ屋)から瓦葺きメインに。茅葺きにトタンや金属板を被せた家も多い。 ・茅葺きの方が風景が良く、快適に過ごせて良かったという印象。 ・新建材の家の増加、外材が主流に。

(NK 氏ヒアリング (2010) より作成)

や利用との関係変化を指摘している。

昭和 25 年 (1950) ~昭和 35 年 (1960) 頃まで茅葺きに使用する材料を確保するための「茅畑(カヤバタ)」の耕作習慣が無くなったこと、農地の日照を確保するための「ワチ刈り」という管理が行き届かなくなった事を山際が荒れてきた主な原因として挙げている。また、山際の荒廃による野生獣被害の増加などの二次的な被害の声も聞かれた。

農地の景観では、「山際付近を中心に耕作放棄地が多く見受けられる。かつて農地であったことが確認できないほど荒れている所もある。」と語られ、大型機械の入らない耕作地を中心に、耕作放棄地が増えた事が挙げられた。また、「農地の重要度が下がり、平地(元農地)への民家の移転が見られる。」とあり、山際から少しでも便利な所に民家を移したいという意向が伺え、民家移転による景観変化が起きていることがわかった。

宅地の景観では、「クズ屋(茅葺き)から瓦葺きがメインになり、茅葺きにトタンや金属板を被せた家も多い。新建材の家が増え、外材が主流になっている。」という声が聞かれ、屋根材の変化の指摘があった。茅葺きの家に関するイメージも語られ、「クズ屋の葺き替えはエライ(大変だ)から覆うのはしょうがない」という管理面のマイナスイメージの意見が語られた。また、新築される家の形や色、材料の変化も指摘された。

NK 氏宅周辺の写真(写真 3-104)を用い、表 3-20 で得られた景観の変化に関するヒアリング結果と、NK 氏の自宅周辺の景観変化に関するヒアリングの内容を併せて、反映させた(図 3-80)。

また、図 3-80 に示した景観変化の内容を、N 氏宅周辺の平面図に対応させて示した(図 3-81)。平面を考察するに辺り、農振地の範囲を航空写真に投影した図を併せて示す(図 3-82)。

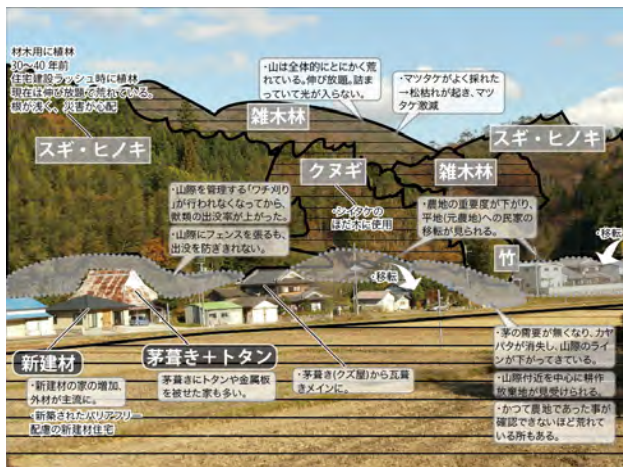
#### <山林>

広い面積を占める雑木林は、薪炭の利用がほとんど無くなった今、需要がなく荒れ放題、伸び放題であるという。宅地のすぐ背後に位置する私有林には、30~40 年前の住宅建設ラッシュ時に植林したスギ・ヒノキがすでに出荷できる程に成長しているが、現在は切り出すコストの方が高く、出荷することもできないという。30~40 年前にはもっと「すいていた」山林が、手

入れされず「混んだ」状態になっているという。

<山際>

以前は「ワチの刈り過ぎ」で喧嘩になるような事もあったぐらいだったが、現在は管理が行き届かない。



(NK氏ヒアリング(2010)より作成)

図3-80 写真に見る景観の変化と管理の変化

茅畑は谷奥にあるため、図3-80上には反映されていないが、大谷の棚田の奥の山道沿いに10m幅で100mほど形成されていたという。現在茅畑は消失し、植林されてヒノキ林になっている。ワチ刈り、茅畑の双方の習慣の変化は、山際にのラインを低下させている。ここでも、山際の荒廃による野生獣被害の増加が指摘された。

<農地>

NK氏の宅地は、昭和初期に現在の宅地のすぐ背後に位置する宅地から農地に移転したという。

平成21年(2009)にNK氏宅の正面の谷より、大谷の入口に位置する農地に新しく宅地を造って、家が新築されている。これが大谷に広がる棚田の景観にふたをする形となっており、大谷に広がる棚田の景観は県道側から見るができなくなっている。

<宅地>

図3-80に示した新建材の家は、宅地に隣接した畑地であったところに増築されたものである。宅地に隣接した農地は増築や、家族が新しく宅地を構える際に敷地として多く選ばれている。また、茅葺き屋根を覆うトタンも、錆止めを塗るなどの管理を怠ると、錆が発生し、目立つようになっている。

(g) 集落景観の変化と地場材料の利用管理の変容の関係

以上で明らかになった景観変化をまとめ、断面モデルに示した(図3-83)。

景観変化の要因をまとめると以下のようになる。

<山林>

- ・共有林、私有林の雑木は薪炭としての利用により適度な間伐ができていたが、薪炭利用が無くなり、人手不足からも管理が行き届かない。
- ・共有林はマツタケがよく収穫できる集落の収入源で松林は適度に手入れされていたが、松枯れ後はほとんど収穫できず、関心が薄れている。
- ・私有林にはスギ・ヒノキを植樹し、材木として利用・出荷していたが、30~40年前のをピークに減少し、現在林業農家は無い。

<山際>

- ・山際は「ワチ刈り」と「茅畑」によって保全されていたが、現在茅葺きは1軒のみであり、茅畑の慣習



図3-81 N氏宅周辺の土地利用；平面に見る景観変化



図3-82 NK氏宅周辺の航空写真と農振地の範囲

は途絶え、ワチ刈りも行き届かない状態にある。

<農地>

- ・畑・水田などの農地は、農作物生産の場となり、農地景観を提供しているが、高齢化や転職に伴う人出不足から耕作放棄地も増加している。

<宅地>

集落以外からの地場材料の調達が主流になり、新建

材が使われる。また、農地の中に新宅を建てることで、場所によっては谷奥に位置する棚田の景観の目隠しをする形となってしまっている。

<地場材料の利用と集落環境保全の関係変化>

地場材料の利用と空間構成の対応のモデル図(図3-79)に、景観の変化を対応させて考察した(図3-84)。

藤坂では、土地利用の配置や土地の保全を兼ねた利用

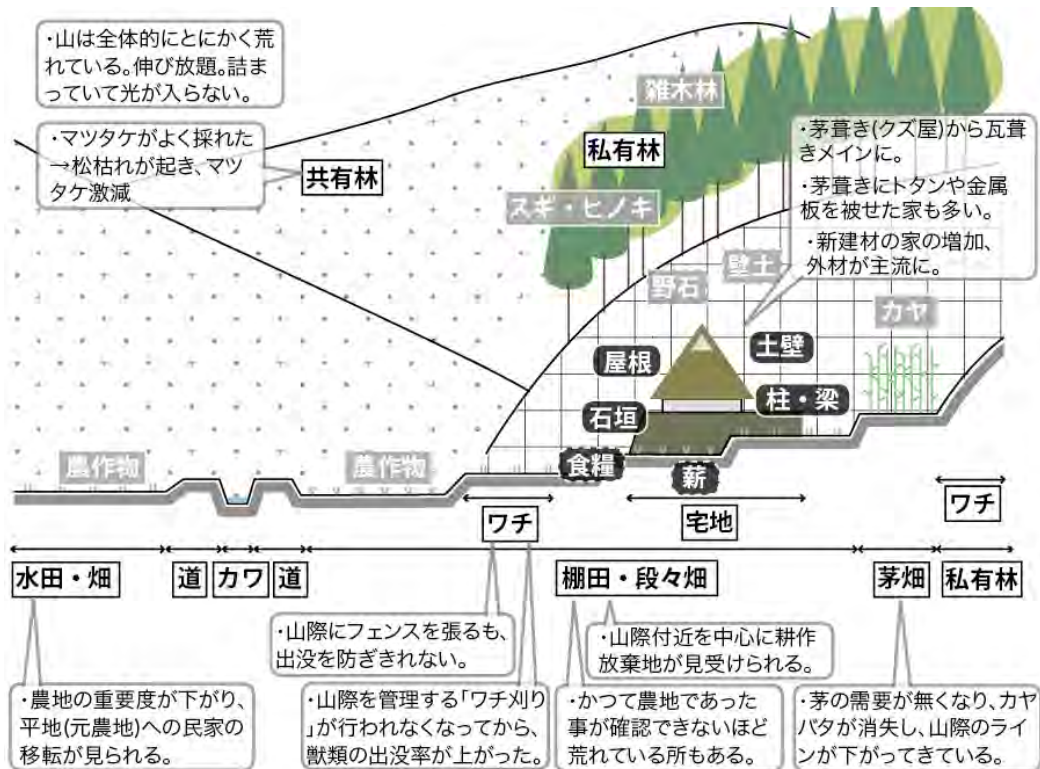


図3-83 断面モデルに見る景観変化

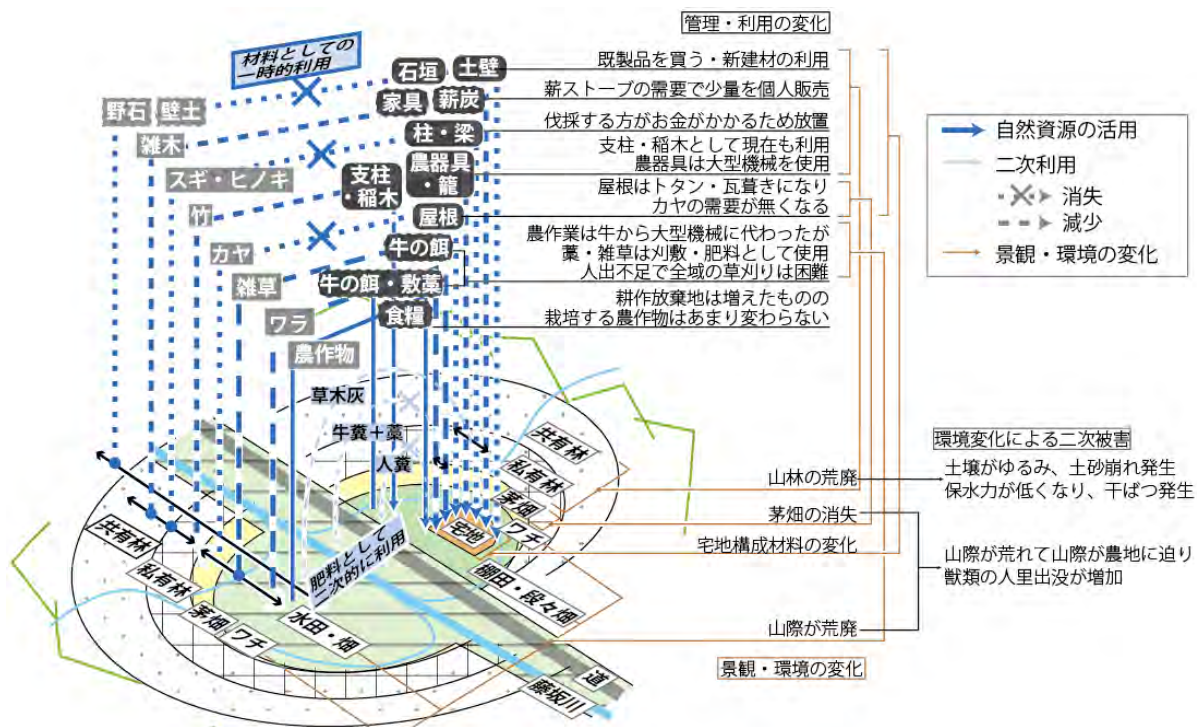


図3-84 地場材料の利用と集落環境保全の関係変化



が生活の中に組み込まれ、景観を構成する個々の空間単位として成立し、それが連なることで集落景観が成立していたが、現在では図3-84に示すようにそのつながりが途切れている。

ほとんどのものが集落内で自給できていたが、技術の進歩や安価な既製品の登場により、利便性や手間やコストの面などから集落内の材料や資源の活用が減少・消失している。また、生業の変化により農林業が主な収入源とならなくなったことが、管理・利用変化の最大の原因として挙げられ、農地や山林の荒廃を招いていると住民は認識している。

これらの集落内の材料の管理・利用の変化の結果、多様な材料、多様な工法が新しく入ってきたことにより、集落内に築かれていた一定の規律が崩れ、景観に変化が生じた。

山林が荒廃し、茅畑の消失や農地に隣接する山際のワチの管理不足により山際の芝生の帯がまばらになり、宅地の構成材料や工法の変化した新建材の住宅が増加するなど、景観や環境に変化が生じている。

また、これらの環境の変化により、山林の荒廃によって土壌がゆるむことによる土砂崩れの発生、山林の保水力の低下による干ばつの発生、山際の荒廃により鳥獣害の増加など、二次的な災害被害にもつながっている。

逆に、これらの管理・利用の変化が起きる以前は、山林・山際・農地が人々の生業や生活の営みによって保全できていたことが明らかになった。

管理に際し、高齢化や人口減少による人出不足にも不安を感じている住民が多い。

## エ 文化財・「歴史文化まちづくり資産」・集落空間構成と年中行事の関係

藤坂の集落構造調査では、住居から集落域へと段階的に構成される空間構成をモデルとして把握した。また集落景観を構成する要素間の空間的つながりを土地利用の相互関係、生活やコミュニティとのつながりを年中行事との対応から分析した。

図3-85～88は、藤坂における文化財、「歴史文化まちづくり資産」、集落の景観構成要素の関係を示した模式図を、さらに集落空間構成ごとに分類して整理した

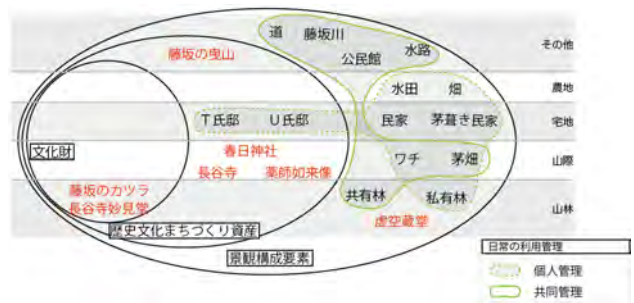


図3-85 日常生活を営む上での空間のつながり

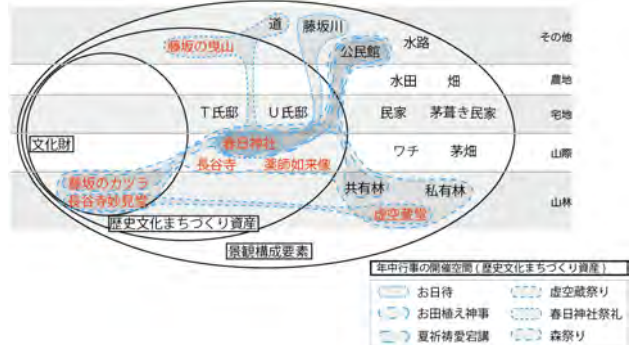


図3-86 年中行事開催による空間のつながり



図3-87 年中行事のお供え物準備段階の空間のつながり

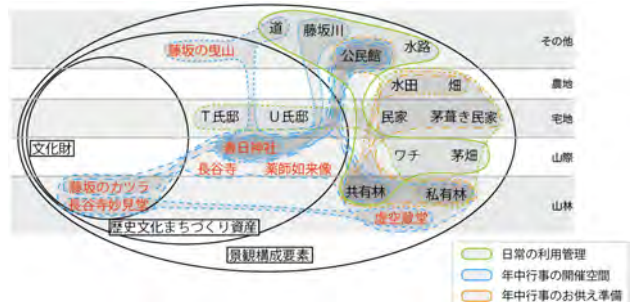


図3-88 生活文化と集落景観構成の関係

ものをベースに、日常生活、年中行事の開催空間、年中行事のお供え、による空間のつながりを示したものであり、図3-88は図3-85～87の領域を重ねたものである。

図3-86と図3-87は類似した分布を示しており、図3-86の祭事を通して文化財や「歴史文化まちづくり資産」の要素と結びついていることがわかる。また、3つの生活文化の側面により、集落全域が結びついていることが図3-88から読み取れる。

文化財では「長谷寺妙見堂」や「藤坂のカツラ」な

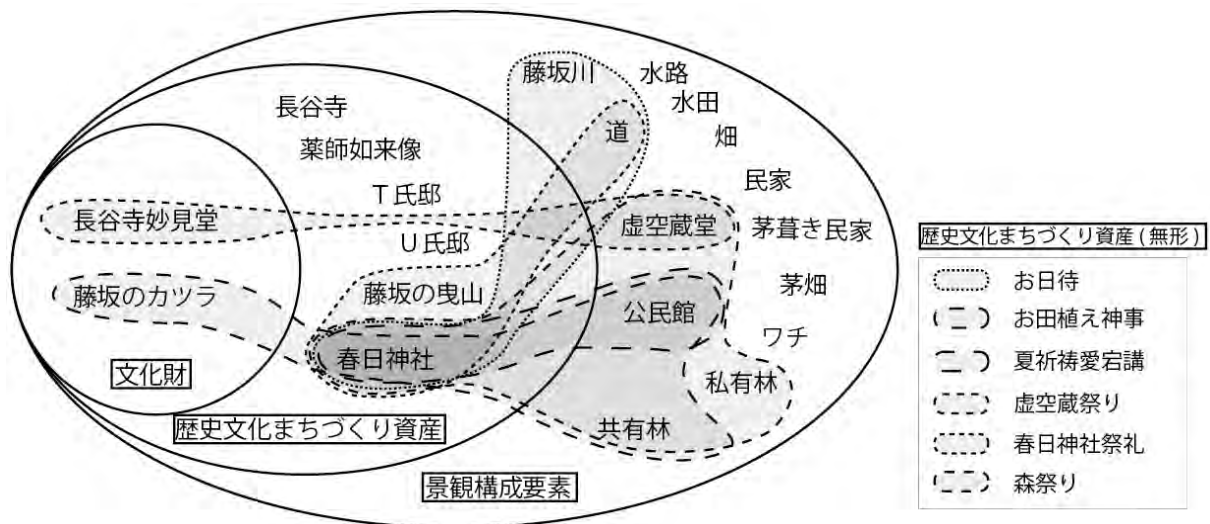


図 3-89 景観構成要素（有形資産）の文化財方策区分と年中行事（無形資産）の関係

ど、保存対象が点的にピックアップされているが、年中行事（無形資産）に着目すると、文化財や「歴史文化まちづくり資産」の枠を越えて集落域の様々な所で行事が展開され、結びついていることがわかる。

その際、点としての文化財や、集落景観に現れる集落域での行事展開のみに着目するのではなく、空間的なつながりと生活的なつながりに着目することが、文化的な面から生活総体・生活空間総体を把握する上で、重要である。

篠山市歴史文化基本構想の策定作業では、地域の文化財の概念を再検討し、その実態を把握したうえで、地域の生活を豊かにするまちづくりのための「歴史文化資産（歴史文化まちづくり資産）」の理念・実態と保存活用のための戦略を示そうとしている。

基本構想の柱の一つが、先に紹介した「歴史文化まちづくり資産」の基礎となる地域の文化財の総合的把握である。ここでは人々の生活の営為、文化的景観の把握と関係づけ、「当たり前前生活」、「当たり前前景観」の視点から調査が実施された。今回の調査は、準備段階のもので、今後は地元主導のまちづくりの展開過程で、資産の抽出・確認がなされ、内容（歴史文化まちづくり資産集落カルテ）を豊富化していくことが期待される。

第二の柱は、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用の考え方・進め方を示した基本構想の提示である。ここでは、市全域を「歴史文化保存活用区域」に指定し、「市全域」「地区」「集落」の各段階の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画の策定が構想されてい

る（本構想第4章、第5章、第6章）。

以下では、藤坂の「集落」の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画の策定にむけて、今回の集落構造調査から得られた成果をまとめておく。

藤坂の集落構造調査では、住居から住居群、近隣、集落域へと段階的に構成される空間構成モデルとして把握した。また集落景観を構成する要素間の空間的つながりを土地利用の相互関係、生活やコミュニティとのつながりを年中行事との対応から分析した。その結果をまとめたのが図 3-89 である。

図 3-89 は、藤坂集落における文化財（有形）、「歴史文化まちづくり資産」、集落の景観構成要素の関係を示した模式図である。この図をベースに「歴史文化まちづくり資産」に指定されている年中行事（無形資産）毎に、行事が開催される場所を把握し点線で結んだものを表示した。

文化財では「長谷寺妙見堂」や「藤坂のカツラ」など、保存対象が点的にピックアップされているが、年中行事（無形資産）に着目すると、文化財や「歴史文化まちづくり資産」の枠を越えて集落域の様々な所で行事が展開され、結びついていることがわかる。

すなわち、藤坂の文化財＜「歴史文化まちづくり資産」＞生活総体・生活空間総体としての集落環境資源という構図を描くことが可能である。

その際、集落環境資源の空間的つながりと生活・コミュニティとのつながりを重視すること、まちづくり活動の中で「歴史文化まちづくり資産」に対する認識を深めること、その保存活用活動と結びついた営みの

プログラム（生活と景観・空間の一体的な関係、環境資源の活用・管理を重視）の構築が今後の課題であるといえる。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員

山崎寿一

#### 【第3章3（4） 補注】

- (※1) 昭和45年(1970)の年中行事については、昭和45年(1970)10月1日に関西大学民俗学会から発行された「伝承文化研究No.5」の「多紀町福住地方の年中行事」を資料とした。平成21年(2008)の年中行事については、平成21年(2009)3月に篠山市教育委員会から発行された「篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査報告書」の「第6章福住地区の民俗」(著者 久下正史氏)を資料とした(後者の資料は4つの集落のうち福住下集落に位置する住宅を対象とした調査をもとに作成されている)。
- (※2) 本節は、参考・引用文献2)8)、12)の論文を再編し、加筆、修正したものである。
- (※3) 本節は、神戸大学山崎研究室の国居郁子、藤井麻里花、池田秀範との共同調査・分析作業の成果である。

#### 【第3章3（4） 参考・引用文献】

- 1) 『篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査報告書』(篠山市教育委員会、2009)
- 2) 池田秀範、山崎寿一、小池広秋「篠山市福住地区の地域構成と大字福住の段階的空間構成-伝統的建造物群保存対策調査と関連して」(『住宅系研究報告会論文集』3号、2008)
- 3) 『白川村萩町 合掌造り集落の環境資源 伝統的建造物群保存地区環境資源の調査及び保存・整備計画書』(財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団、2006)
- 4) 永井規男「摂丹型民家の形成について」(『日本建築学会論文報告集』No.251、1977)
- 5) 水ノ江秀子、西山徳明「明治中期の土地利用にみる合掌造り集落の空間構成と伝統的景観-白川村萩町伝統的建造物群保存地区を事例に」(『日本建築学会計画系論文集』622号、2007)
- 6) 富本理絵子、三輪康一、末包伸吾、栗山尚子「街道沿いに展開する歴史的町並み景観の構成に関する研究-篠山市福住地区における事例調査を通して」(『日本建築学会近畿支部研究報告集』49号、2009)
- 7) 田林明『農業水利の空間構造』(大明堂、1990)
- 8) 山崎寿一「集落土地利用計画」(『図説 集落-その空間と計画』、日本建築学会編、都市文化社、1989)
- 9) 北村貞太郎他『農村土地利用秩序形成調査報告書-土地利用計画の体系化へ向けて-』(農業土木学会農村土地利用秩序形成調査委員会、1982)
- 10) 『伝承文化研究』No.5(関西大学民俗学会、1970)
- 11) 山崎寿一、池田秀範「水系・景観に着目した篠山市福住集落の空間構成-篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査に関連して-」(『農村計画学会誌』28巻4号、2010)
- 12) 藤井麻里花、山崎寿一、池田秀範「年中行事にみる生活文化と住宅・集落の対応に関する一考察-篠山市福住地区伝統的建造物群保存地区保存対象調査と関連して-」(『日本建築学会住宅系研究報告会論文集』4号、2009)
- 13) 篠山市立歴史美術館所蔵「丹波國多紀郡第廿一大区七ノ小区藤坂村」(明治期)
- 14) 『兵庫縣小字名集IV 丹波編』(兵庫縣地名研究会編、神文書院、1994)
- 15) 藤坂農用地平面図1、藤坂農用地平面図2(s=1/4,000)
- 16) 藤坂地区(全体)(s=1/10,000)(年代不明)
- 17) 藤坂(東)地区(詳細・文化財分布)、藤坂(西)地区(詳細・文化財分布)(s=1/4000)
- 18) 篠山市蔵「壹村全圖 丹波國多紀郡藤坂村」(1885)
- 19) 篠山市提供資料：空中写真(年代不明)
- 20) ゼンリン住宅地図(s=1/1,500)(2009)
- 21) 『篠山市歴史文化基本構想策定業務報告書』(篠山市教育委員会社会教育・文化財課、(株)スペースビジョン研究所、2009)
- 22) 『平成21年度 歴文構想に伴う文化財建造物分布調査報告書』(H20(ひょうごへりテージ機構たんば)、2010)

## (5) 民俗文化調査結果

### ア はじめに

「文化財保護法」における民俗文化財は、衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗習慣・民俗芸能・民俗技術を含む無形の民俗文化財とそこで用いられる衣服・器具・家具等の有形の民俗文化財に大別される。

「民俗文化」とは、「あたりまえ」の日常の生活のなかで伝承されてきたモノ・コト・ココロであり、人々の生活文化の総体といえる。そのなかで何を「文化財」や「歴史遺産」として把握するのか。また、人々の記憶にある「民俗文化」をどのように記録するのか。そして、それらを地域の活性化にどのように活かすことができるのか。「民俗文化」の総合的な把握の方法は、地域のおかれている現状によって多様である。

「歴史文化基本構想」では、地域に存在する様々な文化財を、歴史的、地域的関連性等にもとづいて、一定のまとまりとして「関連文化財群」（有形・無形、指定・未指定を問わず）を設定することが求められている。つまり、特定のテーマやストーリーの下で関連性のある文化財を一体としてとらえ、魅力や価値を分かりやすく示すことにより、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというのである。「特定のテーマやストーリー」を設定するうえで、生活と密着して存在する「民俗文化」の占める位置は大きい。篠山市域の「民俗文化」はどのような特色を有するのか。本稿では、祭礼行事・年中行事・民間説話について詳細調査の成果をふまえた篠山市域の民俗文化財の現状と課題について検討していきたい。

### イ 篠山市域の祭礼行事

#### (ア) 篠山市域の祭礼行事の概要

篠山市域には、人々と神の関係を示す様々な民俗文化が現存している。篠山市域の神祭りに特徴的なものを概観したい。

祭りの場である神社（神殿）に神が常駐すると考えられる以前、目に見えない神は、祭りのたびに、何らかの場に迎えらるることが必要であった。その一例が、山中の巨岩（磐座）である。

篠山市福井の櫛岩窓神社の裏山「宮山」には、櫛岩窓命・豊違窓命が降臨した巨岩が10個ある。現在でも、

境内入口には「神山に立ち入ること」が禁止されており、禁足地である。櫛岩窓神社は延喜式神名帳に掲載されており、古代における磐座であったと思われる。



写真 3- 106 櫛岩窓神社

この他、今田町小野原の住吉神社には、カクレミヤ（巨岩）とカクレスギ（神木）がある。また、寺内の大売神社の由緒には、

人皇十一代垂仁天皇ノ御世、皇女天磐船ニ乗リテ当所へ幸シ玉ヒ、榊木ヲ植エ注連縄ヲ張り、木ヲ曲ケテ神籬ヲ建テ、皇祖大日靈ヲ祀リ玉ヒシニ始ル其後桓武天皇ノ頃初メテ御殿ヲ営ム、（下略）

とあり、神社には「岩船」が伝承されており、この伝承の背景に磐座があったとも推察される。このように篠山市域には、古代の神祭りの痕跡をうかがうことができる磐座が点在しているのである。

次に、中世の神祭りの様子をうかがう事例を紹介したい。

まず、荘園鎮守神として広域にわたる祭祀圏を有する祭りである。これらの祭礼では、荘域の村が氏子となり現在にいたっている場合がある。例えば、祇園感神院領の波々伯部保の鎮守、波々伯部神社、上賀茂神社領小野荘の鎮守、二の坪熊野新宮神社、住吉神社領小野原荘の鎮守、上小野原住吉神社などである。これらの神社祭礼は、現在でも数か村の氏子によって維持されている。

また、祭礼の形態においても、上小野原住吉神社の宮座と田楽のように、中世の面影を残すものがある。宮座は、特定の家の長男で構成され、祭りにおいて神事や神饌の調整、芸能を執行するものである。田楽は、京都や奈良の大社寺の祭礼や法会における風流が地方に伝播したものであるが、篠山市域では、今田町木津の住吉神社でも伝承されている。また、今田町市原の

住吉神社にも宮座が担う田楽があったが廃絶している。この他、大山荘一の宮での田楽が古文書に残されており、北沢田八幡神社の鯉祭りにも田楽が舞われた記録が残され、頭家儀礼の役名や採り物にその名残がある。この他、波々伯部神社の「お山の神事」におけるキュウリ山（造り山、お山）やデコノボウなども中世の祭礼の痕跡をとどめるものといえよう。



写真 3- 107 波々伯部神社のキュウリ山



写真 3- 108 二の坪熊野新宮神社の八朔祭り

最後に近世の祭礼の特色である。近世に入ると、篠山城下町の黒岡春日神社の祭礼をはじめ、市域の祭礼において、鉾山・ダンジリ・チンチキ山・山車という呼称のお囃子を伴う曳山が登場する。寛文3年(1663)に奉納された篠山城下の上河原町の三笠山を嚆矢とし、近世後期に各地区で曳山が建造され、明治時代に増加する(久下正史「兵庫県篠山市域のヤマとその祭り」)。

篠山市域の曳山は、妻入り屋根、四輪の御所車で、祇園祭の鉾を小型にしたものである。二階部分に子どものお囃子が乗る。また、二の坪熊野新宮神社の八朔祭りや本調査の対象地区である大芋の梅田神社(小原)、春日神社(藤坂)などのように、造り物をのせるものもある。このような曳山は兵庫県下では、篠山市域に濃密に分布している。

この他市域には、太鼓山・太鼓神輿・御輿と呼ばれる担ぐ形式の屋台がある。黒岡春日神社、佐々婆神社(畑宮)、二村神社(味間奥)、河内多々奴比神社(下

坂井)などの祭礼が知られている。

さらに、池尻神社(町之田)の人形狂言や追入神社の三番叟など、能や人形浄瑠璃などの影響を受けた芸能が祭礼行事に定着しており、市域の農村文化の質の高さを物語っている。

以上のように篠山市域の祭礼行事は、歴史的に各時代の神々と人との関わりを示す諸相を残しながら、現在まで伝承されているのである。それでは、これらの祭礼行事は現在どのような課題をかかえているだろうか。今回の対象地域である篠山城下町、福住地区、大芋地区のそれぞれについてみていきたい。

### (イ) 篠山城下町の祭礼の現状と課題

篠山城下町の黒岡春日神社の祭礼については、これまで総合的な調査が実施されていない。本調査においても、観察調査にとどまっており、その全容の把握はできなかった。ここでは、近世の祭礼について研究した嵐瑞澂「春日神社の移建と春日祭礼」及び久下正史「兵庫県篠山市域のヤマとその祭り」を参考に今後の調査研究の課題を提示するとともに、園田学園女子大学が平成21年(2009)に実施した住民アンケートにみる祭礼の課題を検討したい。現在篠山城下町の祭礼には、商家を中心とした黒岡春日神社の祭礼と士族町を中心とした青山神社の祭礼がある。

#### a 青山神社例祭

青山神社は明治13年(1880)に城内に創祀された神社である。4月に行われる祭礼では、黒岡春日神社への渡御と町内の巡行が行われる。かつては、武装した鳳鳴義塾の生徒に続いて、小学生の弓箭隊が多数に供奉し、太鼓とほら貝の合図に肅々として町内を練り歩いたが、現在は、男児は甲冑武者、女児は袴に薙刀で太鼓の合図で神幸行列が行われる。



写真 3- 109 青山神社例祭

## b 黒岡春日神社—神幸行列—

黒岡春日神社は「篠山城内の本丸の丑寅の角にある「篠山」に鎮座していた」が、築城にもなって現在地に移された。祭礼は10月16日17日（近世は旧暦9月9日）が祭日であったが、現在は10月第3土日に行われている。

祭礼行事は、4基の金神輿を中心とした神幸行列と9基の鉾山、そして8基の太鼓御輿の巡行から構成されている。

4基の金神輿の行列は次のように構成されている（平成19年（2007）の事例）。

行列大警固—供奉員（鉄棒天狗・太鼓4名・大麻・真榊2名・社名旗・獅子2名）総代・氏子総代・供奉童子（小学生）・町標捧持者（黒岡・上河原町～山内町）神職（人力車2名）—崇敬会会長—篠山市商工会会長—氏子責任役員—神輿大警固—一番神輿【黒岡】・二番神輿【乾新町・山内町】・三番神輿【下河原町・小川町】・四番神輿【上西町】

この行列は、本宮の13:00に春日神社を出発し、上河原町に向かい篠山城の南を通過し、下西町を経由して16:00頃帰着する。この行列には、その年に生まれた子供と両親が供奉童子として参加する機会もあった。正装をした父親に抱かれ、赤い鉢巻をした子どもが参加する。



写真 3- 110 春日神社神幸祭（供奉童子）

この祭礼及び神輿について、嵐瑞澂によると次のような経緯で推移している。承応3年（1654）藩主松平康信が大早魃に際し、春日神社で雨乞踊りをさせたところ降雨があり、その祝儀に各町に下賜した白金十枚で神輿を一基拵えたことに始まる。明暦2年（1656）に町惣代から鉾五本、その翌年に呉服町から吹切一本が寄進される。そして、万治4年（1661）に黒岡村から藩主に「従御大手古宮江御旅仕、御城内御堅固」と

願い出るものの、城内に入る許可が下りず、「白木之神輿」を「大手より東堀端、南堀端、西堀端そして元の大手」に帰ったのである。延宝7年（1679）に四基の神輿が一番、二番は黒岡、三番、四番は町民が担ぎ、小姓町から魚屋町、下屋敷を経由して桜の馬場より宮入りした。その後、元禄年間には藩主や町方により神輿が整備され、藩主をはじめ家中の武家、黒岡の農民、篠山城下の町方によって支えられた城下町の祭礼であったことが理解できる。

「神社調書」（『兵庫県神社誌』）によると、神幸行列は「旧篠山城を中心とし市内を廻周す、旧時城主在城の節は城の南門脇に拝観所を仮設し、此処に出座あり、順次其前面を通過し、定例の行路を経て、遂に神輿を奉還す」とあり、藩主の出座があったことがわかる。

この他、近世の神幸行列には、現在行われていないものとして、鷹・竹馬・幟・胴馬・母衣・弓・石台・提灯などが出されていたことが記されている。その様子は嘉永3年（1850）の「篠山春日祭図会」に「花ホロ」「ヒキ山」「神燈」「傘鉾」などの記載と共に描かれている。



図 3- 90 「篠山春日祭図会」（嘉永三年）

## c 黒岡春日神社—鉾山—

鉾山の巡行は次のように行われる。篠山城下を上町・下町にわけ、上町からは三笠山（上河原町）、鳳凰山（下河原町・小川町）、孔雀山（上立町）、高砂山（下立町）、下町からは、剣鉾山（呉服町）、猩々山（上二階町）、諫鼓山（下二階町）、蘇鉄山（魚屋町）、鏡山（上西町・下西町）の合計九基の鉾山がある。

鉾山は、宵宮は各町内を巡行した後、17:00に上河原町から順に出発し、西町に9基が揃う。ここから全ての鉾山で巡行し、19:00から春日神社の入り口で宮

入を行う。そして、河原町まで巡行し、同じ道順で各町に帰る。本宮の巡行は隔年で上町、下町それぞれから出発し、異なるルートをとる。上町から出発する際は、三笠山から出発し、10:00頃鳳凰山とともに本篠山交差点を通る。11:00頃、西町に鉾山が揃い、全ての鉾山で巡行し、打ち込みをして宮入し、お祓いを受ける。この時、お供えをし、御供物を受け取る。東進し、河原町に集合した後、帰路につく。下町からの場合、西町の鏡山が出発し、河原町に鉾山が揃い、ここから全ての鉾山で巡行し、宮入する。その後、西進し、西町に集合し、休憩の後各町に帰る。

鉾山は神事であり、雨天であっても巡行を中止することはないといわれている。



写真 3- 111 春日神社の鉾山

鉾山の成立については、「春日大明神勧請由来記」によると、

三笠山（上下河原町・小川町）寛文三年（1663）

小船山（二階町）延宝二年（1674）

高砂山（下立町）延宝二年（1674）

孔雀山（上立町）延宝五年（1677）

猩々山（上二階町）貞享四年（1687）

吹切山（呉服町）元禄三年（1690）

とある。小船山（二階町）と吹切山（呉服町）が現在の曳山とは相違している。魚屋町と西町の記載はない。また、「春日御祭礼行列書」（黒岡春日神社文書、1800年代前半カ）には、三笠山（上河原町）、鳳凰山（下河原町・小川町）、孔雀山（上立町）、高砂山（下立町）、吹切山（呉服町）、猩々山（上二階町）、諫鼓山（下二階町）、蘇鉄山（魚屋町）、鏡山（上西町・下西町）とみえ、吹切山（呉服町）のみが異なる構成となっている。鳳凰山については、天保四年（1837）の箱書があり、嵐瑞澂は「下河原町、小川町だけが分かれて天保三年再築した記録あり」と述べ、吹切山から剣鉾山へ

は「天保年間になって変る」と指摘している。蘇鉄山は明治3年（1870）に新築され、それ以前は「引山」であったという。鏡山は見送りの箱書に安政二年（1855）とある。また、嘉永3年（1850）の「篠山春日祭礼図会」には、屋根の上に鉾飾りをつけて描かれているが、明治43年（1910）に町中に電線が引かれたことにより、現在は各会所で飾られている。鉾山でのお囃子は、二丁鉦と笛、太鼓で「しゃぎり拍子」と呼ばれている。鉾山によって異なっており、道中の囃子には、神社に向かうときと下向の際の二種類、さらに宮入の囃子をもつ鉾山もある。



写真 3- 112 鉾飾り

#### d 黒岡春日神社—太鼓御輿—

太鼓御輿は、上町が三笠（上河原町）、鳳凰山（下河原町、小川町）、孔雀・高砂（上立町、下立町）、あづま（東新町）、下町が剣鉾・猩々・諫鼓（呉服町、上二階町、下二階町）、蘇鉄・鏡（魚屋町、上西町、下西町、西新町）、いぬい（乾新町）、南風（南新町）の8基である。

宵宮・本宮とも各町内を練った後、上町は城下町の東側、下町は西側を練り、20:00頃に順に宮入りをする。宮入り後は境内で上町4基、下町4基がそれぞれ練りながら、大年番の神社役員が座っている能楽殿の前で高くさし上げる。宮入終了後、各町に帰る。



写真 3- 113 春日神社の太鼓御輿

太鼓御輿の始まりは、文化、文政の頃（1804～1830）に王地山焼の陶工が祭りににぎわいを添えるために担ぎ出したと伝えられている。太鼓御輿は、あくまでも賑やかであるため、悪天候ときは中止になることもある。8基のなかで最も新しいものが、平成7年に参加した南新町の南風である。昭和22年（1947）までは5基であったが、昭和23年（1948）にあづま（東新町）といぬい（乾新町）が増え、南風の参加で8基となっている。各太鼓御輿は30名から70名の青年が担ぎ、4名の子どもが太鼓をたたく。太鼓の子どもは地面に足をつけることをせず、肩車などで移動する。

#### e 黒岡春日神社—大年番—

この祭礼を統括するのが「大年番」である。大年番は、鉾山を持つ町が順に担当し、その年の祭礼の一切を取り仕切る。大年番の記録については、木箱に入った「年番勘定並決議録」



写真3-114  
年番勘定並決議録  
(黒岡春日神社文書)

（黒岡春日神社文書）があり、明治42年（1909）から昭和4年（1929）までの記録が綴られている。

以上、黒岡春日神社の祭礼について概観してきたが、総合的な調査を実施することが急務であると考えられる。祭礼の歴史的な変遷を明らかにするためには、黒岡春日神社はじめ各町が所蔵する古記録を調査することが必要である。下立町の鉾倉の解体の際、長持ちに納められた古文書を閲覧する機会を持ったが、地域のなかでの関心は必ずしも高いわけではなく、破棄される危険もある。早い時期に悉皆的な調査を実施しなければならない。また、黒岡春日神社所蔵の古文書についても、概要調査を実施したが、嵐瑞澂が引用する史料で所在不明のものも多い。これらの資料についても探ることが重要である。篠山市域の祭礼行事の特色である鉾山が早い時期から祭礼行事に取り入れられている城下町の祭礼であるだけにその占める位置は大きく、篠山市の「歴史遺産」を考えるうえで欠くことのできないものであると思われる。

#### f 祭礼の現状と課題

それでは、黒岡春日神社の祭礼の現状はどのような

課題を持っているのか。

平成21年度（2009）に園田学園女子大学が実施した住民アンケートのなかで、「祭りの良さは何と思うか」という自由記述において複数回答があったものから上位のものをあげると、最も多かった回答が、「皆が力を合わせる事、地域の協調・協力、地域の人々との交流、コミュニケーション」であった。地域コミュニティが祭礼行事によって維持されていることが理解できる。この他、「伝統を守る」「活気が出る、町の活性化への期待」「郷土愛が芽生える」という回答もあった。「楽しい」という回答も複数あり、祭りの楽しさが地域の活性化に結びつくことが理解できる。

一方、「祭りの課題問題点は何か」という設問については、「大人・子どもを含め、参加人数の減少」「少子高齢化」という回答が圧倒的に多い。現状を維持していくことが重要であるという意見も多いが、鉾山のお囃子や太鼓御輿に乗る子どもがいない、担ぎ手や曳き手が少ないという祭礼行事の伝承にとって切実な課題を抱えている。この他、「修理費・経費がかかる」「市外などへPRの不足」という回答もあった。

このような問題意識は、平成19年（2007）に『丹波地域民俗芸能調査報告書』で実施した自治会長へのアンケートにもみられる。

伝統文化を継承してゆくことが私たちの使命です。直ちに協会を設立して保存に務めなければならないと思います。私達はと伝統ある春日神社秋祭りの神楽、鉾山、太鼓みこしを大切にしています。特に鉾山には費用もかかり囃子をする子供も減り続けていくことが困難ですが地域の皆んなが力を合わせて続けていこうと思っています。又、丹波内外へこの保存、継承がしられることによって何らかの新しい祭りの形態が考えられてりするかも知れないと期待します。(例えば山車の曳行に近所の方でも参加できるとか) 又、鉾山や太鼓みこしの物だけでなく祭りの運行や形も保存に値するものと思います。(呉服町)

鉾山の経年劣化がはげしく、修復には多額の費用がかかります。鉾山本体、刺繍などの飾りを扱う職人が不足しています。少子高齢化で参加人数が不足し、人員確保に苦勞しています。(上二階町)



という回答である。少子高齢化による祭礼行事の担い手の不足は、都市部、農村部を問わず現代社会の持つ課題であり、その解決に地域の知恵を結集する必要がある。また、鉾山の修復の問題は、祭礼行事という無形文化財に使用されるモノ（有形文化財）を維持するための伝統的な技術の保存・活用も含めて考えなければならないことをうかがわせる。かつての城下町を支えてきた様々な伝統技術の把握も、祭礼行事の伝承に欠くことのできない要素である。課題の解決としては次のような意見も寄せられている。

鉾山や太鼓みこしの常設展示館があればよいと思う。(77歳 男性)

地域住民だけで祭りの行事を続けて行く事が困難となって来たので地域外の住民からもボランティアを募るとか、観光事業と組み合わせ、観光客に「行列」「山曳き」「太鼓みこしかつぎ」「太鼓みこし乗り子」等の体験を売りにした観光ツアーを売り出す等のトライアルをやっていくべきではないでしょうか。(65歳 男性)

町の外への働きかけによって、祭礼の活性化を図ろうという意見である。黒岡春日神社でも総代会が平成9年(1997)に祭日を現在の日曜日に変更するに際し、アンケートを実施している。このアンケートも参加人数の減少による祭りの維持についての危機感から実施されてものであった。結果をまとめたなかで、総代会の意見として、

新町の参加を是非考えて欲しいと思います。「同じ篠山に住みながら“なぜ”自分達は鉾山に乗ることができないのや」こんな新町に住む子供達の声が聞こえて来るようでございます。…現在鉾山を所有する町内会は11町内会で14、あと6町内会の新町があります。この町内会は人口も多く、助けて頂くには十分なものと思われまます。春日神社の全ての氏子が一体となってこの祭りを盛り上げるならば、決して不可能なことではないと確信致します。

と記されている。鉾山を持たず、太鼓御輿のみで参加している町の人々の参加により、担い手不足を解消しようという考えである。これまでの祭礼の枠組みをとりはらう大きな変化になるため、実現にはいたってい

ないが、お囃子の子どもの人数を確保するために新町の子どもが乗る鉾山もある(蘇鉄山など)。

昭和60年前後には、鉾山のお囃子や太鼓御輿の乗り子が男児だけは維持できなくなり、女兒が乗ることを認めるようになる。

今まで太鼓ミコシの乗り子は男児に限られていたが、過疎化に抗しきれず、今年魚屋町、上下西町「そてつ・かがみ」の乗り子は四人全員が女兒、また上河原町の「三笠」は男二人、女二人が太鼓をたたく。鉾山は数年前から合い乗り、中学生を乗せているところもある。(篠山新聞 昭和60年(1985)10月)

それでも子どもの数が足りない時は、町内から他所へ嫁いだ女性の子どものに依頼する鉾山もある。

このように子どもについては町の外へ担い手を広げることで、祭礼が維持されているが、一方で太鼓御輿においては、喧嘩やもめごとが少なからずあり、その原因の一端が地域外からの「助っ人」の存在である。この祭礼における喧嘩はかつてもあった。「篠山新聞」大正10年(1921)10月21日の「春日神社祭典当日神殿前にて喧嘩の事(無名氏)」という記事には、

古来氏神祭典に際して喧嘩することを以て古例とせるに箇所は多く聞く処にして俗に喧嘩祭など称して居るが、我が多紀郡に於ては未だ其悪例のないのは甚だ喜ぶべき現象であるのに拘らず、本年黒岡村の御輿昇きが下立町の太鼓御輿昇きの青年〇〇某を神殿前にて袋叩きにしたと云ふ事は、平素の出来事なれば別に意に介する程の事でもないが、時が氏神祭典当日にして場所が神殿前であるだけ一層一般の人の頭に深く印象を残したのである。夫れで将来悪例を何時までも残さないかと云ふ事を氣遣はざるを得ないのである。若し残したとすれば其罪悪は取り返しがつかないのである。

喧嘩の動機は下立町の青年〇〇某が黒岡村の御輿が神殿前まで昇いて来た際に砂を投つたと云ふ事になって居るが別に何等の悪意があつた事ではないらしい、唯面白半分にした事である、夫れに黒岡村の者は御輿を入口の門の処まで昇き出して置いて、百人近くの者が大挙して喧嘩をしに来たのである、其際何故警固の任に当れるものは

急を防ぐため必死にならなかったのであろうか、

近来警固なるものは唯羽織袴を着けて大将顔をして附いて居るのを唯一の名誉と心得て居る位の連中が多いから万一の場合に於て少しも役に立たないのは甚だ遺憾な次第である、唯一人年番長〇〇〇氏が喧嘩の真際中羽織袴の儘飛び込んで仲裁をされて居つたと云ふ事は一同共に敬服した次第である。

今回の出来事を以て或は下立町の青年〇〇某が悪いとか或は黒岡村の御輿舁きが悪いとかいろいろ云ふて居るが祭の時に於ては皆多少とも酒気を帯びて居るのであるから斯の如き例は実に起り易いのである。夫の為め夫れ等を未然に防ぐために警固が十数人もぶらついて居るのである、そこで下立町の青年〇〇某も悪いが黒岡村の御輿舁きも亦悪い、将来は是非とも右様の行為なき様にして貰ひたいと同時に警固の任に当れるものは一層注意して時々起らんとする喧嘩の原因をば未然に消滅する様注意して頂きたいのである。(文中〇は伏字)とある。長い引用になったが、当時の祭礼の様子を彷彿させる貴重な記録である。いつの時代も課題を抱え、苦労しながら祭礼行事を伝承してきている。この祭礼の「いま」をしっかりと見つめたうえで、次の世代にどのように伝えていくか、「これから」を模索しなければならぬ。

最後に園田学園女子大学が平成 21 年度 (2009) に実施したアンケートのなかで、篠山市立篠山小学校の全校生徒を対象としたものから、子どもたちの意見を紹介したい。

眠たかったけれど、年に数人しか乗れない行事なので、はじめは楽しもうと思っていただけ、実際やってみたらそんなこと関係なく楽しかった。

(6 年生女子)

とても楽しかったです。一年生の頃はとても恥ずかしかったけど、学年が上がるにつれてそれもなくなっていきました。中学生になると、鉾山には乗れなくなるけど、一生懸命頑張っている下の学年の子たちを応援したいです。(6 年男子)

鉾山にお囃子として乗ることが「楽しい」という感想である。アンケート結果からは、多くの児童が祭礼

を楽しみにしていることが理解できる。

朝か昼から起きてすぐ、化粧や着物を着て、用意をして、ずっと晩まで太鼓をたたいて、春日さんで「さしませ」をずっと続けてすごく手が痛いし、そこからまた帰らなければならないので、とてもしんどいです。でも、とっても楽しいです。私はもう乗れませんが、人が足りない町など、あつたらぜひ乗せてもらいたいと思いました。(6 年女子)

お祭りは楽しい気持ちになれるので、とてもいいと思う。古くから伝わる大切な篠山の行事なので、これからもずっとこのお祭りが続いてほしい。(6 年生女子)

さらに、祭礼行事が地域の伝統であり、その継続を願う記載もある。このような子どもたちの思いが祭礼行事を未来に伝承していく活力となると思われる。

#### (ウ) 福住地区の祭礼の現状と課題

福住地区の祭礼行事は、川原住吉神社の「水無月祭り」である。名称のとおり旧暦 6 月 30 日が祭日であったが、近代に 7 月末日となり、平成 10 年 (1998) から 7 月最終の土日に変更し現在に至っている。この祭礼行事も曳山の巡行、宮入を中心としたものであるが、現在は本宮のみ巡行が行われる。曳山は、川原「菊水山」(船型)、本明谷「鳳凰山」、上町「鶴寿山」、中町「獅子王山」、下町「亀甲山」、木穴木「竜水山」(船型)の 6 基であったが、「竜水山」は老朽化により昭和 45 年 (1970) に解体され、「獅子王山」も車輪の老朽化により曳行することができない。この祭礼行事は、各ヤマが宮入後、神前で奉納する「打ち込み囃子」をともなう点が特徴である。

祭礼行事の現況については、兵庫県教育委員会が平成 19 年度 (2007) に実施した「ふるさと文化再興事業」の調査報告書『丹波の曳山祭礼』に詳しい。ここでは、報告書をもとに「打ち込み囃子」の成立と保存会活動を中心に述べていきたい。

#### a 近世の祭礼

住吉神社の近世の祭礼を示す史料は少ない。住吉神社文書には近世史料は僅かしかなく、遠山家文書の大半をしめる遠山宗九郎 (写真 3-115) が幕末から近代

初頭に書き記した日録に書き写されたものが重要である。遠山宗九郎の書き残したものを中心とする「遠山家文書」は先の調査の際に概要調査と写真撮影を行ったが、その解説と全容は今後の課題である。ここでは、目にとまった史料から近世の祭礼の一端をみておきたい。

まず、近世の地誌である。

『丹波志』多紀郡 卷之五の住吉大明神の項に「河原村ニ坐福住本明谷ト共ニ産神トシ六月晦日九月十三日祭」とあり、近世には祭日が年2回あり、その一回は六月晦日であったことがわかる。秋の祭については『篠山封疆志』に



写真 3- 115  
遠山宗九郎肖像画（個人蔵）

「往歳九月八日安河原村神輿於此中世儀絶」とあり、本明谷のお旅所への神輿の渡御があり、中世に絶えたことがわかる。

住吉神社は、社伝では、永保元年（1081）創建とし、「天文10年（1542）9月13日初井下野守視社殿を改修し、川原、本明谷、福住三ヶ村の氏神となす。（大正元年安田が氏神となった）」と伝える。永禄元年（1588）九月十九日付「丹州多紀郡初井之城御旗下武士名字事」という文書（写）に「栢森住吉社」の記載があり、十六世紀には現在の地に存在していたことが考えられる。年不詳の「丹波国多紀郡初井之庄」という文書に、

一住吉之祭礼九月十三日初井殿御代之時分者九月

十二日之夜船井郡日吉野と申猿楽参候而夜能仕候とあり、九月十三日の祭礼が十六世紀からのものであったことがわかる。この頃の祭礼は、神幸式を中心としたものであったと思われる。

次に近世後期に「曳山」が祭礼に加わった経緯について、「御宮日記」（遠山家文書）に次のようにある。明治25年（1893）に遠山宗九郎が記した神社に関する記録である。

抑水無月祭典旧格有を以当時ノ引山ヲ拵タル原由ヲ続テ取調見ル処ニ、天明六年午六月迄四季ノ作物ヲ持集メテ、作り物ヲ仕立祭礼ノ式トス花車ナシニテ人々荷ヒ山ト云事也、其頃式トハ口舞妓芸ヲナス是ハ三ヶ村組合テナスモノト単ク種々ト転

スレトモ費用少シトセズ、且者混雑スルハ難有口ヲ以引山囃子小供ニ教エ直引山トサント三ヶ村種々評議アルトス当上ノ町ナルハ、遠山真之丞祖父ニ当ル茂七ト呼人、該人者本郡福井村林宇右衛門氏ノ弟子ナリ、大工職ヲナスナリ、天命六年三月二日遠山真之丞方へ入婿セラル該人終ニ行年七十歳以上ニ亡ス此人存入中多年説セル村三ヶ之内上ノ町ナルハ遠山真之丞祖父ニ当ル茂七ト呼人該人者本郡福井村林宇右衛門氏ノ弟ナリ大工職ヲナス人ナリ、天明六年三月二日遠山真之丞方へ入婿セラル、該人終ニ行年七十歳以上ニ亡ス、此人存入中多年説セル三ヶ村之内上ノ町引山ヲ曰く始テ作セン事ナリ、続ヒテ祇園社祭礼之内辻村ノ山ヲ作りタリ、当氏神祭典造り山ナルヲ改正始テ作セシハ正シク茂七大工氏ノ可作ナルトス曰く天保十三年七月死亡ス、其后年ヲ経シ町村追々引山ト取損タル次第ヲ明治廿五年に至リ創始ヨリ百重有余年ヲ経タルトス…

明治25年（1892）に遠山宗九郎が水無月祭の引山の由来を調査したところ、天明6年（1786）に福住上町の「引山」が製作されたのが始まりであるというのである。「引山」以前は、四季の作物によって「作り物」を仕立てた祭礼であった。「作り物」は花車はなく、人々が荷い、それを「山」と称した。また、「舞妓芸」があり、その費用は氏子三ヶ村で負担していたが、費用が少なくなく、混雑することから、「引山囃子」を子供に教え、祭礼を「引山」に変更しようと三ヶ村が協議していた。この「引山囃子」は道中囃子を示しているであろう。上町は遠山茂七という大工が「引山」を製作した。茂七は多紀郡福井村（大芋村福井か）の林宇右衛門の弟で、天明6年（1786）三月に入婿し、その後「引山」を製作したようである。天明7年（1787）六月の祭礼が「引山」の始まりということになる。その後、各町が次々と「引山」を製作したと記されている。現在のヤマで唯一銘のある川原の「菊水山」は天保3年（1842）である。また、茂七は波々伯部神社（祇園社）の辻村の山も製作したことがわかる。

同じ「御宮日記」（遠山家文書）の別の箇所には「作り物」について、

毎町々居立タル造り物数々也

西入口町端 大鳥井 青檜ノ葉を以作ること  
 中程にてハ 大むし 竹細工立流に仕立なり  
 上ノ町 二見浦ノ正図 大舟ヲ作ル也  
 東端にてハ 牛車ヲ曳赤牛仕立立流ナリ  
 本郡三ヶ町トモ戸別ニ建松真ノ並木原ノ如ク餅  
 リ燈籠等、市中数不斗町々思ヒニテ引物献供等  
 ヲナス、十才以下は花笠ニ紅タスキ多分ハ揃エ  
 ノ着物ヲナス、当日晴々タル上之氣ニシテ其賑  
 多紀郡ニ響ク有様也、拙家町々悦ヒノ徳義ト  
 シテ町々配口ス…

とある。先述した天明6年(1786)以前の「作り物」と同じものではないが、福住の町の4箇所に「造り物」が設置され、各家々は「建松」「餅リ燈籠」を街道沿いに並木のように並べたことが記されている。また、十歳以下の子供は「花笠ニ紅タスキ」「揃エノ着物」で着飾り、非常に賑やかな様子であったことがわかる。

さらに、慶応元年(1865)に遠山宗九郎が記した「要記書彙簿」の四月廿三日の項には、引山の「塗替」と「金物仕替」に際しての寄附の内訳が記されている。そこにあげられている名前の多くが屋号であり、水無月祭の「引山」が福住の町の人々の財力によって支えられていたことが理解できる。

以上、遠山家文書の僅かな史料の記載からでも近世の祭礼の変遷の一端を十分うかがうことができる。水無月祭での曳山の登場が天明7年(1787)であったことが明らかになった。また、それ以前の造り物を中心とした祭礼の様子の記述は貴重である。遠山宗九郎の残した記録群は福住の歴史・民俗を考えていくうえで大変重要な内容を豊富に含んでいる。今後、積読をすすめ、翻刻・公開していく必要がある。

## b 近代の祭礼

18世紀後半にはじまった曳山の曳行をともし祭礼は、幕末・維新を経てどのように変遷したであろうか。古くからあった神幸行列であるが、明治15年(1882)の「祭典執行順序」(川原住吉神社文書)によると、御旗章—散米—大ヌサ—猿田彦—劔鉾—御幣—御供櫃—八足代—警固とある。現在の神幸行列と比較すると「獅子頭」と「太鼓」と「御鳳輦」がない。この点については、「住吉神社明細取調書」(明治28年(1875))の第六種に

第六種 明治維新以来夏季祭典ニ際し本明谷村宇白壁ノ御旅所マテ渡御式アリテ明治廿六年ニ至リ封疆志ニ拠リ新ニ鳳輦猿田彦ノ装束獅々頭等ヲ調製シ行列左モ静肅ノ祭式ヲ執行フト雖モ貴頭賢名ノ発願ニヨリテ伝来スル式法無之

とある。明治26年(1893)に『篠山封疆志』を典拠に新しく「鳳輦・猿田彦ノ装束・獅々頭等」を調製したのである。『篠山封疆志』は先述した「神輿於此中世儀絶」のことであり、神幸式に神輿(御鳳輦)が復興されたということになる。

また、「祭典執行順序」(明治15年(1882))には  
 神器預ケ物記

- |       |         |
|-------|---------|
| 一 鉦箱  | 森田五左衛門  |
| 一 幕箱  | 森田六郎右衛門 |
| 一 白鳥箱 | 森田芦右衛門  |

とあり、神幸式の道具は、住吉神社ではなく、いくつかの家に分散して保管されていたことがわかる。このように明治26年(1893)に水無月祭に改正があったことがわかるが、曳山についても「祭典執行順序」に次のような定約書が書き留められている。

### 定約書

宵山宮入ハ本年限リノ定約ナレドモ(都合ニ依リ)明年ヨリ引続き宮入ヲ為ストキハ先山ノ順番左記ノ通り

このあと、明治26年(1893)から二十八年間の三か年の順番が書かれている。どのような理由で宵宮の宮入が行われるようになったのかはわからないが、これ以降「祭典執行順序」という標題の文書には毎年宮入順を申し合わせたものが記載されている。



写真3-116 川原住吉神社の神幸行列

以上の記録から、明治26年(1893)に祭礼の内容が

いくつか変更されたことが理解できるが、祭礼の見直しはその数年前から始まっていたようである。「氏神祭典執行順序」(明治24年(1891))には、

氏神住吉神社祭典ニ付テハ昨明治廿三年氏子内ニ於テ彼是異論相生ジ甚不敬之始末ナルヲ以テ今般祭典順序相定ムヘキ旨本村長ヨリ特ニ諭達之次第モ有之即チ氏子惣代大字各惣代警固等立会協議之上本年祭典之順序ヲ定ムルコト左ノ如シ

とあり、明治23年(1890)に「不敬」を理由に祭礼の内容を氏子総代が協議して定めたとある。氏子総代、大字総代、警固の計十八名が署名、捺印している。その内容には、「不敬粗暴ニ流ルヽ如キ所業」の禁止、お旅所から直ぐに帰還すること、「祭典前夜檀尻ノ進退ハ適宜タリト雖トモ決シテ宮入スルヲ許サズ」(宵宮における宮入の禁止)、宮入・下迎の時間などが記されており、各村の警固の指揮・監督、大字総代の責任が確認されている。神幸がお旅所から帰ってこないことや宵宮に宮入すること、粗暴な振る舞いが問題となり、祭礼の見直しがはかられたことがわかる。この冊子には、明治27年(1894)までの「氏神祭典執行順序」が記されており、毎年その内容が確認されていることがわかる。以上のように明治20年代は、水無月祭にとって大きな転機を迎え、現行の祭礼の基礎が築かれた時期であると思われる。先にあげた遠山宗九郎の『御宮日記』は冒頭に、

明治十三年辰五月廿二日ヨリ以来

氏神住吉神社御祭典ヲ改正ナサント榎森義亮殿ニ御談義ナスニ付旧キ日記等ヲ見出シテハ廉へ抜書ヲナス

とある。榎森義亮は住吉神社の神職であり、遠山宗九郎は明治13年(1880)から祭礼の改正を考えていたことが明らかである。『御宮日記』の表紙には、「三ヶ村氏子惣代創始掛 遠山宗九郎蔵」と書かれており、彼が祭礼改正の中心的人物であったことがわかる。遠山宗九郎が打込囃子を各町のヤマに作詞・作曲したが、明治三十年代との伝承があることから、水無月祭に大きく寄与した人物であったことがうかがえる。

### c 水無月祭の継承

明治二十年代に整備された祭礼はその後どのように継承されたのであろうか。この項では、新聞記事の中

心に祭礼の様子を記してみたい。

大正13年(1924)には、「異様の旱魃のため質素に行はれた」(篠山新聞福住附録、対象14年(1925)7月25日)ものの、例年は篠山、園部から臨時バスが出るほど賑わいを見せていた。

昭和7年(1932)には、篠山新聞販売店小島新聞舗の斡旋により、鶴寿山(福住上)が、翌年には亀甲山(福住下)の打込囃子がNHK大阪中央放送局のラジオで放送された(篠山新聞、昭和7年(1932)7月25日、兵阪新聞、昭和8年(1933)7月27日)。

昭和13年(1938)の祭礼は「山車も囃子も止めて 武運長久祈願祭」とし、「本年は時局に鑑み、山車も打込み囃子も一切を取止め、三十一日午後八時を期して、全氏子は住吉神社に参拝庭前に整列して真心こもる武運長久の大祈願祭を執行することとなった」とある(篠山毎日新聞、昭和13年(1938)7月28日)。また、昭和15年(1940)の記事でも、「戦時色住吉神社水無月祭は一昨三十日宵宮三十一日が本祭であるが事変以来各自自粛しドン太鼓の子供はやし。青年の打込みの余興を廃し昨三十一日午後一時から青年団主催の剣道大会あり、夜は氏子が、高張提灯を先頭に参拝し聖戦完遂、武運長久を祈願し戦野に活躍する出生勇士の家族達で相当賑わった」(丹波新聞、昭和15年(1940)8月1日)とある。そして、昭和16年(1941)には、「神嘗祭ニ当リ村幣帛使参向ノ砌拜殿ノ設備」がないことを理由に拜殿の建築を行っている(「経過報告書」)。

第二次世界大戦中は、ヤマ、囃子ともに中止していた(昭和二十一年までは中止されていたという伝承がある)が、戦後は復活し、昭和28年(1948)には「山車と打込みで賑わう」(篠山新聞、昭和28年(1948)7月25日)という記事を見る。

戦争で中断した後、打込みを教えるものがいなかった。その頃、打込みを始めた若連中に囃子を教えたのが、「ツジカズ(辻一)」という人物であった。この人は、芸達者な人で、三味線、胡弓、鼓、大胴をすべてこなし、川原だけではなく、本明谷・福住上・福住中・福住下のすべての打込みを演奏することができた。辻一は「福住萬歳」として三曲萬歳の萬歳師であった。シモンジョ(福住下)に後二人いて三人で演芸会などに出ていた。ツジカズはシャベクリは苦手であったが、

楽器は得意で打込み囃子を覚えていた。「福住萬歳」の三人は、「治丸（オサマル）・一丸（カズマル）・義丸（ヨシマル）」であった。戦争で一旦中断した、福住の打込みを復活できたのは、辻一の功績が大きいといわれている。

昭和27年（1952）には兵庫県講和記念郷土芸術コンクール（神戸市）にデカンショ（後藤節）、酒造歌（酒井嘉右衛門）とともに参加し、全二十五演目の第三位に入賞している。この年八月には、新日本放送局の全国放送もあった。（多紀協同新聞、昭和27年（1952）8月13日、篠山新聞、昭和28年（1953）7月27日）ついで、昭和28年（1953年）に多紀文化顕彰会で無形文化財に指定される（篠山新聞、昭和28年（1953）8月2日）。

昭和34年（1959）の記事では、「十時には三台の山車が安田地区までの往復四<sup>＊</sup>の道を練った」（神戸新聞撰丹版、昭和34年（1959）8月2日）とあり、町内だけではなく、遠くまで曳行したことがわかる。

昭和45年（1970）には、宵宮での事故によって本宮の「山車の巡行、宮入り、打ち込みの神事奉納」が中止になった（篠山新聞、昭和45年（1970）8月1日）。この頃から、新聞紙上に「過疎」の文字が見え、昭和48年（1973）8月1日の記事には、「ちょうちんに灯がともされると笛や太鼓、胡（こ）弓、鼓、三味線の優雅な“打ち込みばやし”の音に合わせて、祭りのために京阪神方面から帰省した若者がかつぐ山車が境内狭しと練り回り、過疎の町もにぎやかな祭りの熱気でわかかえていた。」（神戸新聞丹波版）とある。また、昭和51年（1976）8月1日の記事では、「“打ち込みばやし”も後継者難に見舞われ、ほとんどが四、五十歳代に“中老化”しているのが一抹（まつ）の寂しさを加えていた。」（神戸新聞丹波版）とある。昭和63年（1988）に奉納を行った地区は二か所のみとなった（神戸新聞丹波版、昭和63年（1988）8月1日）。

平成元年（1989）には、菊水山（川原）の打込み囃子が5年ぶり復活した（神戸新聞丹波版、平成元年（1989）8月1日）。平成6年（1994）は「鶴寿山の囃子方の身内に不幸があつて、打ち込みを中止したため、囃子を奉納するのは三台の山車になった」（多紀ジャーナル、平成6年（1994）8月12日）とある。福住中の

「獅子王山」はこの七年前（1988）から囃子を中断していた（神戸新聞丹波版、平成6年（1994）8月1日）。

平成11年（1999）には「鳳凰山」（本明谷）のみが打込み囃子を奉納し（神戸新聞丹波版、平成11年（1999）7月27日）、あとの山は録音テープを流していたのである。

近年になり、川原の「菊水山」が、平成16年（2004）に12年ぶりに復活し、翌年には、福住上の「鶴寿山」、福住下の「亀甲山」が復活し、四地区の打込み囃子が奉納された。しかしながら、平成18年（2006）、平成19年（2007）は本明谷で不幸があつたことを理由に奉納が行われなかったため、復活した三地区の奉納となり、山の上での演奏は川原のみであった。

以上のように、幾度か継承の危機を迎え、曳山の巡行や打込み囃子を中断しながらも、その都度、時代や社会に合わせて復興してきたことが理解できよう。

#### d 打込み囃子の復活と伝承

それでは、近年の打込み囃子の復興において、地域の人々はどのような思いで祭礼を伝承しているのだろうか。打込み囃子に関わる四地区の36名の方々へのアンケートをもとに、祭礼の現状を報告したい。

**【本明谷】**この地区は、他地区がテープでの奉納になってからも演奏を続けていたものの、2006、7年は、地域の事情で奉納を中断した。（平成20年（2008）には演奏の予定）。「2年前から三味線奏者（1番難しい）が高齢により引継者がなくなった」など、後継者の問題が切実である。演奏者となった動機は、地域に生まれ、青年団に入り、先輩にすすめられたからであり、練習は祭礼の二、三日前のみでベテラン（演奏歴20年以上）の方でも中々熟達できず苦勞されている。後継者の育成のため、楽譜の作成が急務であるという回答が数件あつた。他の復活した地区の様子を聞いてのことであると思われる。

**【川原】**この地区は中断と復活を繰り返しているが、平成16年（2004）の復活については、

川原地区の打込みは、太鼓は子供が2人で山車の上で演奏する。適齢期の子供がいなかったことから練習できず、祭りは録音テープで代用していた。三味線等他の楽器を担当する大人達が高齢化により口伝出来ない心配が出てきた。平成15年（2003）、

有志が集まり、講師に協力を依頼、口授で伝えていたものを譜面に残して後世に伝える作業に取り組んだ。平成16年(2004)何とか復活することが出来た。

とあり、有志によって復興された。演奏者は50歳代でも復活とともに参加した方が多く、楽譜と伝承による間の取り方の違いなどに戸惑いを感じている。また、川原は船山でその舳先で太鼓を打つ2名の男子がいるが、後継者がなく困っている。



写真3-117 打込み囃子(川原)

現在の太鼓演奏者は復活時から演奏しており、中学生となったため、体が成長し、曲打ちの際、撥が山の屋根にあたってしまうため、小学生に伝承していく必要がある。

【福住下】この地区は、復活にあたり「打込ばやし保存会」(約20名)を結成している。復活の経過は、

平成16年(2004)迄の10年間は実演奏はおこなわれず録音のみであって復活するのはむずかしいと思われていたが、平成15年(2003)の秋より三味線の先生の指導(無料)により、まず三味線の楽譜づくり(当時三味線が出来た人は4名)を始め約6ヶ月後に(平成17年(2005)4月)に楽譜が出来てからは、若者(女性を含む)を中心に練習をはじめ(毎月3回7月は毎週)17年の祭礼に生演奏が復活することが出来た。

とある。保存会では、ベテラン1名、若者1名のリーダーを決め、練習を中心に、他の活動も実施している。

演奏者は、練習時間の確保、楽器の修理費用、技術などの点を苦勞としてあげている。しかし、打込み囃子をはじめてよかったことについて、

地域の内とくに若者同志との交流が増えた。(20代、男性)

皆で練習をし、普段、なかなか顔を合せることの少ない人に、都度(定期的に)出会え、交流が深められることは、良いことだと思いました。同年代や年差のある先輩方との交流が増えて良かった

と伺います。(30代、男性)

村の団結力が増えたこと。(30代、男性・女性)

集団演奏を通しての一体感(40代、男性)

集落の「和」に馴染め参加できる(70代、男性)

という回答があり、打込みの演奏が地域コミュニティづくりに活用されているように思われる。

【福住上】この地区では、復活にあたり有志で「上区打込み復元・継承委員会(仮称)」を立ち上げ、次のような経過で復活を遂げた。

・高齢化の進む中で演奏者が揃わず10数年前から録音テープによる奉納となっていた。復活に向けた取り組みの必要性が再三提起されていたが実現せず、将来復活できるように譜面化しておくことへの提案となっていた。

・そうした中、隣の集落が復活させたことに触発され、中堅の人たちを中心に復活への機運が盛り上がり、また、古老たちの熱意も発露され、総集会で区全体で取り組んでいくことを決議した。

・また、三味線等楽器類の修理費用の捻出に頭を悩ませていたところ、民間団体の助成金をいただき、この問題もクリアすることができた。

・さらに外部の多くの方たちのご指導・ご協力により、楽器ごとに楽譜化することができ、短期間で一通りの演奏ができるようになった。現在、古老たちは後方から見守り、若い人たちがそ育ち、さらに多くの後継者が続いていけるよう努めているところである。

川原の復活に触発され、30代・40代の地域の中堅の方が中心となって復活し、女性も含めて活発に打込み囃子に取り組んでいる。演奏者は、技術的な苦勞をかかえながらも、次のように復活の意義を回答している。

地域活動が活発化した。(30代、男性)

途切れかけた伝統が生き返った気がした。(30代、男性)

みんなで復活させたという達成感があった。「打ち込み」の話題を通じて、自治会の中でも異年齢の人と交流できた(30代、女性)

伝統芸能をわれわれの手で復活させた達成感は新鮮なものだった。又合奏という形で、演奏する側、聴く側とのコミュニケーションを図ることは地域

活性の為の手法の一つとして意義あるものであったと思う。(40代、男性)

楽しい。(40代、女性)

地域での同世代又、年上の方との交流がはかれたこと。伝統を引き継いだという、自負心を持つことが出来たこと。(40代、男性)

まだまだ未熟ですが演奏後は充実感、達成感があり、また演奏にかかわる者同志の信頼関係が築けたこと。(40代、男性)

「打込囃子」が楽しいことがわかった。仲間とのつながりが強くなった。(40代、女性)

皆と時間が共有できることが楽しく演奏がうまく出来たときの充実感や、一体感が味わえてとても良い心地です。打込囃子をやってはじめて、福住上の住人にとけ込められ、水無まつりをココロから楽しめるようになりました。(40代、男性)

地域の人と交流できたこと。見る祭から参加する祭になったこと。(40代、男性)

同地域に住む仲間意識が再確認できた。良きコミュニケーションの場となった。(50代、男性)

これらの回答をみると、打込囃子が地域の活性化の一翼を担っていることが理解できる。



写真 3- 118  
打込囃子  
(福住上)

以上のように、現在打込囃子を復活、伝承している四地域に関しては、それぞれ課題をかかえながらも、積極的に祭礼の伝承に意義を感じ、何とか継承しようとする意識があるといえよう。

#### e 今後の課題

前項で述べたように、各町で積極的に打込囃子を継承しようという動きがあるものの、課題も少なくない。最後に水無月祭の課題について考えたい。

祭礼の伝承において最も切実な課題は、少子高齢化、過疎化にともなう後継者の不足である。ヤマの曳き手、道中囃子を演奏する子供、そして打込囃子の奏者など祭礼の担い手、とくに子供の数が足りない。また、

復活した打込囃子についても、

復活後の演奏者は30～40歳代が中心であり、当分の間はこれらの人たちにより奉納が続けられると考えるが、この人たちより若い人たちが地域にいないことから、明るい展望は無いといわざるを得ない。(福住上・60代男性)

高齢化が進み、現在活動している者もあと何年出来るか不安がある。大人の方はここ数年何とか出来るが、太鼓を演奏する子供があといないのが心配であり、今後どのように伝承活動するかが課題である。(川原・50代男性)

という回答があり、現在の演奏者の次の世代への継承に不安を感じている。復活に携わった30代、40代の演奏者も同様の不安を抱えているが、

もっと若人達にもやってもらって、沢山の方ができれば！(福住上、30代、男性)

私たちより若年層がもっと興味をもってくれるよう何が出来るか。(福住上、40代、女性)

伝承という上から、若年層から徐々に順々に、引継ぎをすることをしていかないと、又、切れてしまうと思う。それと、今活動している者だけという固定観念を皆が持つてしまうことがダメになる素のように思う。多くの方にやって頂きたい。(福住上、40代、男性)

メンバーが固定化してきているので、新しい人にもどうやって参加してもらおうかが課題と思われまます。これから加わってくださる人にとっては、やっぱり敷居が高いのではないかと思います。何かイベント等で楽器にさわる機会などを設けて、加わりやすい雰囲気作りが大切だと思います。(福住上、40代、男性)

演奏可能な楽器を増やすことで、不測の事態に対応できるようにするとともに、演奏の全体的な調和をはかる。今祭囃子をしている子供達は打込囃子との接点が少ない為、子供達を巻き込んでいく施策が必要。(福住下、30代、男性)

1. 独自で練習出来るように、ビデオやDVDに保存する。2. 各集落に伝えられた打込の唄の関連を調査し、水無月祭の囃子について共通理解をしていく。研究会設立を。3. 現代途絶えている集落



も復活に向けての取り組みをしてもらおう。4. 氏子以外の関心のある人にも参加を得るシステムも考える必要がある。(川原、50代、男性)

という回答があるように、何とかしていこうという機運がたかまっていると思われる。子供、若年世代に伝統文化のよさを伝えていくとともに、祭礼に積極的に参加できるような方策をたてていくことが今後の課題である。また、現在の継承活動は各町毎に行われているが、「各集落に伝えられた打込の唄の関連を調査し、水無月祭の囃子について共通理解をしていく。研究会設立を。」「各部落での伝承活動とは別に、地域全体で演奏できる団体を作ることも検討したい。」(福住下、30代、男性) という意見があるように、水無月祭を支える各町間の連携や情報交換ができる場を設けることも重要であると思われる。

また、アンケートの回答には、祭礼当日以外に打込み囃子を披露する機会を設けて欲しいという提言がある。

水無月祭の時だけでなく出来るだけいろいろな場で演奏の機会を持ち、支援・理解者を一人でも増やせば有難い。(福住上、50代、男性)

このことが契機になり、伝承活動だけではなくいろいろな形となってさまざまな地域住民がその地区それぞれで舞台に立ち、表現していくことを、考えていけばおもしろい地域になっていくと思います。(福住上、40代、男性)

演奏する機会の増加によるモチベーションの向上。祭り以外での演奏による、地域や子供達への認知度のアップ。(福住下、30代、男性)

水無月祭では、昭和7年(1932)のラジオでの放送をはじめとし、昭和27年(1952)の兵庫県講和記念郷土芸術コンクール(神戸市)、昭和30年(1955)代の大阪フェスティバルホールでの公演、昭和63年(1988)の北摂・丹波の民俗芸能祭(篠山市、田園交響ホール)、平成19年(2007)の民俗芸能 in たんばフォーラム(丹波市、丹波の森公苑)をはじめ、市内の小学校でも演奏を披露している。

今後、このような機会を増やすことで、祭礼直前だけではなく、恒常的に練習を継続することも可能となり、演奏技術の向上も可能となるのではないだろうか。

先に述べた黒岡春日神社においても同様に少子高齢化にともなう祭礼の担い手不足という課題を有していた。篠山市域の他地域の祭礼行事を知り、その保存、継承活動についてお互いに意見交換を重ねることから、広い地域で伝統文化を認識し、再興する活動が活発になることが望まれる。そうしたなかで、ヤマや楽器の修理、購入にともなう財政的な助成の問題も解決していくことができるのではないかと。

最後に、今回の聞き取り調査の中で印象的であったお話を紹介したい。かつて祭礼はワカレンジュウがすべてを取り仕切っており、打込み囃子の練習も若連中の年長の采配で実施されていた。また、道中囃子については、大人も若連中も口出しをせず、子供だけで練習が行われていたというのである。

かつては川の土手で土をキセンボでたたいて、大将(子どもの年長)が教えていた。この練習は若連中や大人は一切関与しない。棒で叩かれたり、浅い川のまん中で頭の上に石をあげて、大きな声で覚えたり、揃うまで練習をさせられた。一月前位からの練習は、木の棒で土をたたきながら声を揃えるというものであった。26日から29日の4日間は集会所(若連中が練習をする小屋)で練習をする。このとき山宿から一人一日5銭もらうのが楽しみであった。(川原、80代男性)

この時は囃子の練習がうまくいかず、泣きながら帰ってきても、大人は何もいわなかったという。それぞれの年齢で祭礼の役割が決まっており、子供であっても責任を持って祭礼に参加していたのである。

それぞれの地域で世代をこえて伝承していた水無月祭は、長い歴史に支えられた伝統を持っている。ここでみてきたように幾度となく、祭礼を存続させる危機を迎えたものの、そのたびに地域の人々の知恵と努力によって継承され、現代に至っている。この数年、打込み囃子の復活における地域のエネルギーがこれからも持続され、祭礼を契機に地域が活性化していくことを期待したい。

## (エ)大芋地区の祭礼の現状と課題

大芋地区の祭礼については、年中行事の詳細調査を実施した藤坂を中心に現状と課題を報告したい。

## a 藤坂の祭礼—禰宜講—

藤坂には、藤坂春日神社と妙見堂（国指定重要文化財・虚空蔵堂と同一の境内）があり、現在は数え年で60歳から70歳までの男性からなる禰宜講と云う組織で管理されている。禰宜は居住地によって上・下に分かれており、上が虚空蔵堂、下が藤坂春日神社の祭りを担当する。虚空蔵堂の祭り「虚空蔵さん」は1月13日（現在は近い土日のいずれか）に実施される。長谷寺の住職の読経、御詠歌の奉納がある。参拝者には7日のハンズリで禰宜講が刷ったお札を授与される。

藤坂春日神社の行事は、春の御田植祭と秋の祭礼がある。御田植祭は5月10日に実施される。本殿で禰宜による神事のあと、拝殿（昭和63（1988）までは本殿の木階で実施。面の着用もなかった）に移動し、田起こし、代掻き、田植えの模擬的な所作が行われる。「氏神梅田大明神并藤坂村之始り記」によると

一氏神往古ハ四度祭り神拝仕と相見江申候

五月田 八月田 十月田 しわす田、其  
外七日田、是ハ正月御粥領也

右 明暦二年より御免請高地也 人々請持仕候とあり、五月の祭りが御田植祭に該当すると考えられる。すると明暦2年（1656）まで遡る可能性がある。周辺地域では、大阪府豊能郡能勢町長谷の「八坂神社御田植え祭（おんだ）」、京都府南丹市日吉町田原の「御田（多治神社）」（国重要無形民俗文化財指定）、京都府亀岡市西別院町犬甘野の松尾神社の「御田祭」等が伝承されており、京丹波や摂津の影響もうかがうことができる。この御田植祭の特色は、苗に見立てて「藤坂の大カツラ」（藤坂のカツラ、兵庫県天然記念物）を使用している点である。カツラは生命力が強く、稲が良く育つように使用するといい、この木の枝を苗として田植えの所作が行われる。大カツラのある八ヶ尾山では、山上で火を焚く雨乞いが行われたこともある。また、御供として黒豆と餅米にホウの葉を添えてものが、参拝者に配布される。かつては、黒豆と蒸した餅米をホウの葉につつま、栗の枝に差したものを苗代の水口に立てたという。御田植祭は地域の稲作に欠くことのできない予祝の儀礼となっていたことが理解できる。

秋の祭礼は10月17日である。現在は神事を中心としたものであり、幟を立てることと宵宮の篝火のみで

ある。かつては、宵宮に曳山の巡行があり、曳山が公民館に保管されている。藤坂の曳山は、青年団が曳き、造り物を載せて伊勢音頭を歌いながら、藤坂の上から下に巡行し、春日神社に宮入後、境内に据えた。造り物は、青年団が村の人に知られないように準備し、祭礼の当日に披露される。その年の造り物の趣向についての「舌代」が添えられている。昭和38年（1963）頃に廃絶し、昭和50年（1975）代末に何度か復活をしたこともあるが、現在は曳かれることはない。

この他、禰宜講は、正月元旦、小正月のトンド（1月15日）、6月5日の菖蒲の節供、12月13日のモリマツリなども行っている。トンドやモリマツリは、かつては近隣の数軒や輪番制で行っていたが、行事が維持できなくなり、禰宜講が管轄するようになった。

トンドは正月の飾りを燃やす行事であるが、4、5軒で集まってトシドクジンの松などを焼いていたが、各戸ごとで実施するようになり、神社では禰宜講が篝火を焚くようになった。

モリマツリは平成13年（2001）までは村の上下それぞれ2軒ずつ、計4軒の当番が前夜から藁苞をつくり、ゴクサン（小豆ご飯）を入れて、12月13日の早朝に村内に約30箇所あるヤマノカミに供える行事であった。藁苞の制作が負担であるということから、行事の廃止も検討された



写真3-119  
モリマツリの藁苞

が、禰宜講が引き受け、春日神社の境内と虚空蔵堂にツトを供えるようになった。

このように禰宜講は、藤坂の民俗文化を伝承していく中心的な組織として現在も機能していることがわかる。この禰宜講が管理する祭りは、藤坂の開発伝承と深くかかわっている。

藤坂村は、文暦元年（1234）に北条家時が八ヶ尾山の北麓に居住したことに始まる。この家時が虚空蔵菩薩を本尊とした玄鷄山真如寺を建立し、その寺跡が現在の虚空蔵堂、妙見堂である。山号にちなんで、妙見堂の前には、村が立ち行かなくなったときに掘ると金

の鶏が埋納されているという石がある。

次いで永徳2年(1382)に脇屋義治が山城国上梅津から移り住み、藤坂を開発する際に梅田・加茂・春日の神を勧請し、梅田七社を創建する。その一社が藤坂の春日神社である。「氏神梅田大明神并藤坂村之始り記」には、

往古より社僧不置氏子之内方十一余之者集め、神前にをいて、ベひくじを取て相当りたる仁、神配昇殿仕つる

とあり、一定の家をもつ者のなかから籤で祭りにかかわるものが定められていたことがわかる。

いずれにしても、虚空蔵堂・春日神社の祭りは、藤坂の歴史の古層と深くかかわりながら、禰宜講によって維持されていることが理解できよう。

## b 大芋まつり

先述したように、藤坂の曳山は現在では祭礼行事に使用されることはない。これは、大芋地区の他の集落でも同様である。人口の減少と少子高齢化によって、曳山を運営する青年が不足していることが原因である。しかし、大芋地区では、この曳山を活用し、地域の民俗文化を継承していこうとする新しい動きがある。平成16年(2004)から始まった「大芋まつり」である。

篠山市立大芋小学校の「大芋っ子まつり」を拡大し、小学校を会場にした地域全体の行事として実施されている。行事の運営は、「大芋まつり実行委員会」が行う。実行委員会は、大芋小学校(校長・教頭・児童会・職員会)、大芋小学校育友会、地域の総代会、老人会、学校評議員などで構成される。実行委員長には自治会長、副委員長に学校長がつき、数度の打ち合わせを開催して、11月下旬の土曜日開催される。

行事の内容は、午前中に大芋小学校の児童の総合的な学習の時間、生活科の学習発表会があり、午後、昔の遊びの体験で世代間の交流がはかられ、校庭内であるが、地域の方々と児童が一体となって、曳山と子どもみこしが練り歩く。

「大芋まつり」の趣旨について、実行委員会の会議資料(平成16年度(2004))の「事業を始める背景」には、

大芋小学校では、「ふるさと大芋」の良さを見直し、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思える子

どもに育ててほしいと願っています。

そのため、総合的な学習の時間(やまぶきタイム)や生活科の時間に、ふるさとの昔ながらの良さや、自然のすばらしさ、人とのつながりの深さなど、大芋のすてきなところを見つけ、伝え、守っていく学習をしています。

その中で、「楽しみながら大芋のことがわかる。大芋のみんなが元気になるおまつりがしたい」という願いが、子どもたちから出てきました。

例年、秋に「大芋っ子まつり」を行っています。地域の大人の方に協力していただけたら、もっと楽しいことができ、もっといろんな世代の方々に楽しんでいただけるようなお祭りができるのではないかと考えました。

また、子ども達が発信することで、子ども自身が「自分が何かの役にたっている。」という、実感や自信を持つことができるのではないかと考えました。

そこで学校が発信地となって、地域のみなさまにご協力いただきながら、『大芋のみんなが元気になる大芋まつり』を行いたいと思います。

とある。この項目は、若干文言の修正はあるものの、毎年6月に開催される実行委員会の資料に必ず添付され、確認されている。この行事が、小学校が主体となり、地域によびかけたものであったことがわかる。また、この趣旨の中で、

「楽しみながら大芋のことがわかる。大芋のみんなが元気になるおまつりがしたい」という願いが、子どもたちから出てきました。

という箇所が重要である。民俗文化を伝承していく機運が、次の世代を担う子どもたちから発信されているのである。

このようにしてはじまった行事の「ねらい」について、会議資料(平成16年(2004))には、「①ふるさとを知る学習を深める中で、地域を誇らしく思う子どもを育てる。②地域の方々との関わりの中で、人と関わる力を育てる。③ふるさとをよくしていこうとする実行力や自信を育てる。④いろんな世代の方と一緒に、楽しい、元気の出ることをしたい。⑤大人も子どもも一緒に、大芋のよさを再認識できる場としたい。」と記

されている。人口減少にともない、各集落で旧来の形態では、維持できなくなった祭礼行事をはじめとする地域の文化遺産を小学校を中心に再編成し、世代間の交流や文化の伝承のしくみ、地域への理解を深めていく新しい試みとして注目される。



写真3-120 大芋まつり



写真3-121 曳山(造り山)

曳山(造り山)については、平成16年(2004)には、藤坂集落と小原集落の2基が出され、五年生9名が地域の方(荒木茂廣氏)の指導のもとで、一カ月かけてモリアオガエルの造り物を完成させ、曳山に載せて展示した。平成17年(2005)は全校生徒が造りものを制作し「多紀つくり物展」と題し、感想を新聞にまとめることなども実施している。また、全校生徒で曳山をひくことを行っている。しかしながら、小原の曳山はゴムタイヤであるため、集落から小学校まで曳行できるが、藤坂の曳山は木製の車輪であり、破損の恐れがあるためにその後は使用していない。

平成17年度(2005)の「大芋まつり」について、終了後の会議資料には、

- ・今年もつくり山車を出していただくことができ、本当にありがたかった。今年は全員で引くことができたので、さらに盛り上がった。
- ・つくり山車は大変だったけど、5、6年の子ども達は、「最後は自分たちが作り上げる」意識もあって、「やり遂げた」という充実感を味わうことができた。来年も続けてほしいということも、こどもたちからでていた。
- ・つくり山車をひけたことは、子ども達にとって喜びだった。ご協力ありがたかった。
- ・荒木さんにはたくさん教えていただくことが多くて、とてもありがたかった。教えていただいたことを、つなげていって、最後には子ども達だけで作れるように、伝えていけるようになればと思

う。

とある。なかには、造り物の技術を児童に伝えること課題や毎年実施していくことの負担を述べる意見もあるが、何とか第6回まで継承している。また、これまでの児童の造り物は、校舎の多目的スペースに展示され、保管されている。

参加者は、この行事をどのように受け止めているのか。第1回221名、第2回228名、第3回203名、第4回207名と集計されている。第5回の参加者は、名簿の記載が、児童38名、職員13名、保護者(家族)54名、大芋地区46名、一般参加24名、来賓20名の計195名以上の参加であった。平成20年(2008)(第5回)の参加者アンケートから主なものを紹介したい。

- ・方言の発表は大変興味深かったですが、アンケートの回収率はもう少し高いほうが良かったと思う、先生方のご苦勞に感謝します。地域の者がもっと協力しなくてはならないと思います。
- ・造り山を引っ張って伊勢参りを歌いながらグラウンドを一周しました。昭和25年頃に思いをいたし感無量でした。来年もまた来たいと思っています。
- ・私大正生まれですが、昔からの歴史等を今日の大芋小学校の生徒の方にお教えくださった先生方大変だったと思います。年を老いた私達これからの近代をきっと思い出して後世に伝えてくれると思います。
- ・大芋まつりも5回目になりました。毎年内容が少しずつよくなっているようです。造り山も荒木さんにお世話になっていますが、まだまだこれからも頑張ってください。

以上のように、「大芋まつり」は、大芋小学校の教育活動を地域の行事に拡充し、そのなかで廃絶していた曳山(造り山)を活用し、造り物の技術を児童に伝えている。集落の高齢化が進み、小原集落から小学校までの曳山の運搬の人数が減少していることや造り物の技術の伝承者が1名であることなど、今後の課題は多い。しかしながら、「大芋のみんなが元気になる大芋まつり」というテーマのもとでの取り組みは、児童から高齢者まで参加者の生き生きとした明るい表情に表れているように、大芋地区の活性化になくてはならない行事となっている。今後どのように継続し、定着して

いくのか。「大芋まつり」の推移を見守り、検証していく必要がある。

## ウ 篠山市域の年中行事と民間説話

民俗文化には、前節で取り上げた祭礼行事のように、地域のコミュニティを基盤に、集落単位や広域で傳承されてきたものだけではなく、個々の家庭に伝えられている年中行事や個人の記憶にとどめられ、語り伝えられてきた昔話や伝説がある。これらは、日常の生活に埋没し、地域住民にとって歴史文化遺産であると云う認識をもつことが難しい。そこで本調査では、詳細調査において、年中行事の聞き取り調査を実施するとともに、篠山市域の民間説話のデータベース化を試みた。その結果から見えてきた課題を検討したい。

### (ア) 篠山市域の年中行事の変容と課題

#### a 正月行事の変容

篠山市域の民俗についてのまとまったデータとして残されている早い時期のものは、『多紀郡誌』（大正7：1918）に附録として収められている私立多紀郡教育会編「多紀郡風俗調査」である。巻末には「大正六年三月脱稿」とあり、編集委員長と7名の委員の名前が記されている。凡例には「此の風俗調査は郡内各学校長から提出したる報告書を基礎として、其漏れた所は、種々の見聞から補つて取り纏めたのである」とあり、小学校区ごとのデータであることがわかる。しかしながら、地区名のあるデータは正月行事に限られている。

ここでは、篠山・福住・大芋3地区の正月行事のなかで特徴的な事例について紹介し、詳細調査で得た事例との間の約100年の変容を見ていきたい。

##### (a) 1月元旦 若水

若水とは元旦の最初に井戸から水を汲み、その水で雑煮や大福茶を作るものである。その際に、作法や唱えごとを伴う。「多紀郡風俗調査」には、

篠山…予め手桶又はバケツを新調して注連縄を結び付け、元旦其れに若水を汲み、当日の御供にも雑煮餅にも、此の若水を加へて調理する。又故実を貴ぶ家では、主人が先づ屠蘇一服を井戸に投じ、一種の唱へごとをしてから汲むのもある。

福住…新調の手桶に注連飾を付け、とぢ豆（蓬萊の代表物）を井戸に供えて、然る後に若水を汲む。

大芋…家中の年少男子が、若男と名づけられて若水を汲む。汲むときには「福どんぶり、徳どんぶり」と唱える。

とあり、三地区とも若水の習俗があったことがわかる。今回の調査では、篠山城下町では聞くことができなかったが、福住下では、

朝、水道からヤカンに「初の水」（「若水」ともいう）をとってカミサンに供える。…昔は1月1日の零時ごろに当主が井戸から桶に「初の水」を「とって」カミサンにお水を供える。

とあり、井戸から水道に給水施設が変化したこととともない桶からヤカンに道具が変わり、行事の時間も変化している。つぎに、安口東では、

朝一番に洗面器に水道から若水を汲む。若水で顔を洗い、東の方向を向いて手を合わす。本来は井戸から汲むものであるが、今は水道になっている。カマドで煮炊きをしていたころは、若水で身を漱いだ後、一番にお茶を沸かした。その際、豆の木で焚き付けをする（「豆で働け」の意味）ものであった。

とある。生活用水として井戸を使用しなくなっても、習俗が傳承されていることがわかる。しかし、大芋地区藤坂（OK家）では、

かつては家に井戸があり、正月元日の朝はまず井戸で若水を汲んでいた。その水を神棚へ供えたりした。また、その水を使って茶をわかしていた。

とあり、井戸を使用しなくなっても若水は行なっていない。このように生活の変化にともない行事が変容し、消滅していくのである。

##### (b) 1月元旦 正月の祝い膳

元旦の祝い膳について、「多紀郡風俗調査」では、「雑煮」「蓬萊」「煮染」の項目があげられている。「雑煮」については特に地区を示すことなく、

雑煮とは味噌汁で餅を煮たものであるが、其中に入れるものは種々になつて居る、大根のみを入れる所もあり、其の上に子芋、焼豆腐、花鰹或はだしご、昆布、牛蒡、菜などを入れる家もある。而して元旦のみならず、二日三日の朝にも食する所がある。

と記す。今回の調査では、篠山市上河原町では、白味噌を使う。餅は丸餅で、焼豆腐・こいも・かぶら・にんじんなどをサイコロぐらいの大きさに切る。はじめは具だけを煮て、白味噌で味をつけ、それから餅を入れる。はやいこと餅を入れてしまうと、餅がとろとろになってしまう。雑煮ができるとお椀にいれ、けずりぶしを上からかける。家によっては、おすましの雑煮をすることもある。雑煮は正月の三カ日の朝に食べる。

とある。福住下では、雑煮は白味噌仕立ての汁に、大根・ニンジン・サトイモに餅が入ったものである。ダイコンやニンジンは、輪切りでなければならないので、雑煮用に細いものをとっておくという。

とあり、安口東では、雑煮は、ニンジン・ダイコン・ズイキイモ・モチをミソ仕立てにしたものである。ミソは、自家製の味噌を用いる。モチは焼き餅である。ニンジンやダイコンは「輪で切る」といい、縦に割って切つてはいけない。

とある。さらに、大芋地区藤坂（OK家）では、お正月は丸箸を使う。雑煮の具は、餅（焼いた丸餅）・お豆腐（四角くサイコロぎりにする）・大根（細長く短冊切り）・ニンジンを入れ、かつおぶしをふりかける。味つけは白味噌を使う。味噌は家で作る（かつては味噌をはじめ、醤油や菜種油など何でも家で作っていた）。餅はそのまま入れて煮るとドロドロになるから、焼いて入れる。

とある。基本的に味噌仕立ての雑煮であるが、雑煮は家例であるので家々によって少なからず違いがみられる。なお、「多紀郡風俗調査」には、

大芋には「なんば餅」として醤油汁で餅を煮て、松の内に食する家もある。

とある。「なんば餅」については今回の調査で聞くことができなかった。

平成21年（2009）に篠山市立大芋小学校3年生に聞いたところでは、元旦に雑煮を食べたことがない児童が数名あった。食生活の変化にともない行事食が消滅している傾向は都市部、農山漁村部を問わず全国的である。行事そのものがなくなっている事例も多い。正

月の祝い膳に関しても、現存するものについての記録保存はもちろんのこと、消滅したものについても可能な限り、記録にとどめることが重要である。その際、映像記録により、調理方法まで記録しておく必要がある。

次に「蓬莱」である。「多紀郡風俗調査」には、三宝盤に裏白を敷き、米を山の如く盛り、其上に吊し柿、とち豆、栗、かや、昆布、海老、橙（なければ柚子又は蜜柑）などを加へて、之を蓬莱飾りと云ひ、略して蓬莱ともいひ、又食摘（クヒツミ）ともいふ。元来は取肴なれど、多くは飾り物の如くになって居る。元日雑煮を食する前に、一人づゝ明きの方に向ひ、此の三宝盤を戴いては、其れに加へてある品を一つづゝ取り食ひ、これで歳一つ加へたことゝ見做して居る。其のとち豆は固まつたまゝで保存して置き、其の年の初雷の鳴つたときに砕いて食へば、雷に打たれぬといふ。又其の白米を正月十五日の小豆粥とする家がある。但蓬莱飾りをせぬ家も今は沢山ある。

とある。地区の特定はないが、大正6年の時点でも、行わない家もあったことを記す。今回の調査では、福住下においては、元旦の朝、若水をカミサンに供え、神酒と雑煮を供えた後、

家族で正月を祝う。恵方を向き、「今年も元気で暮らせませうように」とホウライサンをいただく。ホウライサンに加えて、吊るし柿・ミカン・祝い昆布もいただく。また、茶に梅干をいれたフクチャを飲み、雑煮をいただく。

というように正月の祝いが行われる。ここにみえるホウライサンについては、

三方に米をしき、カヤ・ギンナン・カチグリ・ツクネマメをのせる。ツクネマメは、二見浦の夫婦岩のように二つこしらえて据えるという。但し、ツクネマメは最近では作られない。

とあり、ツクネマメ（とじ豆）は作らなくなっている安口東の事例は、

朝6時頃にナカノマでホウライサンをいただく。「ホウライサンをいただく」とは、その年の恵方を向いてホウライサンをおしいただくことをいう。正月のお祝いは、ホウライサン（ホウライサンに

乗っているもの)・雑煮・オオブク(梅干しを入れた茶)である。

とあり、ホウライサンをいただくことが行われている。

ホウライサンは、

三方の上に米にウラジロ・ユズリハを敷き、ミカン・ツルシ(吊し柿)・コブ・クリ・カヤの実・つくね豆をのせるのが正式である。最近ではカヤの実をギンナンで代用し、つくね豆をつくね豆に似た菓子で代用している。つくね豆は、白と黒の豆(大豆)を二合ずつほど煎って、それを餅米の粉でおにぎりのような形に固めたものである。つくね豆は、雷がはじめて鳴った時に食べたらよいという。

とある。ここでもカヤの実やつくね豆など代用品が使用されている。

大芋地区藤坂(OK家)では、

正月にはホウライを用意する。三方に半紙を敷き、ウラジロやユズリハを敷く。餅は重ね餅(2つ)で、その上にミカンをのせる。そして、ミカン、昆布、かちぐり、かや、吊るし(吊るし柿)などを供える。吊るしを食べたら、種の数をお数え、種の数によって食い分があるとか、ないとか言ったりした。…家族全員がホウライサンを祝い、ミカンなどを一つずついただくので、少なくとも家族の人数分はホウライサンの三方にのせて準備しておく。ホウライさんは大晦日の晩に用意する。今でも供えている。

とあり、ホウライサンを祝うことが元旦の行事として行なわれている。ここでは吊るし柿の種によって年占が行われている。さらに、とじ豆については、

伝承者(昭和8年(1933)生まれ)の母は「とじまめ」を作っていたという。二見が浦みたい、とじまめを並べていた。前もって黒豆と白豆は煎っておき、溶かした餅の中に豆を入れてからめ、まるめた。とじまめは家族の人数分も用意していた。今はしていない。

とあり、一世代前までは作られていたが、今は作らないのである。とじ豆の形状を「二見が浦みたい」と表現している点が、福住下と共通しており興味深い。

このように「蓬菜」を正月に祝う習俗は、省略され

ている物がありながらも、現在も行なわれている。雷除けや柿の種による年占などの俗信についての伝承は、記録に残しておく価値があるものと思われる。

(c) トシトクジン

正月の神である「トシトクジン」(歳徳神)について「多紀郡風俗調査」は「恵方棚」という項目に次のように記している。

篠山…新暦行はれる以上恵方を祭ることはない筈だけれど、習慣として神棚の前に別の棚を吊るし、其れを明きの方に向け、注連、餅花等を飾り付けて、歳徳神を祭る家が尚多い。

福住…二十年程前までは、米俵四俵或は六俵位積み、大きな松を立て、恵方棚を飾って居たが近年は一般簡単にする。

大芋…多くは土間に米俵を置き、其の上に昆布、かや、勝栗、とち豆、蜜柑を供へ蓬菜と称へ祭る。

篠山では恵方棚に歳徳神を祭り、福住と大芋は米俵を使用している。ここでは、後者も「恵方棚」と呼び、大芋の記述は先に述べた蓬菜と混同している。篠山での恵方棚の存在は確認できなかったが、福住地区安口東・大芋地区藤坂(OM家)では、現行習俗として、米俵を使用したトシトクジンが作られていることが確認できた。また、福住下では、一世代前までであったということである。福住下のO家では、

「米のカミサン」といってトシトクジンをつくっていた。トシトクジンは、四斗俵を餅白の上に置き、俵の上に松(ボンボンカン[松かさ]のついたもの)・竹・梅、サヤゴ(実のついたもの)を門松のようにしてたてたものに、しめ縄にウラジロ・ユズリハをつけてまきつけたものである。苗代をしているときは(20年ほど前まで)トシトクジンの松の穂先を二段ほど残しておいて苗代にさしていたという。

と伝える。また、

地主クラスの家では、ニワ(土間)に俵を山に積んでトシトクジンをつくっていたものだという。このトシトクジンは、小作が正月前に集まって作ったものだという。

という伝承もあり、大型のトシトクジンが祀られていたことがわかる。現在でも行なわれている安口西の事

例は次のようである。

蔵の前にこしらえる。一斗升や大きな砂糖缶などに米を入れ、その上に三段か五段の格好のよい松を選び、竹と梅とともにたてる。そこに七五三の注連縄をまく。先代までは、注連縄の垂らした部分に、紅白の餅を丸めたものを7個ずつつけて（ハナモチ）彩りよくしていたものであった。

トシトクサンの前にオカガミ（鏡餅）を供え、ホウライサンにあるものと同じものをのせる。また、トシトクさんには、暦・年賀状・正月の間にいただいたものなどをすべて供えておく。…「歳徳神」と記した紙は、その年のカレンダーが用いられている。また、昨年とれた稲が一束供えられ、その稲からとった籾は、苗代（現在はトレー）にまく籾に混ぜて用いられる。トシトクサンに供えられた稲からその年の米がつくられるのである。

今は家族もないのでオカガミは小さいものになっているが、もとは一升どりの餅であるものだった。俵があったころは、俵を三俵積んでその上に松をたててトシトクサンとした。

収穫した米を俵に入れなくなったり、苗代を作らなくなったりというように稲作農業の変化とともに「トシトクサン」の形態も変化している。しかし、収穫した稲を供え、その稲から種籾をとるなど、正月に稲の神を祭ることが守られている点が注意される。

大芋地区藤坂のOM家の「トシトクジン」は、米俵は使用していないものの特筆すべき事例である。



写真3-122 トシトクジン (OM家)

一斗升に五段の松を餅花と共に立てる。松には、「歳徳神 ○○」という木札をつける。松には、ウラジロとユズリハをつけた注連縄を巻く。トシ

トクジンの前に机を据え、酒・鏡餅・スルメ・当年の種籾となる稲束を供える。また、ヌイゾメの米の袋、ナイゾメの縄と銭なども供える。トシトクジンの松が大きい年には、種籾となる稲束やナイゾメの縄を松にかけることもある。（文中○は伏字）トシトクジンに供える稲は、「稲刈り後、11月のイノコまで三株の稲をのこしておき、イノコの日刈り取る。その稲をイノコで祭り、それをトシトクジンに供え、当年の種籾とする」という。また、ゴボウをスルメで巻いた供え物は、スルメが女性、ゴボウが男性を象徴しており、子孫繁栄の意味があると伝える。さらに、トシトクジンに銭を吊るして供えることは、西谷勝也『季節の神々』（昭和43年：1968）での報告で知られていたものの、現在も行なわれていることは兵庫県下でも貴重な事例ということができよう。この他にもOM家では、詳細調査に報告されているように年中行事が丁寧に行なわれており、一年間を通しての記録作成が必要である。

以上、正月行事の僅かな事例ではあるが、大正6年「多紀郡風俗調査」にある年中行事が、約100年後の現在どのようになっているのかを見てきた。生業形態や食生活の変化によって、年中行事の多くが失われている。しかしながら、篠山市域には、時代とともに変化しながらも、世代をこえて行事が伝承されている事例を少なからず見ることができる。それらの行事の担い手は高齢者である場合が多く、記録にとどめないと貴重な民俗文化が人々の記憶とともに消失してしまう。家の年中行事は、地域の方々にとって歴史文化遺産（文化財）であるという意識がなく、記録保存が難しい。各家で現在行なわれている年中行事の意義を共有するとともに、篠山市民の手で集落ごとに『にしきの歳時記』（平成10年（1998）、西紀町郷土史研究会）や『今田めんめの歳時記』（平成11年（1999）、今田町教育委員会）のような歳時記を作成することが重要だと思われる。

#### (イ) 民間説話を構成する景観

家の年中行事と同様に「文化財」や「歴史文化遺産」という認識になり難い民俗文化が伝説や昔話である。オーセンティシティ（真正性）の問題から歴史的事実



と異なるという点や科学的知識に照らし荒唐無稽であるという価値判断によって、文化的価値が低いものとして捨象されてきたのである。しかし、地域で暮らす人々が長い間にわたって伝承してきた民間説話（伝説や昔話等）は、生活に根差した文化として重要である。したがって、今回の詳細調査では、住民のアンケートや文献を含め、民間説話の収集を試み延べ 124 の事例を収集した（資料編）。それぞれの事例の詳細な検討や篠山市域全体の分析を実施するまでには至らなかったが、このデータが「関連文化財群」のストーリーを形成する上で有効なものであると考える。本項では、データのなかの代表的なものをいくつか紹介するとともに、データ化できなかったものについてもふれておきたい。

#### a 土地の記憶としての伝説

本調査の対象地区である福住地区と大芋地区の伝説をそれぞれ一つずつ紹介したい。

まず、福住地区に伝わる「みたらし」という相撲取りの話である。梗概は以下のようなものである。福住に新助という力の強い者がおり、相撲の練習を始めて 3 年目に大関「げんじ山」を倒し、大関となり「みたらし」という四股名を名乗った。負け知らずであった「みたらし」はある年の春場所に大関「くろくも」との対戦で左腕を負傷し、相撲ができなくなつて福住に帰郷した。その後、家業の宿屋を継いだという。この宿屋は、「古鍋屋」といい、近年まで旅館が残っていた。

また、この「みたらし」の話が西本荘にも伝承されている。西本荘での造池工事の際、福住からも手伝いを出すことになっていたが、集合に遅れたため、監督の侍に叱られた。その時、「みたらし」は五人分の土をあっという間に運び、一同が感心した、というものである。この話はいつの時代かは明らかではない（「侍」とあるので近世であろう）。しかし、街道集落である福住の「古鍋屋」という宿屋の人物の話であり、福住と西本荘との地域の交流もうかがうことができる。相撲の話は、篠山城下町の王地山の稲荷神社にある「負けきらい稲荷」の話があり、伝説が信仰と結びつき、人口に膾炙している。「古鍋屋」の建造物がなくなっているだけに、伝説によって福住の歴史の一端が語り伝えられている事例であるといえよう。

次に大芋地区の伝説である。「大芋」の地名の由来譚を紹介したい。市野々の八幡神社の裏に、土蜘蛛が住んでいたという大きな洞穴があり、この土蜘蛛にちなんで「オオクモ」といい「大雲川」「大芋」となったという。宮代村国里氏蔵の古文書には、

河ノ上弥陀八幡宮

立石大將軍

石根薬師如来

時其のころ口仏ノ争有追ツ追レルウ薬師如来大蜘蛛乗逃グ味間村マテ追ヒ矢蜘蛛ノ足一本射落ス則此所阿克苏邑ト名付ク薬師如来是ヨリ播磨路へ落行給

丹波瀧郡宮社村住

宮社根元国里五良太夫

後鳥羽院御代 安本山城 岸本和泉

とある。土蜘蛛に村の娘を人身御供として差し出す際、娘に変えて犬を籠に入れて差しだし、犬が殺される様子を見た薬師如来が土蜘蛛退治をしたとも伝えられている。



写真 3- 123 市野々八幡神社の洞窟

この話に出てくる「石根薬師」の跡といわれる場所があり、八幡神社の洞窟とともに伝説を記憶する装置となっている。土蜘蛛（大蜘蛛）は、先述した「大芋まつり」での造り物として、大芋小学校の児童も制作している。この話は、篠山市の東端にある大芋地区から西端の味間村、そして丹波市山南町阿草の地名が含まれており、伝説が語られる背景等研究していく課題は多い。

以上のように、伝説はその土地やモノにまつわる話として伝承されてきたものである。寺院の縁起伝承である仏像の霊験譚のように、人々の信仰を支えている伝説がある。また、源頼光（日置の六本柳）、源義経（笛吹山、泉の講山など）、足利尊氏（日置の裸榎）らのよ

うに歴史上の人物に関わる伝説がある。京街道が走る篠山の地理的な特質をうかがうことができるものである。さらに、先に紹介した沢田の鱧祭りでは、祭りの儀礼が大蛇退治の伝説にもとづいており、毎年祭りを実施する毎に伝説が再確認されている。

伝説は固定的なものではなく、地域のおかれた状況によって変容することも多いが、そこに生まれ、育った人々にとっては、生活の一部として語り伝えられてきたものといえよう。

## b 狐の話

民俗文化の聞き取り調査の際、「狐に化かされた」話を聞くことも多い。「迷信ですけれども…」という前置きで話し始める不思議な体験は、自然との共生のなかで生まれたものであり、集落の景観を考えて行くうえで軽視することはできない。詳細調査のデータから狐に関する話を拾い上げると次のようである。

まず、泉の八幡神社の「狐の恩返し」である。

八幡神社境内に竜泉寺という寺院があり、その森に尾の白い狐が住んでいた。村人は参拝の度にこの狐に油揚げや小豆ご飯を供えていた。ある時、火災で寺院が消失した。その再建に村人が困っていた。ちょうどその頃、小枕村で寺の建て替えがあり、古い材木の置き場に困っていた。そこへ泉村の人が訪ねてきて、小枕村の交渉が成立し、代銀を支払って急いで帰った。ところが、何日たっても引き取りにこないで、小枕村では心配になり、泉村に使いをやると、誰も心当たりがないとのことであった。しかし、代銀は払ってあるので泉村の村人は材木を担いで帰り、竜泉寺を再建した。昭和7年に建て替えられるまで、その建物があったという。泉村では、狐の恩返しだろう、狐が建てたお寺だといわれている。



写真 3- 124 泉八幡神社

狐に対する信仰を背景に、寺院の再建について語り伝える話となっている。同じ泉の三つ池には、別の「狐の恩返し」がある。

ある秋の夜、篠見にいた坂部という医者のもとに泉村の村人がやってきて、妻が産気づいているので来てほしいという。その男の後をついて泉にむかい、「三つ池」にさしかかると提灯の火が見える。祭りはもう少し後だったと不審に思ったが、診察を終え帰宅した。

数日後、また夜に男がやってきて、無事に女の子が生まれ、妻も無事であったお礼といい、ボタモチの入った重箱とお金の包みを置いていった。医者が包みを開けるとお金ではなく木の葉が三枚入っていた。ただボタモチは本物であった。後日、ボタモチは篠見から西の方に嫁入りした人が里に帰る土産を狐に取られたことが分かり、この一件は泉村の狐の仕業であったことが語り伝えられた。

この話では、医者も里帰りの女も狐に化かされているが、人に恩返しをする狐が、一方では人をだまして悪さをするものとして描かれている。この「三つ池」狐の話はもう一話ある。

三つ池の辺りに親からはぐれた子狐がいて、夜道で大きな石に化けたり、蛇に化けて子どもを驚かせたりしていた。ある日、剛山に仕事出かけた村人が、きれいな花嫁に出会い、その女の後をついていき、大きな家に招かれて、すすめられるまま入浴したところ、気がつくやうに野壺に入っていた。それから泉村の「三つ池」のあたりは夜道は人が通らなくなったという。

次に篠山市域から摂津国能勢（大阪府能勢町）へ抜け道にある古坂峠での話である。

後川村の男が二人、波々伯部神社の祭礼からの帰り道に土産のご馳走を持って、峠にさしかかった時、一人の男の嫁が向こうからやってきて、土産をもってやろうという。様子がおかしいと思った男は、女の横腹を叩いて急いで帰った。帰宅すると妻が起きてきて、ちょうど夫に横腹を叩かれる夢を見て目が覚めたという。その後、後川稲荷の裏山で横腹にけがをした狐を見た人があったという。

この話は、人を騙そうとした狐が退治される話であるが、狐が男に小刀で刺されと伝えるものもある。

以上、篠山市域の狐の話を4話紹介したが、いずれ

も夜道での出来事である。日常生活で狐を目にすることや鳴き声を聞くこともあり、夜の闇の恐ろしさや理解をこえた不思議な体験が語り伝えられてきたなかから、これらの伝説が伝承されてきたといえる。年中行事の中にも、キツネガエリや初午など、害獣としての狐や信仰対象としての狐に関わるものがある。人が狐とともに生きてきた生活体験のなかで醸成された民俗文化だといえよう。

篠山市大山下の稲荷神社には「小豆三升米三升」という次のような話がある。

生活用水に困っていた村にある僧侶がやってきて、杖を立てたところ水が湧いてきた。そのお礼に京都に出かけた村人が伏見稲荷大社から勧請したのが稲荷神社である。夕刻井戸に水汲みに来た女が、井戸の後ろの茂みから「小豆三升、米三升、合わせて六升」と言いながら小豆を洗う音を聞いた。別の村人は夜道を歩いているときに川のなから同じ音を聞いたという。この不思議な出来事を村の古老は、お稲荷さんに仕える狐の仕業であろうと説明したというのである。

柳田國男『妖怪名彙』の「アズキトギ」の項には、

又は小豆洗ひとも、小豆さらさらともいふ。水のほとりで小豆を磨ぐやうな音がするといひ、かういふ名の化物が居て音をさせるともいふ。その場処はきまつて居て、どこへでも自由に出るといふわけが無い。大晦日の晩にだけ出るといふ処もある（阿哲）。或は貉の所行といひ（東筑摩）、又は蝦蟇が小豆磨ぎに化けるともいふ（雄勝）。不思議は寧ろその分布の広い点に在る。西は中国、四国、九州、中部、関東、奥羽にも居らぬといふ処は殆ど無い。何故に物は見もせず磨ぐのを小豆ときめたかも奇怪である。或はこの怪を小豆磨ぎ婆様、又は米磨ぎ婆と呼ぶ例もある（芳賀）。…

とあり、全国に分布するアズキトギの伝承であることがわかる。その説明を狐とするところに大山下の地域的な特色がある。このように伝説のモチーフには、定型化した話が伝播したものもあるが、地域に定着し、伝承されるなかで、その地域の生活や信仰、景観にあわせて改編され、語り伝えられているのである。したがって、伝説には、篠山市域の民俗文化についての多くの情報が含まれているといえる。

### c 篠山城下町の七不思議

伝説は農山村部だけではなく、篠山城下町にも残されている。ここでは「篠山の怪談七不思議」を紹介したい。奥田楽々斎『多紀郷土史考』には「私の子供時代（明治30年（1897）頃）には篠山町にでも怪談があって、子供仲間でも大いに信じていたものだ。俗に篠山の七不思議とでもいうか、その頃は大人でさへも真面目に話を聞かしてくれたものだ」と述懐し、七つの話を紹介している。詳細調査のデータ一覧に含まれていないので、以下引用していきたい。

#### (a) 観音橋の夜泣榎

野間や和田辺の若い衆が篠山へ夜遊びに来て、十一時、十二時頃に帰る時にはどうしても此観音橋を渡らねばならないのである。所が此観音橋の傍に目通り十二尺程の古い榎がある。樹齢は約三百五十年程のものであるが、これが又その下を通りかかると、さもかんしい声を出して泣くのである。この声を聞くとソラ！と言うので一生懸命に走ったものだ。特に雨の夜などは一層に物凄しい。此の榎は切って今はない。

#### (b) 土手のおちよぼ

おちよぼというからには女の子であるらしい。土手裏とは観音寺前の小路を南に入って東に向う。京口橋までの間の藪中の裏道を俗に土手裏という。此道を通ると無論暗夜である。と一人の頭をがっそうにしたおちよぼに出会うのである。だまって通ればよいのだが自分も淋しいので。遂「姉ちゃん何処へ行く」などと声をかければ大変だ。おちよぼが振り向いた顔を見ると夜目にもはっきりと見えて目も鼻もないズンペラボウである。

#### (c) 川丁の鼻黒

川丁とは梅の小路の橋から川に添うて南へ小川町までの間である。ここの怪物はも一つはっきりしないのである。何でも鼻の黒い奴に違いない。王地山の開帳などの時に「砂持ちせん者鼻黒じゃ」とさかんに言ったものだ。

#### (d) 坪井の榎の木

現今の町の市民講堂の前の屋敷が坪井という旧士族の宅であった。丁度道傍の塀のうち側に五つ抱えもあるという榎の大木があった。此榎の木は古木であったから、いささか幽気を含んでいた。これも夜分にそ

の下を通ると思いもかけず此櫃の木の上から生首が落ちて来る。これには誰も驚くのは当たり前である。但しこれには真の怪物ではなくてトリックがあった。それはあらかじめ縄で徳利にかもじの毛の喰付けたものを釣っておいて、頃合を見て縄をゆるめて落すのである。これは後に分ったトリックだが最初はこれをツルベ落としと言って怪談の一つになっていた。

(e) 田代の前

此田代というのは坪井の南で東の馬出しの堀に添って西に行く所に田代という人の邸宅があった。ここは北向の家である為に前の道路が悪かったらしい。

思うても田代の前は通るなよ昼はいてどけ夜は化物

(f) 一本松の見越の入道

一本松とは現在も残る篠山鳳鳴高校の横の松だ。雨の降る晩に傘をさしてここを通ると、俄かに傘が重くなるのでヒョイと傘を見ると、後から傘を越して大入道がゲラゲラと笑う。相当物すごい奴である。

(g) 番所橋の酒買い小僧

番所橋は西町の妙福寺の東を南北に流れる川に橋がありここに旧藩時代番所のあった為に此の名がある。時は秋の終り頃で雨のショボショボ降る晩である。三尺足らずの小僧が然も跣足でピチャピチャと徳利をさげて通る。これに出会うと何となく身内がゾクゾクして恐しく成ってくる。おまけに顔でも見れば顔の真中に丸い目が一つピカピカと光っている。如何な武士でも此れには驚いたものだ。

以上の七つの話があげられている。これらの話のなかには、ズンペラボウ（土手のおちょぼ）、ツルベオトシ（坪井の櫃の木）、ミコシニュードウ（一本松の見越の入道）、ヒトツメゴゾウ（番所橋の酒買い小僧）のように、江戸時代、絵画化、文字化され娯楽として親しまれた化物の属性を持ちながら、篠山城下町の場に語られているもの、「川丁の鼻黒」「田代の前」のように怪異がよくわからないものがある。不思議な体験談として語られているのは「観音橋の夜泣榎」のみといえよう。

しかし、怪異の起きる場所が、橋や土手といった城下町の境界であったり、武家町の邸宅の話である点は興味深い。奥田楽々齋は河原町出身であり、これらの話は河原町の商家での伝承であろう。この書がまと

められた昭和33年（1958）には、すでに話に関係する木や邸宅がなくなっているものもあったようである。ツルベオトシの「トリック」を解き明かしてしまうと取るに足らない世間話かもしれない。しかし、その深層には、土地の記憶が深く刻まれていることも考えなければならない。

国際日本文化研究センターの「怪異・妖怪伝承データベース」によると、篠山市域には、「槌の子蛇」（多紀町、「あしなか」96号、昭和40年：1965）、「白と赤を着た者」（草山村、「民俗学」2-12、昭和5年：1930）、「人身御供と貉」（多紀郡、「田舎」3、昭和9年：1934）等が採択されている。篠山城下町は、王地山稲荷神社について、「王地山のおいなりさんが鳴くと火事がある」「60年昔に、この山でおいなりさんが、狐が嫁入りするために千人の力が必要なため、首吊りに見せかけて人を集めた」というデータもあげられている（「大阪民俗談話会記録」31、昭和12年：1937）。このように不思議な出来事をめぐる伝承は未発掘のもの多く、今後資料を収集していく必要があると思われる。

最後に、怪異が発端となり祀られた地蔵菩薩の祭日が、現在では自治会の行事として盛大に実施されている上河原町の交通安全地蔵について報告したい。

「多紀郡交通安全地蔵尊」は、河原町の東端の川の土手にある。川に自動車が飛び込む事故が続き、そのときある宗教者に祈祷してもらうと、川端の大きな椋の木の上から白い蛇が落ちてきた。そこで、篠山警察署長が中心となり、昭和31年（1956）に徳風会が地蔵を建立したのである。すると、その後事故がおさまった。徳風会とは、町の有力者がメンバーで、墓掃除をしていた団体と伝えられている。



写真3-125 交通安全地蔵（上河原町）

昭和54年（1979）から自治会が地蔵を管理するよう

になり、8月24日の地藏盆に祭りを催し、近隣から多数参拝するようになったのである。現在は、上河原町、下河原町の子供会も参加し、様々なイベントが開催され、地域の活性化に貢献している。



写真3-126 地藏盆（上河原町）

地域で暮らす人々にとって、伝説や世間話など些細なことであっても、地域の伝統的な生活に根差して語り伝えているのである。しかし、これらの話の多くは、文字化されることなく人々の記憶のなかにとどめられていることがほとんどである。町や集落の景観が変わり、話に語られている建造物が消滅し、夜の暗闇が失われるなかで、これらの話は次第に記憶も薄れ、忘れ去られていくに違いない。したがって、地域で暮らす人々の現在の課題を理解するためには、「いま」「ここ」での暮らしとともに、記憶にとどめられているものを可能な限り記録することが重要であると考えられる。

## エ むすびにかえて

以上、詳細調査をふまえて、篠山市の民俗文化の現状と課題を「祭礼行事」「年中行事」「民間説話」の三つの項目について述べてきた。もとよりこの3項目が民俗文化の総体ではない。先述したように民俗文化は、日常の生活すべてが対象であり、その範囲は限りなく広い。詳細調査の対象地域においても、まだまだ特徴的な民俗文化がある。

例えば、篠山城下町の王地山稲荷神社の御開帳は、工夫をこらした風流を中心とした祭礼行事であるが、その実態については、民俗資料をはじめ、ほとんど記録がない。福住地区では、キツネガエリや亥の子という子どもが担い手の地域の行事が現在でも行なわれており、少子化のなか注目すべきことである。大芋地区

には「おくもの持ち越し」といい、櫛岩窓神社の神領にあたるので死体を埋葬することができず、峠を越した他村へ持って行ったという。藤坂の墓地も現在は新しく村内に移動したが、かつては坂の向こうまで運んだのである。このような葬送儀礼の形態もこの地域独特の民俗文化ということができる。

民俗文化を総合的に把握していくと、コト・モノ・コトバが暮らしの中で有機的に連関し、人々のココロを支えていることが理解できる。本稿でとりあげてきた事例も決して一つ一つの文化事象としてのみ存在するのではない。民俗文化財分野での総合的な文化財把握における「関連文化財群」（有形・無形、指定・未指定を問わず）の設定とは、生活文化総体としての民俗文化の把握ということもできよう。



写真3-127 王地山稲荷御開帳（昭和30年（1955））

しかし、指定・未指定を問わない文化財といっても、家の年中行事や集落の小祠での祭祀、伝説や昔話は「文化遺産」であるという認識が地域住民に希薄である。「歴史文化基本構想」や「歴史まちづくり法」のモデルとして例示されている「民俗文化財」は伝統的建造物群保存地区を山車が進む祭礼行事が多く、華やかな祭礼行事だけが注目されているのが現状である。

その理由は、「文化財」や「文化遺産」は特別に価値のあるものであり、「当たり前の生活」は対象にならないと考えられているだからと思われる。当たり前の日常生活を日々暮らしてきた人々にとって、「文化財」は遠い存在である。

しかし、当たり前の生活が地域の「景観」を形成してきたのである。「篠山市歴史文化構想」ではそれを「日本の原風景」と考えている。その「原風景」の形成にあたっては、暮らしの「原感覚」が大きく作用してい

る。楽しさ、怖れ、味、匂い、色彩等地域の人々全身で受け継いできたのではないか。

日本民俗学の創設者、柳田國男は『民間伝承論』（昭和9年：1934）において、「民俗学」を、

事象そのものを現象としてありのままに凝視し、「わかっている」「当たり前」だといわれているその奥の真理を洞察することである。常民の自ら知らなかったこと、今もなお知らないことに心づくことが我々の学問なのである。

と規定している。また、及川高は、「ルーチンの民俗学」を主張し、「民俗学者はより一層未来について語るべき」であり、観光開発や地域振興、文化財の保護などに関して、

ルーチンの結合と重なり合いにかんする正確な認識を前提とできれば、長期的にいかなる支援が文化財をより望ましいかたちで支えるのかということとを明晰に見通すことができるだろう。

と重要な指摘をする。

民俗文化はルーチン、すなわち日常的な繰り返しによって蓄積した文化である。何気ない暮らしの一端に歴史的に深い層が潜んでいる。社会の変化のなかで、「変わるもの」と「変わらないもの」両者を把握するためにも、現状と記憶に残る過去を記録していくことが重要である。そのために、行政や研究者が地域の住民と寄り添いながら、地域の課題を発見していく仕組みを構築することが大切である。

当たりの幸せな暮らしがどのように継承されていくのか。篠山市「歴史文化基本構想」における文化財の総合的な把握とは、集落毎の小さなストーリーを積み重ねることから大きなテーマに繋げていく（を立ち上げていく）営みであり、民俗文化財の役割は大きい。

ある委員会での市民代表委員の次の発言は、重要な意見であり、重い課題を投げかけている。

伝えようにも伝えるべき若者がいない。祭礼を維持するにしても、決定権を持つ若い衆が地元に住んでいない。かつては3世代居住が一般的で、コミュニティも維持されていたので、生活の中で民俗が伝えられてきたが、今は伝えるべき子供たちやコミュニティもないので、伝えようがない。民俗調査は重要なものとして位置付けされているが、

それを伝えるべき若い世代がいないので、その結果を活かすことができない、また活かす意味も価値もない状態になっている。

少子高齢化が進むなか民俗文化は極めて厳しい状況におかれている。しかし、篠山に生きてきた先人たちも様々な困難に打ち勝ち、地域の文化遺産を守り、築いてきたはずである。眼前の当たりの暮らしについての眼差しを失うことなく、「地域の幸せ」の行方を模索していかなければならない。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員

大江篤

### 【第3章3（5） 参考・引用文献】

- 1) 嵐瑞激「春日神社の移建と春日祭礼」(『丹波篠山城とその周辺』、篠山史友会、1992)
- 2) 及川高「来るべき日の民俗学-ルーチン・フィードバック・スケール-」(『現代民俗学研究』第2号、2010)
- 3) 奥田楽々斎『多紀郡郷土史考』上・下(1958)
- 4) 小栗栖健治『篠山春日祭図会』(『兵庫県立歴史博物館紀要 塵界』20、2009)
- 5) 久下隆史「多紀郡の祭りについて-ディスカバー篠山と文化財観光案内講座テキスト-
- 6) 久下隆史『村落祭祀と芸能』(名著出版、1989)
- 7) 久下隆史「連載 多紀郡民俗誌」(『郷友』376～、1992～)
- 8) 久下隆史「篠山市の神社と祭礼」(『そのだ歴史民俗ブックレット4 丹波篠山の祭礼』、岩田書院、2011 予定)
- 9) 久下正史「兵庫県篠山市域のヤマとその祭り」(『そのだ歴史民俗ブックレット4 丹波篠山の祭礼』、岩田書院、2011 予定)
- 10) 『兵庫県の民俗芸能-民俗芸能レッドデータブック-』(兵庫県教育委員会、1997)
- 11) 『丹波地域(篠山市・丹波市) 民俗芸能調査報告書-丹波地域民俗芸能の現状と課題-』(助兵庫丹波の森協会、丹波の森公苑、2007)
- 12) 『丹波の曳山祭礼-波々伯部神社と川原住吉神社をめぐる-』(兵庫県教育委員会、2008)
- 13) 『篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査報告書』(篠山市教育委員会、2009)
- 14) 『多紀郡誌』(多紀郡教育会、1918)

## (6) 文化財防災調査結果

### ア はじめに

篠山市の歴史的要素を活かしたまちづくりを考えるにあたり、災害危険性を調査し、文化的価値を維持しながらその災害対策を考えることは、文化財の保護と活用、とりわけ住民の人命をまもり、歴史的地域や文化財を後世へと継承し、観光客に対して安全という最大のもてなしをもって迎える上で、不可欠となる。

ここでは、篠山市の城下町、街道集落、農村地域という、3つの代表的な歴史的特性をもつ地区、すなわち篠山重要伝統的建造物群保存地区（以下、篠山重伝建地区と略称）、福住地区、大芋地区を対象に、災害危険性の調査を通して、防災上の課題を整理し、「防災まちづくり」へ向けた計画方針の導出を試みる。

### (ア) 篠山重伝建地区

平成16年(2004)に国の重要伝統的建造物群保存地区として選定された、城下町と商家町の2つの特性を持つ地区であり、篠山の歴史都市としての核となる地区である。

平成20年度(2008)に地区防災計画が策定されており、その目標へ向けた着実な計画遂行が期待されている。

ここでは、地区防災計画の中で示されている短期、中期、長期の3段階の防災対策事業計画に沿う形で、計画策定後1年半を経過した現状を調査し、特に短期計画を中心にその進捗状況を確認し、課題点を検証し、今後の指針について整理を行う。

具体的な調査方法としては、住民組織、保存行政、防災行政のそれぞれに対してヒアリング調査を行うことで、立場の異なる関係者の視点に立った、多面的な自己評価を総合し、進捗状況と課題の整理を行う。

### (イ) 福住地区

京都へと続く街道沿いに発展した伝統的集落である福住地区では、軒を連ねて連続する木造住居群と、その背後に広がる豊かな水利を活かした農地、それらを縁取る山並みが主要な伝統的要素となる。一方でこれらの要素は、地震、火災、洪水等の危険性を内在するものでもある。

ここでは、地震に伴う建物倒壊による道路閉塞、可燃性の高い木造建物の延焼、想定外の豪雨による洪水の危険性について評価を行い、住民や観光客の避難についても課題の抽出を行う。

今後の伝建地区指定に伴う、観光活用を想定した防災上の新たな課題についても整理することで、水路網を含む地域特性を活かした防災まちづくりの方向性を検討する。

### (ウ) 大芋地区

田園を取り囲む里山とその境界に展開する農家群という、自然と人間活動とが一体となった伝統的景観をもつ大芋地区では、地震等による土砂災害、谷筋を吹く風による火災拡大、豪雨に伴う洪水の危険性や、それらによる道路寸断で地区が孤立する可能性をはらむ。

ここでは、各種災害の可能性と、発生した場合の影響について評価を行い、特に里山の再生により災害安全性を高めることの重要性を示す。

さらに里山の現代的な利活用方策を検討することで、伝統的な里山景観をまもると同時に、安全で魅力的な地域づくりへ向けた計画方針について整理を試みる。

## イ 城下町の地区防災計画における短期目標と達成状況

### (ア) 篠山城下の概要

国より指定を受けた文化財であり、かつ市民が生活を営んでいる「重要伝統的建造物群保存地区」にとって、人命とともに文化遺産を後世に引き継ぐための災害対策は喫緊の課題となっている。

篠山市では、篠山伝統的建造物群保存地区伝建地区の住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを基本方針とし、篠山城下町固有の歴史的な景観を活かしたまちづくりをさらに推進する目的を持って、平成19年度(2007)に伝建地区の地区防災計画<sup>(※1)</sup>を策定している。同計画には、環境整備のために「短期・中期・長期」の3段階に分けて目標が設定されており、住民に身近な地域環境の整備から、河川堤防やポンプ施設等の土木工事、情報伝達環境の整備などの目標が段階ごとに盛り込まれている。

現在、計画策定後2年以上が経過しているが、定期

的に計画の進捗状況を確認し、必要に応じて定期的な補正を検討することは、将来的な計画達成のためには必須の作業となる。

本稿では、篠山市教育委員会とまちなみ保存会の協力を得て、同地区の防災計画進捗状況と住民意識、および課題の整理を行った。アンケートとヒアリングで得た現状評価を踏まえ、目指す「防災まちづくり計画」に寄与すべく、指針の提示を試みる。

### (イ) 地区で想定される災害

城下町地区では、主に以下の災害が想定される。

#### a 火災

歴史的にも火災災害が多く、特に江戸時代には大規模火災が頻発している。

これは、当時武家町・商家町いずれも茅葺の建築物が多く、また防災設備の不足が1つの要因となつたと考えられている。大正以降は、大規模な火災は少なくなつたが、数棟を消失する規模の火災は発生している。木造密集地区である以上、人命・財産に大きな被害を与え、地区の景観にも大きく影響する火災は、対策が急がれる課題となっている。

#### b 風水害

明治時代から昭和30年(1955)までは大規模な水害が発生している。河川改修後は、大規模な風水害は近年発生していないものの、小規模なものは近年でも見られるため、風水害への対策も必要となっている。

#### c 地震

過去には地震による大きな被害は発生していないものの、近傍には御所谷断層や山崎断層があり、これらの断層が活動すれば、当地区も大きな被害が発生することが予想される。平成7年(1995)の阪神大震災時には家屋が大きく揺れ、屋根瓦や茅土がずれ、雨漏りが発生し、壁に輝が入るなどの被害が報告されている。当地区周辺で大規模な地震が発生した場合現状ではインフラ不通や道路閉塞、救助活動の困難などの問題が予想されている。これらを念頭においた、地震に伴う被害への対策が必要となっている。

### (ウ) 篠山市伝建地区防災計画について

本計画においても、同地区の災害危険性を考慮し、

伝建地区における事業計画が策定されている。短期・中期・長期にわけてそれぞれ目標が立てられている。

### (エ) アンケート調査

本研究では、各地区の住民代表の方を対象としたアンケート調査を行い、策定後2年以上経過している篠山伝建地区防災計画に照らし、主に短期目標の進捗状況調査を行った。4つの分類に整理することで、目標を達成できている項目と、いまだ途上にある項目とを明らかにする。

表3-21 アンケート項目とその分類

防災知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区内で防災に関する勉強会や話し合いを行っている</li> <li>・防災講演会やセミナーに、自治区の誰かを派遣している</li> <li>・地域内の危険箇所を調査した防災マップを自治区で所持、保管している</li> <li>・地域内の危険箇所を調査した防災マップを各世帯に配付している</li> <li>・県や市の災害時被害想定における自治区周辺を含む被害程度を把握している</li> <li>・災害時に被害がでそうな建物を調査し、自治区に広報している</li> </ul>
防災技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防止啓発のために見回り担当を決め、火の用心を行っている(自治区の内外は問わない。自治区の誰かが担当となり、活動している)</li> <li>・早期火災発見のために、自治区内で火災報知機を取り付ける取り決めがある</li> <li>・行政や消防が主催する防災訓練に、自治区から何人かの団体に参加している</li> <li>・伝建地区防災計画の策定後に自治会を通して地区の住民に自主的に建築物の定期的なメンテナンスを始めるように住民に推奨している</li> <li>・自治区内の違法駐車の実態を調査し、その防止に努めている</li> <li>・ライフライン(電気・ガス・水道)が途絶した状態を想定しての防災訓練を行っている、または行う(参加)予定がある</li> <li>・自治区内に看護経験者や無線従事者などの災害時に役立つ人員を把握している</li> <li>・地域内の出火の原因になりうる事象を調査し、その対策を考えている</li> </ul>
組織的な防災活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における、自治区地区内での役割分担ができている</li> <li>・自治区内で、防災活動のために活動が可能な体制づくりができている</li> <li>・自治区内で協議し、一時避難場所を決めている</li> <li>・自治区内で協議し、一時避難場所や指定避難場所までの主要な避難経路を決めている</li> <li>・自治区内の災害時要救助者を調査把握し、自治区住民に広報している</li> <li>・自治区内の危険箇所を調査し、防災マップを定期的に更新している</li> </ul>
防災資源と情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が発信した防災関連の情報を、ポスター、回覧板など、何らかの手段を用いて自治区内に伝えている</li> <li>・初期消火資機材が地区のどこにどれだけあるのかを調査している</li> <li>・断水時に利用可能な飲料水や雑用水が確保できるかどうかを調査している</li> <li>・ジャッキやバル等の救助用資材が、自治区内のどこにどれだけあるか調査している</li> <li>・自治区内の井戸や水路を再生可能か調査し、災害等のために再生予定である</li> </ul>



### (オ) アンケート結果のまとめ

平成22年(2010)11月8日～11月29日までの期間でアンケートを配布し、実施した。予定していた6町のうち5町の住民代表の方々からご協力をいただき、計8名の方から回答を得た。

4分類の項目のなかで、達成できていない要素を抽出し、短期目標における課題点を挙げる。

- ・A町(伝建)：組織的な防災活動項目について、特に自己評価が高かった。残る項目についての達成率向上が求められる。
- ・B町(伝建)：防災資源・情報の項目について、特に自己評価が高かった。残る項目についての達成率向上が求められる。
- ・B町(非伝建)：全体が均一で平均的な評価結果となった。今後は、現在の活動の継続と、達成率の向上が目標となる。
- ・C町(伝建)：防災知識と、組織的な防災活動の項目に関して厳しい自己評価となった。防災資源と情報、防災技能に関する項目も、課題が残る結果となった。
- ・D町(伝建)：組織で行う防災活動の項目に関して厳しい自己評価となった。自由記述から、市指定の避難場所は途中経路に課題があるため、独自に王地山への避難を検討する、地域に即した対策について検討がなされていた。
- ・E町(伝建)：バランスの取れた活動が行われており、継続的取り組みが期待される。
- ・E町(非伝建)：防災資源・情報と、組織的な防災活動の項目について、特に高い達成率となった。

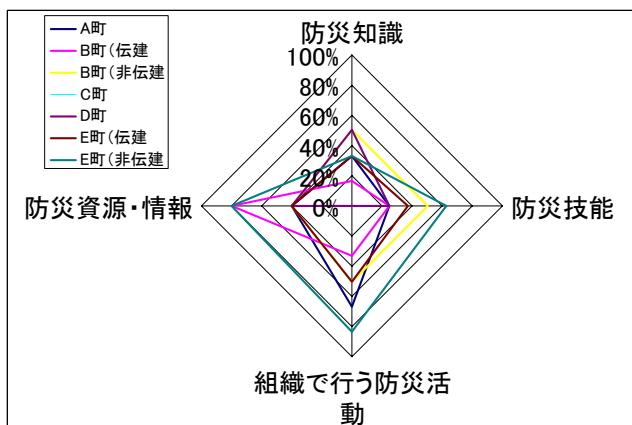


図3-91 短期目標に対する項目別の自己評価

### (カ) 結果に対する考察と対策方針

特に「自主的に建築物の定期的なメンテナンスを住民に推奨している(短期目標:建物の防災力向上の①所有者による定期的なメンテナンス)」という項目は、取り組み実績が見られなかった。短期目標には挙がっていることから、達成へ向けた行政サポート等の工夫も必要と考えられる。全体としては、5町7地域の取り組み傾向には、相互に異なる偏りが見られた。今後は地域ごとに取り組み内容の補完を行い、地域間での情報交換や共同による取り組みを行うことで、バランスよく計画を遂行していくことが有効と考えられる。

### ウ 福住の災害危険性と課題

#### (ア) 福住の概要

近年では、文化遺産や伝統的町並みにおける防災計画の強化が求められている。文化財指定を受けた建造物の多くは木造であり、火災をはじめとする災害に脆弱である。そうした災害等からかけがえのない文化財建造物を守るために、日常的な維持管理はもとより災害に対する予防につとめることは所有者等に課せられた義務である。

また、「重要伝統的建造物群保存地区」のような歴史的町並みの防災計画において、自然災害などによる大規模災害の想定がなされていない場合が多い。このため、大規模災害が発生すれば、多くの文化遺産とそこに暮らす人々の命を同時に失うことになってしまう。そのような状況にならないためにも災害危険性を調査し、事前に対策を取っておく必要がある。

兵庫県篠山市福住地区の災害危険性を調査し課題を抽出することでとるべき対策方針を導入することを目的とする。

災害危険性の評価を行うにあたっては、「防災まちづくり支援システム」(※2)を用いる。システムで使用するシミュレーションプログラムは、木造密集市街地における災害危険性を把握する研究の成果として開発されたアクティビティシミュレーション(総プロ型)を活用し災害危険性評価の手段とした。

これによって、建物倒壊や道路閉塞の状況を推定し、これを前提に避難や救援活動等の被災時に行われる様々なアクティビティに着目して、その容易性・困難

性を評価する。災害時の課題を抽出することによって今後福住地区における災害対策方針を提案することを目的とする。

### (イ) 地区で想定される災害

平成20年(2008)3月に福住地区で行われたアンケート結果<sup>(※3)</sup>より、「住民が不安に思う災害」の上位3つである「火災」、「水害」、「震災」の3つを主に扱う。福住地区における火災、水害、震災の歴史や対策、現在の課題を述べる。

#### a 対象地域における地震の危険性と評価

##### (a) 現在の地震に対する課題

福住地区に残っている特定物件候補の多くは、建築基準法改正以前に建てられたもので耐震性が十分ではなく地震による倒壊の危険性が高い。福住地区を通過している道路の幅員の多くが4.0m以上6.0m未満であることや、街道沿いにたてられた建物の年代から、道路閉塞による被害が多く発生することが予想される。道路がふさがれることで、緊急車両の通行の問題、避難の問題など様々な問題が発生すると考えられる。

##### (b) 建物倒壊による道路閉塞のしやすさの評価

地区内の緊急自動車の通行や避難の障害となる、建物倒壊による道路閉塞の危険性がどの程度あるのか評価を行う。建物倒壊による道路閉塞のしやすさは、通過障害率により、表3-22の5段階評価で行う。

評価の結果、表3-23より道路閉塞の可能性が高いことが明らかとなった。

表3-22 通過障害率

危険度		通過障害率
低	1	80%以上、又は片側に大規模な空地などがある場合
	2	60%以上 80%未満
↓	3	40%以上 60%未満
	4	20%以上 40%未満
高	5	20%未満

表3-23 道路閉塞の危険度

集落	危険度
福住下	5
枕木	1
福住中	5
福住上	5
川原	5
安口西	5
安口東	5
西野々	5

#### b 対象地域における火災の危険性と評価

福住地区では、これまで定期的な防災訓練が行われていない。木造密集市街地である福住地区は、住民による初期消火活動が不可欠あるが、大規模災害時に地域によって孤立する可能性があることから、普段から訓練されていないこの地域での有効性は不確かである。

住民による初期消火活動を有効なものにするためには、住民が使用することのできる消防水利、設備の整備、防災訓練の実施、防災に関する知識の普及が必要である。

##### (a) 地区ごとの燃えやすさの評価

地域の燃えやすさを評価する場合、地区中に広い空地や耐火建築物などが多く存在するほど地区としての燃えやすさは低くなる。このような地区全体に占める空地や耐火建築物の面積の割合を不燃領域率という。

また、燃えやすい木造建築物であっても密集していなければ、広範囲に燃え出す確率は低くなる。このような、空地や耐火・準耐火建築物面積を除いた地区面積に占める木造建築物(防火造含む)の建築面積の割合を木防建べい率という。

地区内の燃えやすさは、これら不燃領域率、木防建べい率により、表3-24の5段階評価で行う。

評価の結果、表3-25より地区ごとの燃えやすさは低いことが明らかとなった。

表3-24 不燃領域率・木防建べい率

危険度		不燃領域率・木防建べい率
低	1	不燃領域率70%以上
	2	不燃領域率40%以上70%未満、又は木防建べい率20%未満
↓	3	不燃領域率40%未満、かつ木防建べい率20%以上30%未満
	4	不燃領域率40%未満かつ木防建べい率30%以上40%未満
高	5	不燃領域率40%未満、かつ木防建べい率40%以上

表3-25 危険度

集落	危険度
福住下	1
枕木	1
福住中	1
福住上	1
川原	1
安口西	1
安口東	1
西野々	1

### (b) 火災の延焼拡大の危険性の評価

次に、地区内で発生した火災が、延焼拡大する危険性を評価する。

延焼遮断帯全長に対する、延焼遮断効果を持つ延長の割合を延焼遮断帯整備率といい、延焼遮断帯整備率が高いほど、他の防火区画からの延焼、もしくは他の防火区画への延焼被害の危険性が低くなる。

火災の延焼拡大の危険性の評価は、延焼遮断帯整備率により、表 3-26 の 5 段階評価で行う。

評価の結果、表 3-27 より延焼拡大の危険性が高いことが明らかとなった。

表 3- 26 延焼遮断帯整備率

危険度	通過障害率	
低	1	80%以上、又は片側に大規模な空地などがある場合
	2	60%以上 80%未満
↓	3	40%以上 60%未満
	4	20%以上 40%未満
高	5	20%未満

表 3- 27 延焼拡大の危険度

集落	危険度
福住下	5
杵木	5
福住中	5
福住上	5
川原	5
安口西	5
安口東	5
西野々	5

### c 対象地域における水害の危険性と評価

篠山川の支流初井川（もみいがわ）周辺を対象地域とし調査を進める。この節では、水害時の危険性、課題を抽出していく。福住地区の一部は防災ハザードマップより浸水想定区域になっている。

過去の災害史から、初井川の改修以前は水害が起こった記録があるが、改修後はまだない。整備された施設の能力を上回る降雨量の発生は絶対にないとは言いきれず、いったん大規模な洪水が発生すると大きな被害をもたらしかねない。

現在発行されている篠山市防災マップは、篠山川では 100 年に 1 回程度、その他初井川などの河川では 10 年～50 年に 1 回程度おこりうる大雨を想定して浸水する範囲や深さを計算している。

近い将来設定された予想を超えた時、起こりうる水害についても今後考慮していく必要がある。

### d 情報伝達の課題

福住地区では災害時の連絡体制が整えられているが、災害時には隣保組織の総代表や隣保長が被災することが考えられる。この場合、各隣保に所属する住民に災害の連絡が行き届かなくなる可能性がある。情報伝達の遅れは、避難の遅れにつながり多大な損害をあたえると考えられる。

### e 避難所の課題

福住小学校区における避難所の収容人数は福住小学校体育館 150 人、福住公民館 50 人、篠山産業高校東雲校体育館 290 人となっている。

福住小学校区の人口 1,656 人に対して、一時避難のみの避難人数を考えてみても、避難圏域半径 500 メートル以内に含まれる世帯数は約 250 世帯、750 人が該当し収容人数を越えてしまう。

各避難所の収容人数は明らかに不足しているため、避難所の増設や、避難場所の確保は不可欠であると考えられる。

### (ウ) 観光地化に伴う災害対策

福住地区が伝統的建造物群保存地区に選定された場合、観光客数の増加が考えられる。それにともなって観光に対する防災についても考える必要がある。

#### a 地域概要

福住地区が伝統的建造物群保存地区に選定された場合、観光客数の増加が考えられる。現在、福住地区を観光に来ている人はほぼいないというヒアリングデータから、今後観光客が大幅に増加すると考えられる。

#### b 観光地化に伴う防災の課題

##### (a) 交通事故の課題

今後、観光客が増加することによって事故の発生件数も増加が考えられることから、交通事故防止対策は必要となってくる。

##### (b) 自動車交通公害

騒音、振動、大気汚染などの問題が発生すると考えられる。

##### (c) 避難所の課題

観光客を考慮した収容人数を有する避難所などの施設がないのが現状であり、観光客数の増加は、災害時の避難者数の増加につながるため、避難設備の不足は

課題になってくる。

(d) 帰宅困難者の課題

被災時に観光客や福住地区外から来ている人、住居が倒壊してしまったなどで帰宅が困難な人が考えられる。福住地区では、この場合の対策はとられていない。一時避難所の増加に伴って帰宅困難者への対応施設の増設も求められる。

また、特に高齢者や観光客などを考慮した防災訓練も必要であると考えられる。

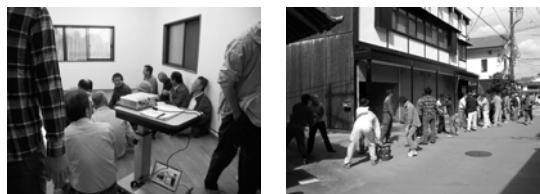


写真 3- 128 (左) 吉井町ワークショップ  
写真 3- 129 (右) パケツリレー

(エ) 今後の課題と対策

以上の調査から課題を抽出し、各課題に対する対策と期待される効果を表 3-28 にまとめた。

a 防災訓練の実施

まちづくりワークショップ等を実施することによって、災害時の行動（連絡体制、避難経路の確認など）を再確認する。その中で、既存の設備の点検や使用方法を確認することで、災害時に備えることができる。

b 伝統的景観の再生

災害時にはその場にある資源をいかに有効活用するかが重要である。ここでは、地区の特徴である伝統的景観（土壁、水路）を再生することで、景観の保全と防災力の向上を目指す。



写真 3- 130  
東本願寺防災訓練

表 3- 28 災害時の課題と対策方針

震災時の課題		震災時の対策	
ソフト面	ハード面	対策	期待される効果
・避難経路の確保の問題	・木造建築の耐震強度不足 ・道路閉塞の可能性が高い	①防災訓練の実施 災害に対する講習会の実施	・住民の災害に対する意識の向上 ・災害についての知識の向上 ・災害時の行動についての知識の向上
火災時の課題		火災時の対策	
ソフト面	ハード面	対策	期待される効果
・定期的な防災訓練が行われていない	・木造密集建築による延焼拡大危険性が高い ・消火栓など既存の設備が災害時使用可能であるかわからない	①防災訓練の実施 災害に対する講習会の実施、消火器などの消火用設備の実践講習 ①既存の設備の点検・整備 ②土壁の再生 ②水路の再生	・住民の災害に対する意識の向上 ・災害についての知識の向上 ・災害時の行動についての知識の向上 (消火用設備の使い方、初期消火の仕方など) ・災害時の迅速な防災活動につながる ・景観の保全と防災力の向上 ・景観の保全と防災力の向上
水害時の課題		水害時の対策	
ソフト面	ハード面	対策	期待される効果
・100年に1度の災害を想定した場合の被害予想がされていない		避難経路の策定と避難所の決定	・迅速な避難と避難場所として活用される神社などの伝統的な建造物の整備や保全につながる
避難の課題		避難の対策	
ソフト面	ハード面	対策	期待される効果
・災害発生時、道路閉塞した場合の避難経路設定の課題 ・災害時の情報伝達方法・高齢者の避難	・福住地区の人口に対する避難所の収容数の不足	①防災訓練の実施 避難経路の確認 隣保組織における情報伝達の連携体制の確認 ③避難所増設の検討 ①、③各災害別の避難ルートの検討	・住民の避難に対する意識の向上 ・災害時の迅速な避難につながる ・隣保内の住民の連携強化 ・災害時の安全性の確保 ・迅速な避難につながる
観光客増加に伴う防災の課題		観光化による防災の対策	
ソフト面	ハード面	対策	期待される効果
	・観光客数の増加に伴う避難所の収容数の不足 ・帰宅困難者の対応施設の整備	④交通安全施設の整備 ③避難所増設の検討 ④駐車場の設置・整備	・交通事故防止 ・災害時の安全性の確保 ・路上駐車減少による歩行者の安全性の確保

例えば、水路を再生し、生活用水として利用し、子供たちの親水空間として利用を行う。日常から利用していることで災害時の対応を向上させることができると考えられる。今後の課題として、土壁の配置場所による延焼遮断の有効性や、水路の取水場所の配置などがあげられる。

### c 災害時の避難経路と避難所の確保

防災まちづくり支援システムを用いた評価の結果危険度が高かった道路の周辺地域ごとに、避難経路を確認する。避難経路の確認は、災害時の避難行動に大き

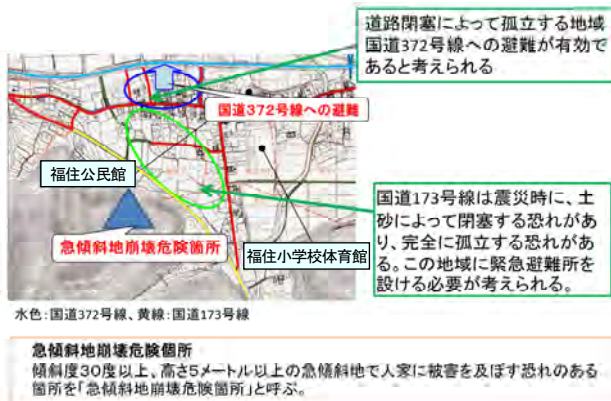


図3-92 道路閉塞によって孤立する地域

くかかわってくると考えられるので重要である。また、避難経路に沿って避難所の確保を行うことで、確実に避難所にたどり着くことも可能となる。避難経路を確保するために、建造物の耐震性を強化することで歴史的な建造物の保全にもつながると考えられる。

### d ハード面の整備

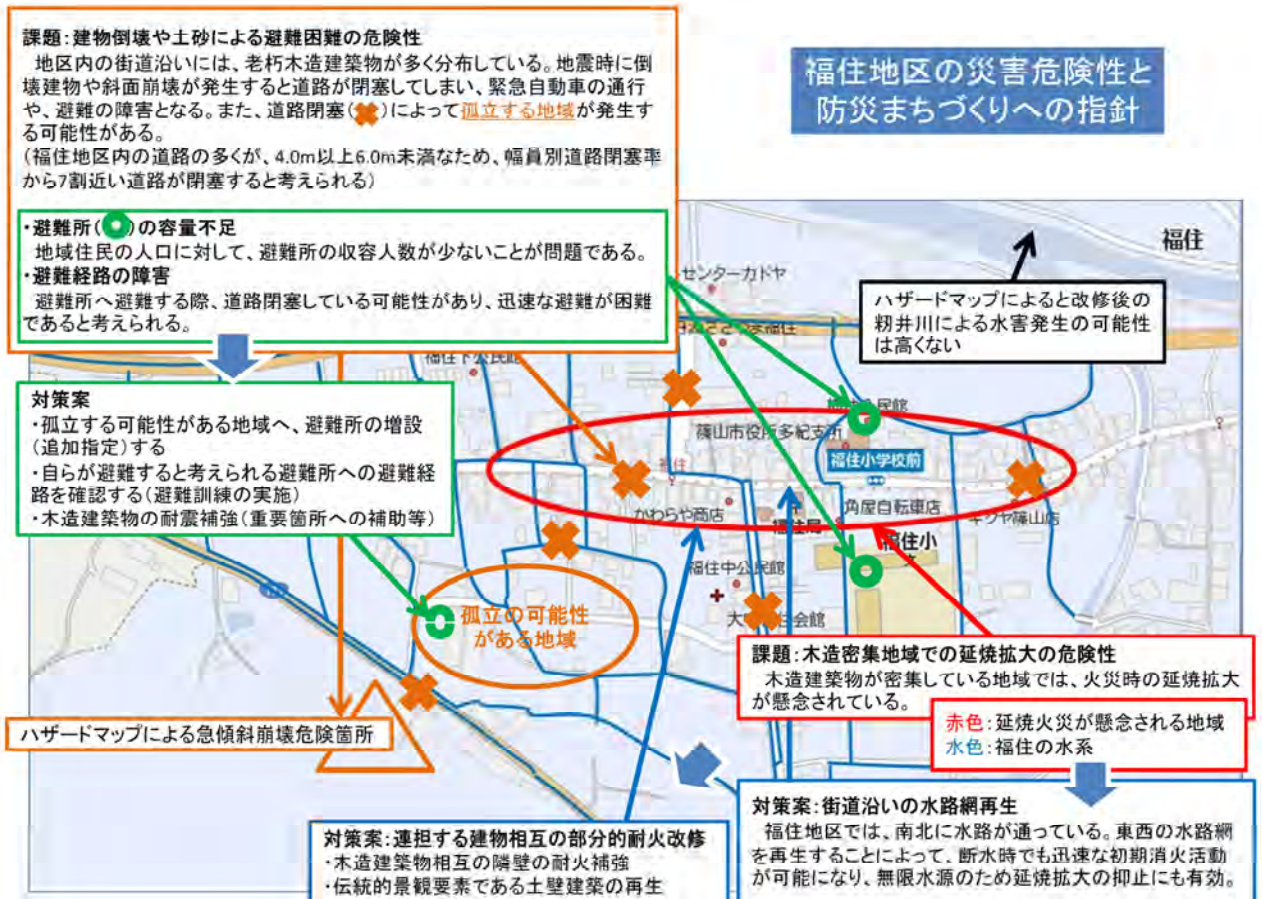
今後、観光客増加に伴って整備していく必要がある。どの程度増加するか判断材料が難しいため将来的な課題になると考えられる。

## エ 大芋地区

### (ア) 対象地域の概要と現状

対象地区である大芋地区は、篠山市北東部に位置する11集落で構成された人口970人370世帯の山間部の地区である。

大芋地区は篠山市歴史文化基本構想の構成要素である「城下町、街道集落、農村集落」の一つ、農村集落のモデルとして選ばれ、同地区が残す「藁葺き屋根」や「田畑などの農村景観」が、評価されている。



地図出典 Mapion: [http://www.mapion.co.jp/m/35.05615833\\_135.34443889\\_8/](http://www.mapion.co.jp/m/35.05615833_135.34443889_8/)

図3-93 福住地区の防災まちづくりの課題と対策方針

本稿では、篠山市歴史文化基本構想内で茅葺き屋根の民家などの伝統的農村風景を多く残すことから、農村集落のモデル集落として検討されている大芋地区内の藤坂・宮代集落の調査を行った。

地区内の高齢化率は「11 集落中 7 集落が高齢化率 (65 歳以上比率) 40%」を超えている。

住民あたりの消防団員数は全国平均と比較 (表 3-29) しても、藤坂集落で 5 倍、宮代集落で 21 倍と上回っている。しかし、藤坂集落は近年消防訓練を行っておらず、一概に防災意識が高いとはいえない状況にある。

表 3- 29 住民あたりの消防団員人数

名称	藤坂	宮代	全国平均
人数	27 人に 1 人	6.8 人に 1 人	143 人に 1 人

### (イ) 地区で想定される災害

本稿では、短時間で大規模な被害を与える災害として特に「地震、土砂災害、火災、風水害」の 4 災害の、発生可能性を検討した。

#### a 地震

中央防災会議専門委員会によると、大芋地区では、震度が 4 以上の震度想定がなされている断層が 5 つ (表 3-30) 存在する。

この表からも、今後当該地域が地震の被害にあう可能性が少なくないことが指摘されている。

表 3- 30 各断層と震度想定

断層名称	震度想定	30 年以内の地震発生確率の最大値	日本のその他の断層との発生確率の比較
奈良盆地断層帯	4	3%以上	高い
京都西山断層	5 強~6 弱	0.1~3.0%	やや高い
三峠断層	5 強~6 弱	0.1~3.0%	
山崎断層	4~5 弱	0.1~3.0%	標準
御所谷断層	5 強~6 強	0.33%	

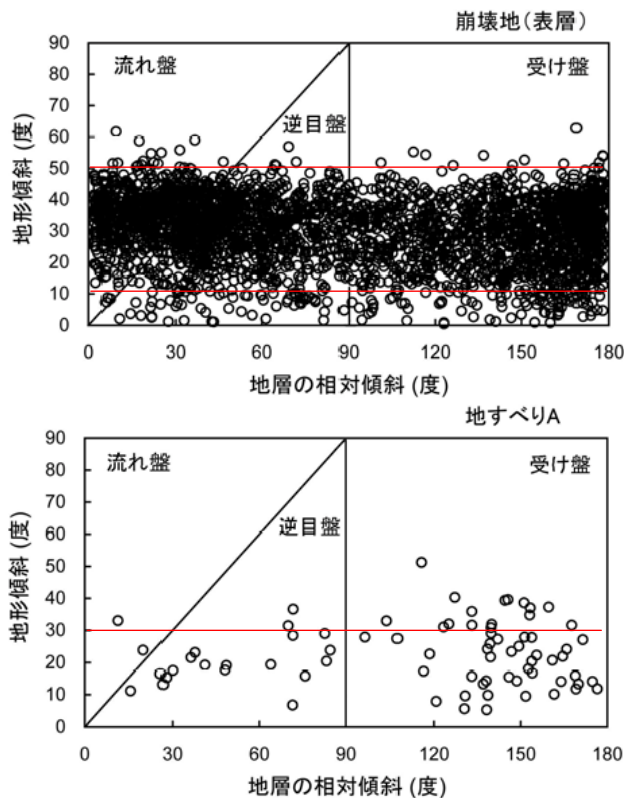
#### b 土砂災害

前述のように大芋地区は震度 6 強の地震が発生する可能性がある。

震度 6 強は、新潟中越地震で多くの土砂災害が発生した新潟県の山古志村の芋川地区と同等の震度である。なお、図 3-94 から、芋川地区の土砂災害は芋川地区で発生した表層崩壊は勾配 10° ~50° で 90%以上と最低勾配 2°、地すべり 77 件中 58 件 (約 75%) が傾斜 30° 以下の斜面、最低勾配 5° で発生している。

このことから考えると、大芋地区全域の斜面の大部

分で、地震発生により土砂災害が発生する可能性が明らかとなった。



出典:小荒井衛他「中越地震被災地における土砂災害と地震後の地形変化に関する研究」(地理地殻活動研究センター、2007)

図 3- 94 崩壊地(表層)と地すべりにおける地形傾斜と地層の相対傾斜の関係

#### c 火災

篠山市の日最大風速日数 (年間で最大風速が 10m/s 以上の日数) で比較すると 10 年間の平均が 68.1 日で、全国 80 都市 (理科年表記載) の平均日最大風速日数の 38.0 日を大きく上回っている。

これは、年間の日数の約 1/5 の最大風速が 10m/s 以上であり、無風時と風速 10m/s 以上の風下の延焼スピードを比較した場合、2.4 倍以上になることを意味しており、必ずしも延焼火災のリスクは少なくない状況にあることが分かる。

#### d 風水害

篠山市は平成に入ってから 21 年の間に 13 回の大規模な風水害の被害を受けている。

篠山市のハザードマップは 10 年~50 年に一度の大雷雨の想定で作られているが、100 年に一度あるいは 200 年に一度の想定を超える大雨が降り (表 3-31) 河川の想定流量を超えた場合、大芋地区でも大規模な水害に発展する可能性も考えられる。

表 3- 31 大雨の想定雨量（岩井法による）

	想定雨量
50年に一度の大雨	288mm/日
100年に一度の大雨	329mm/日
200年に一度の大雨	370mm/日

(ウ)大芋地区の防災面での課題

本章では、地区が抱える社会的問題を整理し、対策方針を示す上での指標とする。

a 地区の社会的課題

(a) 高齢化

地区の高齢化率は全国平均と比較しても高い状態である。(図 3-95)

これにより、地区の日常的災害対策の担い手が不足し、災害危険性の増大や災害発生時の対応の遅れにつながる可能性がある。

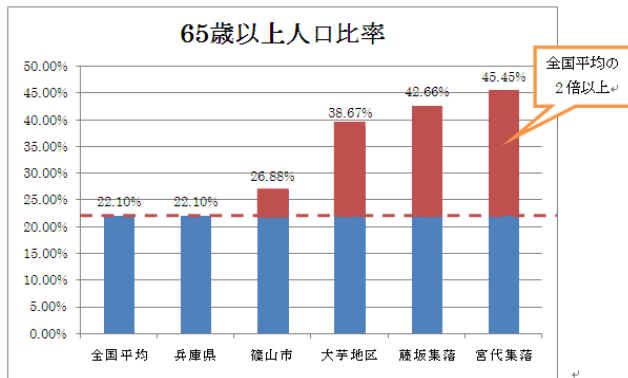


図 3- 95 高齢化率比較

b 自然災害の課題

(a) 地震

・建物の脆弱性

大芋地区の茅葺き（安全屋根着用の家も含む）の家は「藤坂集落で家屋 36 件中 30 件」、「宮代集落は 16 件中 15 件」が明治期以前に建造されている。

耐震規定は大正 6 年（1917）に初めて設定されたことから、(イ) -a で想定されている地震が発生した場合、耐震規定の策定以前に建てられた、54.8%の建物が倒壊する可能性が考えられる。

・人的体制の脆弱性

現在、災害時に市の防災課から発信された災害情報は、大芋地区へは 2 種類の有線（旧多紀郡有線、NTT 回線を利用した有線）で伝達される仕組みとなっている。しかしながら、災害により有線が遮断された場合、地区に情報が伝達されないという状況になっている。

(b) 土砂災害

両集落で土砂災害発生時に懸念されるのが、人家への被害の拡大である。土砂災害時には迅速な避難が必要となるが、特に、宮代集落はハザードマップに集落の民家の 70%が含まれており(図 3-96)、早期の対策が求められる。

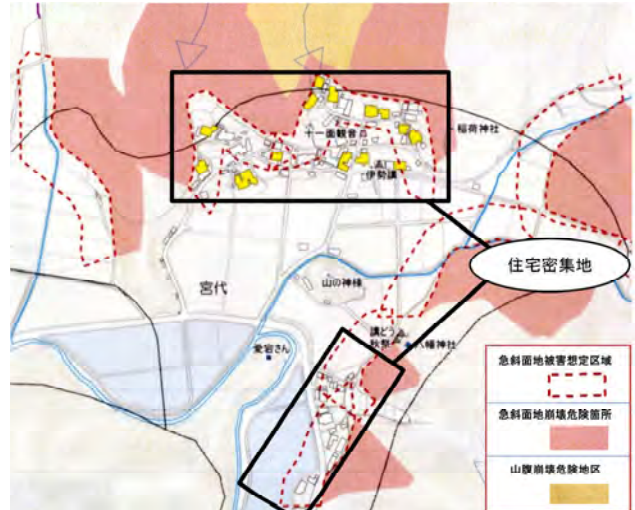


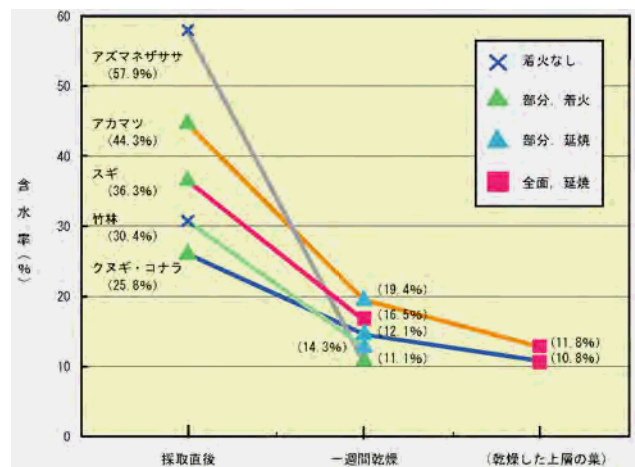
図 3- 96 宮代集落ハザードマップ土砂災害時の被害想定内

(c) 火災

・山火事の際の延焼可能性

大芋地区の植生はアカマツ、コナラ、スギ、ヒノキ、竹などで形成されており、アカマツやコナラ、スギや竹林などは放置され一週間乾燥させた場合、燃えやすくなることが示されている。

特にスギにいたっては一週間乾燥させれば全面燃焼し、その他アカマツやコナラ、竹林も 1 週間の乾燥で部分燃焼することがわかっている(図 3-97)。



出典：斉藤庸平他「里山と防火」(『ランドスケープ研究』、2003)

図 3- 97 林床タイプ別乾燥別含水率と燃焼状況

現状でも山地には枯れ木落ち葉がある状況であり、高齢化により里山の管理がさらに不十分となれば、最

悪の場合大規模な山火事に発展する可能性がある。

・消防活動の困難性

藤坂・宮代両集落ともに、道幅が狭く、特に宮代集落は住宅が1部のエリアに密集して立っているため、集落内の道路が1車線となっている。

計測の結果、公民館前の道路は4.5mの幅員があるがその他の道は13カ所の平均は2.8mとなっており、標準的な消防車（CD-I型全長5.9m、全幅2.0）の走行は困難だと考えられる。

地震・火災時には道路が閉塞する可能性もあり、車の走行だけではなく幅員1.5m（消防隊員2人がすれ違うことのできる幅）を確保できなければ、消火・救助活動の遅れにつながる可能性もある。

(d) 風水害

・避難路線・人家への浸水可能性

ハザードマップ（被害想定図）では人家の被害は少ないとされているが、ハザードマップは10年～50年に一度の大雨の想定のため、想定以上の雨量（表3-31）であった場合、路線の水没による避難への影響や民家への直接的被害も懸念される。

c 避難の課題

本章では、整理した自然災害発生時に発生する避難行為の課題、避難所の課題を整理し、対策方針の指標とする。

(a) 高齢者の避難の困難性

大芋地区は高齢者が多い集落であり、防災訓練時に行われたアンケートより、約40%の方が自力避難は難しいと考えている。

(b) 道路寸断の可能性

大芋地区は地区をつなぐ主要道と急斜面地崩壊想定



図3-98 大芋集落内主要道の道路寸断想定

区域が重なっている箇所が15カ所あり、道路寸断が発生することで避難所である大芋小学校・公民館に避難ができない集落住民が発生する。

(c) 避難所の収容人数と安全性

大芋地区で避難所に指定されている場所は2カ所（大芋小学校、大芋公民館）あるが、2カ所の収容人数は合計200人（表3-32）であり、地区人口970人の約1/5の収容能力しかない。

また、2カ所の避難所の公民館は全て、小学校では校舎のすべてと体育館の一部が、土砂災害の被害想定区域内であり、土砂災害により避難所そのものが被災する可能性もあるという状況にある。

表3-32 避難所収容人数

施設名称	収容人数(人)
市立大芋公民館	50
市立大芋小学校	150 (体育館のみ)

(エ) 対策方針の提案と期待される効果

本項では、前項で整理した対策の中で複数の課題に効果的な、「a 里山保全活動」と「b 防災まちづくり学習会」の手法・効果をまとめる。そして、その他の課題の対策をcに整理し、それを実施するにあたっての課題を整理する。

表3-33 課題と対策提案とその効果表

課題 (課題の属性)	里山 保全	防災 学習会
①高齢化（社会的課題）	×	×
②建物の脆弱性（地震）	×	△
③人的体制の脆弱性（地震）	×	○
④土砂災害	○	×
⑤山火事の際の延焼可能性（火災）	○	×
⑥消防活動の困難性（火災）	△	×
⑦避難路線・人家の浸水可能性（風水害）	○	×
⑧高齢者の避難の困難性（避難）	×	○
⑨道路寸断の可能性（避難）	○	×
⑩避難所の収容人数と安全性（避難）	△	×

(○：効果的、△：一部が効果的、×：効果なし)

a 里山保全活動（間伐）

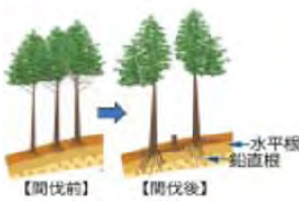
山の管理を行うことで、山が本来持つ災害防止機能を向上させる。これにより、懸念される自然災害による被災の可能性を低下させることができる。

筆者らは、大芋地区で山の管理を行うことを提案している。それにより、大芋の魅力である農村景観を損なうことなく、防災力向上させることが可能である。



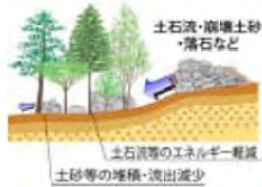
### (a) 里山保全の防災効果

#### ・崩壊防止機能



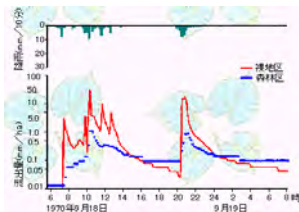
間伐等により森林根系を発達させることで、土壌緊張力が増し、斜面崩壊に対する補強強度を高めることができる。

#### ・災害緩衝機能



間伐等により幹を太くし、根系を発達させることで、樹幹支持力が増し、流出する土石流・崩壊土砂等のエネルギーを軽減する機能を高めることができる。

#### ・洪水緩和機能（水源かん養機能）



この機能は、健全な森林生態系の存在により豪雨時における河川の増水量を軽減させるとともに、無降雨時の低水量（規定流量）の安定的に供給する作用、すなわち『河川流量の平準化（時間的な流量の遅延）』と考えられる。

### (b) 里山保全のまちづくり効果

#### ・地元民以外の人との交流による地域の活性化

ボランティア等により、地域住民以外の人が入ることで、観光客がほとんどいない大芋地区の住民にとっては大きな刺激となる。その上、大芋地区の魅力を外部の人に伝えるいい機会であるともいえる。

#### ・生産活動による地域の活性化

林業の衰退と共に、里山での生産活動は行われていない。そこで、里山での栽培や間伐材を利用した炭の生産などを行う。その上、販売を行うことで外部との関わりもでき、活性化につながる。

### (c) 里山保全手法の提案

#### ・ボランティアによる里山保全

現在、全国の里山保全はボランティアによるものである。大芋地区でも宮代集落でも「里山保全活動」（後述）が実施されている。

#### ・里山を活用する

里山保全には、兵庫県三田市の「てんぐの森」よう

に、里山を公園化し、日常的に人々が里山に入ることによって保全している個所もある。

### (d) 宮代集落の里山保全活動

現在、宮代地区は篠山市、宮代自治会、阪急阪神交通社ホールディングの三者で宮代集落の里山保全活動を平成 21 年（2009）10 月から 4 年間の期間で行っている。



写真 3- 131  
宮代地区の里山保全活動

### b 防災まちづくり勉強会

アンケートにより、大芋地区の防災意識が高いとは言えない結果が出た。このことから、大芋地区のまちづくりに加え、防災意識の向上や防災知識の習得が必要だと考える。

#### (a) 実施手法と効果

平成 21 年（2009）2 月 15 日に「大芋地域活性化フォーラム」が行われた。フォーラムでは住民は傍聴という形で行われたものであった。

そこで、今回は前回のフォーラムの意見を踏まえた上で「今後の大芋」を防災の観点も入れた上で住民主体の防災まちづくり勉強会を行う。

これにより、住民たちが自身の将来を考える機会をもち防災面での意識向上が期待できる。それに加え、防災についての知識の習得や防災意識の向上が望める。

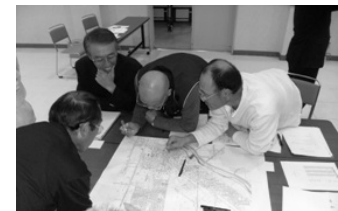


写真 3- 132  
防災ワークショップの風景

### c その他の課題の対策：（括弧内は課題）

#### (a) 人口流出抑止（高齢化）

大芋地区での、課題となっている高齢化を進めないために、人口流失を防ぐ。

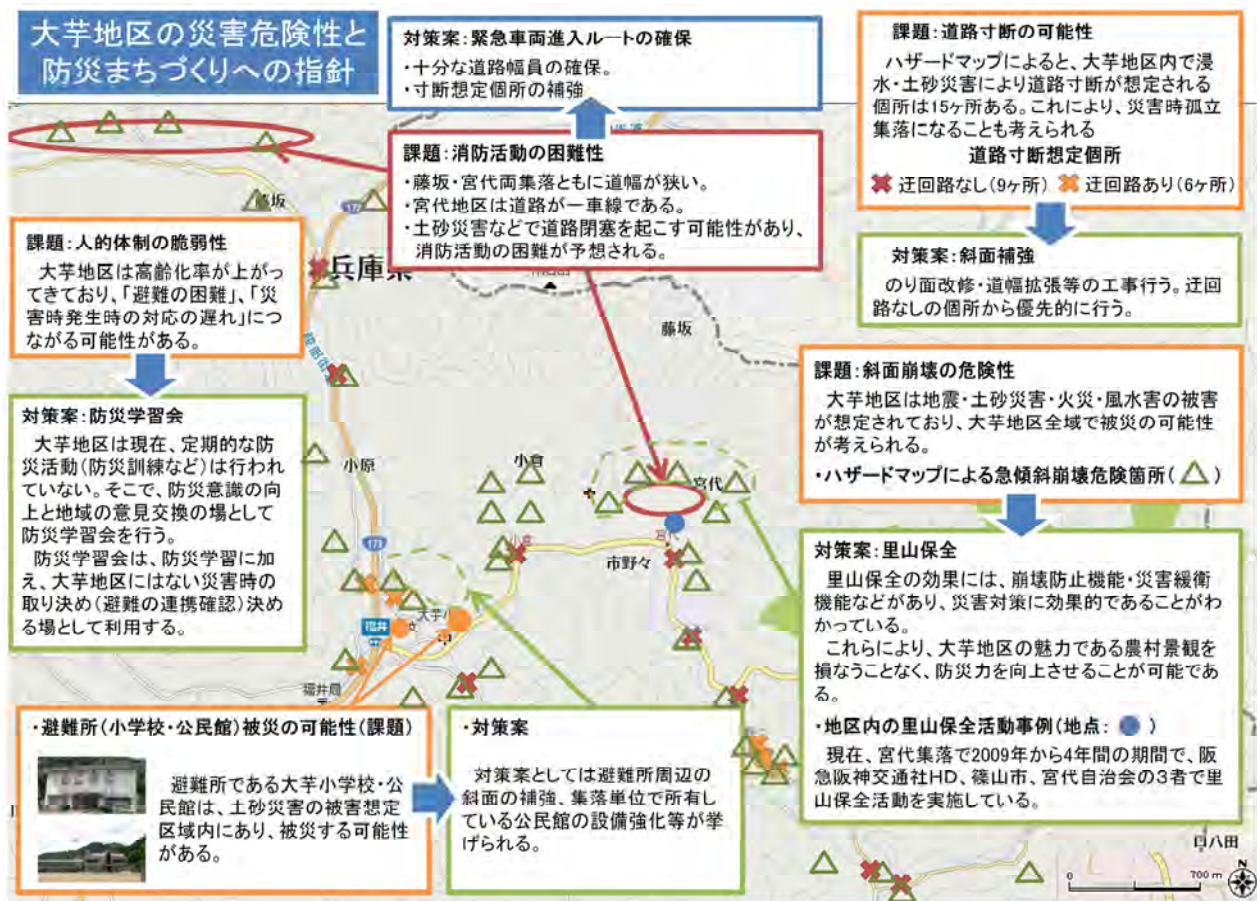
#### (b) 耐震化（建物の脆弱性）

耐震に課題があるということから、耐震化を行うことで災害による被災のリスクを減らすことができる。

#### (c) 集落独自の防災活動方針の確立（人的体制の脆弱性）

集落内での災害時の活動方針を、改めて確立することで、災害時に迅速な活動が可能である。

#### (d) 道路の浸水防止（避難路線・人家の浸水可能性）



Mapion: [http://www.mapion.co.jp/m/35.07247111\\_135.221955\\_7/](http://www.mapion.co.jp/m/35.07247111_135.221955_7/)

図3-99 大芋地区の防災まちづくりの課題と対策方針

浸水により道路が寸断される可能性があることから、山の管理を強化することで防止の効果がある。

### (オ) 今後の課題

今回は大芋地区の中でも藤坂・宮代両集落の調査を行ったが、その両集落ともに共通する課題として高齢化があがっている。

この現状は筆者らが提案する「山の管理」の活動が難しくなっていくことを示している。

このことから、今後は防災力の向上とともに、高齢化などの課題にも対策を講じていかなければならない。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員  
大窪健之

### 【第3章3(6) 注釈】

- (※1) 篠山市伝建地区防災計画(篠山市篠山伝統的建造物群保存地区防災計画)は、平成19年度に、伝統的建造物群保存地区を守り保存し、町の災害危険性を克服するために策定された。
- (※2) 防災まちづくり支援システムは、街のまちづくり計画案を作成し、現状と計画案の防災性能をシミュレーションにより評価するシステムである。
- (※3) 『篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査報告書』(篠山市教育委員会、2009)より。

### 【3章3(6) 参考・引用文献】

- 1) 篠山市ホームページ  
(<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/index.html>)
- 2) 篠山市教育委員会教育ネット  
(<http://edu.city.sasayama.hyogo.jp/index.html>)
- 3) 『篠山市篠山伝統的建造物群保存地区防災計画報告書』(篠山市教育委員会、2008)
- 4) 佐藤建、塩田哲生、増田聡、村山良之、柴山明寛、源栄正人「コミュニティ防災計画支援のための地域防災力評価手法とその仙台市への適用」(『自然災害科学』Vol127, No. 4, 2009)
- 5) 『地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針の策定調査報告書』(総務省消防庁、2003.10)
- 6) 『自主防災組織の活性化方策に関する調査研究報告書』(財)消防科学総合センター、1995)
- 7) 『篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査報告書』(篠山市教育委員会、2009)
- 8) 都市防災実務ハンドブック編集委員会『都市防災実務ハンドブック』(ぎょうせい、1997)
- 9) 防災まちづくり支援システム(シミュレーション分析)について
- 10) 『篠山市統計書(2009(平成21)年版)』(篠山市、2009)
- 11) 兵庫県ホームページ  
(<http://web.pref.hyogo.jp/>)
- 12) 塚口博司・塚本直幸・日野泰雄『交通システム』(国民科学社、1996)
- 13) 防災まちづくり支援システム 災害シミュレーション機能
- 14) 『伝統的建造物群保存地区制度のご案内』(文化庁、2008)
- 15) 『中部圏・近畿圏の内陸地震の震度分布等の検討資料集』(中央防災会議、2006)
- 16) 国立天文台『理科年表』第83冊(丸善株式会社、2009)
- 17) 『篠山市防災マップ』(篠山市)
- 18) 斉藤庸平・岩河信文・中村克巳「里山と防火」(『ランドスケープ研究』Vol167, No. 2, 2003)
- 19) 防災センター評価委員会『防災センターの環境スペースのあり方』(社団法人東京消防設備保守協会、2005)
- 20) 『消防ポンプ自動車(CD-I型)仕様書』(伊賀市消防本部、2009)
- 21) 防災研究グループ・萩原一郎「可燃物の実況配置に基づく火災室温度上昇予測」(独立行政法人建築研究所、2004)
- 22) 太田猛彦「21世紀における日本の森林と山岳地の管理について」(『地学雑誌』Vol1113, No. 2, 2004)

## 4 篠山市の歴史文化の特性と課題

### (1) 篠山市の歴史文化の特性

篠山市の概況把握、「原風景」を構成する文化財の総合的な把握調査、モデル地域における詳細調査の結果、篠山市の歴史文化の特性は次のように示すことができる。

#### 日本の原風景の骨格を形成している自然・地勢

多紀連山をはじめとする山地は、平地部から突出する形態をもつ山際と、狭く切り立つ山頂稜線の特徴としており、このような急峻な地形ゆえに、盆地を取り巻く緑の山容が現在まで維持されると共に、盆地内に分布する小丘が景観の特徴を為している。また、季節や気象変化によって多様な表情をみせることから、古来、信仰の対象、農業用水の源などとして人々の生活と密接に関わってきている。また、多様な生物の棲息する環境を維持しながら、日本の原風景の骨格を形成している。

#### 中世荘園の遺構を残す農地と農村集落

篠山市では肥沃な堆積地に開けた条里制が早くから形成された。そのため中世には皇室や中央権門の寄進型荘園が小さな盆地領域毎に形成され、旧荘園領域は、近代まで入会権（山郷領域）や宮座・氏子などの祭祀組織（宮郷）などの集落相互の結びつきとして継承さ

れている。

このように、中世荘園の遺構を残す農村集落では、黒大豆や丹波茶などの生業、年中行事や祭礼などの独自の生活文化を育み、旧荘園区域の単位で形成されてきた地区固有で特徴的な歴史文化を現在も継承している。

#### 近世城下町と街道集落の成立による文化の興隆

江戸時代には、八上城に次いで、笹山の地に天下普請によって城が築城され、篠山城下町では、武家町、商家町で構成される町が計画的に建設された。さらに、京街道をはじめとする街道筋には本陣などが建設されることによって、京をはじめとした様々な文化の交流が見られた。そのことが「日本六古窯」のひとつである丹波焼に代表される文化の興隆にもつながっている。また、行基、源義経等多くの人達が往来した記録や伝承が数多く残り、旅の難所とされた所では、必ず民話や逸話が伝えられるなど、近世文化を残している。

このように、近世城下町と街道集落の成立によってつくり出された美しい町並みや貴重な建造物が保存されていると共に、町の発達とともに興隆された文化が形を変えながらも、継承され続けている。

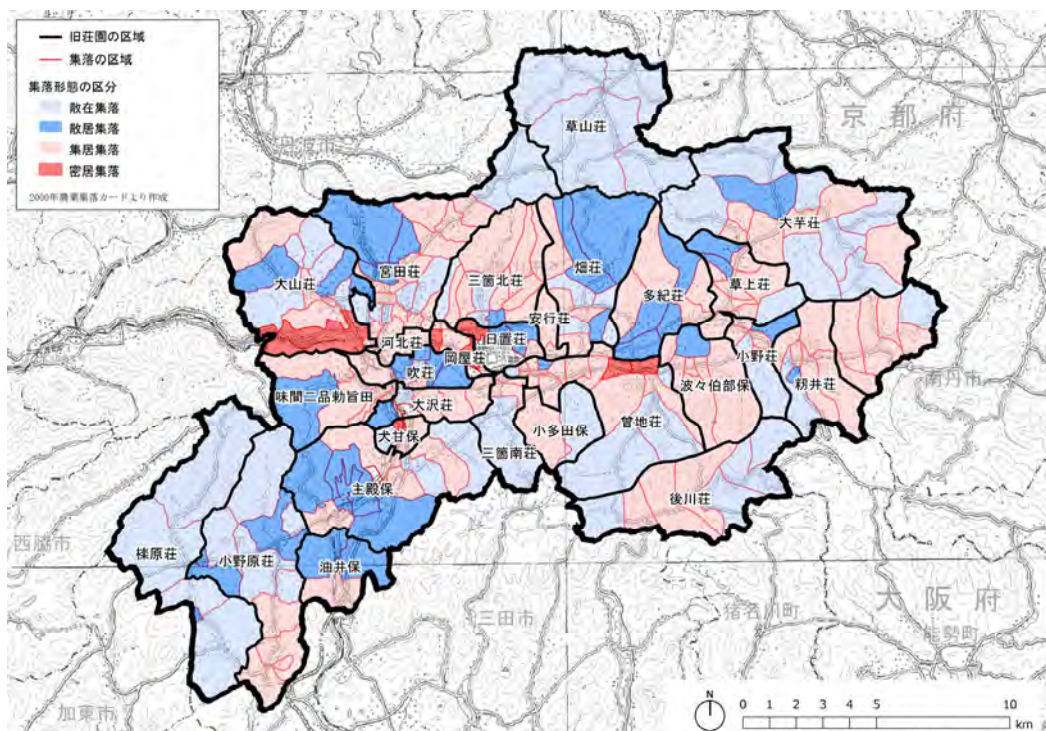


図 3- 100 篠山市における旧荘園域想定図

「丹波の荘園」(細見末雄著)をもとに作成

## (2) 歴史文化の特性から学ぶこと

### ア 篠山市の歴史文化を理解する3つの空間

篠山の歴史文化の舞台となる空間には、さまざまな地域特性がある。このなかで、篠山市の歴史文化の全体像を理解するために、全市的な文化財分布調査を実施するとともに、とくに典型となる城下町、福住の街道、大芋の農村集落という3つの異なる空間を取り上げ、詳細な調査を実施した。ここでは、その結果をもとに、歴史文化基本構想立案のための、解決すべき論点、課題について考えていきたい。そこで、まず3つの地区の空間的な特徴について調査を踏まえた整理をしておこう。

3つの空間のうち、大芋地区では、とくに藤坂集落において顕著であるが、農地と農家が山麓の複雑な谷筋の地形に分散的に配置されている。藤坂集落にみられるように、大芋の集住形態は、そこでの地形的特性と生業である農業生産との関係によって規定されるものであり、ある意味でプリミティブな要因によって集住形態が決定されている。これまでも指摘されたように、集落の形態を決定づける要因として、「生業を成立させるための内的要因」と「自然条件としての外的要因」があげられる<sup>1)</sup>。とりわけ、藤坂集落は、生業としての農業と自然地形的空間の複合要因によって成立したものであり、それだからこそ、自然と渾然一体となって共存する空間像が多く住民の間で共有されている。景観・まちづくり調査では、この景観の特徴を日本文化の特徴である「奥」に注目した把握を行っている。

一方、篠山城下町は、城下町として計画的に配置構成された人為的な集住体を形づくっている。上級武士や下級武士などの階級に応じた武家住宅群と商家、職人町など機能集団の居住地が緻密にゾーニングされている。もちろんその中心には城内があり、その周りに堀が築かれ、さらに機能的市街地を取り囲む空間構成となっており、ここでは、社寺や自然植生さえも、その目的（外部からの防御）のために利用されているのだ。その強力な「中心」性は、大芋地区藤坂集落のもつ「奥」性と、鮮やかな対比を示している。篠山城下町は徹底した機能主義的な全体計画（マスタープラン）のもとで、つくられたニュータウンである。

一方、福住地区は、街道集落であり、機能的には交易・交通機能を担う目的で形成され、空間的には街道を軸として集住形態が規定される。街道に密に建ち並ぶ町家群は線上の集住体を形成しつつ、しかし、その街道の背後、周辺には豊かな農地、自然が共存する。ところが、福住の街道を東に進むと、街道に沿って農家住宅が立地してくる。この農家住宅は町家とはまったく異なる住宅形式であり、建造物・町並み調査部会の報告では、3つの地区の民家の系統的な連関を把握することの意義を指摘し、とくに、福住地区の民家において、農家と町家の中間的形態が存在することを明らかにしている。つまり、この沿道の農家住宅は、大芋の散村形式の集住体と篠山城下の都市住宅との対比において、極めてユニークな存在であり、福住の街路景観の特色となって現れている。

なお、城下町や福住の場合は、内的要因としての生業や外的要因としての自然、地理的条件に加えて、社会的、政治的な要因が影響してくる。

これら3つの歴史文化の空間性は、自然への対応においても特徴的である。自然と一体化している大芋地区から、都市として自然を対立したものとして扱う城下町、そして、両者の中間の福住地区。3つの空間の自然もまた鮮やかな対比を示している。こうした集住形態と自然への対応の差異も、結果として、それぞれの景観の個性を表現している。つまり、地域の景観は、さまざまな文化財の表象である。

以上のように典型的な農村集落と城下町、そして街道集落の歴史文化を多面的にみていくことで、それぞれの座標軸上の相対的な関係と、背後にある篠山市の数多くの歴史文化を支える場の構造と全体像がみえてくる。

ところで、大芋から福住を経て城下町のような都市にいたる集住形態の時系列変化を都市化のプロセスとみて、これを空間の進化、発展段階と捉える考え方が、これまでは主流であった。あるいは、社会システムとしても、農耕社会から、産業社会、情報化社会（都市化社会）への進展段階として理解しようとする考え方が大勢を占めていた。しかし、こうした従来の進化的パラダイム（通説）は、歴史文化の固有性を尊重する立場からは、あまり意味をもたない。時間的な進化を

是とする考え方にたつ文明史的な視点ではなく、地域を基盤にした文化的立場から、固有の歴史文化の価値を評価すれば、これら3つの地区の歴史的、文化的意味は等価であり、並存しうるものであろう。

オギュスタン・ベルグは、その著書の冒頭で「それぞれの社会は、その文化特有の総合秩序によって空間を組織し、独自の空間性を持つ。」と述べる。歴史文化はそれぞれの空間において固有の世界をもつ。そして、固有の独自性があることから、相互の関係性が全体としての個性を生む。それぞれの地域が育んできた歴史文化を尊重し、先人の知恵を再認識する。そこから、自然への接し方、伝統を今に伝えること、生活スタイルとして生かすこと、独自の景観を守り育てていくこと、など、私たちが、学ぶべきことは実に多い。

## イ 文化財群の連関

では、3つの空間において、それぞれの文化財群相互の関係は、一定の空間のなかでどのように関わっているのだろうか。

民俗文化調査部会の調査結果では、藤坂集落の春日神社の御田植祭などの行事を運営する禰宜講について詳述している。ここで、藤坂のカツラ、妙見堂は御田植祭とともに藤坂の大切な「宝」であり、地域の歴史文化を代表するシンボルであるが、この3者は文化的文脈のなかで深いつながりをもっていることが示された。また、祭祀という形のない文化財であるが、残したい視覚的な景観として地元から支持されている。つまり、自然、建築、祭事とそれを支える共同体組織、それらが地域を舞台に相互に絡み合っている。これらは結果として、生活のなかの景観、空間像として出現し、地域の風景として定着している。

福住でもさまざまな祭礼や行事があり、水無月祭では、住吉神社を中心に山車が巡行し、民俗行事ではキツネガエリなどがあるが、とくに町家の区域(福住上、福住中、福住下、杵木)と農家の区域(川原、安口西、安口東、西野々)での行事の差異が明確に現れていることを指摘している。盆行事での差が明白で、町家では、迎え火、送り火が盆提灯に移され、それが町家の軒に吊るされて街道の夜間景観を演出する。一方、農家では、安口東で松明が焚かれる。さらに京都や大阪

の文化圏の影響を受ける地理的要因や文化交流のなかで、山車の巡行など福住の祭礼を捉えることができるとしている。つまり福住においても、生業、建築、民俗、景観がそれぞれの関係性を保っており、文化財のそれぞれの関係が、立地条件と深く関わっていることが浮かび上がってくる。

## ウ 文化財を地域の生活に活かすこと

私たちは、地域社会で何を抛りどころに生きていくのか。この根源的な問いかけに、あえて答えを求めるならば、従来から住生活の規範と評価指標とされた、安全性や利便性、保健性、快適性などに対して、さらにプラスアルファの何ものかを、人々が心の奥で求めているということではないか。それは、利便性の追求でも、経済的な充足でも埋められない心の充実と誇りの源泉であり、コミュニティの結束の原動力である。このプラスアルファが、ここで取り上げてきた歴史文化性というべきものではないか。

このような歴史文化の資源は多様な顔をもつ。高い歴史的価値と貴重性、芸術性を持ち、学術的でもありながら、しかし同時に、市民生活に不断に密着している生活者の知恵の結実であって、より普遍であり大衆的でもある、このような多様な層をもって、市民生活のさまざまな面にまわりつく文化財群であるからこそ、多くの人々の共感を得ることができるし、また、過去から現在へ受け継がれて認知され、さらに未来に継承できる資格をもつ。このことは、本報告書の冒頭でも触れられているが、今一度確認しておきたい。

われわれは現在、さまざまな動機でまちづくりに取り組む。その動機は、住環境の整備であり、福祉であり、環境問題であり、地域経済であったりする。しかし、これら数々の動機に増して、われわれが生活する地域の歴史文化が、これからのまちづくりの目的や手段として大切になってくる。

広井良典氏は、コミュニティのあり方を論じるなかで、「普遍性」よりも「地球上の各地域の風土的・文化的な多様性やローカルな独自性を重視して、そこから出発する」ことを主張している。そして、これからは、地理的・空間的な多様性や固有の価値が鍵となると指摘する。つまり、生活の質を高める触媒として、また、

地域の絆を支える共有価値としてのソフト、ハードの歴史文化の資源が生かされるということである。その意味で、地域の文化財は市民の誇りである。それぞれの地域で生活を継続していく原動力は、経済でも、利便性でもない、心のよりどころとしての歴史文化である。

### (3) 歴史文化基本構想に向けての課題

#### ア 構想のための文化財の位置づけ

この調査では、篠山市の歴史文化によるまちづくりを構想するために、同市のすべての文化財を取り上げ、構想立案の視野に入れている。従来のように、歴史的な価値が確定しているものに限ってきたこととは異なる考え方にたつ。このことの意味は、上述したように、①これまで、篠山市の市民の生活のいろいろな局面に、さまざまな文化財が関わりをもち、生活のすべての面に密着する空間や民俗行事などと切り離せないこと、②それぞれの地域の市民個人や家族や地域団体が、歴史文化の空間と活動による一連の世界を共有していること、③地域においてネットワークする文化財の一部を切り離すことができないし、むしろ、その総体が地域性を代表し表現していること、に根拠がある。

民俗文化調査部会報告では、特別の価値をもつ文化財に注目するだけでなく、「当たり前の生活」の視点をもつことの重要性を指摘している。私たちは、この歴史文化基本構想の策定にあたって、あらためて地域の文化財の概念を捉えなおし、まちづくりのための歴史文化資産として幅広く捉えなおす必要がある。

#### イ 歴史文化の危機とまちづくりへの期待

上記のように、地域の文化財の全体を対象とすると、これまで、地域が営々と維持し続けてきた、「歴史文化まちづくり資産」の一部が危機にあることに注目せざるを得ない。たとえば、いわゆる伝統的な建築物のうち、文化財としての保護の網からもれている普通にみられる民家は、残す手立てはなく、そこかしこで新しく建て替わりつつある。山や農地と一体になった農村集落は、その担い手の不足により、総体としての景観を維持することは極めて困難な状況にある。また、民俗文化でも、現在もなお継承されているもの、行事、

芸能としては、今は行われなくなったものもある。

計画論として踏み込んだ、文化財防災調査部会からは、地域特性を活かした防災まちづくりの方向性が指摘され、また、景観・まちづくり調査部会でも、エリアマネジメント<sup>(※1)</sup>として、歴史文化の空間を維持管理していくことの必要性が指摘されている。いずれもが、文化財が市民生活に不可欠なものであるという認識にたち、行政だけがそれを担うのでは不十分であり、住民とその組織、企業やNPOなどさまざまな主体が連携しながら、まちづくりとして、地域の市民生活を豊かにするために歴史文化を活かしていく方向が大切であるということを示唆している。

まちづくりとして構想していくことから、歴史文化を保全活用していく主体のあり方を展望すれば、それぞれの地域での、コミュニティのあり方や地域組織の構成と不可分である。構想の実施主体としての個人、地域と地域外（社会集団）などの相互の関係、行政はもとより各組織間の連携の可能性について検討する必要がある。

また、持続的なまちづくりとして次世代に継承していくための仕組みも求められている。

篠山市の歴史文化基本構想は、先述の生きがいをもたらし、生活を豊かにするために「歴史文化まちづくり資産」を活用するという理念のもとで、多面的・総合的・持続的な方法が求められているのだ。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員  
三輪康一

#### 【第3章4(1)～(3) 注釈】

(※1) エリアマネジメントについては一般に、地域組織等が連携を図り、地域の物的な環境や社会的な環境をよりよく維持・向上し、地域のすべての構成員に資するために、一定の地域力を背景に、協治の立場から、総合的、自律的な地域運営を持続的に実現する力またはその状態、ととらえることができる。

#### 【第3章4(1)～(3) 参考・引用文献】

- 1) 森俊偉「11の集落・外空間の構造」(『都市住宅別冊 集団体モノグラフィNO.1』、鹿島出版会、1975.6)
- 2) 植文彦『見えがくれる都市』(鹿島出版会、1980.6)
- 3) オギユスタン・ベルグ『空間の日本文化』(筑摩書房、1985.6)
- 4) 広井良典『コミュニティを問いなおすつながり・都市・日本社会の未来』(筑摩書房、2009.8)

## 第4章 歴史文化基本構想の考え方

### 1 基本理念

篠山市は、東寺や住吉大社などの大寺院・神社や貴族により開墾された中世荘園を基盤として、近世には、「城下町」、「街道集落」、「農村集落」が有機的に関連しながら成立してきた。「城下町」は天下普請により築城された篠山城の城下に領内の町場から商職人や寺院を移転して形成され、「街道集落」は農村文化を母体として京街道などの街道筋に交通・流通の要衝として発展し、「農村集落」は黒大豆や茶の栽培などの展開をみせながら農村としての性格を維持し続けてきた。このように、近世におけるわが国の集落の3つの典型が有機的に関係し合いながら共存し、各集落が特徴的な景観を形成していた。そして、近代・現代における社会環境の大きな変化にもかかわらず、現在もなお、篠山盆地のなかに、かつての城下町－街道集落－農村集落の関係、集落相互の関係が生き続け、そこに広がる風景はまさしく「日本の原風景」を思い起させるものとなっている。

篠山には、古代からの歴史を感じさせる古墳や集落跡などの遺跡、大国寺本堂、長谷寺妙見堂、春日神社能舞台などの社寺建築や近代和風建築物、茅葺民家などの歴史的建造物、八上城跡や篠山城跡などの中世から近世にかけての城跡、地域で守り伝えられている仏像や石仏、日本六古窯のひとつである丹波焼や登り窯などの数多くの文化財が残されている。

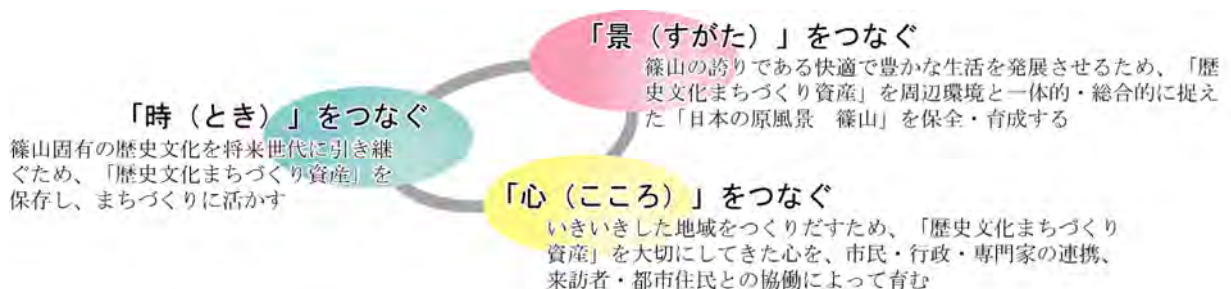
それらの文化財は、広がりのある水田や全国的にも著名な黒大豆や山の芋などを産する農地、市域の7割を占める緑豊かな山林、オオサンショウウオやオヤニラミの生息する清流などの豊かな自然環境と一体となって篠山固有の風景を形成している。さらに、歴史的な町並みや自然豊かな集落を舞台に、京都や播磨地方の影響を受けて発展した祭礼行事、年中行事、民間説話などの多くの無形の文化財が現在もなお受け継がれ、生活文化のなかで人々の心を育んでいる。

これらの文化財は、人々の生活を介して、相互の関係を保ち続けてきた。このように文化財と一体となった風景は、篠山らしさの証しを現すものといえ、篠山の風景は、住む人のみならず、訪れる人にも深い郷愁を誘うとともに共感を与える、まさに、「日本の原風景」となっている。

「日本の原風景 篠山」を将来世代に伝えていくとともに、人々の心がつながった豊かな生活環境を保全するためには、篠山市に存在するすべての文化財を「歴史文化まちづくり資産」として捉え、その価値を共有し、市民や活動団体、企業など、それぞれが主体的に身近な生活のなかで保存・活用に取り組んでいくことが求められる。「歴史文化まちづくり資産」を地域の誇りとして守り育て、地域の活性化ならびに持続的な発展につなげていくため、篠山市における歴史文化基本構想の基本理念を以下のように設定する。

#### 歴史文化基本構想の基本理念

### 「景(すがた)」「時(とき)」「心(こころ)」をつなぐまちづくり



## ◇「歴史文化まちづくり資産」とは

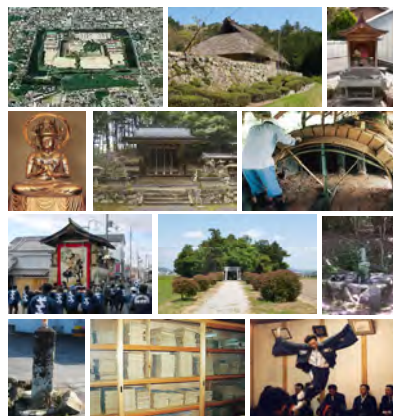
篠山市に存在するすべての文化財は、篠山市固有の歴史・自然・文化のなかで生まれ、守り伝えられてきた篠山市民共有の財産であり、篠山市民の心のよりどころとなるとともに、その根底にある知と技は、篠山市民の生活をより豊かなものとしている。従って、これまでの文化財指定等に関わらず、篠山市に存在するすべての文化財は、「日本の原風景 篠山」の重要な構成要素であるといえる。「日本の原風景 篠山」を構成する歴史文化や豊かな生活環境を未来につないでいくためには、それらの文化財を、市民自らが主体的に守り育て、積極的にまちづくりに活かしていくことが求められる。

文化庁が推進する歴史文化基本構想は、文化審議会文化財分科会企画調査会からの報告に基づいている。当報告では、基本構想の内容に記載する重要な事項として「関連文化財群」が挙げられ、「地域の歴史や文化を語る重要な地域の資産として、総合的に保存活用を行っていくことが望ましい」とし、文化財が「資産」として位置付けられている。

篠山市では、市全域において、豊かな歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくため、「日本の原風景 篠山」を構成する全ての文化財を包括する概念として、上記の報告に基づき、「歴史文化まちづくり資産」として設定することとする。

なお、本構想内において、この「歴史文化まちづくり資産」を、単に「資産」とのみ記載するところがあることを書き添えておく。

当面は、文化財把握調査により把握したおよそ5,000件におよぶ文化財を「歴史文化まちづくり資産」と位置づけ、今後、継続的な調査を進めるなかで、「資産」の追加・更新を進めていくこととする。



## 2 基本方針

歴史文化基本構想の基本理念を実現化するため、以下の3つの基本方針を設定する。

### 基本方針1

**「歴史文化まちづくり資産」の  
適切な保存・活用を推進する**

- 身近な暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を図る。
- 「歴史文化まちづくり資産」と周辺環境を一体的に捉え、総合的なまちづくり「資産」として保存・活用を図る。
- 暮らしの安全を守るなかで、「歴史文化まちづくり資産」の保存を視野に入れた防災の仕組みを整える。

### 基本方針2

**歴史文化を活かしたまちづくりの  
仕組みを構築する**

- 歴史文化を活かしたまちづくりに係る各主体がそれぞれの役割を認識し、自ら行動するとともに、連携してまちづくりに取り組む。

- 人づくり、組織づくり、教育プログラムづくりを通じて、歴史文化を活かしたまちづくりの担い手づくりを推進する。
- 市民等（市民、活動団体、企業等を含む）が主体的に歴史文化を活かしたまちづくりに取り組んでいくため、「歴史文化まちづくり資産」の情報化を図る。

### 基本方針3

**制度・事業の連携による総合的な  
歴史文化を活かしたまちづくりを推進する**

- 指定等文化財の種別に応じた適切な保存・活用を図る。
- 各分野における関連計画等との連携により、多様な制度を積極的に活用し、「歴史文化まちづくり資産」とその周辺環境を含めた一体的な保存・継承を図る。
- 行政と市民等が協働で歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくための新規制度を創設する。
- 事業間の連携により、歴史文化を活かしたまちづくり事業を総合的かつ効果的に推進する。



## 第5章 歴史文化を活かしたまちづくりの進め方

### 1 「歴史文化まちづくり資産」の適切な保存・活用の推進

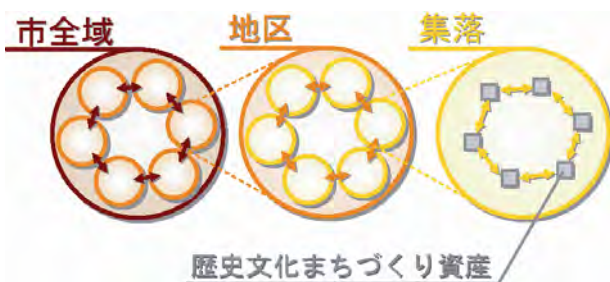
#### (1) 「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用のための区域の設定

歴史文化を活かしたまちづくりの展開を図るための区域である「歴史文化保存活用区域」を市域全体と設定したが、「歴史文化まちづくり資産」の一体的な保存・活用を図るため、既往の社会組織を勘案して、下図に示すように、「集落」―「地区」―「市全域」の3層の区域を設定した。

最小単位の「集落」では市民生活を介した「歴史文化まちづくり資産」相互の関係を形成・保持する単位とし、「地区」では「資産」を活用してまちづくりとして展開していくための基礎単位とし、「市全域」では各地区・集落が有機的に関係して「日本の原風景 篠山」としてのまとまりを形成していくための単位として設定した。

「集落」―「地区」―「市全域」のそれぞれの区域毎に、景観計画や都市計画等の各種制度を活用して、「資産」の保存や補助事業等を活用した事業展開を図る。

#### ■ 区域の設定の考え方



#### (2) 暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用

「歴史文化まちづくり資産」は、市全域にわたって広く分布し、その多くは市民生活のなかに息づき、受け継がれてきている。

これらの「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用にあたっては、市民等が、身近な「歴史文化まちづくり資産」を発見し、良好な生活環境の一部としての価値を認識し、主体的に保存・管理に取り組み、まちづくりに活用していくことが求められる。また、「歴史文

化まちづくり資産」は人々の暮らしを介して、有機的に関係し合って形成され、継承されていることを十分に考慮し、保存・活用を進めることが求められる。

このため、次に示す3つの方向性について、行政、市民等がそれぞれの役割を果たすものとする。

#### 「歴史文化まちづくり資産」を発見し、認識する

《市民等》「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」などを参考に、暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」が市民共有の財産であることを認識するとともに、新たな「資産」の発掘に努め、研究者やヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）等の協力のもと、「資産」の調査や記録作成を進める。

《行政》市民等とともに、集落やまちづくり協議会（「地区」）単位で、新たな「歴史文化まちづくり資産」の発掘調査を実施するとともに、研究者やヘリテージマネージャー等による継続的な調査を実施する。

また、将来世代に伝えていきたい「資産」の情報収集の仕組みを構築し、「歴史文化まちづくり資産」リストを継続的に更新する。

#### 「歴史文化まちづくり資産」について学び、考える

《市民等》行政が設ける講座等への参加を通じて、「歴史文化まちづくり資産」について、自ら学び、考える。行政や「歴史文化まちづくりアドバイザー」（156頁参照）と協力し、集落やまちづくり協議会単位で、「歴史文化まちづくり資産」の今後の保存・活用のあり方について話し合い、それぞれが担うべき役割を認識する。《行政》「歴史文化まちづくりアドバイザー」の派遣などを通じて市民等が「歴史文化まちづくり資産」について学び、語り合える場を提供する。

また、市民等とともに、集落やまちづくり協議会（「地区」）ごとの課題や今後のまちづくりの方向性を話し合うなかで、それぞれの集落や地区に適した「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用の方向性を設定する。

#### 「歴史文化まちづくり資産」を守り、活かす

《市民等》身近な「歴史文化まちづくり資産」の保存・管理を積極的に行うとともに、行政や「歴史文化まち

づくりアドバイザー」、専門家などと協力しながら、自らが「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用の主体として、まちづくりに参画する。

《行政》「歴史文化まちづくり資産」のうち、文化的な価値の高い「資産」、景観上重要な「資産」については、それぞれ「文化財保護法」や条例に基づく文化財や「景観法」に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の指定等を進め、制度的に保存を支援する。併せて「歴史文化まちづくり資産」の耐震施策や防災事業等災害に対する予防施策を地域住民と協働で進める。

また、文化財保存事業や景観形成支援事業（兵庫県）などの各種事業の活用、丹波篠山ふるさと基金の活用などによる修理・修景、空間整備等を進める。

さらに、伝統的技法を習得した伝統技能者の育成など、「歴史文化まちづくり資産」を適切に保存・継承するための伝統技術の継承や人材育成の仕組みの構築を進めるとともに、丹波篠山ふるさと基金等を活用し、山車や御輿、祭具等の修理・復原と祭り・行事の復興、伝統的な産業や祭礼・行事の担い手の育成、歴史文化を活かしたまちづくりに係る市民活動などに対する支援の充実を図る。

また、建造物の活用のためのデータベース（収集した情報や資料等を容易に検索できるようにしたもの）の作成やNPO等による活用の仲介・斡旋の仕組みづくり、美術工芸品の展示・公開、伝統的な産業・工芸や祭礼・行事などを体験できる場の設置、観光資産としての情報発信など、積極的な活用を推進する。

加えて、篠山市の歴史文化の特徴を成す民俗文化を語り継ぐ場や伝統知（生活のなかで培われてきた知恵）、伝統技術を継承する場を設ける。また、暮らしに息づく人々の活動を中心とした「歴史文化まちづくり資産」相互の関係を「歴史文化まちづくり物語」として整理し、教育プログラムとの連携や市民と共同での副読本の作成などを通じて発信する。

### ■「歴史文化まちづくり物語」のイメージ

歴史文化まちづくり物語とは、篠山市の各地区において、集落組織が基本となって維持されてきた生業、祭礼・行事などの人々の活動が、町並みや神社・寺院、樹木・樹林、地蔵・祠、民家及び山林・農地が相互に関係づけられていることを「ものがたり」として表現したものを指す。

暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」を再発見、認識するための手法として位置付け、教育プログラムやまちづくり読本としても活用できる取り組みを進める。

#### 「藤坂の宝」ものがたり（例）

藤坂の大カツラ、藤坂春日神社の御田植祭、妙見堂は藤坂の3つの宝です。

御田植の儀では桂の枝を苗に見立てて植える所作を行います。藤坂の大カツラの枝が使われています。

また、藤坂春日神社と妙見堂は村内で60歳から70歳までの男性で構成される禰宜講で管理されています。

このように、藤坂の3つの宝は、農作物の豊穰、家内の安全、山仕事の安全など生業や暮らしに相互に関わっており、藤坂の伝統を伝える物語となっています。

### ◆事例 「歴史文化まちづくり資産」相互の関係性を活かした取り組み（味間地区）

丹波茶の産地として広大な茶畑が広がる味間地区では、毎年6月初旬、一番茶摘みのときに「大国寺と丹波茶まつり」が開催される。平成22年(2010)で第30回を迎える新しい祭りである。茶まつりでは、琴や尺八の音が響き、茶葉を納めた茶壺を国指定重要文化財大国寺に運ぶ「茶壺道中」、大国寺本堂での献茶式やお茶供養、大茶盛、バザーなど盛りだくさんの催しで賑わう。緋の着用に赤い襷がけ、頭には姉かぶりをした娘さんたちの茶摘みの実演、大国寺では重要文化財に指定された仏像が一般公開される。

歴史的建造物や仏像、産業などの「歴史文化まちづくり資産」を関連付けて活用し、地域の活性化につなげている。



①

- ①大国寺本堂  
(国指定重要文化財)
- ②丹波茶壺道中の虚無僧
- ③茶娘による新茶摘み



②



③

### (3) 「歴史文化まちづくり資産」を基礎とした防災まちづくり

篠山市では、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、市民の災害に対する取り組みと併せて、ハザードマップで情報を提示するなど総合的な防災まちづくりを進めているが、安全で安心できるまちづくりを総合的に進めていくためには、非常時だけでなく平時においても市民と行政が協働で様々な取り組みを進めていくことが求められている。

また、大規模災害の際は、地域全体が被害を受けているため、「歴史文化まちづくり資産」の優先的な復旧等は必ずしも期待できない。そのため、大規模災害により被災が予想される「歴史文化まちづくり資産」の復旧・復興のあり方について、あらかじめ検討を行うておくこと、「資産」の所有者・管理者だけでなく、行政及び「資産」をとりまく地域住民が連携し、地域が一体となって「歴史文化まちづくり資産」を守っていくことが求められる。

それぞれの地区で住民が継承してきた「歴史文化まちづくり資産」の保存に向けた様々な取り組みは、災害時における減災の知恵の結晶ともいえる。このため、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用に向けた取り組みが防災まちづくりに向けた行動指針のひとつになると考えられることから、市民と行政が協働で「歴史文化まちづくり資産」を基礎とした防災まちづくりを進める。

《市民等》これまでの数多くの災害経験に基づく地域住民の減災の知恵を把握・整理し、伝統的技法と最新技術との融合を図りながら、日常の維持管理や災害訓練等の実施のもとに、将来世代に受け継いでいく。

また、防災機能を高めるとともに、「歴史文化まちづくり資産」の魅力・価値を維持・向上するため、行政、NPO、民間企業、都市住民等と協働で、「資産」の周囲に広がる里山（139 頁参照）等の自然環境の保全・管理を進める。

《行政》「篠山市地域防災計画」や「篠山市篠山伝統的建造物群保存地区防災計画」などの既存の計画・資料に基づき、「資産」の種類、規模、形態などに応じて必要な消防施設の設置・改修や耐震の措置を施すとともに、「歴史文化まちづくり資産」周辺の環境保全に努め、

防災まちづくりを推進する。

また、「歴史文化まちづくり資産」の継承の視点を加えた大規模災害時の復旧の方針を示すとともに、集落単位の防災マップの作成やまちづくり協議会単位の防災計画の策定を推進する。さらに、ヘリテージマネージャーへの支援の充実、伝統技能者の情報収集などを通じ、被災した「歴史文化まちづくり資産」の修理・修繕のための人材の育成・確保を専門家等と連携して進める。

#### ◆事例 篠山伝建地区防災計画

篠山伝統的建造物群保存地区では、地区に集積する文化財を保護するため、防災訓練の実施と併せて、まちかど消火器の設置や消火栓ホースの整備など総合的な防災に向けた取り組みを市民、篠山まちなみ保存会、専門家、行政などが連携して進めている。



防災訓練の実施



防災設備の整備

#### ◆事例 里山保全活動を通じた資産価値の向上と斜面防災対策

(大芋地区宮代)

大芋地区宮代自治会では、平成21年(2009)10月14日、阪急阪神ホールディングス、兵庫県、篠山市、宮代自治会の4者で「里山保全活動協定」を締結して、大將軍地内の山林2haを対象に、共同で間伐・枝打ち作業を実施して、資産価値の向上と斜面防災対策に取り組んでいる。



里山保全活動

○協定期間

平成21年(2009)10月17日～4年間

## 2 歴史文化を活かしたまちづくりの仕組みの構築

### (1) 各主体の役割と主体間の連携

#### ア 各主体の役割

歴史文化を活かしたまちづくりに係る各主体がそれぞれの役割を認識し、自ら行動するとともに、連携して歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む。

#### 市民等の役割

##### ～一人ひとりが主体となり、自ら学び、実践する～

篠山市の歴史文化について、自ら積極的に学び、ボランティア組織やNPO等の活動への参加、行政の取り組みへの協力等を通じて、歴史文化を活かしたまちづくりへの理解を深めるとともに、「歴史文化まちづくり資産」を市民共有の財産として認識し、市民一人ひとりが主体となり、歴史文化を活かしたまちづくりの取り組みを実践する。

#### 行政の役割

##### ～市民等による活動を支援し、先導する～

歴史文化を活かしたまちづくりの取り組みのPRや情報発信等により、市民等や「歴史文化まちづくり資産」の所有者への意識啓発を行うとともに、行政自らが空間整備や「歴史文化まちづくり資産」の活用によるまちづくりを実践し、市民等を先導していく。また、市民等が主体的に「歴史文化まちづくり資産」を発見・認識し、その保存・活用について学び・考え、守り・活かす取り組みを実践する体制及び仕組みづくりを進める。

#### ◆事例 身近な「歴史文化まちづくり資産」の管理

篠山市内の各集落には、お不動さんや愛宕さんなどの小祠が数多く残されており、その多くは、近隣住民が、日々お供えや献花、献茶、清掃などの「お世話」によって、大切に守られてきている。

このような身近な「歴史文化まちづくり資産」の維持・管理の継続が、集落全体、地区全体、そして篠山市全体を歴史文化の魅力に溢れた地域としている。



大山下のお不動さん



中野のお地蔵さん

#### 専門家の役割

##### ～人材を育成し、歴史文化を活かしたまちづくりを誘導する～

豊富な知識と経験を活かし、市民等や行政の取り組みに対する指導・助言を行い、保存・修理・修繕ならびに歴史文化を活かしたまちづくりを適切な方向へ誘導する。

また、形あるものだけでなく、形のないもの、特に年中行事などの市民の記憶にあるものを残していくため、市民等や行政が、それらの価値に気付き、主体的に歴史文化を活かしたまちづくりに取り組めるよう、指導・助言すると共に、人材育成などを支援する。

#### イ 主体間の連携

旧村域を空間的・文化的にも維持しながら「歴史文化まちづくり資産」の保存の基礎単位となる「集落」および自治会が複数集まり構成されるまちづくり協議会で構成される「地区」を、歴史文化を活かしたまちづくりの単位とし、まちづくり協議会を通じて篠山市のまちづくりや文化財、学校教育等の関連する部門間で情報交換等を行い、市の施策に協力するとともに必要な支援を受けながら連携して歴史文化を活かしたまちづくりを進める。

行政は、県及び市の関連部局間の連携を行うとともに、ヘリテージマネージャーやNPO、研究者等の協力のもと、「歴史文化まちづくり資産」の調査や「歴史文化まちづくりアドバイザー」の派遣など、まちづくり協議会や「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用に取り組む市民団体に対する支援を積極的に行う。

#### ◆事例 「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を推進する市民団体

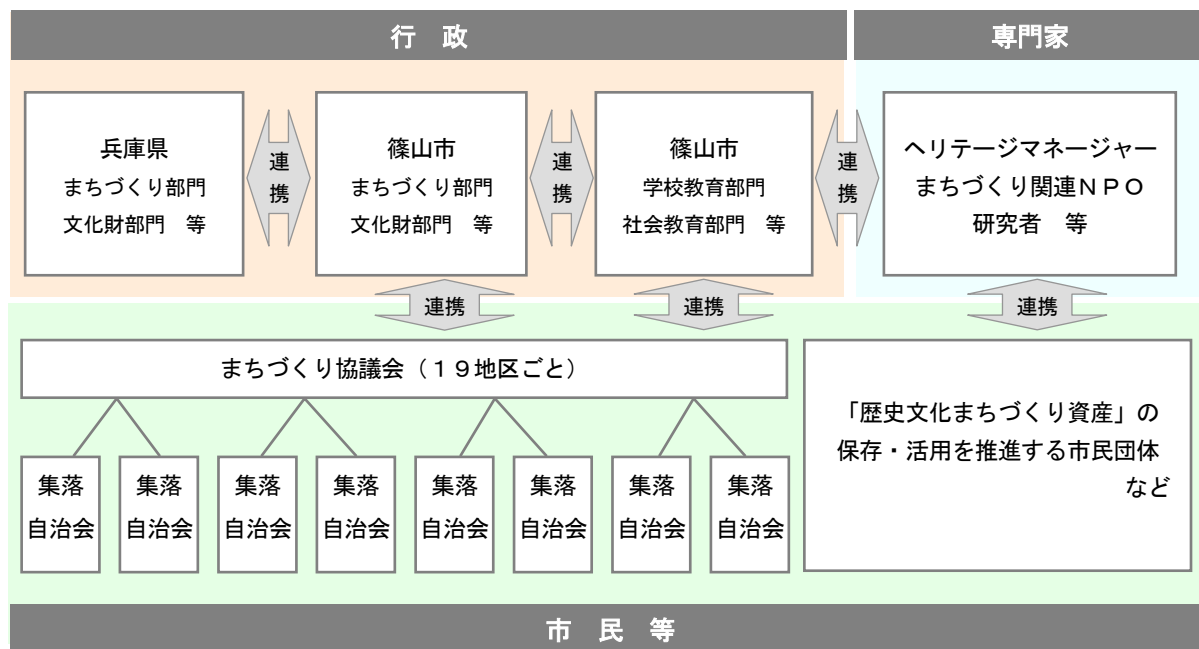
篠山市内には、「NPO 法人たんぼぐみ」や「NPO 法人町なみ屋なみ研究所」などの団体が古民家の改修に積極的に取り組み、資産を活かしたまちづくりを推進している。



NPO 法人町なみ屋なみ研究所が進める、ボランティアによる古民家改修工事



■主体間の連携



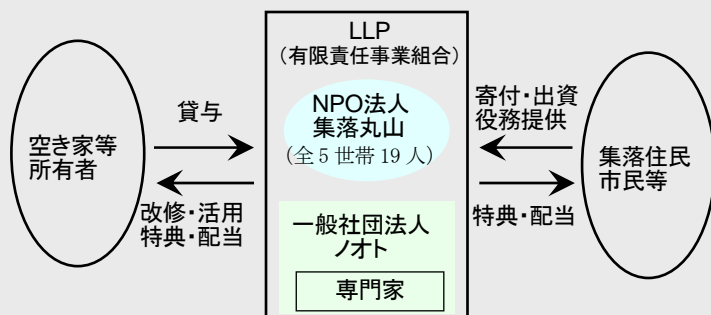
◆事例 各主体が連携した茅葺民家等の「歴史文化まちづくり資産」の活用（丸山集落）

丸山集落は全12軒のうち10軒が茅葺(トタン被覆)屋根の古民家で、周囲には山林、農地が広がる昔ながらの農村風景がそのまま残っている集落である。しかし、うち7軒が空き家となっており、丸山集落の風景及び生活環境の維持・継承が課題となっていた。そのようななか、平成19年、1軒の改修工事がきっかけで、建築や景観の専門家らが魅力と可能性を発見し、翌年から「丸山プロジェクト」がスタートした。

兵庫丹波の森協会や一般社団法人「ノオト」、建築家らが地元住民を後押ししながら、丸山集落の魅力や問題点を探るワークショップを重ね、集落の目標像の共有化を図っていった。

その結果、使われなくなった個人資産は地域の共有資産であるという認識をもとに、国土交通省の補助事業や兵庫県小規模集落元気作戦事業などを活用し、空き家

となっていた築150～160年の古民家3軒を、所有者が10年契約で無償提供し、うち2軒を宿泊施設として改築(うち、1軒の蔵を改装してフランス料理店を出店)。残りの1軒は、市民農園利用者の共同利用施設として改築した。管理・運営は、集落で立ち上げたNPO法人「集落丸山」と専門家組織である一般社団法人「ノオト」が、有限責任事業組合(LLP)を設立し、共同で行っている。そのため、集落住民の経済的な負担が少ないなかで、空き家や空き農地を地域資産として活用し、集落の景観を保全できる仕組みとなっている。



- ① 改築されて宿泊棟となった古民家
- ② 宿泊棟内部居間
- ③ 宿泊棟内台所
- ④ 改築されてレストランとなった蔵
- ⑤ レストラン内部
- ⑥ 丸山集落の風景

## (2) 歴史文化を活かしたまちづくりの担い手づくり

### ア 人づくり

#### 歴史文化に触れ合う機会の充実

市民等が「歴史文化まちづくり資産」に身近に触れる機会を充実するため、行政は、安全な散策道などの整備、美しい都市景観の形成を図るための建築物等の修景、指定文化財をはじめとした「歴史文化まちづくり資産」を紹介するための案内板や標識、施設等の整備などの空間整備を進める。また、「歴史文化まちづくり資産」の公開、住民や子どもを対象とした「歴史文化まちづくり資産」を身近に体験するイベントや講座を継続的に開催する。さらに、ホームページの活用等歴史・文化に関する情報の発信に努めると共に、地域の魅力の向上や活性化に欠かせない「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を図るための人材育成を推進する。

また、若年からの篠山の伝統芸能、工芸技術に親しむ機会の提供による、後継者の発掘・育成を進める。

さらに、ふるさと教育の推進にあたって、現場の教職員が地域特性を十分に理解できるよう、保育園、幼稚園、小学校、中学校において、校区内や集落等の歴史、文化、自然、伝統、産業等に教職員自らが触れて学ぶ取り組みを進める。

#### 学校教育や生涯学習との連携

学校教育や生涯学習の場などの活用により、世代を超えた持続的な「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を推進する。また、特に「歴史文化まちづくり資産」の保存や活用に関する専門的知識を有する市民に

#### ◆事例 「歴史文化まちづくり資産」に触れ合い、学ぶ（西紀南地区）

西紀南地区では、「兵庫県立人と自然の博物館」と連携し、地元住民らが、現生カイエビの生息状況の確認調査などを実施している。専門家からの説明を受けながら、田んぼの畔を探索し、発見した水生生物の生態観察などを実施している。西紀南地区の魅力を再認識するため、住民と専門家が丸となった取り組みである。



調査の様子

対する学習・技術的支援を充実させ、歴史文化を活かしたまちづくりのリーダー（「歴史文化まちづくりアドバイザー」）として養成し、登録を推進する。

また、学芸員資格を有する教育委員会事務局職員を専門の「学芸員」として位置付け、市立歴史美術館や青山歴史村等の文化施設に収蔵する「歴史文化まちづくり資産」の利活用に向けた取り組みを推進する。

### イ 組織づくり

#### 市民による歴史文化を活かしたまちづくりのための組織づくり

行政は、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用に取り組む市民団体の活動支援の充実を図るとともに、「歴史文化まちづくりアドバイザー」の派遣などにより、新たなまちづくりの芽を育成する。

#### 各種団体相互の情報交流・ネットワークの形成

市域全体として歴史文化を活かしたまちづくりの取り組みを活性化しながら、「歴史文化まちづくり資産」の一体的な保存・活用を図るため、各種団体相互の情報交流やネットワークの形成を進める。行政は、各種団体と学識経験者、行政関連部局等が、歴史文化を活かしたまちづくりの方向性について検討できる場及び各主体の連携を支援するための行政窓口の設置を検討する。

#### 庁内関連部局の連携

これまで各分野で個別に展開され、複雑化してきたまちづくり施策を、市民等に分かり易く、活用し易いものへと再整理し、より効果的に施策展開を図ることを検討する。また、歴史文化を活かしたまちづくりに際し、都市計画行政、景観行政、農政、文化財行政等の各分野がそれぞれの特長を活かしながら、より緊密に連携できるような庁内体制の構築を図る。

#### 研究体制の整備

大学等との連携のもと、篠山市が主体となり、篠山市の歴史文化に関する各分野（「景観・まちづくり」「建築物・町並み」「農村・自然環境」「民俗文化」「文化財防災」など）についての研究体制を整備し、「歴史文化まちづくり資産」の継続的な調査・研究を行う。

## ウ 教育プログラムづくり

### 郷土を愛して誇りに思うカリキュラムづくり

「篠山たんけんはっけん歴史マップ」の作成など、市民自らが身体を動かし、五感を通して郷土を感じ、楽しみながら歴史文化を学べるカリキュラムづくりを進める。

### 副読本の作成と総合的な学習の時間等の活用

行政は、「歴史文化まちづくりアドバイザー」等と連携しながら、分かり易い副読本の作成を進め、歴史文化教育を推進する。また、総合的な学習の時間等を活用し、校区の「歴史文化まちづくり資産」について小中高生が地区の高齢者等からの聞き取りを行うなど、世代間交流による歴史文化の伝承を図るとともに、副読本の拡充を図る。

#### ◆事例 学校教育との連携（篠山地区）

篠山地区では、篠山小学校の児童が、河原町について勉強して整理し、丹波篠山まちなみアートフェスティバルに王地山焼の作品を展示したり、河原町マップの作成、来訪者へのインタビューをするなどの取り組みを行っている。

子どもたちが地域の歴史や文化について学び、それを発表することを通じて、地域への誇りと愛着が育まれることが期待される。



## (3) 「歴史文化まちづくり資産」の情報化

### 「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」の活用

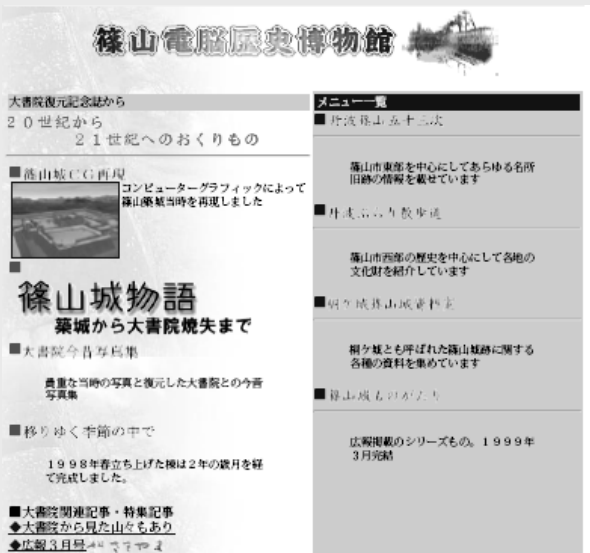
「歴史文化まちづくりアドバイザー」等の専門家の協力のもと、市民を中心とした継続的な調査を実施し、「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」の更新と公開を進めるとともに、集落や地区単位での計画づくりを進め、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用ならびに歴史文化を活かしたまちづくりによる地域の活性化につなげる。

### ホームページの活用等による情報の収集

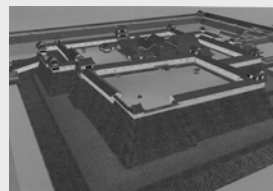
現行のホームページで公開されている「篠山電腦歴史博物館」、GIS（地理情報）システムを活用した「丹波ささやま道知る兵衛」との連携のもと、双方向に情報交流ができる仕組みを構築して、「歴史文化まちづくり資産」の情報を発信するとともに、新たな「歴史文化まちづくり資産」情報の追加を進める。

#### ◆事例 篠山電腦歴史博物館の取り組み

篠山電腦歴史博物館では、CG（コンピューターグラフィックス）による築城時の篠山城を再現して、公開している。また、大書院のかつての姿を表わす古写真を「大書院今昔写真集」と名付けて公開しているほか、篠山市東部を中心とした名所旧跡情報の発信、篠山市西部の文化財の紹介など、興味深い情報を提供している。



#### 篠山電腦歴史博物館による情報発信



CGによる篠山城の再現（内堀・天守台・本丸）の取り組み





### 3 制度・事業の連携による総合的な歴史文化を活かしたまちづくりの推進

#### (1) 文化財の指定等

##### 文化財の指定と保存・活用の方向性

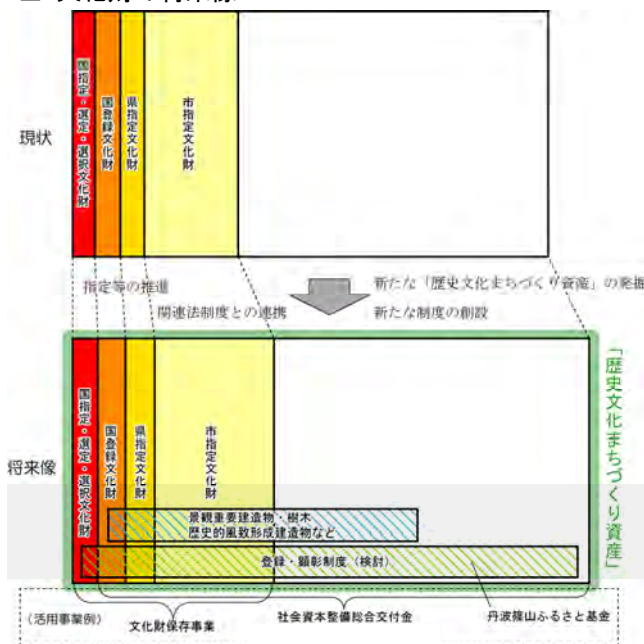
「歴史文化まちづくり資産」のうち、その価値が評価されたものについては、文化財の指定等を進める。そのため、今後、篠山市文化財保護審議会において、市指定文化財の指定基準等の検討を行う。

指定文化財については、文化財保存事業等を活用し、保存の充実・強化に努めるとともに、「景観法」や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（「歴史まちづくり法」）などの関連制度と連携したより質の高い保存を図る。また、可能な文化財については、積極的に公開を進め、市民や来訪者が文化財に触れ合える機会の充実を推進する。

また、今後も文化財調査を継続し、文化財所有者等に対する意識啓発、文化財保存の担い手の育成を推進するとともに、条件が整った文化財については指定の格上げの検討などを進める。また、国指定文化財のうち必要なものについては保存活用計画や保存管理計画、整備基本構想などの策定や見直しを進め、計画的な保存・活用を図る。

さらに、未指定の文化財についても、登録・顕彰制度など新たな制度の創設を検討しながら、「歴史文化まちづくり資産」として保存・活用に努めるものとする。

##### ■ 文化財の将来像



##### 指定等文化財の種別ごとの保存・活用の方向性

文化財の種別ごとに、以下の方向性に基づき適切な保存・活用を図る。

##### ■ 指定等文化財の種別ごとの保存・活用の方向性

種別	項目	保存・活用の方向性	
有形文化財	建造物	保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重要建造物の指定等の推進</li> <li>集落等による管理の推進</li> <li>NPO等による必要な物件の買い取りや借り上げによる管理</li> <li>従前の形態意匠を踏襲した質の高い修理・修景</li> </ul>
		活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般公開や他の用途での利用等の検討</li> <li>イベント等の開催の場として活用</li> <li>まちづくり団体の活動拠点などとして活用</li> <li>篠山市空き家バンクによる情報収集・提供</li> </ul>
	美術工芸品	保存活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な保存・管理</li> <li>文化施設等での展示等による公開の推進</li> </ul>
無形文化財		保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビデオ撮影等による伝統技術の記録作成</li> <li>管理団体の育成、後継者の育成</li> </ul>
		活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育プログラムとの連携</li> <li>イベント等における実演</li> </ul>
民俗文化財	有形民俗文化財	保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>祭具等の作成方法等、実態の適確な把握と記録作成</li> <li>従前の形態意匠を踏襲した質の高い修理・修繕</li> </ul>
		活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育プログラムとの連携</li> <li>曳山や太鼓御輿、祭具等の修理・修繕</li> </ul>
	無形民俗文化財	保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>時代とともに変化する祭礼・行事等の実態の把握、記録作成</li> <li>伝統的活動を継承していくための支援・担い手育成</li> </ul>
		活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育プログラムとの連携</li> </ul>
史跡	保存	保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存管理計画に基づく史跡の保存管理</li> <li>景観計画等の関連法制度と連携した眺望景観や周辺環境の保全</li> </ul>
		活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備基本構想に基づく史跡の整備活用</li> <li>地域の歴史・文化や周辺環境に即した空間整備を推進し、インターネット等の情報発信による積極的な活用の推進</li> <li>歴史・文化・自然の体験学習の場、市民の憩いの場として活用</li> </ul>
	活用	保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画等の関連法制度と連携した眺望景観や周辺環境の保全</li> <li>里山オーナー制度などを活用した管理団体の育成</li> </ul>
		活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史・文化や周辺環境に即した空間整備、眺望空間の整備等を推進し、インターネット等の情報発信による積極的な活用の推進</li> <li>歴史・文化・自然の体験学習の場、市民の憩いの場として活用</li> </ul>
		保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系全体としての保存・保全のあり方の検討</li> </ul>
		活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境と調和した空間整備、生態系保全を十分に考慮した活用</li> </ul>
伝統的建造物群	保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存計画に基づく伝統的建造物及び環境物件等の保存、修理・修景</li> <li>防災計画に基づく防災対策</li> </ul>	
	活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の活用による空間整備の推進、魅力の情報発信</li> <li>空き家活用等の推進・仕組みづくり</li> </ul>	
文化的景観	保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理団体の育成、後継者の育成</li> <li>山林・農地等の適切な管理</li> </ul>	
	活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育プログラムとの連携</li> <li>NPO法人、都市住民などと連携した伝統的な生業の維持による地域活性化</li> </ul>	

## (2) 関連計画・制度との連携

景観、農政、都市計画、教育等の各部門が連携し、景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設、景観農業振興地域、文化的景観などの関連制度を積極的に活用しながら、総合的な取り組みを進める。

また、篠山市の「緑豊かな里づくり条例」に基づく里づくり計画への「歴史文化まちづくり資産」の位置付けなど、各部門の関連計画の策定にあたっては、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用の視点を踏まえ、多様な側面から「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を推進する。

## (3) 歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくための新たな制度の創設

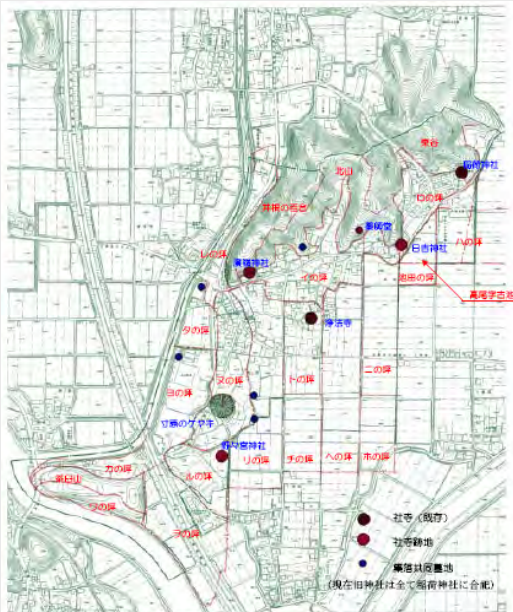
### ア 「歴史文化まちづくりアドバイザー」制度

「建築物・町並み部門」「景観まちづくり部門」「農村・自然環境部門」「民俗文化部門」「文化財防災部門」「歴史部門」「コミュニティビジネス部門」等の多様な部門からなる総合的なアドバイザー制度として、「歴史文化まちづくりアドバイザー」制度を創設する。

#### ◆事例 里づくり計画の取り組み

篠山市では、「緑豊かな里づくり条例」に基づき、地域の特性を活かすための里づくり計画を策定している。

同計画のなかでは、地区の歴史文化まちづくり資産を把握した上で、これらの資産を保全するための土地利用計画ならびに「いえ・にわづくり」ガイドラインなどを定め、地区の活性化と資産の保全を検討している。



黒田地区里づくり計画における「旧社寺の分布と坪名(条里地割)」図

当面は「景観アドバイザー制度」(財団法人兵庫県まちづくりセンター) や伝建地区を対象とした「篠山市町並みアドバイザー」(篠山市教育委員会)、「ヘリテージマネージャー」(兵庫県教育委員会)、「地域づくりアドバイザー」(財団法人兵庫丹波の森協会)等の既存のアドバイザー制度との連携、大学、NPO 法人、地域の有識者や歴史文化に精通している学芸員資格を有する市民などとの連携のもとに運用する。

併行して、大学や専門家、NPO 法人などと連携して、各部門に応じた講座を継続して開催し、市民のなかから「歴史文化まちづくりアドバイザー」を育成し、登録制度を設けていくこととする。

登録された「歴史文化まちづくりアドバイザー」は、地域における歴史文化を活かしたまちづくりの取り組みへの派遣、総合的な学習の時間などの学校教育への派遣などを通じ、市民主体の歴史文化を活かしたまちづくり活動を支援していく。

### イ 支援制度

「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用に係る公共公益性の高い取り組みを行う市民団体(地域組織、まちづくり協議会、NPO 法人など)を「文化財保存活用市民団体(仮称)」に位置づけ、歴史文化を活かしたまちづくり活動を支援する。

### ウ 顕彰制度

「歴史文化まちづくり資産」のうち保存、管理、活用に関する良好な取り組み事例を毎年数件表彰することにより、篠山の歴史文化に対する意識啓発・高揚ならびに各地域における取り組み情報の共有化を図る。

#### ◆事例 「学びの交差展」事業の取り組み

篠山市では夏季休業日を利用して、保護者や地域住民とのコミュニケーションを深める中で、子どもたちが自主的・独創的な自由研究を行い、その学びの成果を交流しあう小学生等夏休みクリエイティブ事業を実施している。学びの足あととしての成果物を「学びの交差展」で展示し、各学校はもちろん市民に広く知らせ、子どもの学びの意欲の更なる向上、保護者への意識啓発につなげている。



成果物の展示の様子

## 第6章 歴史文化保存活用計画

### 1 歴史文化保存活用計画の考え方

篠山市における「歴史文化まちづくり資産」は、市民生活の様々な場面で関わりをもっていること、「歴史文化まちづくり資産」の保存や継承が市民等の不断の営みや活動によって支えられてきたこと、そして、個々の「歴史文化まちづくり資産」は固有の「物語」をもって相互に深く関係していることが明らかになった。

このため、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用について、前項までに、基本理念、基本方針、歴史文化を活かしたまちづくりの進め方において、仕組みの構築や担い手づくり、「資産」の情報化などの考え方を示した。これらの考え方をもとに、市域のなかでの広域性や継続性の視点、今後のまちづくりの展開を見据えた視点、生活を介したより身近な取り組みの視点の3つの視点から、「市全域」「地区」「集落」のそれぞれの区域ごとに、歴史文化保存活用計画（「保存活用計画」）を定めることとする。なお、保存活用計画は下記に示すように、3つの空間ごとの計画全体で構成するものとする。

#### ■ 保存活用計画の構成

歴史文化保存活用計画
<b>「市全域」の 「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画</b> (主な内容) 特に重要な「歴史文化まちづくり資産」や「地区」を越える広域の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用方策について
<b>「地区」の 「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画</b> (主な内容) 「集落」を超えた「地区」レベルでの取り組みが求められる「歴史文化まちづくり資産」の保存活用方策について
<b>「集落」の 「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画</b> (主な内容) 集落単位で守り受け継がれてきた、身近な「歴史文化まちづくり資産」の保存活用方策について

### 2 「市全域」の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画

#### ア 保存・活用の考え方

「市全域」を対象とした保存活用計画では、「第5章 歴史文化を活かしたまちづくりの進め方」をもとに、取り組みを市全域に展開していくことが求められる。

このため、地区や集落を超えた広域的な観点からの「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用の取り組みを継続的に進める。

#### イ 保存・活用の進め方

市全域の「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を進めるため、次のような事業の推進に努める。

- ① 市全域としての重要性や保存の緊急性、「地区」や「集落」を超えた取り組みの必要性等を勘案して、新たな文化財の指定に向けた取り組みを進める。
- ② 専門家等との協力のもと、「人づくり」「担い手づくり」「組織づくり」を進める。
- ③ 「地区」や「集落」における歴史文化を活かしたまちづくり活動を支援するため、副読本の作成や講習会などの開催を積極的に進める。

#### ◆事例 おもしろゼミナールの取り組み

中央公民館は、「丹波ささやまおもしろゼミナール」を連続して主催している。

「道標めぐり」市内に点在する石柱の道標を訪ねるなど、郷土の歴史を現場で学べる機会を設けている。



おもしろゼミナールの様子

- ④ 市民等が「資産」の発見・認識、学習、保存の活動を円滑に進めることが可能となるように「歴史文化まちづくり資産」の情報化に向けた取り組みを継続的に進める。
- ⑤ 「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用の財源確保のため、新しい基金・寄付などの仕組みづくりを検討する。

### 3 「地区」の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画

篠山市では、今後のまちづくりの展開にあたっては、まちづくり協議会（「地区」）を単位としていくことが志向されており、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用においても、地区が主体となって進めることが望まれる。

また、「歴史文化まちづくり資産」が人々の暮らしを介して有機的に関連しているものであることを踏まえ、「地区」の保存活用計画は、「歴史文化まちづくり資産」の特性などをもとに、下記に示すように、3つの類型に区分して定めることとする。

#### 「城下町地区」

篠山城を核とした歴史的計画市街地の形成により発展した近世城下の「歴史文化まちづくり資産」

天下普請で築城された篠山城を核として計画的に配置された武家町・商家町の町並みや社寺、そこで代々伝えられてきた祭礼や年中行事、伝統工芸や酒造などの産業、それらを支える町組織などにより構成される「資産」。

#### 「街道集落地区」

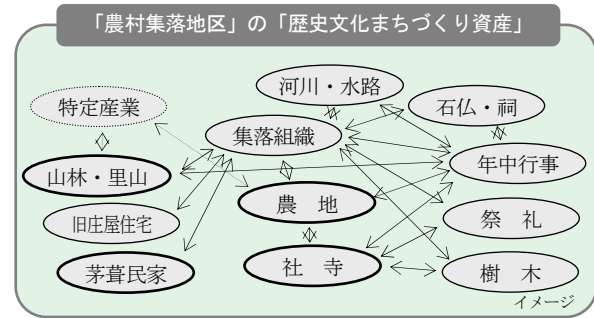
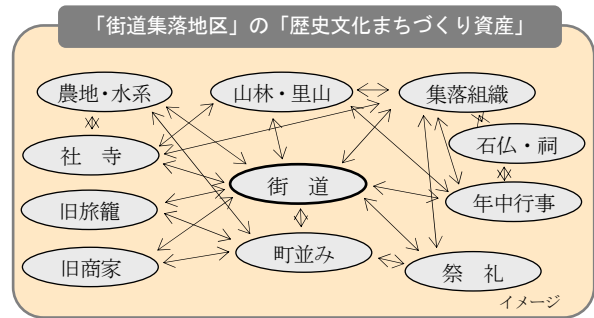
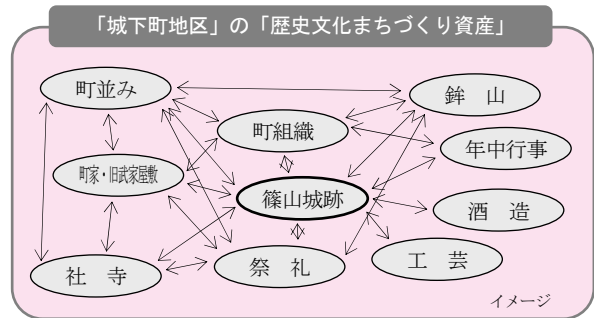
街道筋に発展した街道集落とそれを支える農村集落の有機的関連がつくりだす「歴史文化まちづくり資産」

交通・交易の中心となる街道を核として形成された街道集落の町並み、そこで代々伝えられてきた祭礼や年中行事、また、街道集落を支える周囲の山林・里山や農地・水系などによって構成される「資産」。

#### 「農村集落地区」

自然・歴史・文化が織り成す多様な特性をもつ主として農村集落の農を基盤とした「歴史文化まちづくり資産」

農村集落の文化的基盤を支えてきた農地、河川・水路、山林・里山および集落内の旧庄屋住宅や茅葺民家、祠や石仏、そこで代々伝えられてきた祭礼や年中行事などにより構成される「資産」。



#### ■ 「地区」の類型分布



## (1) 「城下町地区」の保存活用計画

### ア 保存・活用の考え方

城下町の「歴史文化まちづくり資産」を後世に継承することを基本とし、武家屋敷や妻入商家などの伝統的建造物群と庭木や竹林などの周辺の環境を一体的に捉えて、地域住民の生活環境の快適性や利便性、防災機能の向上を念頭に置きながら、城下町地区の特性を活かした保存・活用に努めると共に、「歴史文化まちづくり資産」を活用した地域活性化を進める。

### イ 保存・活用の進め方（8項目）

篠山城下町地区は、平成5年（1993）に兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区に指定され、平成16年（2004）には東新町、西新町、南新町、北新町、河原町、小川町及び立町の各一部が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、重要伝統的建造物群保存地区では、平成20年（2008）に「篠山市篠山伝統的建造物群保存地区防災計画」が策定されている。さらに、平成23年度からは、「景観法」に基づく「篠山市景観計画」により、地区別計画「歴史地区計画」として、建築物の形態意匠（デザイン）などの基準が設けられる予定となっている。このように、本地区では早くからの景観形成に関する制度により、歴史的な町並みが維持・継承されてきているが、その保存・活用は一部にとどまっている。

また、民俗文化の面では、城下町特有の祭礼や年中行事などが継承されているが、黒岡春日神社の祭礼など一部記録等が進められているものの、未だ全容は把握できていない状況にある。

このため、篠山城を核として発展した近世城下町の「歴史文化まちづくり資産」を保存・活用するため、次のような取り組みを市民等と行政、専門家の協働によって推進する。

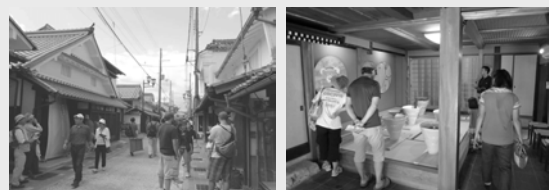
① 伝統的建造物群保存地区外における伝統的建造物や民俗文化は重要な「歴史文化まちづくり資産」であることから、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、文化財の指定や登録などの各種制度を活用した「歴史文化まちづくり資産」の保存を推進するとともに、民俗文化の次世代への継承に向けた記録の作成ならびに後継者の育成を進める。また、市民等に

よる民家の再生や新たなイベントの開催など「歴史文化まちづくり資産」を活用した各種取り組みを積極的に進める。

- ② 国指定史跡篠山城跡については、保存管理計画及び整備基本構想に基づき、内堀や石垣等の保存・修理を進め、地区のシンボリックな「歴史文化まちづくり資産」として適切な保存・活用に努める。
- ③ 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、伝統的建造物等の修理・修景、環境物件の復旧等に努めると共に、それらの活用を推進する。
- ④ 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、住民の防災意識、地区の防災力、建物の防災力等、地区の総合的な防災力の向上を図ることにより、住民や来訪者にとって美しく安全な防災まちづくりに努める。
- ⑤ 「歴史文化まちづくり資産」を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの特徴を考慮した環境整備や修景等を行い、総合的な景観形成に努める。
- ⑥ 「歴史文化まちづくり資産」の公開、展示公開施設の充実に努める。また、市民や来訪者の「資産」に対する理解を促すために必要な標識や案内板等の設置を推進する。
- ⑦ 「歴史文化まちづくり資産」を含む市街地の魅力を再発掘し、持続的にぎわいの創造を図るため、「新中心市街地活性化基本計画」の策定及び事業実施を進め、地域の活性化を図る。
- ⑧ 将来的には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（「歴史まちづくり法」）に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を進め、「歴史文化まちづくり資産」の総合的な保存・活用を推進する。

#### ◆事例 アートフェスティバルの取り組み

築城400年祭をきっかけに進められた「丹波篠山・まちなみアートフェスティバル」は市民やアーティストが協働して、伝統的建造物の公開とアーティストの作品の発表がなされ、「歴史文化まちづくり資産」の活用が図られている。



民家や町並みにおける作品の展示

## (2) 「街道集落地区」の保存活用計画

### ア 保存・活用の考え方

多様な「歴史文化まちづくり資産」を有する街道集落と周囲の農地や水路、山林などを一体の関連「資産」として捉え、「歴史文化まちづくり資産」の保存を進めると共に、街道集落の町並みを活用した多様な地域活性化方策を推進する。

### イ 保存・活用の進め方（8項目）

街道集落の町並みと一体となる周囲の農地や背後の山々は、兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（「緑条例」）に基づく「さとの区域」、「森を生かす区域」、「森を守る区域」として、一定以上の規模の開発については許可・協議の対象となり、土地利用指針、建築指針、緑化指針により規制誘導が行われている。また、平成23年度からは「景観計画」に基づく景観形成基準により規制誘導が行われる予定となっている。さらに、農地については多くが「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域」「農用地区域」に指定されるなど、現状においても農地や山林の保全措置がとられている。これらの保全制度に基づき、まちづくりの核として「歴史文化まちづくり資産」を活用するなど、総合的、一体的にまちづくりを進めることが求められている。

このため、街道筋に発展した街道集落を核として、周囲の農村集落と連携を図りながら、「歴史文化まちづくり資産」を保存・活用するため、次のような取り組みを市民等と行政、専門家の協働によって推進する。

① 特色ある景観を形成する伝統的な建造物や樹木、民

俗文化などについては、重要な「歴史文化まちづくり資産」であることから、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、新たな文化財の指定や登録などの各種制度を活用した「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を推進するとともに、民俗文化の次世代への継承に向けた記録の作成ならびに後継者の育成を進める。

- ② 国指定史跡は保存管理計画及び整備基本構想に基づき、地区のシンボリックな「歴史文化まちづくり資産」として適切な保存・活用に努める。
- ③ 伝統的建造物群保存地区制度の導入を進め、将来的には伝統的建造物等の修理・修景、防災機能の向上、樹木等の環境物件の復旧を図る。
- ④ 「歴史文化まちづくり資産」を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの特徴を考慮した環境整備や修景等を行い、総合的な景観形成に努めると共に、所有者等との連携により、篠山市「空き家バンク制度」を活用し、地域の活性化を進める。
- ⑤ 「歴史文化まちづくり資産」の公開、展示公開施設の充実と努めると共に、「資産」に対する理解を促すために必要な標識や案内板等の設置を推進する。また、地区住民等による講座の開催など「ふるさと」を知る活動を進める。
- ⑥ 少子高齢化が進む中、集落相互が連携し、「歴史文化まちづくり資産」の保存を組み入れた防災の取り組みを進める。
- ⑦ 集落の周囲に広がる農地や山林・里山については、農業振興の各種施策や地域間交流による産業振興等に努め、都市住民や企業との連携のもとに、保全・管理・活用を推進し、地域の活性化を図る。
- ⑧ 将来的には、「歴史まちづくり法」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を進め、「歴史文化まちづくり資産」の総合的な保存・活用を推進する。

#### ◆事例 まちづくり拠点としての 古民家の再生・活用（福住地区）

福住地区では、江戸後期の創建と推測される古民家樋口家(福住下)を地区のまちづくり拠点「さんば家ひぐち」として改修、整備した。

拠点の愛称は、かつて樋口さんが産婆さんであったこと、そして、ふくすみ 2030 プロジェクトとして取り組んでいる「人口倍増計画」には子供の誕生が不可欠であること、「福住のまちづくりが生まれる場所」として命名された。「さんば家ひぐち」に集い、交流し、より良いまちづくりが進められることが期待される。



「さんば家ひぐち」

#### ◆事例 軒先ミュージアムの取り組み（日置地区）

日置地区では旧デカンショ街道沿いのにぎわいの復活を目的として、6年前から民家の軒先に、各家の屋号を記したあんどんやたんすに眠っている着物を仕立て直したのれんで飾る「軒先ミュージアム」を開催している。



日置軒先ミュージアム

### (3) 「農村集落地区」の保存活用計画

#### ア 保存・活用の考え方

農村集落地区では、長い時間をかけて造りあげてきた農地や山林、そこから生まれる“丹波篠山”の特産品などが、茅葺民家や石仏、年中行事などの多様な「歴史文化まちづくり資産」と互いに関わり合いを持っている。こうした「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用に向けて、地区住民をはじめとして都市住民や専門家など多様な人々によって支え合う仕組みを構築していく。

#### イ 保存・活用の進め方（7項目）

農村集落と一体となる農地や集落背後の山林・里山は、「緑条例」に基づく、「さとの区域」、「森を生かす区域」、「森を守る区域」として、一定以上の規模の開発については許可・協議の対象となり、土地利用指針、建築指針、緑化指針により規制誘導が行われている。また、平成23年度からは「景観計画」に基づく景観形成基準により規制誘導が行われる予定となっている。また、農地については多くが「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域」「農用地区域」に指定されるなど、現状においても農地や山林の保全措置がとられている。

これらの農地や山林に関する保全制度を活用しながら、「歴史文化まちづくり資産」を核として、総合的かつ一体的にまちづくりを進めることが求められている。

このため、自然・歴史・文化が織り成す多様な特性を持つ農村集落の「歴史文化まちづくり資産」を保存・活用するため、次のような取り組みを市民等と行政、専門家の協働によって推進する。

- ① 篠山市の特色ある農村景観を形成する茅葺民家などの伝統的な建造物、登り窯などの伝統的な産業遺産、景観の特徴を構成する樹木、民俗文化、茶畑や黒大豆畑など生業に関わる景観などについては、重要な「歴史文化まちづくり資産」であることから、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、新たな文化財の指定や登録などの各種制度を活用した「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を推進する
- ② 地区の歴史を物語るとともに、農村集落における各地区の誇りや「地区らしさ」を表わす民俗文化を次

世代へ継承するため記録の作成ならびに後継者の育成を進めると共に、地区住民の協働により、民俗文化の復活・継承に努める。

#### ◆事例 地区単位における民俗文化の復活・継承（大苧地区）

大苧地区小原集落の小原春日神社の祭礼では、かつて、造り山に乗せて造り物を奉納していた。その後、時代の流れとともに、造り山は中断していたが、大苧小学校、大苧地区自治会等によって行われる「大苧まつり」で造り山・造り物が復活された。小原集落住民の指導のもとに、小学生が鯉の滝のぼりの造り物をつくり、大苧地区全域の自治会長が曳くという形式である。地域のイベントとして複数の集落が協力し、かつての民俗文化の一端を復活させ、継承しようという取り組みである。



「大苧まつり」で曳かれる復活した造り山

- ③ 「歴史文化まちづくり資産」を活かしたまちづくりを進めるため、都市住民と地区住民の協働などによって、集落及び周辺の農地や山林を含めた環境整備や修景等を進め、総合的な景観形成に努める。
- ④ 「歴史文化まちづくり資産」の展示公開の充実に努めると共に、「資産」に対する理解を促すために必要な標識や案内板等の設置を推進する。また、地区住民等による「ふるさと」を知る活動を進める。

#### ◆事例 草山村史の作成の取り組み（西紀北地区）

草山郷づくり協議会では、次世代に旧村の歴史を伝えようと「草山村史—春日神社歴史編」を編集し、全戸に配布した。約40年前に作成された村史をもとに子どもたちにも分かりやすい文章で書き直した。



「草山村史—春日神社歴史編」復刻版「表紙」

- ⑤ 少子高齢化が進む中、集落相互が連携して地区単位で、コミュニティの防災力を高め、「歴史文化まちづくり資産」の保存・再生を組み入れた防災まちづくりの取り組みを進める。
- ⑥ 集落の周囲に広がる農地や山林・里山などについては、農業振興の各種施策の導入や都市住民や企業との連携のもとに保全・管理を推進し、農地や山林・里山の活用を通じて、地域の活性化を図る。
- ⑦ 将来的には、「歴史まちづくり法」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を進め、「歴史文化まちづくり資産」の総合的な保存・活用を推進していく。

## 4 「集落」の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用計画

### ア 保存・活用の考え方

篠山市は、264 の集落で構成されており、その多くで昔から住民に親しまれ、大事にされてきた「歴史文化まちづくり資産」が数多く残されている。また、これらの集落の景観は集落住民が絶え間ない努力によって作りだしてきた知恵と優れた技を示すものである。



久昌寺より遠望する大芋地区市野々集落の景観

山裾の茅葺民家（トタン被覆）などによって構成される集落と前面の良く耕作された農地および集落背後の山林は、それぞれ生活や生業に深く関連して、篠山の集落における固有の「歴史文化まちづくり資産」となっている。

しかし、多くの集落では少子高齢化等に伴い、「資産」の維持が困難になってきているのが現状である。

こうした背景を踏まえ、「集落」においても、「地区」単位の保存活用計画と連携を図りながら、地域の実情に応じた計画単位や手法を用いることにより、実効性の高い保存活用計画づくりを住民主体で進める。

### イ 保存・活用の進め方（3項目）

集落住民の身近な「歴史文化まちづくり資産」であるお堂や祠などは集落の核となっており、集落の生活の中で、継承のための方策や集落の活性化のための方策などを、集落の特徴に応じて様々な取り組みを検討していくことが必要とされる。

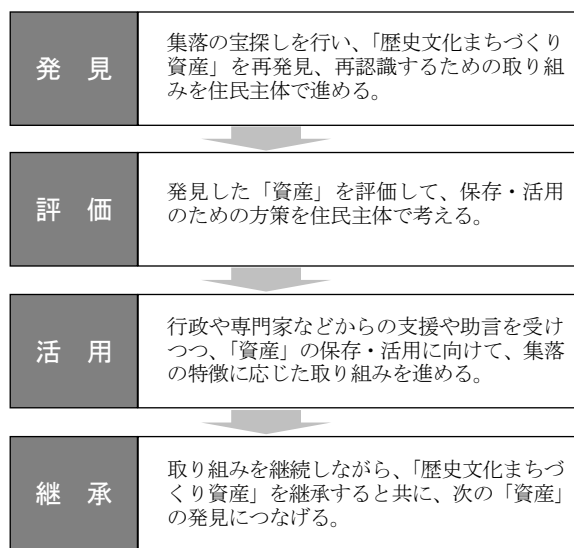
このため、集落固有の「歴史文化まちづくり資産」の保存・継承に向けて、次のような取り組みを推進する。

① 集落に残る「歴史文化まちづくり資産」を保存・活用するため、「資産」について学び、考え、行動する

機会を積極的に設けるものとする。こうした機会には、「歴史まちづくり資産集落カルテ」を活用しながら新たな「資産」の発見や調査研究を進める。

#### ■ 「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」の活用方法

集落ごとに作成されている「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」を様々な機会に活用して、集落の「歴史文化まちづくり資産」の保存活用を図り、集落の活性化につなげる。



#### ◆事例 手づくり案内板の取り組み

（福住地区川原）

川原自治会では、地域の氏神である山王神社や山神神社について、由緒を住民が理解し、地域外にも発信しようと、住民が手づくりで案内板を作成している。案内板を作成する過程では、由緒を神社庁に確認し、写真やイラストで地域の見どころとなる小さなほこら、多様な生物などを紹介する地図も製作している。



説明板と地図による案内板

② 「資産」を保存・活用する担い手や組織を育成するため、「歴史文化まちづくり資産」保存・活用講座の開催などを行政、専門家、市民団体、住民などの協働で進める。



◆事例 講演会の開催、冊子の作成  
(雲部地区東本荘)

東本荘自治会は、雲部車塚古墳や宮の当の歴史に関する講演会を開催したり、地域の今日までの移り変わりを「東本荘のあゆみ」として冊子にまとめるなど、地域の歴史を学び、伝えていく取り組みを進めている。



講演会の様子

③ 篠山を代表する伝統的な産業の継承・発展、集落の生活・生業の場である農地の維持、里山の管理技術の継承、防災まちづくりなどを進めるため、学校教育、市民活動、企業などと連携しながら多様な活動を展開する。

◆事例 炭焼技術の継承 (西紀北地区桑原)

山間部の集落で行われていた炭焼きを後世に伝えようと、地域住民で構成されたボランティアグループ「愛桜会」が炭焼きを行っている。グループは技術を次世代に残すと共に、人々の交流の場にもなるように、「ふれあい炭焼き窯」をつくり、60～70歳代の8人を中心に炭焼きに取り組んでいる。また、地域の西紀北小学校の生徒も生活科の授業の一環として、窯からの炭出しや、炭を小型ののこぎりで切る作業などを体験している。このように、地域の伝統的な技術を継承するため、地域住民の取り組みが進められている。



炭焼き作業に関わる児童

◆事例 小学生による伝統産業の継承  
(今田地区今田町下小野原)

今田小学校の全児童は、丹波焼の窯元や県立陶芸美術館の指導を受けながら、作陶活動を実施している。学校の裏山に設置された「あけぼの窯」で作品を焼成するなど、本格的な焼き物づくりを体験する活動を進めている。



あけぼの窯

◆事例 資産の保存活用活動 (日置地区辻)

辻自治会は、中世の山城である淀山城址(波々伯部氏の居城)を後世に残すことを目的として活動を進めている。これまで、登山道や里山整備、先人の歴史に触れながら、誰もが憩える場所づくりのため、案内説明板やベンチなどを設置するなどの整備事業を共同で進め、集落の連帯感や資産を守ろうという機運が醸成されている。



集落単位で進める資産の保存活用活動

◆事例 いのちを守る防災マップづくり  
(日置地区曾地中)

曾地中自治会では、市が作成したハザードマップなどをもとに、神社や公民館などの避難所、井戸や池、消火栓や防災器具庫の場所にシールを貼るなどして位置を再確認しながら、住民による「いのちを守る防災マップ」づくりに取り組んでいる。



防災マップづくりの様子

## 【コラム】 地域の建築に携わる者の役割

### 1 市民と協働すること

#### (1) 事例 市民による古民家再生プロジェクト

##### ア きっかけ

2005年の6月に篠山の城下町エリアで開催されたまち歩きイベント参加中、空家になった民家を見て、「このままでは、近い内に解体される」と危機感を抱いた参加者は、現在の民間市場原理では残らない貴重な「資産」(古民家)を後世に残す新しい社会システムが構築できないかと考えた。公的補助制度に頼ると、タイミングが合わない、様々な制限が加わる、補助期間終了と共に、意識も薄れていくことなどから、民間資金と市民による古民家再生を目指したことが、きっかけである。

##### イ 活動の目的と手法

伝統的な町並みの保全を目指して、失われていく古民家を専門家の指導の下、市民と協働作業で改修し、町を愛し理解する人たちが、購入または借り受けて住居や店舗に活用することを目的とする。

プロジェクトは、先ず専門家(建築士・ヘリテージマネージャー)が調査を実施する。古民家の年代特定・評価・腐朽箇所・設備の有無・改変履歴などから、一番輝いた時代を想定して復原を目指し、耐震補強も計画に加えて修復費用を算出する。次に概算費用を基に、収支計画を行う。ボランティアによる作業量と費用対効果、ボランティアと指導者(プロの各種職人)の作業分担と指導者への依頼。ボランティアの募集は、ホームページによる広報と登録者への案内である。また、同時に建物所有者に対する協力依頼と啓蒙を実施する。

作業は月2回で、プロジェクトの工期は1年を目途とする。作業前には、講座を開き参加者が興味を引く話題を提供すると共に、作業の安全性を確保するために、プロから作業の手順・道具(特に電動工具)の使用方法などの手解きがある。実作業は、片付け・解体から始まるが、古民家に愛着を覚えるのは、この作業を行うからであって、また最も経済効果を上げるのも、片付け・解体・清掃である。しかし人気のある作業は、大工と左官仕事でプロの裏技も伝授され、作業ボランティアのリピートに繋がっている。

完成すると売却か転換を行い、得た収益は次の古民家再生の原資として、運用される。

##### ウ 効果

景観を形成する古民家の外観を整えることで、まちと古民家の魅力を高める。また、係わった人々が、町に親しみを覚え、篠山暮らしを羨ましく思い篠山への移住を望んで、叶えた人がいることが挙げられよう。さらに特筆すべきことは、以降のプロジェクトの根幹をなすようになった河原町における「teyany」プロジェクトでの「町屋トラスト」だろう。所有者は無償で建物を提供し、篤志家は資金を出し、技術やアイデアを提供できる人は技を發揮し、労力を提供できる人は汗を流した。行政や自治会も支援を惜しまなかった。「ギャラリーカフェ」として開店してからも地域の支援を受け、町の拠点として役割を果たした。

#### (2) 舞台づくり

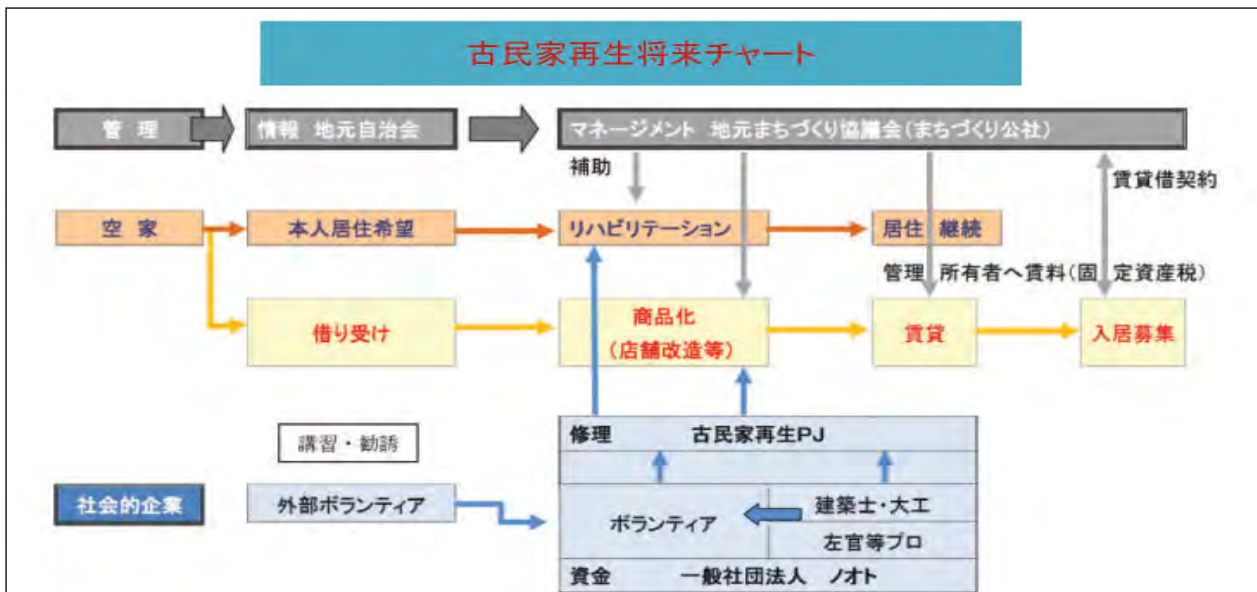
以上6年半の活動から得たものを礎に、我々建築に携わる者が、各地域で地元の人々と歴史文化基本構想に沿ったまちづくりを実効性のあるものになりたいと考える。

##### ア 基本理念

基本理念は、当基本構想を基に専門家と共に地域住民が策定することになるが、まちづくり活動の「舞台」として出来れば地域で歴史文化的価値の高い空き家を整備したい。それは、先ずは行動に移すことが大切だと考えるからで、空き家を前述した通り地域の人々全員で片付け・解体・清掃を行う。作業では、懐かしいものを目にして会話が生まれ、汗を流すことで連帯感が育まれる。さらに建造物に愛着を覚え自分たちの“もの”となり、より求心性をもつ。それは地域の拠り所となり、「核」となる。「核」は、まちづくりの「舞台」としてただ単に歴史文化を継承するだけでなく、新たな発展に寄与することになる。「地域トラスト」方式で、地域で出しあえるものを系統化し、協力を促すのが良策だろう。

##### イ 組織運営

組織は、地域の人々が中心になるが、若い世代に余り労的・金銭的負担にならない配慮が必要で、ある年代(リタイヤする頃)になれば、スムーズに引き継がれる枠組みを



将来の古民家再生プロジェクトのフロー

兵庫県教育委員会文化財室長 村上裕道氏作成

構築すべきである。組織は、開かれたもので、女性や若者それに外部の人々の意見も取り入れやすい環境整備が必要となる。

しかし持続的に組織運営を計る場合、何かしらの資金が必要となって、住民に多額の金銭的負担求めてはならない。そこで、まちづくりを進めるにあたっては、収入が見込める事業も合わせて考えていき、地域資源の活用や他の地域とのネットワークなども視野に入れつつ、積極的に展開すべきだと考える。そのためには、全市的に運営状況を把握しているエリアマネージャー（統括管理者）が重責を担うことになる。

## 2 茅葺民家の保存と活用

### (1) 保存

茅葺民家の修理を考えたときに、漠然と「途方もなく費用が嵩みそうだ」と想像する。茅も無いと聞くと、職人もいない、そもそもどこに相談したらいいかわからない。書き出すときりが無いほど、不確定で不安なことばかり。とても修理する気持ちになれないのも、無理はない。逆に茅葺き職人は、過去の職種と受け止め、就労の選択肢にも上がらない。尤も最近の若者の中には、知り得る機会があり興味を持って、憧れて弟子入りする人もいるが、稀である。そこで、茅の葺き替えを中心に、知り得る情報を提供したい。

#### ア 費用の内訳

茅の葺き替えなど保存を考える場合にまずは、茅葺き替えの費用について整理する必要がある。ここで引用する金額は、あくまで参考金額である。現場の状況（搬入し易さ・足場の組み易さなど）、茅の品質・在庫、屋根の納まり、棟などの仕様、社会情勢によって忽ち変わってくるので、ご承知願いたい。

茅葺き替え（全面葺き替え）の内訳は、茅代 40% 葺き手間 45% 足場など 5% その他 10%である。

費用は、m<sup>2</sup>当たり 20,000 円から 40,000 円である。

瓦が、m<sup>2</sup>当たり 8,000 円から 15,000 円程度なので約倍と考えれば良いだろう。となれば、やはり費用が嵩み中々おいそれと葺き替えはできない。しかし、

良く見ると、茅が支給できれば、約半額の瓦並の金額で葺き替えが可能なの分かる。また、葺き手間の 25%は手元（手伝い）の費用なので、昔の「結い」の精神でお手伝いすれば、案外安く葺き替えが可能になる。ここでの金額は、全面葺き替えで、普通部分修理ならもっとお手軽に維持できることになる。

もうひとつ、現在多くの茅葺きが覆い屋根で保護されているが、殆どが鋼板製で 10 年に 1 度程度塗り替えが必要となる。費用は m<sup>2</sup> 当たり 2,000 円から 5,000 円掛かる。塗り替えを考慮すれば、案外茅葺でいけそうだとする。

公的支援制度の導入も考えられる。公的支援があれば、事業を推進し即効性があり、導入の意味合いは大きい。費用は覆い屋根の撤去費用相当が良いのではないかと考える。おおよそ 1 棟 50 万円程度で、年間 20 棟とすると 1000 万円の予算規模となる。これは、国・県の補助も期待できる。

#### イ 茅葺き職人を増やす

茅葺き職人は育つか。上記内訳に戻ろう。例えば茅葺き屋根の大きさが 300m<sup>2</sup> としよう。m<sup>2</sup> 当たり 20,000 円として、600 万円。プロの葺き手間は、「結い」でいくと、約

200 万円。平均 4 名で約 1 カ月。ひとり 1 棟 50 万円の計算になる。毎月 1 棟のペースで修理すると、この不景気の中十分な収入と言えよう。篠山には 1,400 棟余りあり、年間 20 棟の修理で 70 年、10 名程度の雇用は確保できる。また、篠山を超え、今の美山のように他の地域にも進出して商圏エリアが広がる可能性がある。

#### ウ 茅葺き屋根に戻す

茅葺き屋根に戻すためには、ふたつの仮定をクリアしなければならない。茅場を確保し茅のストックに努め、みんなで手伝って屋根葺きをすることとなる。それさえできれば、法的緩和（延焼の恐れのある屋根の不燃化）と防災措置を講じて、覆い屋根を外し本来の美しい茅葺民家が点在する景観が呼び戻される。篠山は、全国一茅葺民家が多い市と成り得る。戻す際に必要なのは、無理な増築をしている箇所を減築を合わせて、行った方が良からう。

### (2) 活用

昨今の篠山は、観光客が増加している。それは、城下町エリアに限られていて、まだまだ農村部までは及んでいない。前述した通り仮に茅葺民家の茅化が実現すると、城下町エリアより農村部の方が、魅力的かもしれない。周囲の景観は既に素晴らしいものがあり、多くの移住希望者と観光客を惹き付けるものとなる。合わせて、遊休農地での就農が増えるのは間違いない。篠山での就農は、かなりトレンドであって、おしゃれで生計が成り立つであろう。農業をやりたい、林業をやりたい若者が、沢山いることをお伝えして締めたい。



茅葺き替えの様子

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員

才本 謙二



## おわりに

### 「篠山らしさ」と「歴史文化まちづくり資産」

#### (1) 「篠山らしさ」をかもし出すもの

「里山のある風景は、こころが癒される」と、そぞろ歩きをする人がつぶやかれる。

里山のすそを小道がゆるやかな曲線を描き、いびつな形の田んぼが連なる風景は、篠山の景観を引き立たせる重要な要素の一つである。

この風景は自然だけでつくり出されるものではない。山すそをきれいに刈り取る「わち刈り」が施され、田んぼの土手も手際よく整備されているから美しい景観が保たれているのである。

地元の農家が暇を見つけては「草刈り」の仕事に精を出すのは、伝統的に受け継いできた農作業の風習であり、それが篠山の風土をつくりだしてきたといえる。

「わち刈り」と「土手の草刈り」は田畑の肥料作りと農耕の主役である家畜の飼料を確保することにあつた。さらに病虫害から作物を守る役目ももっていた。こうした篠山ならではの農作業の営みが篠山の風土を育み、癒しの原風景を生み出してきたといえる。

#### (2) 「歴史文化まちづくり資産」を支えてきたもの

篠山の農村集落に息づく風習と文化は、篠山の地形と気候によって形づくられてきたことはいまでもない。集落を形成する山ふところには、「山ノ神」が存在し、集落なりにシンボルとしての山を持ち続けてきた。それによって、集落内の人々のつながりが強いものになってきたように思う。

収穫した作物を共有しながら、個々の生計を維持していこうとする営みが集落全体を支えあう絆を培ってきたといえる。この風習こそ篠山の伝統的行事を支えるエネルギーとして受け継がれてきたのではないだろうか。

「歴史文化まちづくり資産」をつくり出してきたのは集落を支えてきた人々の営みそのものであると考えられる。

そうした「資産」を受け継いでいくには、篠山の良さを自覚し、次の世代へ語り継ぐ努力を惜しまないことである。集落の子どもたちに「集落の良さ」を感じとらせる生活を体験させることである。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会副委員長

大路 靖



古市地区住山付近



城南地区谷山付近

## 篠山市歴史文化基本構想の実現に向けて

「日本の原風景」をテーマに、この篠山市歴史文化基本構想の策定は行われた。これは、ある意味では野心的、またある意味では無謀な挑戦であったかも知れない。その狙いは、今後日本各地の文化財保護行政が各々の歴史文化基本構想を策定していく上で、一般的手法として役立つような総合的で普遍性ある、オーソドックスな構想の枠組みを提示することにあった。それが成功したか否かは、今後の結果に待つしかない。異なる分野の有形無形各種の文化遺産を総合的にとらえる、という作業の困難さは、最初から予想されていた。各分野の専門家の献身的な参加を得て、未曾有の全市民的な悉皆的な未指定文化財の分布調査が敢行され、GIS で統合された膨大な網羅的な基礎資料として蓄積された。今後の歴史を活かしたまちづくりに必要な「資産」が、各行政分野で、また地域の市民が使用できる形で、提示できることになった。画期的なことである。

しかし、各種文化遺産を、その価値のレベルで統合的に理解し地域の歴史や景観として組み立て直す作業は、専門家達の中では十分に達成することができず、今後のそれぞれの地域の市民の取り組みに委ねられることになった。恐らくは、小字の一筆地目単位での地名の調査が、膨大な土地に関わる記憶を統合する作業の前提となるだろう。沖縄県や長野県妻籠宿などわずかな場所を除いて、地名の意味などの文字化されていない伝承の記憶は、全国的には記録もされないままに、次世代への継承もなく記憶を持つ最後の世代が今消えつつある段階にある。しかし、文化遺産の保存は、現実の中で許される範囲の中で進めていくしかないのも事実なのである。

専門家の中での価値のレベルでの統合は、なぜ困難なのか。それは、文化遺産の各専門分野が、大学等で教育される細分化された学術的な学問体系のうえに成立しており、学問体系の枠を超えて統合する試みが、大学や行政でこれまで全くと言ってなされてきてなかったことを反映している。

今回の作業の中で、個別分野の中では、今回の篠山市歴史文化基本構想のために、統合的な理解を深めよ

うとする挑戦が成功している。例えば建築史の分野では、都市である篠山城下町の町家と大芋集落などの農村の住居の、ちょうど中間的な形態が街道沿いの福住集落で見られるという発見がある。

しかし、それが分野を超えて民俗学や景観計画学との統合的理解ができたかと言えば、まだその段階には至っていない。ましてや分野を超えた総合的な文化財指定などの具体的な対応は容易でない。分野を超えた総合的な文化財指定が国レベルでなされたのは、北海道東部の標津町でアイヌの集落史跡とその前に展開する湿原の天然記念物指定が、昭和40年代に同時に隙間を取らずに地区指定された事例しか、全国的にないという。この例外的な統合的保護が実現したのは、両分野を統合する文化庁記念物課長の立場からの一種の強い指導が各分野の専門家に対してあったから、と聞く。

歴史文化基本構想は、正しい方向を求めているが、それは専門家任せではなくて、地域の市民住民が自らの歴史的環境に誇りを持ち、それを拠点に歴史を活かしたまちづくりを取り組む、いわば西欧の諸都市では普通に見られる状況を、行政のリードのもとにいかにつくっていくかが最終的な課題なのではないか、と考えられる。

今回の篠山市の場合、委員会には毎回数名の地域住民や地域の建築遺産専門家の代表が参加され、活発なご意見を伺うことができた。そこに長期的な希望を見たい、と念じている。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会委員長

益田 兼房



日置地区祇園祭り





---

## 篠山市歴史文化基本構想

平成23年3月

編集・発行 篠山市教育委員会  
〒669-2397 兵庫県篠山市北新町4-1  
TEL (079) 552-1111

---